

学生野球創生期から現代にいたるまでの  
行動規範の検討

—学生野球憲章の制定・改正の歴史的経緯を辿って—

2015年3月

新潟大学大学院

現代社会文化研究科

金 崎 泰 英



## 目次

序章.....	1
第 1 節 問題意識と課題の設定.....	1
第 2 節 本論文の方法と用語説明.....	2
第 3 節 本論文の展開と構成および関係する先行研究の検討.....	4
1. 第 1 章について.....	4
2. 第 2 章について.....	5
3. 第 3 章について.....	6
4. 第 4 章について.....	7
5. 第 5 章について.....	8
第 1 章 現代の高校野球における精神性の源泉.....	10
第 1 節 我が国における野球普及の淵源と一高の精神性.....	10
1. 野球の伝来.....	10
2. 新橋アスレックスの誕生.....	12
3. 第一高等学校の設立.....	14
4. 一高野球部と英国人教師フレデリック・ストレンジ.....	16
5. 寄宿寮の完成とインブリー事件.....	18
6. 一高の精神性と武士道.....	21
第 2 節 一高を土台とした新たな精神性.....	23
1. 野球の伝播と一高の覇権の終焉.....	23
2. 個の意識の台頭.....	26
3. 学制の変遷と早稲田大学の誕生.....	28
4. 安部磯雄とその精神性.....	30
本章のまとめ.....	34
第 2 章 害毒論争と甲子園大会のはじまり.....	36
第 1 節 野球の大衆化と野球害毒論争.....	36
1. 学校を中心とした野球の広まり.....	36
2. 早慶戦の始まりと中断.....	38
3. 野球の弊害と野球害毒論争の端緒.....	44
4. 野球害毒論争における論点.....	46
第 2 節 新聞社によるイベントと甲子園.....	49
1. 新聞社間の競争.....	49
2. 新聞社によるイベントの創出.....	51

3. 大会開催における懸念点.....	52
4. 選手権大会における理念とその特徴.....	55
本章のまとめ.....	58
第3章 我が国におけるプロ野球の発祥の特徴.....	60
第1節 野球人気の高まりと表出する問題.....	60
1. 中等学校野球大会の発展.....	60
2. 東京六大学野球の誕生.....	64
3. 営利企業と野球.....	66
4. 学生野球と入場料収入.....	70
第2節 野球統制令の発令.....	72
1. 発令までの経緯.....	72
2. 統制令の概要と特徴.....	74
3. 統制令にみる弊害.....	75
4. 統制令と入場料および中等野球における大会.....	77
5. 早稲田のリーグ脱退問題.....	80
第3節 プロ野球の誕生.....	85
1. 我が国最初のプロ野球.....	85
2. プロ野球の抱える問題点と求められた理念.....	88
3. 野球統制令と新たなプロ野球の誕生.....	93
4. 新たなプロ野球における理念.....	96
本章のまとめ.....	99
第4章 戦争による野球への影響.....	100
第1節 戦時体制への対応と中断.....	100
1. 日本職業野球連盟の誕生.....	100
2. 戦時体制と学徒体育振興会.....	103
3. 甲子園大会の中断.....	106
4. プロ野球の中止.....	108
第2節 戦後の野球の復活.....	110
1. 中等学校野球連盟の発足と甲子園大会の復活.....	110
2. 学生野球指導委員会の誕生と自治への準備.....	114
3. プロ野球の復活.....	116
本章のまとめ.....	120
第5章 教育の一環としての学生野球.....	121

第 1 節 学生野球による自治の回復.....	121
1. 学生野球協会の誕生と基準要綱の制定.....	121
2. 基準要綱の特徴と統制令との比較.....	123
3. 基準要綱からみる学生野球のめざす方向性.....	133
4. 野球憲章への移行.....	136
第 2 章 学生野球における新たな問題点.....	138
1. プロ野球人気の高まりと佐伯通達.....	138
2. プロ野球と学生野球における関係の断絶.....	141
3. 甲子園出場と裁判.....	143
4. 選手の獲得と特待生問題.....	145
第 3 章 学生野球における指導と教育.....	149
1. 学生野球とアマチュアリズム.....	149
2. 学生野球の示す教育.....	151
3. 野球憲章の全面改正と教育.....	154
4. 学生野球資格回復研修の導入.....	156
本章のまとめ.....	159
結論.....	161
参考文献一覧.....	165
参考資料.....	171
1. 《資料①》文部省訓令第四號「野球ノ統制竝施行ニ關スル件」（昭和 7 年 3 月 28 日） .....	171
2. 《資料②》学生野球基準要綱(昭和 21 年 12 月 21 日).....	176
3. 《資料③》日本学生野球憲章(昭和 25 年 1 月 22 日).....	179
4. 《資料④》日本学生野球憲章（平成 24 年 4 月 1 日）.....序章	



## 第1節 問題意識と課題の設定

2010（平成22）年2月24日、日本学生野球憲章（以下、野球憲章）が全面改正された。野球憲章とは「憲章」とされているとおり、これは学生野球における重要かつ根本的な原則を定めたものであり、学生野球に関わる者は、これに従うことが求められる。このたびの全面改正によって大きく修正が加えられたものの一つに、プロ野球とアマチュア野球でもある学生野球との関係の緩和、つまり、プロ野球側から学生野球側への指導の可能性が拡大した点があげられる。このたびの改正以前は、プロ野球において「選手」、「監督」、「コーチ」、「審判員」、「スカウトその他これに準ずる者」、その他、「試合若しくは練習に参与している者又は参与したことがある者」との「試合」、「練習」、「コーチを受けること」、「審判を受けること」ができないとする、厳しい規定があった。つまりこれは、プロ球団に関われば、それ以降、学生野球との関係がほぼ断たれることを意味しており、我が国では、学生野球の選手がプロ野球の選手となる場合、年に1度のドラフトを通過することでしかそれが許されておらず、将来プロ野球選手になることを目指す学生野球の選手においては、そうした少ないチャンスをもものにするためにも、プロ野球経験者からの情報提供や指導を望んでいる者も存在するであろうし、また、プロ野球を経験し、その後に指導者を目指す者においても、そこで培った野球の技術や経験を生かす機会を奪われることにもなることから、双方にとって不幸な規定であるとの見方もできる。

一方で、学生野球側が制限を設けプロ野球と距離を保つことで何かを守ろうとしてきたとも考えられる。つまり、野球憲章を「ある種の備え」と見た場合、ここではプロ野球と関わることで失う可能性があるもの、学生野球として失ってはならないものが、これによって守られているとの見方もできる。今回の関係の緩和に際しても、そこで完全に門戸が開放されたものでない以上、こうした点に対する認識が求められると言えよう。

もちろんここでは、プロ野球がプロフェッショナルな立場であるのに対し、学生野球はいわゆるアマチュアリズムの精神を守るべき立場である点を考慮する必要がある。新しい野球憲章でも、「学生野球は経済的な対価をもとめず」とあるように、学生という立場で行う野球という活動が、経済的な対価や利益を伴うものであってはならないことが明記されており、同じ野球ではあるが、ここにプロ野球と学生野球とを明確に区別する差異を見ることができる。そして、最初に制定された野球憲章では、「職業選手又は職業選手たりし者と試合を行い或はコーチを受けることを得ない」としていたことから、上記のように更に厳しく規定されていた経緯もあり、学生野球側にプロ野球側から「商業主義」が入り込む余地を与えないという態度を見ることができ、まずこの点が学生野球の守るべきもののひとつであると考えられる。

またこの他にも、新しい野球憲章では全面改正前の野球憲章の理念を引き継ぐことが明記されている。そして、その全面改正前の野球憲章の前文の書き出し部分では、「学生たる

ことの自覚を基礎」として、「学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない」と記されている。そして、学生野球を行うにおいて、「試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛錬する事」が要求されるとし、「学生たることの自覚」、つまり学生としての本分を守ることが学生野球を行うための前提とされている。さらに、新しい野球憲章においては、その前文の書き出しが、「国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障することであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる」とし、学生野球が「学校教育の一環」であるとして明記された。さらに、学生として「教育を受ける権利」がその前提にあるとし、今日の学生野球の「精神の次元を超えた性質の諸問題に直面している」状況に対しても、ここでの「教育を受ける権利」の問題として対処するとした。こうしたことから、ここでの「教育」のなかにも学生野球が守るべき点があるとも言える。

学生野球が「教育の一環」であるとの見解は、これまでも、学生野球の指導的立場の者たちの間でしばしば主張されてきた表現である。ただ、「教育の一環」という表現は抽象的な表現で曖昧さがあることを認めざるを得ない。それが学校の違いやその指導環境の違いにより、場合によっては都合よく解釈を曲げて利用される可能性も否定できない。さらにそれが、かつてプロ野球に在籍したものによる指導のなかから表出した場合は、再び断絶の時代に戻るか、またはかつて以上に悪化した関係へと進みかねない。こうしたことから、まず学生野球における「教育の一環」とする内容を、文言の内容として抽象的に捉えるのではなく、明確に捉える必要がある。

特に、学校を中心として発展してきた経緯をもつ我が国の野球は、2014年時点でプロ野球が80年の歴史を持つのに対し、夏の甲子園大会は、ほぼ100年であり、ここに約20年の差がある。また同じく早慶戦の始まりからは約30年、一高に校友会が結成されてからは約45年という時の隔たりがあり、それはプロ野球という存在がないなかで学生野球が独自の発展を遂げてきた固有の歴史的時間ということが出来る。このように、わが国の野球が、学校を中心として発展してきた時間をその歴史的な基盤として持つことから、本論文では、我が国に野球が伝えられたとされる源流点からの歴史をたどりながら、そのなかで示されていく野球を通した「教育」の内容や、学生野球の目指した方向性などを検討し、現在の学生野球で示される「教育の一環」の内容を明らかにしていくことを目指す。これにより、学生野球を指導する際のよりどころとなる基盤が明らかにする。また、現代における野球の諸問題を教育の視座から捉え直すことにより、新たな転換期を迎えた学生野球の問題を考えるための基礎研究としたい。

## 第2節 本論文の方法と用語説明



本論文では、学生野球と教育との関係を見ていくが、本論で、学生野球資格回復研究についてふれているように、学生野球とプロ野球の関係をこれに付随する問題として捉えている。なお、プロ野球との関係については、学生野球の中でも特に高校野球との関係に厳しい態度がとられてきたことから、本論文では主に高校野球をめぐる諸問題が検討される。なお、歴史的経緯より、現在の高校野球にあたる中等野球の大会の始まりは、上述のとおり、大学野球よりも新しい。そこで、本論序盤の展開は、大学を中心としたものになるが、3章以降、特に終戦後においては、ほぼ高校野球について展開させている。また、学生野球をアマチュア野球という範疇で見た場合、そこには社会人野球が含まれることになるが、本論文では特にこれには触れていない。

そして、本論での歴史的方法について、特に明治から昭和初期においては、まず先行の我が国の野球の歴史を扱った研究に依拠しつつ、そこで用いられた資料を読み直し、新たに資料を追加させていった。またそうした時期以降においては、主に、新聞記事、そして検討の対象となる人物が記した自伝や回顧録、また協会史などの文献の内容に依拠しつつ関連資料を追加する展開方法を採用した。

さらに、学生野球と教育との関係を見るうえで、以下の方法的視角を採用した。

#### ① 甲子園大会

初めて甲子園大会が開催される際は、弊害を抱えていた大学野球を他山の石として正しい野球を体現することをその理念を掲げつつも、現状はそれとは程遠い状況であった。その後、次第に状況は改善されてはいるが、本論で文献および、新聞紙上の評価世論調査でのイメージなどを分析する際においても、そうした状況との何らかのギャップが存在している可能を含むものとする。

#### ② 高校野球連盟

これについては、強権的、また閉鎖的との見解も散見されるが、ここでは甲子園大会における理念および、その他、例えば会長による連盟の方針などをそのまま遂行する団体であるとし、新聞紙上や雑誌、その他文献等での評価においても、その評価に至った経緯についてまで客観的に判断の上、その見解を分析することとする。

#### ③ プロ野球

プロ野球においては、興行がその基礎でありながらも、特に戦前のものは弊害を抱える大学を浄化、つまりプロ野球としてアマチュアの学生野球を善導する理念を強く掲げる団体であり、一方で、戦後には急速な人気が高まり、運営の状況が戦前より好転したのを見た新規参入チームなどにより、戦後のそうした理念が後退し、興行面がより前面に押し出されたものとする、戦前戦後にて異なる二面を持つ存在とする。

本論文では、以上の諸点に着目しつつ、学生野球に求められる教育の内容について検討していくこととする。

またこの他の視角として、特に諸主体によって発せられる学生野球における教育観や甲

子園大会に関する理念などの点においては、そこでの差異よりも共通点を重視する。このことにより、それらにおける類似点を検討する際にも簡潔に捉えることが可能になる。

なお、本論文で取り上げる学生野球とは、現在の日本学生野球協会に所属する、硬式の大学野球並びに硬式の高校野球を指す。また法令上は大学野球での対象は「学生」であり、高校野球の対象は「生徒」となるが、ここでは、総じて「学生」として記している。また、「プロ野球」においては、資料の引用状況により、「職業野球」も用いるが、ここでは同義として扱う。なお、独立リーグも状況によりプロ野球と分類されることもあるが、本論文では、現在の日本野球機構に属するチームや組織および、その前身にあたるものと、日本運動協会（後の宝塚協会）のチーム、また本論で扱った全米チームを指すものとする。そして、大学野球、プロ野球におけるリーグと連盟については、特に本論文では厳格な区別は行わず同義として扱う。その他、現在の夏の甲子園大会にあたるものを「選手権大会」また、春の甲子園大会を「選抜大会」とするが、「甲子園大会」としたものに関しては、この両大会を指すものとする。

### 第3節 本論文の展開と構成および関係する先行研究の検討

#### 1. 第1章について

第1章では、我が国における野球の伝来と、その後学生野球界を中心として発展する方向性の基礎となった一高における野球への取り組みや、その一高を取り巻く環境の変化から、学生野球における覇権が早慶へと移行するまでの歴史的変遷を追いつつ、その中で培われた精神性と、その波及について検討する。

まず、野球の伝来においては、玉置がその諸説に関する検証を行っている<sup>1)</sup>。ここでは、諸説の論拠となる文献を検討したうえで、有力とする説においても、他の説を氷解させるような証拠が存在しないことから、定説として確定してないのが実情であるとしている。なお本論文でも、野球殿堂博物館や『学生野球協会史』の見解、また、証拠として用いられた新聞での投書記事などを参考にしたが、本論文で目指す結論には大きな影響がないとの判断で、「明治5年説」が有力としながらも、本文ではそれを「明治初期」とした。

次に一高の野球に関しての研究では、中村による「一高野球像」と教育環境との関係に関するものがあるが<sup>2)</sup>、ここでの研究が、一高像の「再検討」とされているように、一高の特徴においては通説として一般的な書物を含めて比較的多くの文献で取り扱われ、認識が

<sup>1)</sup> 玉置通夫「野球渡来の諸説に関する検証—資料の踏査を怠ったことが混乱の要因—」、『甲南女子大学研究紀要』第49号、2013年。

<sup>2)</sup> 中村哲也「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況について」、『一橋大学スポーツ研究』28、2009年。

ほぼ共通している。なお中村の上記の研究では「勝利至上主義」を中心に扱っているが、その他「精神主義」、「集団主義」なども鍵となる特徴であり、加えて国家のリーダーとなる人材養成機関である一高は学業重視が基本的態度であった。一高の覇権が終了したのはまさにその学業重視が中心的要因であるとしている。なお本論でも、こうした一高の学業重視の姿勢に注目し、それらを一高による『自治寮六十年史』や『校友会雑誌』により史実を探りつつ、さらに宮坂による一高の自治の成立と展開を丹念に取り扱った研究<sup>3)</sup>を参考にして検討した。

また、一高の覇権が終焉し、早稲田と慶應へそれが移る経緯等においては、両校の部史および、庄野が六大学野球をまとめた全集<sup>4)</sup>を参考にし、その他、私立大学の発展経緯においては、大学史や文部省による文献<sup>5)</sup>および天野、天城らによる教育史を扱った文献<sup>6)</sup>を参考とした。なおここで、早稲田大学野球部の部長及び後の学生野球協会初代会長を務める安部磯雄の野球に対する学生野球観にも注目した。これに関しては、秦による安部のスポーツ観を取り扱った研究があるが<sup>7)</sup>。ここでは、主に安部の記した著書からそのスポーツ観を探っており、学生野球に限定されない広くスポーツとしての安部の用いたスポーツ観を見ている。そこで本論文では、そのスポーツ観に学生野球の特徴を加味し、安部による著書及び安部に関する記述のある文献から、安部のスポーツ観を確認すると共に学生野球に関する見解を引き出し、それを学生野球の状況と照らし合わせつつ検討した。

## 2. 第2章について

第2章では、一高の覇権が終了した後における、野球の大衆化と、それにより表面化した弊害が基となった害毒論争、そしてその後生まれた選手権大会までの経緯を追った。

なお、害毒論争及び選手権大会は、共に学生野球と新聞社が関わる点で共通している。これについて玉置は、害毒論争を新聞社の販売競争の視点から追い、そこから発行～販売部数に与えた影響を見ている<sup>8)</sup>。しかしながら、ここでは新聞社内および新聞社間で状況について詳しく見た一方で、論争の内容にまでは踏み込んでいない。それに対し、害毒論争

<sup>3)</sup> 宮坂広作『旧制高校史の研究 一高自治の成立と展開』、信山社、2001年。

<sup>4)</sup> 庄野義信慶『六大学野球全集』、改造社、1931年。

<sup>5)</sup> 『学制百年史』、帝国地方行政学会、1972年。『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』、帝国地方行政学会、1962年など。

<sup>6)</sup> 天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』、平凡社、2005年。天野郁夫『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版部、1989年。天城勲、慶伊富長『大学設置基準の研究』、東京大学出版会、1977年など。

<sup>7)</sup> 秦真人「日本のスポーツ観の形成に関わる一考察（Ⅰ）—安部磯雄のスポーツ観について—」、『愛知学泉大学研究論集』36、2001年および、「日本のスポーツ観の形成に関わる一考察（Ⅱ）—安部磯雄のスポーツ観について・その2—」、『愛知学泉大学研究論集』37、2002年。

<sup>8)</sup> 玉置通夫「野球害毒論争研究」、『甲南女子大学研究紀要』第47号、2011年。

を教育的な側面から検討したのが、木村<sup>9)</sup>や石坂<sup>10)</sup>である。木村は主に、体育の面から、また石坂は教育制度の面からこれを見ている。共に、害毒論争の内容を検討しつつ、弊害の存在について認めている。また、その後の選手権大会への展開において、西原は新聞社による販売競争の点から検討している<sup>11)</sup>。ここでは、当時、新聞社はスポーツを報道するのみならず、自らスポーツイベントを開催・後援しており、さらに大阪では私鉄とのタイアップも見られた。選手大会も、そうした新聞社の主催で開催されたものである。さらに、西原は、社説等から大会の表わす理念について検討しているが<sup>12)</sup>、ここに、主催者側が唱える理念やそこからイメージされる雰囲気と、実際の観客による大会の捉え方には異なる点が見られるとしている。なお本論文では、特に選手権大会における朝日新聞の掲げ大会理念とそこに至った背景である。こうした先行研究とともに、新聞記事からの検討と、これら先行研究、さらに甲子園大会の開催までを取り扱った文献や大会史によりその内容の確認を行った<sup>13)</sup>。

### 3. 第3章について

第3章では、甲子園大会および大学野球の人気の高まりを背景とし、そこから表出した弊害に対する学生野球側の自治が限界に達し、文部省から統制を受けるまでの過程とその統制の内容を分析する。さらにそうした学生野球とは対極に位置し、正しい野球を標榜して設立されたプロ野球における理念の特徴や目指した方向性について検討する。

まず、弊害に関しては、その具体的内容を、部史のように特定の学校によるものからは導きにくく、基本的には、甲子園大会を批判的に捉えた文献、また新聞や雑誌の記事から探し出すこととなるが、そうしたなかでも武田は、弊害について具体的に6種類に分類して

<sup>9)</sup> 木村吉次「いわゆる『野球害毒論』の一考察」、『中京体育学論叢』3、1962年。

<sup>10)</sup> 石坂友司「野球害毒論争(1911年)―『教育競争』としての可能性を手がかりとして―」『スポーツ社会学研究』11、2003年。

<sup>11)</sup> 西原茂樹「東京・大阪両都市間の新聞社による野球(スポーツ)イベントの展開過程―1910～1925年を中心にして―」『立命館産業社会論集』第40巻第3号、2004年。また「1910年前後におけるメディア・イベントとしての日米野球試合―東京・大阪の新聞社による主催試合を中心に―」『スポーツ史研究』第19号、2006年では、新聞社が主催するメディアイベントの視角から検討している。その他、関連した研究としては、玉置通夫「高校野球の全国大会の発生活動起源についての考察―新聞社間の競争が促進剤になった―」、『甲南女子大学研究紀要』第48号、2012年。

<sup>12)</sup> 西原茂樹「1910～30年代初頭の甲子園大会関連論説における野球(スポーツ)の教育的意義・効果に関する所説をめぐって―『大阪朝日』『大阪毎日』社説等の分析から―」、『立命館大学産業社会論集』第41巻第4号、2006年。また「甲子園野球の『物語』の生成とその背景―明治末期～昭和初期の「青年らしさ」「純真」の言説に注目して―」、『スポーツ社会学研究』21-1、2013年。

<sup>13)</sup> 清水論『甲子園野球のアルケオロジー―スポーツの「物語」・メディア・身体文化』、2012年。有山輝雄『甲子園野球と日本人―メディアのつくったイベント』、吉川弘文館、1997年、55-56頁など。

いる<sup>14)</sup>。

また統制令においては、当時の中等学校の試合数などの活動内容から、統制に至った経緯を追った田代の研究や<sup>15)</sup>、それを、大学野球を中心にみた中村の研究<sup>16)</sup>があるが、これらは共に、統制に至る背景を事実関係から見たのである。本論文では文部省側による発令までの経緯や背景をしるした文献<sup>17)</sup>と照らし合わせるものとして用いた。さらに、統制令を国家による思想善導としてとらえた加賀の研究があるが<sup>18)</sup>、これについては本論で詳述するが、本論文ではそれを否定的な見地から検討した。

またプロ野球については、まず 1921 (大正 10) 年に設立され、昭和に入り解散した日本運動協会 (のちの宝塚運動協会) によるチームに関するものとして、菊によるイデオロギーに関する研究があるが<sup>19)</sup>、ここでは、当時の野球が学生野球中心であったなか、このチームが自律的なプロフェッショナル・イデオロギーの実現を目指していたことを明らかとした。なお、こうした方向性については、当時のメンバーの手記などをもとに書かれた佐藤の著書<sup>20)</sup>や、当時の雑誌<sup>21)</sup>などからも確認できる。また、後に現在の読売巨人軍となる大日本東京野球倶楽部について、尹による読売新聞と朝日新聞との紙面での取り扱いを比較したものが<sup>22)</sup>、同様の研究として、大正期からこの球団が設立するまでを見た綿貫による研究もある<sup>23)</sup>。これらからは、各社取扱いに差が大きくあるとしていることから、朝日新聞による選手権大会と毎日新聞による選抜大会との関係とも類似した、新聞社間の販売戦略を見ることができるといえる。

#### 4. 第 4 章について

第 4 章では、日中開戦以降の戦時体制と移るなかでの甲子園大会やプロ野球の中断と、戦後の復活における経過をたどった。なお、準戦時体制から戦時体制へ至る時期に該当す

<sup>14)</sup> 武田千代三郎『学生運動取締論』、大阪市立高等商業学校、1925 年。

<sup>15)</sup> 田代正之「中等学校野球の動向からみた『野球統制令』の歴史的意義」、スポーツ史研究第 9 号、1996 年。

<sup>16)</sup> 中村哲也『『野球統制令』と学生野球の自治：1930 年代における東京六大学野球を中心に』、スポーツ史研究第 20 号、2007 年。

<sup>17)</sup> 山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932 年。

<sup>18)</sup> 加賀秀雄「わが国における 1932 年の学生野球の統制について」、『北海道大学教育學部紀要』第 51 号、1988 年。

<sup>19)</sup> 菊幸一「大正期の野球におけるプロフェッショナル・イデオロギーの萌芽に関する研究」、『体育学研究』第 37 号、1992 年。

<sup>20)</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年。

<sup>21)</sup> 『野球界』、野球界社。『運動界』、運動界社など。

<sup>22)</sup> 尹良富「巨人軍の創設とプロ野球報道に関する一考察」、『一橋論叢』第 117 巻第 2 号、1997 年。

<sup>23)</sup> 綿貫慶徳「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察—新聞社主催による野球イベントの分析を中心として—」、『スポーツ史研究』第 14 号、2001 年。

る研究としては、教育政策やスポーツ政策に関するものが散見できるが<sup>24)</sup>、本稿では、これらの時期に行われていた活動を客観的にたどることを目的としたことから、終戦前においては、主に新聞紙上や同時期を扱ったスポーツ史関連書籍<sup>25)</sup>、そして自伝や回顧録<sup>26)</sup>などを参考にした。

また、戦後においては、学生野球が自治を回復することから、そこでの経緯と理念や商業主義、教育と関連付けて扱った中村の研究や<sup>27)</sup>、深草による研究があるが<sup>28)</sup>、特に深草は、日米国教育使節団報告書作成過程から戦後の体育やスポーツ政策の改革視点や枠組みを見て、「野球統制令」の取り扱いが野球に止まらず、学校スポーツの管理基準の理念と原則を示すとした。なお、この戦後の再開過程においても、基本的には戦前と同じ方法を用いつつ、さらにそこでの経緯を詳細に記した学生野球協会史<sup>29)</sup>によって経過をたどった。

## 5. 第5章について

第5章では、学生野球による学生野球協会の設立過程や、新たに制定された学生野球基準要綱の内容と、その後野球憲章へと改正された際の内容の検討、また、戦後新たな学生野球による問題、そして野球憲章の全面改正、および新たに導入された学生野球資格回復研修の内容等について検討した。

まず学生野球基準要綱は、統制令に代わるものであり、学生野球協会の設立と合わせ、文部省を納得させる内容が要求される。よってここでは、基準要綱と統制令を照らし合わせて見るとともに、学生野球憲章への移行においても同様に、これを学生野球基準要綱と照らし合わせ、それらの共通部分と変更部分から、そこで窺える方向性を探った。またこ

<sup>24)</sup> 例えば、中村哲也「戦時体制下における体育・スポーツ政策の展開と学生野球」、『スポーツ史研究』第21号、2008年。太田順康「明治神宮体育大会に関する研究—明治神宮体育大会と昭和初期のスポーツについて—」、『大阪教育大学紀要』第IV部門第51巻第2号、2003年。加賀秀雄「わが国における太平洋戦争への道とスポーツの歴史的動向」、『東海保健体育科学』第22巻、2000年など。

<sup>25)</sup> 例えば、山室寛之『野球と戦争』、中央公論新社、2010年。久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年。早坂隆『昭和十七年の夏 幻の甲子園 戦時下の球児たち』、文藝春秋、2010年。後藤健生『国立競技場の100年—明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ—』、ミネルヴァ書房、2013年。ベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史』、1989年。ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史 歴史編』、2004年。『全校高等学校野球選手権大会史』朝日新聞社、1958年。玉置通夫『甲子園球場物語』、文藝春秋、2004年。

<sup>26)</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボールマガジン社、1980年。『佐伯達夫自伝』ベースボールマガジン社、1980年。

<sup>27)</sup> 中村哲也「戦後日本における学生野球の制度とその理念—飛田穂洲と関連して—」、『スポーツ史研究』第18号、2005年。「日本学生野球協会の成立と『学生野球基準要綱』の制定：学生スポーツの理念における商業主義と教育」、『一橋スポーツ研究』26、2007年。

<sup>28)</sup> 深草直臣「『野球統制令』の廃止と『対外競技基準』の制定過程の研究」『立命館教育科学研究 第2号』、1992年。

<sup>29)</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年。

うした学生野球の自治の回復や野球憲章の内容の検討に関しては、中村が著書を記している<sup>30</sup>。ここでは特に、本研究テーマである学生野球と教育との関係において、改正後の野球憲章を検討するなかで、学生野球での勉強との両立に関しては重視すべきとして、本論文と共通する見解を示しながら、これを加盟校に周知する説明や活動が今後の課題であるとしている。なお、この章で扱う、学生野球における新たな問題においては、これを取り上げた新聞記事を利用するが、3章で前述したように、特にプロ野球の球団を持つ読売新聞と高校野球を主催している朝日新聞では、同じ問題を扱った上でもその論調には少なからず違いが見られることから、ここでは出来るだけ事実をたどることを中心として、意見のやり取り部分でそうした論調の差異を利用した。

---

<sup>30</sup> 中村哲也『学生野球憲章とはなにか―自治から見る日本野球史―』、青弓社、2010年。

## 第1章 現代の高校野球における精神性の源泉

本章では、明治初期の野球の伝来から、1931（明治34）年、早稲田に野球部が設立されるまでの約30年間における野球の歴史を概観するとともに、そこで培われた精神性とその背景や特徴を明らかにする。その際、特に、学生野球を中心として発展した経緯を持つ我が国の野球の歴史の淵源とされる旧制第一高等学校（以下：一高）の野球部と、後に学生野球協会の初代会長に就任する安部磯雄に注目し検討する。

まず一高の野球に関しては、これまで多くの文献で取り扱われているが、ここでは主に、「勝利至上主義」や「武士道的野球」などが特徴として強調され、さらにそれらが後の学生野球に影響を及ぼしたとする見解でほぼ一致している。なお本章では、国内でもトップレベルの学力が要求される一高が、学業を重視し、その学業と野球との両立を目指していた姿勢にも注目し、これらの基本的態度と「勝利至上主義」や、「武士道的野球」などとの関係について検討を試みる。

また安部においては、早稲田の部長に就任した当時は一高が覇権を握っていた頃であり、その状況の中での野球への取り組み方や方向性、精神性は、一高のそれとは異なる点があると考えられる。また、安部は戦後設立された学生野球協会の初代会長に就任していることから、彼の野球に対する考え方や姿勢が、その後の野球界で引き続き受け入れられていたとも考えられることから、安部の野球観についても検討する。

### 第1節 我が国における野球普及の淵源と一高の精神性

#### 1. 野球の伝来

我が国における野球の発祥については諸説あるものの、ホーレス・ウィルソン（Horace Wilson）が明治5年当時、教鞭をとっていた学校での活動が、国内における野球の発祥であるとされている<sup>31)</sup>。ウィルソンはこの功績により2003（平成15）年度特別表彰にて野球殿堂入りしている。その際、「明治5年に野球を伝えた『日本野球のルーツ』」と紹介されている。なお、ウィルソンの野球とのかかわりについて、1896（明治29）年の新聞『日本』には、「野球の來歴」として下記のような記事が掲載されている。

…ベースボールの初りは明治五年の頃なりし今の高等商業學校の處に南校

<sup>31)</sup> 野球体育博物館編『野球殿堂2012 The Baseball Hall of Fame』、ベースボールマガジン社、2012年、167頁。ここでは、ウィルソンが第一高等学校、（旧制）東京大学の野球のルーツであると同時に、「現在の繁栄する日本野球のルーツでもあり、その功績は大きい」としている。



といふ學校あり明治五年頃は第一大學區第一番中學と名付けて唯一の洋學校なりしが英語歴史杯を教ふるウィルソンと云へる米國人あり此人常に球戲を好み體操場に出てはバットを持って球を打ち余輩に之を取らせて無上の樂とせしが…<sup>32)</sup> (好球生)

ここに、「バットを持って球を打ち余輩に之を取らせて」とあるように、まずは本格的な野球の試合ではなく、打った球を追いかけて捕るというような遊びであったことから、「打球おにごっこ」<sup>33)</sup>と表現されることもあった。

そして、そうした遊びが続けられるなかで学生たちも腕を上げていき、次第に野球の試合の形を成すようになり、ついに外国人のチームと試合を行うまでに至る様子が、同じく『日本』で、下記のように続けられている。

…何時となく余輩の球戲も上達し打球は中空を掠めて運動場の邊隔より構外へ出る程の勢を示しが終には本式にベースを置き組を分ちて野球の技を初むるに至れり左れど初めの事とて其業の見るべき程の事もなかりしが明治七八年に至りては非常に發達し終に或人の照會によりて横濱の米國人と試合を爲したる事も度々なりし八九年の頃は校内毎土曜日には球技盛んに流行し見物人も山をなして外人と戦ふ時杯は非常の人気なりし…<sup>34)</sup> (好球生)

なお『日本学生野球協会史』によれば、「野球伝来の諸説」として、下記4種に分類している。

- ① 明治5年、第一番中学校説
- ② 明治6年、開成学校説
- ③ 明治6年、開拓使仮学校説
- ④ その他の説

その上で、学校名の変遷、着任した教師や選手に関する在籍した時期などを検討し、「①

<sup>32)</sup> 好球生「雑録 野球の來歴」、『日本』、1896年7月22日付。なお、ここでの「第一大學區第一番中學」は、後の東京大学予備門であり、その後、明治19年に第一高等中学、明治27年に第一高等学校と改称される。

<sup>33)</sup> 下村泰大『西洋戶外遊戯法』、泰盛館、1885年、2頁および25頁。ここでは、書き出し部分で「米國人ノ專ハラ行フ處ノ遊戯」で、「英國ノ『ラウンダース』ヨリ變化シ來レルモノナリ」と紹介されている。出版が1885年とのことにて、タイトル部分で「打球おにごっこ」と紹介されているが、本文中の説明では球場の広さ、ポジション、ゲームの進め方等の野球のルールを紹介している。なおこれは後述するフレデリック・ストレンジによる『Outdoor Games (戶外遊戯)』を訳したものである。

<sup>34)</sup> 好球生「雑録 野球の來歴」、『日本』、1896年7月22日付。

明治5年、第一番中学校説」を支持している<sup>35)</sup>。またこうした諸説に検証を加えた玉置は、上記、好球生の投書の内容が具体的であり、またそこでの記載に事実との矛盾が見られないことから、「一級資料として価値があると言わざるを得ない」として、明治5年説が妥当だとしている<sup>36)</sup>。

ここで、いずれの説にも共通している事柄は、野球が日本古来より引き継がれた球技ではなく、海外から持ち込まれたものであること、その時期が明治初期であること、そして学校を中心として始められたことであり、また伝えたとされる教師たちも、野球の輸入を主の目的としたのではなく、あくまで「余技」として学生たちに伝えたともされている。

なお、「野球」という名称においては、1894（明治27）年に中馬庚が、所属していた野球部の部史を作成する際、「我部ヲ野球トセバ大ニ義ニ適セリト信シテ表題ハ野球部史ト題シ…」<sup>37)</sup>としたことが始まりとされており、それ以前は、そのまま「ベースボール」、または、「弄球（ろうきゅう）」、「底球」などの訳語が用いられていた<sup>38)</sup>。

## 2. 新橋アスレックスの誕生

1878（明治11）年、アメリカで野球を経験し帰国した平岡熙（ひろし）が、日本で最初のクラブチームとなる新橋アスレチック倶楽部（以下、アスレチック倶楽部）を結成する。彼らは、当時、保健場とも呼ばれた野球のグラウンドを鉄道局の敷地内に作り、また揃いのユニフォームを着用し、キャッチャーはマスクを使用、さらにアメリカからルールブックを取り寄せるなど、本格的な野球の試合を行う形を整えた<sup>39)</sup>。そしてその後、「ヘラクレス倶楽部」「溜池倶楽部」「東京倶楽部」「赤坂倶楽部」「小石川倶楽部」「高輪倶楽部」など、

<sup>35)</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、81頁。なおここでは、野球が伝来して100年以上経過し、野球が伝来した当時、全国には米国人教師のいた英学校が公私にわたり数多く存在していたことから、それらの学校でボール投げや、ボールを打つことは行われた可能性があるとしたうえで、「今後野球史でどのような新しい資料が発掘されるか期待したい。」と結んでいる。

<sup>36)</sup> 玉置通夫「野球渡来の諸説に関する検証—資料の踏査を怠ったことが混乱の要因—」、『甲南女子大学研究紀要第49号 文学・文化編』、2013年、139-140頁。

<sup>37)</sup> 中馬庚「校友会雑誌號外 野球部史附規則」、『校友会雑誌』、第一高等学校校友会、1895年、例言部分。なお、中馬は1897（明治30）年には『野球』と表す野球専門書を刊行しており、それに関する新聞での書籍紹介記事においては「本邦最古の纏まった野球研究書」、「『ベースボール』を最初に『野球』と譯した中馬庚氏によつて著作された」との記載がある。

<sup>38)</sup> 佐山和夫『日本野球はなぜベースボールを超えたのか—「フェアネス」と「武士道」—』、彩流社、2007年、123頁。また、一高の野球部の部史には、アスレチック倶楽部へ野球の教えを乞いに行く場面において、「苟くも弄球の士は、皆此処に出入して教誨を受け」と弄球という語句を用いている。

<sup>39)</sup> 国民新聞社運動部『日本野球史』、ミュージアム図書、2000年、9-11頁。及び、日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、81頁。

新たなクラブチームが設立されていくなか<sup>40)</sup>、明治 10 年代末頃には東京の学校にもいくつかのチームが結成される<sup>41)</sup>。そうしたなか、アスレチック倶楽部は、「それら学校の教習所のような、あるいは野球の家元のような立場になり、選手の巧拙の査定は、アスレックスの野球に参加して、そこの評価で決まる状態」<sup>42)</sup>との位置付けであったとされ、この点から、アスレチック倶楽部は学生野球を本格的に仕立て上げる基礎を形成したと言えよう。このように、初期の野球普及に対して、クラブチームの果たす役割は大きかったとされる一方で、大勢としてクラブチームは長続きせず<sup>43)</sup>、わが国最初のクラブチームであるアスレチック倶楽部も、1887（明治 20）年、平岡の鉄道局退職に伴い解散している。

なお、こうした遊戯集団である野球のチームが存続するには幾つかの条件が必要出あると考えられる。例えばオランダの文化史家ホイジンガ（Johan Huizinga）は、「遊戯の形式的特徴」として下記の三点をあげている。

- ① 自由な行動
- ② 日常生活からの分離
- ③ 完結性と限定性<sup>44)</sup>

ここでは、日常生活からある一時的な活動領域となる「限定された空間」で「自由時間」のなかで行われる環境のもと、そこに楽しさがあることが「遊戯」だとしている。そして、当時の日本において、そうした「場所」と「時間」とを安定的に提供し得たのが学校であった。クラブチームが次々と解散していくなかでも、学校では野球が継続して行われ、結果的に、この後に国内における野球の普及の中心となったのが、既に野球が行われていた高等教育機関であった。

一方で、当初そうした学校を中心として行われていた「遊戯」としての野球に対し、その後、独特の精神性が加味されるようになる。例えば小椋は、「近代スポーツとしての高校野球が、西洋的な近代思想を内包していた野球に、日本の伝統的な価値観や精神を注入することで、西洋におけるスポーツの現代化とは異なった発展の経路をたどってきた」<sup>45)</sup>とし

<sup>40)</sup> 佐山和夫『日本野球はなぜベースボールを超えたのか—「フェアネス」と「武士道」—』、彩流社、2007年、78頁。

<sup>41)</sup> 久保田高行『高校野球百年』、時事通信社、1966年、4-5頁。なおここでは、1883（明治16）年に工部大学、その後、アメリカの宣教師などによって、青山英和学校（青山学院）、波羅大学（明治学院大学）、立教大学、立教大学などキリスト教系学校へ、またその他、東京商業学校（一橋大学）、そして1886（明治19）年には慶應義塾が追従したとしている。

<sup>42)</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、81頁。

<sup>43)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年、19頁。

<sup>44)</sup> ホイジンガ『ホモ・ルーデンス』（訳／高橋英夫）、中央公論社、1973年、29-35頁。

<sup>45)</sup> 小椋博「甲子園と『日本人』の再生」、『高校野球の社会学—甲子園を読む—』世界思想社、1994年、163頁。

ているが、その精神の源流としてあげられるのが、当時のトップエリートたちが集まっていた第一高等学校であった。

### 3. 第一高等学校の設立

1877（明治10）年、日本における最初の近代大学として東京大学が創設された。この年の文部省の第五年報に、「東京開成學校東京醫學校ハ開設以來稍年所ヲ經體制漸備ハルヲ以テ明治十年四月之ヲ合併シテ東京大學ト改稱シ其法學部理學部文學部ヲ舊東京開成學校ニ置キ其醫學部ヲ舊東京醫學校ニ置ケリ」<sup>46</sup>とあり、東京開成学校と東京医学校を合併し、開成学校には法学部、理学部、文学部の三学部、そして医学校には医学部が編成され計四学部となったことが示されている。さらに学部内には科が設置され、より専門化された学理を探求する組織が構築されたが、こうした制度は、1886（明治19）年の帝国大学令の公布まで実施され、この期間を通じ、東京大学は工部省の工部大学校を除いて当時国内唯一の大学であった<sup>47</sup>。また、こうした大学の設立にあわせ、前出、文部省第五年報には、「而シテ東京英學校ハ原ト東京開成學校ニ進入スヘキ生徒ニ豫備學ヲ授クルノ地タルヲ以テ之ヲ東京大學豫備門ト改稱シテ大學ニ隸シ」<sup>48</sup>とあり、東京外国語学校から英語科を分離して設立された東京英学校を東京開成学校の予科と合併し、東京大学に進学すべき生徒への予科教育の機関としての東京大学予備門を設立し大学に附属させたことが記されている。

その後、1885（明治18）年8月12日には、東京大学予備門が東京大学の管理から離れて文部省直轄となり、東京大学だけではなく他の官立大学へ入学すべき生徒も養成する機関となった<sup>49</sup>。また翌1886（明治19）年3月2日の帝国大学令にて、東京大学は帝国大学に改称されるが、東京大学予備門においても、翌月4月9日の中学校令（明治十九年四月十日勅令第十五号）にて第一高等中学校へと改称された<sup>50</sup>。なお、この中学校令の第一条では「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」とあり、その編成において、実業に就くことを目的とした尋常中学校と、さらに高等の学校を目指すことを目的とした高等中学校との二段階編制となったが、この時点で、まずは尋常中学校・高等中学校・大学という、中学から大学への接続が形成されたことになる。

<sup>46</sup> 文部省『文部省第五年報』、1877年、17頁。

<sup>47</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、222-223頁。なおここでは、法学部は法学の一科、理学部は五科（化学科、数学物理学および星学科、生物学科、工学科、地質学・採鉱学科）、文学部は二科（史学哲学および政治学科、和漢文学科）、医学部は二科（医学科、製薬学科）となっており、学術の水準はまだそれほど高いものとはいえないものの、わが国における最初の近代の大学として力強く発足した有様が明らかにされているとしている。

<sup>48</sup> 文部省編『文部省第五年報』、1877年、17頁。

<sup>49</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、224頁。

<sup>50</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史 年表』、一高同窓会、1994年、5頁。

そして1894（明治27）年の高等学校令により、これまで中学校の上位を占めていた高等中学校が分離されて高等学校となり、新たに中学校から高等学校、そして高等学校から大学といった接続が形成され<sup>51)</sup>、それに伴い、第一高等中学校も第一高等学校（以下一高）と改称された<sup>52)</sup>。

なおここで、明治18年当時の該当年齢17～20歳の人口に対する高等教育機関の在学者の占める割合はわずかに0.4%であり、この値は、高等学校令が発せられた翌年の明治28年において該当年齢が17～22歳へと変わっても0.3%、また5年後の明治33年に微増したもののそれでも0.5%にすぎず、この当時における高等教育機関とは、ごく限られた少数の限られた人間に対するものであったことがうかがえる<sup>53)</sup>。そして、そうした選りすぐられた極めて少数のなかでも、さらに一高は首都東京に設置されて第一という数字が冠せられており、またその伝統において「随一」と称されるなど、特にエリートの集う学校であったとされ<sup>54)</sup>、こうしたことは、1887（明治20）年に文部大臣森有礼が宮城県でおこなった演説でも、「従前此上流ノ人ヲ養成スル場所ハ帝國大學ノ外ニハ唯第一高等中學校アリシノミ」<sup>55)</sup>と述べていることから窺える。

該当年齢人口のうち在学者の占める割合（明治18年より5年ごと）

年 度	中 等 教 育				高 等 教 育				
	計 (%)	男 (%)	女 (%)	該当年齢の範囲	計 (%)	男 (%)	女 (%)	該当年齢の範囲	
明 治	18年	0.8	1.4	0.6	12～15歳	0.4	0.7	0.0	16～20歳
	23年	0.7	1.2	0.2		0.4	0.8	0.0	
	28年	1.1	2.1	0.2	12～16歳	0.3	0.7	0.0	17～22歳
	33年	2.9	5.2	1.6		0.5	1.0	0.0	

出典：文部省『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』帝国地方行政学会、1962年、181頁を参考に作成。

<sup>51)</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、344-345頁。

<sup>52)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史 年表』、一高同窓会、1994年、16頁。

<sup>53)</sup> 文部省編『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』、帝国地方行政学会、1962年、181頁。

<sup>54)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年、23頁。

<sup>55)</sup> 大久保利謙『近代日本教育資料叢書 人物篇1 森有礼全集 第一巻』、宣文堂書店、1972年、537頁（『大日本教育會雑誌』第五九號・明治20年7月15日）。なおこの1887（明治20年）6月19日に行われた演説では、「高等中學校ハ上流ノ人ニシテ冠史ナレハ理事者、學者ナレハ學術專功者ノ如キ、社會多數ノ思想ヲ左右スルニ足ルヘキモノヲ養成スル所ナリ」とし、当時の高等中学校が「等シク社會上流ノ仲間ニ入ルヘキ人」を養成する所であると述べている。

#### 4. 一高野球部と英国人教師フレデリック・ストレンジ

一高に野球部ができたのは1886（明治19）年4月<sup>56</sup>、一高の野球部史には「第一高等中学校々友會ベーすぼーる會ト工部大學ベーすぼーる會トノ合併ヨリシテ起レリ」<sup>57</sup>とあるが、このとき東京大学予備門を改め第一高等中学校となるに伴い、1875（明治8）年に東京英学校の英語教師として来日していた英国人教師のF・W・ストレンジ（フレデリック・ウィリアム・ストレンジ／Frederick William Strange、以下ストレンジ）により、ボート会と共に、ベースボール会が結成された<sup>58</sup>。

なお、ベースボール会の設立に関わったストレンジであるが、彼は着任以来、学校スポーツの重要性を解いた人物でもある。例えば、1883（明治16）年6月16日には、大学三学部と大学予備門との合同で、日本で初めてとなる本格的な陸上大会を開催させ、また日本で最初の運動競技の本である『Outdoor Games（戸外遊戯）』を著すなど、日本にはじめて「近代スポーツ」の競技を持ち込み、身を以て普及に取り組んだ<sup>59</sup>。そして彼は、スポーツに対して、単に体力のみを練ることが目的ではなく、知徳を磨くためのものであるとして、人間形成や人格陶冶にこそ真の意味が存在すると考え、また勝負に際しては、ベストを尽くすことを厳しく追及する一方で、勝敗には必ずしもこだわらず、負けても毅然としていることを望んだことから<sup>60</sup>、ここに「フェアプレイの精神」や「スポーツマンシップ」がわが国の近代スポーツの萌芽期に競技形式とともに伝えられていたと考えることができる。

<sup>56</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史 年表』、一高同窓会、1994年、147頁。

<sup>57</sup> 中馬庚「校友會雑誌號外 野球部史附規則」、『校友會雑誌』、第一高等学校校友會、1895年、2頁。

<sup>58</sup> 第一高等学校校友會「校友會雑誌號外 野球部史」、『校友會雑誌』、1903年、明治文化資料叢書刊行会『明治文化資料叢書 第10巻スポーツ編』、風間書房、1962年178頁。

<sup>59</sup> 高橋孝蔵『倫敦から来た近代スポーツの伝道師—お雇い外国人F. W. ストレンジの活躍』、小学館、2012年、140頁および147-148頁。なおここでは、『Outdoor Games（戸外遊戯）』が、彼が主唱した陸上大会の第一回大会における「入賞商品」として用意されたものであったとしている。内容としては、本文は56頁程度の小冊子ではあるが、中には、ホッケー、フットボール、テニス、クリケット、野球、各陸上競技における種目の説明がなされており、刊行日は1883（明治16）年6月11日、丸善から刊行され、定価は25銭。前出、当時の野球を「打球おにごっこ」として紹介した下村泰大による『西洋戸外遊戯法』はこれを訳したものである。

<sup>60</sup> 高橋孝蔵『倫敦から来た近代スポーツの伝道師—お雇い外国人F. W. ストレンジの活躍』、小学館、2012年、158-160頁。これに関して武田は、「運動は人の獣力のみを練るを目的とせず、吾人の知徳を磨かんが為なり。運動は手段にして目的に非ず、吾人の体軀を練るは病を防ぎ寿を保たんが為のみには非ず、期するところはこれ以上に在り。運動場に於ける訓育の遙かに教室内に於ける教化に勝るものあればなり」とまとめている。そしてその武田は、後に「運動の眞價」として「體育」「知育」「徳育」に分類している（武田千代三郎『競技運動 卷之上』、自由英学出版部、1903年、3-7頁）。

なお、ベースボール会が設立される以前、明治10年代当初における各チームは、野球好きの同好の志が楽しんでプレイしていたが、1882（明治15）年に新橋クラブと駒場農学校が試合をしたことをきっかけに対抗意識が芽生え、野球をする姿勢も次第に変わっていったとされている<sup>61</sup>。そして、一高ベースボール会の結成当時においても、『『ベーすぼーる』會ハ未ダ校友ノ普知スル所トナラス且ツ『ろんでにす』ノ壓スル所』とされており、むしろ「運動ヲ愛スルノ士」は「ぼーと」に勉めており、「我校風ノ幾分ハ已ニ此等諸士ノ間ニ發生シ墨水ハ既ニ後期ノ横行ヲ許セリ」という状況であった<sup>62</sup>。その後も、「新入生ヲ悉ク入舎セシメ舎庭ニ於テ常ニ棒以テ球ヲ打チシト雖モ素ヨリ練習ト稱スベキニアラス事情」であったが、1889（明治22）年の春に向ヶ岡の校舎へ移転し、9月に新球場ができて以降、「會運漸ヤ發動ノ緒ニ就ケル」状況となる<sup>63</sup>。

このように、後には「光榮の歴史を維持せんが爲」に、また「一高學生の微風を維持せんが爲」に、「苦心慘憺たる」練習を行い<sup>64</sup>、そして「之を内にしては精神の修養を勉め、之を外にしては我が校風を天下に發表するの具となり、内外相鼓應して第一高等學校の校風を完美ならしめん」として校技として扱われる野球部も<sup>65</sup>、設立当時においては、まだ校内での地位も高いものではなかった。

そして、近代スポーツを導入し、「フェアプレイの精神」、「スポーツマンシップ」を伝えたストレンジは、1889（明治22）年7月5日に35歳の若さで亡くなり<sup>66</sup>、その後、一高の

<sup>61</sup> 清水論『新装版 甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化—』、新評論、2012年、119頁。なお、日下裕弘は、こうした当初のチームの在り方について、遊び仲間から「常連」となった者たちが中心となって活動を行い、特に学校からの公認や経済的援助のないものであったとしている（『日本スポーツ文化の源流 成立期におけるわが国のスポーツ制度に関する研究—その形態および特性を中心に—』、不昧堂出版、1996年、28-30頁）。また、中村哲也は、明治10年代から20年代初頭における活動について「レクリエーションや友人との親睦を深める側面が強く、試合の勝敗はさほど重視されてはいなかった」としている（「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況に着目して」、一橋大学スポーツ研究、2009年、28頁）。

<sup>62</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌號外 野球部史附規則』、1895年、7頁。なおここでは、「ぼーと」においては「殊ニ商業校トノ競漕ハ益佳境ニ入り」そして、ストレンジの紹介で横浜の外人と競漕することもあったとしている。

<sup>63</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌號外 野球部史附規則』、1895年、7-8頁。なお、新しい球場においては、「凸凹坎坷未タ完璧ト稱スベカラス」状況であったが、ただ「地廣濶ナリシ」とあったことから、「Knockハ皆之ヲ勉メ晝食後常ニ二十餘名」を見るようになり、「屢試合」が行われるようにもなったとしている。

<sup>64</sup> 八龍子「野球部新來の諸君へ」、『第一高等学校 校友会雑誌』第150号、第一高等学校校友会、1905年、75-76頁。

<sup>65</sup> 第一高等学校校友会「我部の抱壞」、『第一高等学校 校友会雑誌』号外 野球部史第2号、1903年、104頁。

<sup>66</sup> 『東京日日新聞』、1889年7月7日付。ここでは、「一昨日午後二時其の邸に於て死去したり」とある。また高橋孝蔵『倫敦から来た近代スポーツの伝道師—お雇い外国人 F. W. ストレンジの活躍』、小学館、2012年、203頁。

野球部において「一高時代」<sup>67)</sup>ともよばれる状況を作り上げる契機となった寄宿寮が、その翌 1890 (明治 23) 年に完成する。

## 5. 寄宿寮の完成とインブリー事件

一高に東寮と西寮の二寮が完成し、志願者に対して入寮を認めた 1890 (明治 23) 年 2 月 24 日、当時の木下廣次校長は全校生徒を前に寄宿寮を設けた趣旨とともに「四綱領」を示して、入寮者はこれを必ず奉戴すること、目的達成のために勉めることを説示し、さらに寮生に対して自治を与えるとの訓示を行った<sup>68)</sup>。

### 《四綱領》

- 一、自重ノ念ヲ起シテ廉恥ノ心ヲ養成スル事
- 一、親愛ノ情ヲ起シテ公共ノ心ヲ養成スル事
- 一、辭讓ノ心ヲ起シテ静肅ノ習慣ヲ養成スル事
- 一、攝生ニ注意シテ清潔ノ習慣ヲ養成スル事<sup>69)</sup>

これを受け、学生側は当時徳義の高揚と実践を標榜する「徳義会」の主宰である赤沼金三郎 (一部二年三組) などを中心として委員会を結成し、寄宿寮寮内規約を定め、これが校長の許可を得ることとなり正式に自治が成立した<sup>70)</sup>。なお当時、学生に自治を与えることは非常に珍しく画期的なことであり、赤沼もこうした制度を受け入れるにあたり全国から注目され、それゆえ失敗は許されないとして、作成された寮内規約も、その内容が寮内で

<sup>67)</sup> 朝日新聞社編『野球年鑑』、1916 年、52-53 頁。ここでは、大正 5 年当時までにおける野球史の大略として①混沌時代 (明治 6 年より 16 年間)、②一高時代 (明治 21 年より 17 年間)、③早慶時代 (明治 37 年より今日迄) の「三つに分つ事が出来る」としている。

<sup>68)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994 年、31-32 頁。なお木下は、当時の日本は「自重自敬の精神に乏しく卑猥無作法の世の中」であることから、学生にとっては「校外一步皆敵」の認識が必要であり、そうした俗世間から学生を隔離、教育するために寮が必要であるとし、そのうえで自治制を認めることにより、「心を正しく身を修むる」べく精神修養に努めるよう学生に求めた。また、宮坂広作『旧制高校史の研究 一高自治の成立と展開』、信山社、2001 年、41-43 頁。ここでは寄宿寮設置の理由として、「風俗の壊敗」「礼儀の低下」などをあげ、寄宿寮に籠城し、「此を以て金城鉄壁となし世間の悪風汚俗を遮断して純粹なる徳義を養成せしむる」こととし、さらに寮生においては、「宜しく同心協力して堅固なる団体を作り廉恥の心を励まし公共の念を振起して徳義の進修を図らざるべからざるなり」とした。また四綱領の第四に関し、木下が共に法学校からフランスに留学した際、その 7 名中 2 名が彼の地で客死し、自分自身も帰国後に肺を患った経験があったことによるものであるとしている。

<sup>69)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994 年、巻頭写真部分参照。その他、同書 32 ページ、および、宮坂広作『旧制高校史の研究 一高自治の成立と展開』、信山社、2001 年、42-43 頁。

<sup>70)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994 年、33 頁。



の生活の基本から日常起居の細部に至るまで、第一条から二十条に及んでいる<sup>71)</sup>。そして、こうした自治による寄宿舎生活が、「寄宿ノ氣風ハ全校ヲ動カシ爰ニ甫メテ校風發生ノ萌ヲ成セリ」<sup>72)</sup>とするように、一高の校風を醸成させるものとして機能することとなる。

そうしたなか、「明治 22 年に一ツ橋から本郷に移転した当時は、草茫々たる校庭に昼食後 20 数人の寮生がノックの球を追う程度に過ぎなかった」<sup>73)</sup>野球の状況が、自治寮の開設後は、「會員ハ大率ヲ奮ツテ入寮」して、「東寮ノ前庭ヲ以テ朝夕ノ Knock 場」、「球場ヲ晝食後ノ knock 及試合場」、「土手下ヲ以テ投ケ合ヒノ場」とし、「棒球ノ聲日夕寮庭ニ絶エス」とう状況にまで盛んに活動するようになり、そうした様子が「已ニ寮内ヲ風靡」し、「Knock ヲ傍觀スル者頗ル多ク遂ニ拍手歡呼スルー群ヲ生スルニ至レリ」とする状況にまで変化を遂げる<sup>74)</sup>。こうしたなか、4 月には高等商業と対戦し大勝を収めて「意氣天を衝く」野球部に対し、その後、明治学院白金倶楽部（以下、明治学院）より試合の申し込みを受け、「歡呼シテ應戰セリ」と、5 月 17 日に試合を開催することとなった<sup>75)</sup>。

そして明治学院との試合当日、一高の校庭で始まった試合は、一高が初回到 2 点を失うとその後劣性が続き、6 回にはその差が 6 点差にまで開いていた<sup>76)</sup>。その日、同じく試合のあった柔道部の部員たちも胴着のまま多数観戦していたが、こうした劣勢に「我黨ノ敗レントスルヲ見テ切這齒扼腕」していたなか、明治学院の外国人教師インブリーが、「禁制の垣」とも呼ばれていた生垣を超えてグラウンドに現れた<sup>77)</sup>。これを見た一高の学生は、「校辱ハ即我ノ耻ナリ校垣ヲ犯スハ即チ我面ニ唾スル所」<sup>78)</sup>として、校威を汚されたことを理由に乱暴を働き、インブリーに怪我をさせたうえ試合も中止となった。なおここには、試合の劣勢（6 回で 6 点差）での腹いせ、独善的ともいえるエリート意識、外国人、特にキリスト教宣教師への反感などがその根底にあったとされるが<sup>79)</sup>、いずれにせよ、最悪の場合、重大な国際問題に発展する可能性をも否定できない事態に陥ったものの、その後、一高側も「輕擧ヲ謝」し、またインブリーも垣を超えて「校威ヲ瀆サントセルヲ謝」するなど、双

<sup>71)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994 年、33-34 頁。

<sup>72)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895 年、13 頁。

<sup>73)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994 年、35 頁。

<sup>74)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895 年、8 頁。

<sup>75)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895 年、9 頁。

<sup>76)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895 年、9-10 頁。なお、以下の明治学院との試合の経過等においては同書に拠る。

<sup>77)</sup> 君島一郎『日本野球創世記』、ベースボールマガジン社、1972 年、61-63 頁。

<sup>78)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895 年、14 頁。また、宮坂広作『旧制高校史の研究 一高自治の成立と展開』、信山社、2001 年、176 頁。ここでは、一高の寮生たちが、平素より「垣根を越えて近道などせぬ」とした「正門主義」において、格別の意義を付与していたとしている。

<sup>79)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント』、吉川弘文館、1997 年、24-25 頁。

方の努力により事態は収拾した<sup>80)</sup>。

この「インブリー事件」の後、明治学院への雪辱を期する野球部は、「此敗軍以降ノベースぼ一會ハ球ヲ弄スルカ為メニ非ラスシテ鬱勃タル胸中一片ノ氣ヲ球ニ托シテ外ニ表示スル具トナレリ」<sup>81)</sup>と、この敗戦を契機に強く奮起し、「練習頗る獐猛を極めた」<sup>82)</sup>猛練習を開始する。なお、ここでの猛練習が、一高の野球部におけるその後の特徴となるのだが、こうした練習が単なる技術の習得ではなく、精神の鍛錬や気力の養成という点も併せて強調されながら、試合に勝利することで、傷つけられたプライドを回復させるために、屈辱を受けたことを耐えしのびながら肉体的な猛練習にも耐えて得た勝利が強く結びつくことになり、結果的に勝利至上主義へと繋がっていったと考えられる。一高野球部史には、インブリー事件当日における試合の状況について「敗軍」としているものの、「今日ノ試合ハ全敗ニ非ラサルモ稍敗軍ニ類セリ」とも記されており<sup>83)</sup>、6回の時点で6点差がついていた試合をもって、完全な負けとは認めていない点において、ここに一高野球部におけるプライドの強さを窺うことができる。

その後、10月24日には「校友会」が組織され、これまで全校で各々行われていた野球部を含めた部単位での活動が組織化して取りまとめられるが、これが全校の団結を促すことにもつながった<sup>84)</sup>。そして、11月8日、ついに白金倶楽部との再戦がかない、「試合ノ時未タ至ラサルニ見物場ハ已ニ校友ヲ以テ充満満」するほど、全校の注目を浴びる中で試合が行われ26-2といった大差で勝利をおさめる<sup>85)</sup>。なお、この勝利の様子は、部誌において「満校拍手喊聲」、「驚喜相持シテ涕泣セリ」、「積陰漸ク晴レ」などと記され、勝利の夜には、選手だけではなく校友も祝杯をあげたと記録されている<sup>86)</sup>。

このように、一高の野球部においては、当初昼休みにノックをしていた程度であった活動が、自治寮の開寮と共に周りの学生を巻き込みながら活発化し、インブリー事件を契機にその練習は更に厳しくなっていた。また、「校風ノ發生ハ必ラス寄宿ニ在リ」<sup>87)</sup>といわれる自治寮にて「一トナル機会ヲ得」<sup>88)</sup>たことにより、全校をあげて野球部を応援する状況に加え、今後の国を背負うといった強烈なエリート意識が加わることで、一高野球部における独特の精神性が醸成されていくことになる<sup>89)</sup>。

<sup>80)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、10頁。

<sup>81)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、15頁。

<sup>82)</sup> 木村毅『明治文化資料書、第10巻スポーツ編』、風間書房、1972年、179頁。

<sup>83)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、10頁。

<sup>84)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994年、42-43頁。

<sup>85)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、17-18頁。

<sup>86)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、18-19頁。

<sup>87)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、12頁。

<sup>88)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、13頁。

<sup>89)</sup> 清水論『新装版 甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』、新評論、2012年、131頁。

## 6. 一高の精神性と武士道

一高が明治学院に雪辱を果たしたことは、「我部大勝ノ報都下ニ喧傳シ齊シク衆聽ヲ驚カセリ」<sup>90</sup>として世に広まるところとなり、程なく11月23日には当時クラブチームで名を馳せていた溜池倶楽部との対戦が行われ、一高はこの試合においても32対5と大勝し「已ニ威名ヲ都下野球界ニ馳セ漸ヤ自ラ其力ヲ信シテ天下ノ覇權已ニ掌裡ニ収セルカ如シ」と自信を深め<sup>91</sup>、翌1891（明治24）年4月には明治学院と溜池倶楽部との連合チームにも10対4で勝利したことで、「我部ノ威名東都ヲ壓シ覇業愈其根ヲ堅フシ復來ツテ争衝ノ意アル者ナシ」として、一高の覇權を成立させたとしている<sup>92</sup>。

ここで、有山は一高野球部を満たしていたエトスは、「強烈なエリート意識」と「国家主義」とした<sup>93</sup>。例えば、1889（明治22）年2月5日には一高の校旗が制定されるが、これは中央の「國」の文字を「文」を象徴する楸欖と「武」を象徴する柏によって囲むことで文武両道により国を守り支える姿を表わし、そして一高においてはこれを校旗とは呼ばず60年以上後の一高の終焉まで常に「護国旗」と称している<sup>94</sup>。また、「特に『國』の字を入れるは、傳えて云ふ、森文部大臣の發意なりと。即ちこれ、將來國家最高の教育を受け國家中樞の地位に立つべき本校生徒の、國家的精神涵養の對象たらしめんとせしものにて、實に本校教育の眞髓を具現せるものといふべきなり。」<sup>95</sup>とあり、ここからも一高におけるエリート意識や国家主義を窺うことができよう。

なお、一高野球部の覇權の期間は、『自治寮六十年史』によれば「15年」とされているが、この間まれに「思わぬ不覚」を取ったこともあったものの、「天下無敵の強さは大方の認めるところ」となり、ついには国内に敵がいなくなったことから横浜の外国人に目をつけ試合を申し込み、1896（明治29）年5月23日には横浜居留地のグラウンド（横浜公園）において横浜アマチュアクラブと対戦することとなった<sup>96</sup>。そしてこの試合でも一高は29対4という大差で勝利をおさめ、その勝利に対し日本中が快挙に歓喜するなか<sup>97</sup>、ここでの試合に

<sup>90</sup> 第一高等学校校友會『校友會雜誌 號外 野球部史附規則』、1895年、19頁。

<sup>91</sup> 第一高等学校校友會『校友會雜誌 號外 野球部史附規則』、1895年、21-22頁。

<sup>92</sup> 第一高等学校校友會『校友會雜誌 號外 野球部史附規則』、1895年、25頁。

<sup>93</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年、24頁。なお、有山はこうしたエトスの他、野球部の特徴として、優勝劣敗の「勝利至上主義」、何よりも勝つための練習で、また技術習得のみならず、精神鍛錬、気力養成が重視される「精神主義」、時に学校から国家、日本精神にまで拡大する「集団主義」に分類した（同書26-28頁）。

<sup>94</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994年、37頁。

<sup>95</sup> 第一高等学校『第一高等学校六十年史』、1939年、193頁。

<sup>96</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994年、60-61頁。

<sup>97</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994年、61頁。

臨む際に、「赤髪なんかを負けてたまるものか」<sup>98)</sup>、「當方より戦を挑みし事故萬々にも失敗せば耻辱の極なり」とした決意のなか、「我撰手心は大和丈夫の士氣盛んにして身には對外の責任を擔ふて立ちたる意氣込み凜々しく」<sup>99)</sup>として、試合を単なる一高野球部と外国人チームの枠組みだけでは捉えていなかった。つまりここには、「ベーすぼーるノ技ハベーすぼーる會ノベーすぼーるニ非ラスシテ巳ニ第一高等中學校ノ校技タリ」<sup>100)</sup>として、「学校」を代表するのに加え、学生総代の守隨啓四郎は、ここでの勝利を日本人の勝利として強調し、また野球部長の松田が「国名を賭すること実に守隨氏の言の如し」と述べていることから、「学校」の枠を超えて「邦人の代表」といった点にまで「勝利」の意味合いを昇華させたことが窺える<sup>101)</sup>。また前木下校長は、ここでの勝利に際し下記の祝電を送っている。

- 一、臨戦尚不失礼勝而不慢敗而不挫は日本武士道の本意にして第一高校の夙に特色とする所なることを
- 一、吾人少壮青年は独り技術の点のみならず知識の点に於いても同じく光輝ある全勝を博するの責務あるを記憶されんことを<sup>102)</sup>

ここで、「臨戦尚不失礼勝而不慢敗而不挫」として、戦いに臨んでは礼を失わず、勝っておごらず、負けて挫けずという、日本の武士道の精神が記されている。なお、秦は、「明治期にスポーツ文化が移入されたときに既存の価値観であった『武士道的精神』によってスポーツが文化変容されつつ日本的近代スポーツが形成され、こうした武士道的精神に規定されたスポーツ観こそが日本的スポーツ観と呼ばれているもの」<sup>103)</sup>だとしているが、さらに一高の野球と武士道とを結びつけた捉え方において押川は、「世界に比無き日本武士道は、一面に於いては精神修養の産物也、一面に於いては練武鍛勇の産物也。」としたうえで、「特にベースボールに至つては、之れ實に文明的武技にして、又武士的競技也。」と述べている<sup>104)</sup>。その他、清水は、一高の野球と武士道の精神との関わりを含めた特徴について下記の4点にまとめている。

<sup>98)</sup> 『日本』、1896年5月23日付。ここではその他、当日の試合の開始時間や場所（3時より横浜公園）、そして選抜選手の名前が記載されている。

<sup>99)</sup> 『日本』、1896年5月25日付。

<sup>100)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、15頁。

<sup>101)</sup> 第一高等学校校友会「野球部史」「校友会雑誌号外」、1903年、木村毅編、『明治文化資料書 第10巻スポーツ編』、風間書房、1972年、189頁。

<sup>102)</sup> 第一高等学校校友会「校友会雑誌號外 野球部史」、『校友会雑誌』、1903年、明治文化資料叢書刊行会『明治文化資料叢書 第10巻スポーツ編』、風間書房、1962年190頁。

<sup>103)</sup> 秦真人「日本的スポーツ観の形成に関わる一考察（I）—安部磯雄のスポーツ観について—」『愛知学泉大学研究論集』(36)、2001年、183頁。

<sup>104)</sup> 押川春浪「最近野球術に序す」、『最近野球術』、博文館、1905年、5-7頁。

- ① 寄宿舎や校友会を基盤として、「全校の団結と文武に渡る諸武芸を練磨」する身体文化の一つとして、野球を全校挙げて応援し、熱狂すること。
- ② 試合は「鬱勃たる胸中一片の気を、球に託して外に表示するの具となれり」といわれたように元気の精神たる校風発揚の場であり、母校の名誉を賭けて必ずや勝利すべきものであること。
- ③ 試合をすることよりも、「一高式練習」といわれる日々の猛烈なる練習による精神修養と鍛錬主義が重視されること。
- ④ 野球には、「武士道の精神」と当時の野球部員と関係者が表現する質素儉約、剛健勇武、直往邁進の特質があり、これを実践するにも礼の精神、体を張ること、恥を知る精神を重視すること<sup>105)</sup>。

また鈴木は、『武士道的』もしくは『武士道』といったものが、論者によって意味する内容が異なっているにもかかわらず、何らかの最少公倍数的内包が存在すると漠然と了解されている概念である」としたうえで、その最少公倍数的な部分としては、「質実剛健」や「対象へ理念的に接するという態度」などが当てはまるとし、これらを具体化した<sup>106)</sup>、こうして培われた一高野球部の精神性が、ここでの武士道精神などと結びつけられつつ、その後の野球にも影響を与えていくこととなる。

## 第2節 一高を土台とした新たな精神性

### 1. 野球の伝播と一高の覇権の終焉

一高が覇権を制した頃、第三高等学校（以下、三高）などの旧制高等学校、青山学院や明治学院、学習院、慶應、同志社などでも野球が盛んとなり<sup>107)</sup>、そうしたなか、東京では混成チームを結成しながら一高と対戦したり、また一高の胸を借り野球を学ぶ形にて練習試合を行ったりしたとされている<sup>108)</sup>。また、1894（明治27）年からは都下連合大会と称する大会も開催されるが、これは一高が各校の出場人数を指定し、そこへ一高の選手が8名（各チーム4名）加わり紅白に分かれて試合を行うもので<sup>109)</sup>、この大会に指名された選手

<sup>105)</sup> 清水諭『新装版 甲子園野球のアルケオロジ—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』、新評論、2012年、134頁。

<sup>106)</sup> 鈴木裕輔「野球害毒論争の社会思想的分析」、『ベースボールロジー』10、野球文化學會論叢、2007年、38頁および40頁。

<sup>107)</sup> 玉置通夫「高校野球の全国大会の発生源についての考察—新聞社間の競争が促進剤になった—」、『甲南女子大学研究紀要第48号 文学・文化編』、2012年、66頁。

<sup>108)</sup> 清水諭『新装版 甲子園野球のアルケオロジ—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』、新評論、2012年、135-137頁。

<sup>109)</sup> 好球生「混合ベースボール仕合に就て」、『第一高等学校 校友会雑誌』第37号、1894年、

は、「無上の榮譽」として誇りにしたとされるなど<sup>110)</sup>、このように一高は、野球界の中心的な存在として君臨していた。

ここで、当時における中学校の学校数は年々増加傾向にあり、1892（明治 25）年には 61 校であった旧制中学も、10 年後の 1902（明治 35）年には 236 校にまで増加を見せているが<sup>111)</sup>、こうした中学校が増設された一方で、高等学校においては増設が抑制されていたことから、結果的に進学の高難度を高めることとなった。そうしたなか一高は、当時入学の際に用いられていた全校共通問題において、合格最低点及び、競争率が最も高い最難関の高校であり<sup>112)</sup>、さらに入学後においても、後の大学で必要となる語学、専門知識など授業の内容が多岐にわたり難解なものも多かったことから、最短就業年数で卒業できないことも稀ではなく、落第、中退も多くみられていた<sup>113)</sup>。そしてこうした状況は、「校技」としての野球を行う野球部においても例外ではなく、1893（明治 26）年には、「六月ニ入り學年試業已ニ目睫ニ迫ル且ツ霖雨旬ニ彌ルヲ以テ部員ハ半バ練習ヲ廢シテ」といった状況のなか慶應義塾との試合が急遽組まれ、結果的に 10 対 11 で敗れて 2 年間の連勝記録が途切れることとなるが、そうした結果においても、「部員校友共ニ憤慨スル者ナク」という状況であり<sup>114)</sup>、さらに 6 月 19 日の敗戦から 5 日後の 6 月 24 日、「學年試業其日午前ヲ以テ悉ク結了」する日の午後に組まれた雪辱戦に際しても、「練習に至つては毎夕食後二時間」のみ練習時間を確保できたにとどまることから、まずは学業が優先されていた状況を窺うことができる<sup>115)</sup>。

なお中村は、こうした一高の学業を優先する状況について、1896（明治 29）年に横浜アマチュアクラブに勝利をおさめた際に木下前校長より送られた祝電の「知識の点に於いても同じく光輝ある全勝を博するの責務あるを記憶されん」との部分から、歴史的勝利の後においても勉学の重要性を述べている点をあげ、また、学生側も将来的には、自らの学歴

---

51-52 頁。ここでは、「各々我部所定の人員を以て來會せり」として、慶應義塾四人、高輪俱樂部一人、正則豫備校二人、赤坂俱樂部一人、青山英和學校一人、學習院一人を指名し、「組は源平に分る我か部員の是に屬する者各四人」にてチーム編成を行ったとしている。

<sup>110)</sup> 『第一高等学校六十年史』第一高等学校、1994 年、60 頁。なおこの大会は、大正 12 年まで約 30 年にわたり開催された。

<sup>111)</sup> 文部省編『学制百年史』（資料編）、帝国地方行政学会 1972 年、489 頁。

<sup>112)</sup> 神立春樹「明治三十六年度全国高等学校入学試験状況—旧々山口高等学校の進退窮まれるをみる—」『岡山大学経済学雑誌』27(1)、1995 年、125 頁および 132 頁。

<sup>113)</sup> 中村哲也「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況に着目して」、『一橋大学スポーツ研究』28、2009 年、28-30 頁。また、天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』、平凡社、2005 年、108 頁。なおここでは、「高等学校の要求する学力の水準が高く、さらに限られた入学定員をめぐるはげしい受験戦争があり、1~2 年の浪人は例外ではなかった。」とあり、「義務教育（尋常小学校の 4 年まで）修了後、定位国大学に入学するまでには、最低でも 10 年、長ければ 14、5 年かかかる」としている。

<sup>114)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895 年、34 頁。

<sup>115)</sup> 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895 年、34-35 頁。なお、雪辱戦は明治学院の運動場にて行われ、11 対 1 で一高が勝利をおさめたが、この勝利により一高側は、「我部名益高ク覇者ノ地益堅ク」として、引き続き覇権が維持されているとの認識を持つに至った（同書 38 頁）。

や専門知識で身を立てることを見据えているとしたうえで、一高におけるスポーツはあくまで「従」との認識であったとしているが<sup>116)</sup>、この他にも、八龍子による「野球部新來の諸君へ」では、「幾多の運動部の選手の中にて、最も練習の苦しく候は、第一高等學校野球部選手なりと申す事は、小生の茲に斷言し得る所に御座候」としたうえで、一高の野球部の活動は、「九月學年の初より、翌年六月學年の終までぶつ通し」であり、冬季休業も春期休業もなく、「御正月の骨牌遊」も「春の御花見」もできないとしながらも、雨の降る日と「學期試験前一週間」、「學年試験前二週間」は練習を行わないとしており、ここからも野球が「主」ではなく、学業を優先する状況を窺うことができる<sup>117)</sup>。

このように、中学校への進学数の増加に伴う高等学校への入学競争の激化、そして一高における学業重視の環境などにより、徐々に一高の野球部の優位性は揺らいでいくこととなった<sup>118)</sup>。一方で、増加した中学への野球の普及が、後の大学野球普及の土台になり、その中でも特に名選手を受け入れた早稲田大学や慶應義塾が台頭したことが、一高の力量を相対的にも低下させ、その両校が 1904（明治 37）年に一高を破ることで約 15 年間続いた一高の覇権は終焉となった<sup>119)</sup>。

#### 高等中学校制度設立後における学校数の変動

	(旧制) 中学校		(旧制) 高等学校	
	学校数	明治 20 年との割合	学校数	高等学校数に対する中学校数
明治 20 年	48	1	6	8
明治 25 年	60	1.25	7	8.6
明治 30 年	118	2.46	6	19.7
明治 35 年	236	4.92	8	29.5
明治 40 年	278	5.79	7	39.7

出典：『学生百年史（資料編）』、文部省、1972 年より作成。

\* (旧制) 中学の明治 20 年との割合は、該当年の中学校数を明治 20 年の学校数で除し、高等学校に対する中学校数は、該当年の中学校数を高等学校数で除した値である。

<sup>116)</sup> 中村哲也「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況に着目して」、『一橋大学スポーツ研究』28、2009 年、30-31 頁。

<sup>117)</sup> 八龍子「野球部新來の諸君へ」、『校友会雑誌』第 150 号、第一高等学校校友会、1905 年、74-75 頁。

<sup>118)</sup> 中村哲也「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況に着目して」、『一橋大学スポーツ研究』28、2009 年、34 頁。なお、前出「我部の抱壞」においては、学制が 5 年から 3 年に変更され「練習日深き能はず、選手年に新なること能はず」こと、そして「入學試験の難關は有爲の士を杜絶」し、「我部の選手を得る實に至難の事」とあるが、これは明治 36 年に出されており、この時分には既に一高の覇権を揺るがす状況が垣間見えていたことが伺える。

<sup>119)</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984 年、82 頁。

1903（明治36）年における入学試験各高等学校別受験結果

	受験者	合格者	不合格者	倍率
第一高等学校	1175	327	848	3.59
第二高等学校	490	189	301	2.59
第三高等学校	585	186	399	3.14
第四高等学校	367	179	188	2.05
第五高等学校	467	230	237	2.03
第六高等学校	305	156	149	1.95
第七高等学校造士館	331	180	151	1.83
山口高等学校	337	179	158	1.88

出典：神立春樹「明治三十六年度全国高等学校入学試験状況―旧々山口高等学校の進退窮まれるをみる―」『岡山大学経済学雑誌』27(1)、1995年、125頁より作成。

1903（明治36）年における高等学校別入学試験入学者最低点

		一高	二高	三高	四校	五校	六校	七校	山口
第一部	甲類	442	291	371	288	291	310	286	292
	乙類	429	295	310	287	299	291	280	283
	丙類	278							
第二部	甲類	522	405	463	414	413	412	424	401
	乙類	424	387	400	383	394	416	383	383
第三部	英語	510							
	独語	452							

出典：神立春樹「明治三十六年度全国高等学校入学試験状況―旧々山口高等学校の進退窮まれるをみる―」『岡山大学経済学雑誌』27(1)、1995年、132頁より作成。

2. 個の意識の台頭

一高の校風を維持させるために、運動面で常勝しながら覇権を誇示することは、伝統主義者・保守主義者の常識であったとされ、またそこでの野次の猛烈さは愛校心の激しさを示すものとされていた<sup>120)</sup>。そうしたなか「海内向ふ所敵なく、戦て勝たざるなく、日本野

<sup>120)</sup> 宮坂広作『旧制高校史の研究 一高自治の成立と展開』、信山社、2001年、173頁。また、神門兼之『球聖飛田穂洲伝』柘植書房、2004年、258頁では、なお当時の一高の応援において、「一高の応援は騒々しいので有名であった。数十本の白い幟を吹き流し、鉦や太鼓あるいは石油缶を叩き、怒号を繰り返した。京都三高も同じで、白に対して赤い幟旗をなびかせ、両校の定期戦は戦国時代の戦場さながらの様相を見せた。これが最高学府に学ぶエ



球界の覇権」を握っていた野球部は、「光榮の歴史は、決して野球部の専有に屬するものには之なく、向陵一千の校友の有する所」として、学校の代表であるとの意識を持ちつつ、「光榮の歴史を維持せんが爲」に「野球選手は一千校友の爲に、犠牲となれるもの」として、「酸苦を嘗め」ながら「慘擔たる練習」を行っていた<sup>121)</sup>。

このように、「技の盛衰は實に校風の消長に關する大なるもの」<sup>122)</sup>とされる立場にあった野球部と校風の関係について中馬は、「運動家なる者は直ちに校風を生ずる所以の者には非ず、單に團結を促すの一方法たるに過ぎざるなり」として、野球そのものが校風ではなく、そのきっかけの一つであるとしながら、そこでの「團結」により「人心を結び校風を生むとした捉え方をしていた<sup>123)</sup>。

なお清水は、こうした一高における伝統的な校風論議に対して、個人主義の立場から批判的な捉え方が表面化し始めたことが一高の覇権を失ったことと無関係ではないと指摘している<sup>124)</sup>。例えば、魚住景雄は『校友会雑誌』150号に、「個人主義の見地に立ちて方今の校風問題を解釋し進んで皆寄宿制度の廢止に論及す」を發表し、「過去に規範を仰ぐ彼の武士道的籠城主義の校風を撤して、現在と將來とに生命を有する個人主義的自由の氣風を樹立」させ、そこでの「自由の保證」として皆寄宿制度を廢止すべきであるとしたが<sup>125)</sup>、こうした籠城主義を保守反動思想とし、個人主義の尊重と自由寄宿を主張した論文は、これまでにない一大波紋を巻き起こした<sup>126)</sup>。さらに魚住は、運動が趣味としての個人主義レベルのものであるとした新しい解釈を加えたことから、これが結果的に校風の運動の否認を意味することにもなり、こうした魚住に対して伝統主義者ともいえる福井利吉郎は、『校友会雑誌』の次号ですぐさま反論した<sup>127)</sup>。ここでは、「一高精神の中心は實に忠君愛國の大道

---

リート集団かと眉をひそめた。」とある。

<sup>121)</sup> 八龍子「野球部新來の諸君へ」、『第一高等学校 校友会雑誌』第150号、第一高等学校校友会、1905年、75-76頁。

<sup>122)</sup> 隈美生「ベースボール部員に望む」、『第一高等学校 校友会雑誌』第33号、第一高等学校校友会、1894年、36-37頁。

<sup>123)</sup> 中馬庚「校風と運動家との關係を論して京都遠征に及ぶ」、『第一高等学校 校友会雑誌』第34号、第一高等学校校友会、1894年、12-13頁。

<sup>124)</sup> 清水論『甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化—』新評論、2012年、141頁おとび144頁。ここで清水は、魚住による意見を取り上げつつ、「森以来の全体主義的国家観の實踐として、籠城主義による全寮制の中で全校挙げて野球をはじめとする運動を応援しつつ、校風を發揚させてきたこれまでの一高の伝統を、個人主義の立場から痛烈に批判する風潮がここに表面化した」としており、「こうした主張や新たな校風論についての論調は、一高だけにかぎらず二、三、六高などでも見られた」としたなお、こうした風潮の背景として、「日露戦争後の經濟状況の変化」、1908(明治41)年の「戊申詔書」や「赤旗事件」などをあげ、「思想や教育制度をとらえ直す時期にきたことを示している。」としている。

<sup>125)</sup> 魚住景雄「個人主義の見地に立ちて方今の校風問題を解釋し進んで皆寄宿制度の廢止に論及す」、『第一高等学校 校友会雑誌』第150号、第一高等学校校友会、1905年、14頁。

<sup>126)</sup> 『第一高等学校六十年史』第一高等学校、1994年、78頁。

<sup>127)</sup> 宮坂広作『旧制高校史の研究 ～一高自治の成立と展開～』、信山社、2001年、189頁。

に存す」ものであり「我校風は大和民族と其消長を共にせむ」とし、皆寄宿制度による「自治自制は至美最高の制度」であり、籠城主義により「澎湃として日東帝國を襲ひ、我が國體の基礎を洗ひ去らん」とするとき「巍々乎として此等溷濁の波」を退けたとし、さらに運動においても、「愛校と尚武との偉大なる精神を宿せる」ものであるとした。そして「個人主義の弊は極端に自我を獨立せしむるにあり」、「個人主義なるものは非國民のと唱ふる亡國の音」、「個人主義に歸向せしめんとし崩潰たる波を寄せて青年の頭腦より愛國の念を奪はんとしぬ」として、個人主義を糾弾している<sup>128)</sup>。

ここで、魚住は運動に対して、あくまで趣味の問題であり、「他者に強制することが不合理」であるとしたことから、全面的にこれを否定しておらず、かつては「校風の隆運が運動の盛時とかさなつた時期があつた」だけのことであり、校風の衰退と運動の衰退とは関係ないとして、校風は衰退すべき、そして運動は継続すべきであるとしている<sup>129)</sup>。なお、運動における論議はそれまでも取り上げられており、そこでは運動そのものを否定する論者はいないものの、運動崇拜による「学問軽視の気風」や「運動の力量に優れていても知性・品性に欠ける者」、「腕力にたのんで粗暴なふるまいをする者」に対しては多くの論者が侮蔑の姿勢を示している<sup>130)</sup>。

いずれにせよ、ここでの魚住の論文は波紋を広げ、後に寮委員会により「校風問題演説会」が開かれたが、そこでは「中立または調停的意見が二、三名で、他は賛否がほぼ相半ばした」状況であつた<sup>131)</sup>。こうしたことから、これまで校威を背負い、勝利のために厳しい練習を積み、そしてそうした野球部を全校あげて応援するといったかつての姿勢が崩れ始めたことが窺える。

### 3. 学制の変遷と早稲田大学の誕生

---

ここでは、また福井の反論について「運動家が苦慮奮励するのは愛國心によるもの」、つまり「自分たちの勝利は母校の勝利であり、運動会の偏見を握ることは母校の名誉」であるとし、そして「愛校心を拡大すれば愛國心」に繋がることから、そうした母校を愛する事が出来ない者は、「国を愛そうとしない利己主義者」であるとまとめた。

<sup>128)</sup> 福井利吉郎「所謂個人主義の見地に立ちたる校風觀を評す」、『第一高等学校 校友会雑誌』第151号、第一高等学校校友会、1905年、22-28頁。ここでは、その他、運動において「實に一高元氣の喚發する所、故に運動界の霸王たるは即ち一高風の天下を風靡せるを意味す。日本帝國の歴史ある光榮ある所以を解せざるものは又一高運動部の歴史の壮烈なる所以を解せざる也」、また「利己主義の徒豈對外試合を知らんや愛校心無きの徒豈犠牲的精神を解せんや」として自由主義の立場を非難している。

<sup>129)</sup> 宮坂広作『旧制高校史の研究 ～一高自治の成立と展開～』、信山社、2001年、189頁。

<sup>130)</sup> 宮坂広作『旧制高校史の研究 ～一高自治の成立と展開～』、信山社、2001年、188頁。なお同書では、「対抗戦の選手は、猛練習のために学業をおろそかにせざるをえなかつたし、時には負傷したり、病気になつたりして、一生を棒にふることもさへあつた」としており、かつてはそうした選手は「学校の名誉のために一身を犠牲にする者」として校友から一目置かれた一方で、時に「ストームで暴れるなど横暴なふるまいも見られた」としている(173頁)。

<sup>131)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』、一高同窓会、1994年、78頁。

1886（明治19）年の3月2日の「帝国大学令」、4月10日の「中学校令」により、小学校 - 中学校 - 帝国大学といった一連の流れが形成されたとともに、中学校が「高等中学校」と「尋常中学校」の二段階編制となったが、ここで「高等中学校」は、文部省管轄で全国に5校設置、「尋常中学校」は各府県において状況によりこれを設置することとなり、さしあたっては1つの帝国大学と5つの高等中学校、そしてほぼ50の尋常中学校を設けるという方針が示された<sup>132)</sup>。その後、1891（明治24）年に中学校令が改正され、尋常中学校の設置に関して、各府県において「一校ヲ設置スヘキモノトス」とする一府県一校設置が原則となり<sup>133)</sup>、また1894（明治27）年の高等学校令の公布では、尋常中学校の上段階を占めていた高等中学校が分離され高等学校となった<sup>134)</sup>。こうして、高等学校が帝国大学予備教育機関としての性格を強めていくなか、1899（明治32）年における新たな中学校令では、尋常中学校が中学校へと名称を変更させるに伴い、従来の「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所」から、「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」へと規定も変更され、さらに文部大臣が認める場合においては、「府県ニ中学校ノ増設ヲ命スルコトヲ得」として、中学校設置に対する更なる積極策により増設が目指されたことで、次第に上級学校への進学の際運を高めていくこととなる<sup>135)</sup>。

そうしたなか、中学校への進学者数の増加は、その後における専門学校への進学へと結びつき、高等教育機関における整備の一環として、1903（明治36）年、「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トスル」ことを一般的性質と規定する「専門学校令」が公布された<sup>136)</sup>。

こうした「専門学校令」施行直前の1901（明治34）年、東京専門学校は1年半の予科の開設を条件に大学部設置を申請し、翌1902（明治35）年に認可されたことで、早稲田大学が誕生した<sup>137)</sup>。なお、「大学部」開設の先例としては、1880（明治23）年の慶應義塾があるが、「大学」を称したのは早稲田大学が最初であり<sup>138)</sup>、専門学校令施行後は、こうした早稲

<sup>132)</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、341-342頁および363頁。なおここで、高等中学においては、国庫とその区内における府県の地方税によって支弁され、また尋常中学においては、地方費の支弁又は補助によるものは各県1か所に限り、区町村費での設置はできないものとした。

<sup>133)</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、343頁。

<sup>134)</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、369頁。

<sup>135)</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、341頁および345-346頁。

<sup>136)</sup> 文部省編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、372-373頁。なおここでは、当時の専門学校の種類が多様で、統轄する規定においても、それらすべてに通ずるものとする必要があったことから、「結果的に基本的な条章を掲げるにとどまらざるを得なかった。」としている。

<sup>137)</sup> 早稲田大学大学史編集所『早稲田大学百年史 第一巻』、早稲田大学、1978年、972頁および978頁。

<sup>138)</sup> 天城勲、慶伊富長『大学設置基準の研究』、東京大学出版会、1977年、94頁。

田大学の例に倣って「大学」の名称を取得する学校が増加した<sup>139)</sup>。ただ、この時点で法的な大学は帝国大学のみで、これらの学校は新たに「大学」を称しながらも法律上は「専門学校」であるという変則的な状態であり<sup>140)</sup>、この後、正規の大学としての法的な承認を求める声も強くなったことで<sup>141)</sup>、1918（大正7）年の大学令（勅令第三百八十八号）にて実質的な「大学」化に至ることとなる<sup>142)</sup>。

#### 一高の覇権当時における学制の変遷

1886（明治19）年	3月2日	帝国大学令	小学校・中学校・帝国大学への流れの成立
	4月10日	中学校令	尋常中学校・高等中学校の二段階制となる
1891（明治24）年	12月14日	中学校令中改正	尋常中学校の一府県一校設置を原則とする
1894（明治27）年	6月25日	高等学校令	高等中学校が高等学校となる
1899（明治32）年	2月7日	中学校令改正	尋常中学校が中学校となる。
1903（明治36）年	3月37日	専門学校令	予科の設置により「大学」の名称をつけることが可能となる

出典：文部省編『学制百年史 記述編』より作成。

#### 4. 安部磯雄とその精神性

早稲田大学に野球部が創設されたのは1901（明治34）年、それまで、柔道、剣道、弓道の三部門であった運動部が、さらに庭球、野球、端艇の部を創設するにあたり、部長をおくことになったことから、安部磯雄が野球部の部長に就任するが、この後安部は、1927（昭

<sup>139)</sup> 天野郁夫『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版部、1989年、225頁。ここでは、専門学校令が発令された2年後となる明治38年時点ですでに、早稲田、慶應以外に、「中央、法政、明治、日本、京都法政（立命館）、関西、哲学館（東洋）、天台宗、真宗、曹洞宗、浄土宗、仏教の各大学があったとしている。

<sup>140)</sup> 天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』、平凡社、2005年、291頁。

<sup>141)</sup> 文証編『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年、374頁。ここでは、専門学校令に基づく「大学」においては、制度上帝国大学と同程度のもつと見ることはできないとしながらも、「そこには専門学校以上の高等教育機関としての体制を備えようとする要望を明らかに認めることができる。」としている。なお、こうした帝国大学と私学との間の格差のみならず、当初は、「同じ『大学』名称をもつ学校間にも質的に大きな格差があったことは疑いない」（前出、天城勲、慶伊富長『大学設置基準の研究』、1997年、95頁）状況でもあり、こうしたことから、天野は「私立大学は『大学として』出発したわけではなく、『大学をめざして』出発したにすぎなかった。」（前出『学歴の社会史—教育と日本の近代—』、平凡社、2005年、288頁）としている。

<sup>142)</sup> 天野郁夫『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版部、1989年、227頁。

和 2) に至るまで 26 年間部長を務めている<sup>143)</sup>。

創設当初の早稲田大学の野球部は一高を手本としていたとされ<sup>144)</sup>、その後、実力をつけていくなか、1903 (明治 36) 年には最初の早慶戦を開催<sup>145)</sup>、また日露戦争の真ただ中であつたにもかかわらず 1905 (明治 38) 年には 4 月から約 3 カ月間に及ぶ米国への野球遠征を日本で初めて行うなど、日本の学生野球における新しい風を吹き込ませた<sup>146)</sup>。そうした早稲田野球部の指導すべき立場でもあつた安部は、一貫したキリスト教ヒューマニズムに基づく社会民主主義者、また謹厳実直の人格者として部を支え続ける傍ら<sup>147)</sup>、野球だけではなく、嘉納治五郎とともに日本のオリンピックへの初参加に尽力するなど、広くスポーツ界にも貢献し<sup>148)</sup>、そこでは、勝敗よりも競技そのものに意義を見出しつつ、「若し世界各国が武力の競争を止めて運動競技に力瘤を入れるようになれば、人類の幸福は如何に促進されることであらう」として、国際平和にまでスポーツの意義を広く捉えていた<sup>149)</sup>。

<sup>143</sup> 安部磯雄「スポーツから何をすべきか」、『青年と理想』岡倉書房、1937 年、215 頁。

<sup>144</sup> 清水諭『甲子園野球のアルケオロジ—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』2012 年、150 頁。ここでは、1902 (明治 35) 年 10 月、東京専門学校から早稲田大学へ改称する際、新グラウンドの創設と安部の部長就任を記念しての野球大会を開催し、そこでの紅白試合の審判に一高から小林弥之助を招聘したこと、また後の学習院との試合においても、一高出身、守山恒太郎に審判を任せ、一高流の野球を手本として教えを受けていたとしている。

<sup>145</sup> 早慶戦に至るまでの詳細においては、後述、第二章にて記す。

<sup>146</sup> 飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950 年、65 頁。ここでは、「技術の幼稚なるは言う迄もない、世の理解にありては、殆ど問題とはならない。野球を以て渡米するが如きは、実に痴人の夢に過ぎなかつた。」とあり、また「当時は日露戦争の真っ最中であり、選手を引き連れて渡米をするなどは全く破天荒なことであつた」(早稲田大学編『早稲田大学八十年誌』、早稲田大学出版部、1962 年、380 頁) とあるように、そこには容易ならぬ状況があつた。

<sup>147</sup> 神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004 年、82 頁。および清水諭『甲子園野球のアルケオロジ—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』、新評論、2012 年、168 頁。

<sup>148</sup> 大日本體育協會編『大日本體育協會史 上巻』、1936 年、16-17 頁。大日本體育協會が設立されたのは 1911 (明治 44) 年 7 月、現在の国内オリンピック委員会 (NOC) のような、オリンピックに参加するための組織として設立されたものであり、その初代の会長をつとめたのが嘉納である (後藤健生『国立競技場の 100 年—明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ—』、ミネルヴァ書房、2013 年、88 頁)。彼は設立の 2 年前、既に日本初となる国際オリンピック委員となっていたが、ほとんどの参加各国においては派遣の母体となる団体があることからその設立をめざし、「當時の我がスポーツ界を展望するに、民間にはこれぞといふ組織立つた體育團體は無く、スポーツは多く學生生徒間に行はれてゐた。」ことから、大学関係者への協力を仰ぎ、早稲田大學からは運動部長であつた安部が推薦されている。

<sup>149</sup> 安部磯雄「国際競技の意義」、『青年と理想』、岡倉書房、1937 年、259 頁。および同書「国際競技の序幕」、250 頁。ここでは、安部自身が留学した際に目にしたロンドンでの現地新聞にて、国際間 (「オックスホード大學」(英國) - 「エール大學」(米國)) で競技が行われたことを知り、「勿論勝敗といふことに對して何等の興味を感じた譯ではないが、国際間に競技が行はれるといふこと其れ自身に大なる注意を喚起された。」とし、「多年一日国際運動競技のため微力盡したい」とその思いを記している。なお安部は、1959 年、特別表彰

また安部は、「野球は吾人に智仁勇の三徳を教ゆるもので…」とし、「智」を判断力、「仁」を自己犠牲の精神、「勇」を勇氣として表現したうえで、「精神修養を為すに大きな助」となり、戸外遊戯として「最も適當」なものとしており、<sup>150</sup>こうした野球を通じての精神面からの教育を重要視していた。一方で、スポーツを通じて考えるべきことは、「健康」、純眞にして健全なる「娯樂」、そして「修養」であるとしていたことから、野球による「精神修養」のみではなく、総合的な人間作りを目指していたと言えよう<sup>151</sup>。

また安部は、選手を指導するあたり「スポーツマンシップといふ點に於ても相當努力する所があった」とされ、彼自身、「スポーツマンシップと云へば何か新しいことのように考へる人があるかも知れないが、私は我國に於ける武士道が即ち其れであつたということを信じて居る」としているように、西洋のスポーツマンシップに対し、日本の武士道を当てはめて捉えつつ<sup>152</sup>、そのスポーツマンシップにおいて最も重要になる点が、「フェアプレイ（フェア・プレー）」であるとした<sup>153</sup>。

なお秦は、「従来から考えられてきたと思われる日本的スポーツ観の中の『勝利至上主義』が含まれる武士的スポーツ観と、安部が考える『武士的』スポーツ観とは大いに異なるものであった」としているが<sup>154</sup>、これについて、「光風霽月」の心をもって競技に臨むことを教訓し、また学生の野球においては、「全く娯樂」であり「一種の教育」であるからこそ、必要以上に勝敗を気にすることは本来の目的に背くとし<sup>155</sup>、さらに安部のスポーツ観の根底には、グッド・ルーザー（潔い負け方）、つまり負けることは武士の最大の恥辱ではあるが、汚い勝利はそれ以上に嫌悪されるべきであり、スポーツの勝利の楽しさは、コントロールされた闘争心を充分發揮して得られるものであるからこそ、正確なプレーを心掛け、勝つことのみ拘泥すべきではないとした考え方があった<sup>156</sup>。こうした点において、一高

---

にて野球殿堂入りを果たしており、その顕彰文には「1901年早稲田大学を創設し次いで第一回渡米を敢行す。以来一貫して学生野球の育成に努め「学生野球の父」と仰がれる。」とある（公益財団法人 野球殿堂博物館ホームページ、2014年6月29日訪問）。

<sup>150</sup> 安部磯雄「野球の三徳」、飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年、19-23頁。

<sup>151</sup> 安部磯雄「スポーツから何をすべきか」、『青年と理想』、岡倉書房、1937年、215-217頁。

<sup>152</sup> 安部磯雄「運動競技と政黨競技」、『青年と理想』、岡倉書房、1937年、300頁。

<sup>153</sup> 安部磯雄「運動競技と政黨競技」、『青年と理想』、岡倉書房、1937年、302頁。なお、同書安部磯雄「公平なる競技」、266頁では、「何人もスポーツに關して第一に氣付くことはフェアプレイといふことが其中心思想になつてゐる」としてフェアプレーの重要性を示し、また「少し誇張であるかも知れぬが」としたうえで、「若し人類社會が全部スポーツの原則によりて働くものであるとするならば、私共はどんなに愉快に幸福な生活を送ることが出来るかも知れない。」と、フェアプレーとスポーツとの關係性からの「教育的價値」について考えを述べている。

<sup>154</sup> 秦真人「日本のスポーツ観の形成に關わる一考察（Ⅱ）—安部磯雄のスポーツ観について・その2—」、『愛知学泉大学研究論集』（37）、2002年、159頁。

<sup>155</sup> 安部磯雄「運動競技と政黨競技」、『青年と理想』、岡倉書房、1937年、300-301頁。

<sup>156</sup> 神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004年、102頁。また、前出「運動競技と政黨競技」『青年と理想』では、かつて選手が敗戦した際に「悔し涙」を見せていたことに対

野球部における「全勝を博するの責務ある」<sup>157)</sup>とした「勝利至上主義」とは異なる姿勢が見受けられる<sup>158)</sup>。

なお、そうした安部について、野球部創立五十周年の際、当時の早稲田大学総長島田孝一は、「早稲田大学の野球部は、安部磯雄先生によつて造られ、育てられた。否、我國の野球そのものが先生によつて育てられたといつて許されるだろうと思う」とし、さらに「決して先生を我國の野球のみに關聯して考えたくない。あらゆる運動競技について先生の遺された精神が生きていると思うし、また生きていなければならないものとする」とし、そして、そこでの精神こそが、「フェア・プレー」の精神だとしている<sup>159)</sup>。

また後に早稲田大学野球部長を務めた外岡は、安部とその教えを受けた野球部の先輩たちによつて培われた野球部の精神とは、「校風によつて絶えず充實され、発展されて行くと共に、校風が野球部選手を通じて學園の内外に昂揚」されるかたちで「渾然融合して無限に進展」したものであるとして、これを「斯して集り散じて人は變わろうとも、野球部精神は吾々後進の手によつて、永遠無窮に輝かさなくてはならない」と述べている<sup>160)</sup>。

このように、安部による精神性は、早稲田大学の野球部の精神性の根幹となった一方で、その精神性は、従来の一高の精神性と軌を一にするとは言い難いものであった。特に、一高が「校威」をかけて、また時に「国家」を背負って追求した「勝利至上主義」であるの

---

し、「試合は元來娛樂を主として居るのではないか、負けることが泣くほど辛いものならば野球を止めた方が宜いではないか。」としている(301頁)。

<sup>157)</sup> 第一高等学校校友会「校友会雑誌號外 野球部史」、『校友会雑誌』、1903年、明治文化資料叢書刊行会『明治文化資料叢書 第10巻スポーツ編』、風間書房、1962年190頁。

<sup>158)</sup> 神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004年、264頁。ここでは、当時の監督(飛田穂洲)が、「ずっと仇討ちの誓いを背負いつづけていた。負ければ、必ず勝つて返す。一高野球を我がものにしてきたが、安部によつてグッド・ルーザー(潔い敗け)というスポーツマン・シップの洗礼を受けた。」とあり、ここからも、安部の野球への捉え方、また一高における「勝利至上主義」を伺うことができる。なお、前述した一高における「個人主義」に関する論争のなかで、折衷派であった鶴見祐輔は、運動の意義として「身体の健全」「精神の鍛練」「娛樂」の三点をあげ、特に精神の鍛練においては、「堅忍持久」「精悍勇猛」「フェア・プレイ」だとした。そして、そうした勇氣とフェア・プレーを育む大きな機会は対外試合であり、対外試合の最終目的は覇権の掌握であるが、ただ校風はそうした覇権掌握の上に成り立つものではなく、大切なのはフェア・プレーでの勝利を目指し、また精神的にも勝利し、そして「男らしく」勝つ必要がある以上、それらを目指したうえで試合に負けたのであれば、それは悲観すべきことではないとした。ここには、「技倆をたのみ、腕力をたのみ、放曠不束他人の迷惑を顧みざるの陋風」があった事実を指摘し、選手は学校の精神的代表者である自覚と自重が必須であるとした、「人格中心」の主義を強調しており(宮坂広作『旧制高校史の研究 ～一高自治の成立と展開～』信山社、2001年、190頁)、ここでの安部に準ずる考え方を示していた。

<sup>159)</sup> 島田孝一「序(野球部創立五十周年に際して安部先生を想う)」、飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年、3頁。

<sup>160)</sup> 外岡茂十郎「序」、飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年、7頁。

に対し、「出来るだけ勝敗に超越」<sup>161)</sup>することをめざした精神性を安部は求めている。そして、そうした安部のもとで野球に関わった選手の一部が、後にスポーツジャーナリズムの側に立つことで、早稲田流の精神性がより広まっていくこととなる<sup>162)</sup>。

## 本章のまとめ

設立当時より、将来の国家を担うエリートの養成機関としての役割を担っていた一高に、自主的な環境での徳育や、社会との関係を断つことを目的とした学寮が完成することで、そこで培われる精神性がより特徴的に醸成される環境が整えられることになった。一方、そこでの野球においては、かつてレクリエーションとして行われていたものの、徐々に校内で注目を浴びるようになり、インブリー事件を契機として、より厳しい練習が行われ、結果、明治学院に勝利し、覇権へと進むこととなる。そして後に、外国人チームとも対戦し、そこで勝利をおさめるが、それは単なる学校の勝利としてではなく、日本の勝利としても扱われた。ただそうした歴史的な勝利の際にも、元校長からは勉学を重視する旨の言葉が送られているように、学内では落第や中退が多く見られるなか、一高では本業である学業をより重視していた。しかしながらその後、中学校への進学数の増加に伴い入学試験がより難しくなり、学業重視の態度がより強くなる方向にシフトしていくなか、早稲田や慶應義塾など私立の台頭もあり、一高の覇権は終焉する。ここでは、私立が実力をつけたことによる相対的な戦力の低下もあるが、学業を犠牲にして野球で私立に徹底的に対抗するのではなく、学業重視の方向性を堅持して覇権を手放したとも言えよう。つまり、ここから窺えるのは、一高が覇権を制するにおいて、そこには常に学業との両立があったのであり、覇権を維持するべく学校の威信をかけての厳しい練習や、そこで培われるとした武士道的

<sup>161)</sup> 安部磯雄「運動競技と政黨競技」、『青年と理想』、岡倉書房、1937年、300-301頁。

<sup>162)</sup> 清水諭『甲子園野球のアルケオロジ—スポーツの「物語」・メディア・身体文化—』、新評論、2012年、163-164頁。ここでは、橋戸頑鉄や弓館小鰐、飛田穂洲があげられているが、このうち橋戸と飛田に関しては、1959年および1960年にそれぞれ「特別」表彰区分にて野球殿堂入りしている。また、天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』、平凡社、2005年、336-337頁。ここでは、早稲田の卒業生の就職状況を述べつつ「とくに目をひくのは新聞・雑誌などジャーナリズムで活躍する早稲田卒の存在である」としている。また、綿谷秋堂『大学と人物 各大学卒業生月旦』、国光印刷出版部、1914年、175-201頁。ここでは、「操觚界に於ける早稲田」として、大正三年一月末での調査では、全国の新聞の総数は約320、その中で早稲田出身者は460名であるとし、東京における「社長、主事編輯長主幹等」は44名、「一般記者」217名、そして東京以外においても、「社長、主筆、編輯長等」は88名、「一般記者」111名であるとし、「その数の夥しきとその範囲の廣き點に於て吾人の一驚を來さしむるものがある」との一方で、「数が多いと云ふ丈け未だ第一流の大記者を輩出せない様だ」としている。こうした現象に対して天野は、当時新聞と政治が強い結びつきを持っていたとしたうえで、『官途』につくことをいさぎよしとしない「稲門」出身者は、なによりもジャーナリズムと政治に、その活動の場を求めた。」としている。



精神、そして勝利至上主義を追求する中でも、学業との両立が必要不可欠なものとして要求されていたのである。

一方、安部においては、野球での精神修養を重要視していたが、選手を指導する上でスポーツマンシップが重要であり、そのスポーツマンシップを日本の武士道に当てはめて捉えている。ただそこでは「負けることを恥じ」とせず、むしろ負ける事よりも、汚い勝利はそれ以上に嫌悪すべきであるとした「グッド・ルーザー」の考え方があった。そして、野球に止まらずスポーツを「教育」として捉え、「健康」「娯楽」「修養」といったもの全てによる人間教育を目指し、そこで目指す勝利においても、コントロールした闘争心が必要であるとして、勝利至上主義を持ち込んではいない。

このように、一高においては常に勝利を目指し、全身全霊でそれを必ず手に入れるべきものと捉えていたのに対し、安部は、学生の野球は「娯楽」であることから、勝敗よりも、そこでの戦い方や、負けた際の振る舞いを重視しており、両者の精神性は整合するものとは言えない。しかしながら、一高の精神性は後の学生野球にも影響を与えたとされ、また安部も後に学生野球協会の会長に就任することからも、この双方の精神性が学生野球のなかで引き継がれていき、学生野球における理念の土壌になったと考えられよう。

## 第2章 害毒論争と甲子園大会のはじまり

ここでは、1911（明治44）年の野球害毒論争（以下、害毒論争）そして1915（大正4）年の選手権大会の開催を二つの柱として論じる。これらに共通するのは、新聞社が学生野球を紙上で取り扱っている点である。我が国では、新聞社による経営戦略として、スポーツを記事として取り扱うだけでなく、自らスポーツイベントを主催・後援してきた歴史がある<sup>163</sup>。そしてここでの害毒論争と選手権大会の開催から窺えるのは、この時すでに、学生野球が新聞社によって取り扱われる対象として成立するほどに大衆に認識されていたことである。そして害毒論争については、学生野球を「否定」あるいは「肯定」する側によって意見を戦わせていたものであることから、ここでの論点を分析することは、その当時における学生野球にどのような問題が内在していたかを確認することができる。また当時、大学野球がその実力と人気ともに我が国の中心にあったなか、あえて中学校の大会を開催するからには、何か問題点が存在した可能性が考えられる。その問題点が何であったかを明らかとすることも、当時の学生野球の状況を確認できるよう。

そこで本章では、害毒論争に至るまでの過程について、野球の歴史と新聞社の発展の歴史の両面から検討する。そして、害毒論争のなかで論じられた点を、「否定派」、「肯定派」それぞれの見地から検討し、それぞれにおける論点を明らかにする。さらに、選手権大会においては、これを開催するに至る経緯やそこでの背景、さらに問題点を明らかとし、特に問題点においては、これの対応についても検討する。

### 第1節 野球の大衆化と野球害毒論争

#### 1. 学校を中心とした野球の広まり

主に東京の高等教育機関で行われていた野球が地方へ伝播していく要因の一つとして、東京で野球を学んだ選手たちが帰省した際、郷里の中学校などの後輩たちに野球を教えたことがあげられるが、覇権が早慶に移った明治30年代後半には、ほぼ全国の中学校、そして商業学校や私立大学などにまで普及拡大していったとされている<sup>164</sup>。なお、中学校

<sup>163</sup> 西原茂樹「東京・大阪両都市の新聞社による野球（スポーツ）イベントの展開過程—1910～1925年を中心に—」、『立命館産業社会論集』、2004年、115頁。

<sup>164</sup> 玉置通夫「高校野球の全国大会の発起源についての考察—新聞社間の競争が促進剤になった—」『甲南女子大学研究紀要第48号 文学・文化編』2012年、66頁。また、前出ホレス・ウィルソンの殿堂入りにおける顕彰文は「南北戦争に従軍後、お雇い外国人教師として来日する。明治5年に第一大学区第一番中学で英語や数学を教える傍ら生徒に野球を教えた。同校は翌年から開成学校（現東京大学）となり、立派な運動場ができると攻守に分かれて試合ができるまでになった。これが「日本の野球の始まり」といわれている。同校の予科だった東京英語学校（後に大学予備門、第一高等学校）、その他の学校へと伝わり、

における正式の対校試合としては、1896（明治 29）年 10 月 17 日に行われた宇都宮中学（栃木県尋常中学）対水戸中学（茨城県尋常中学）が最も古いとされ、両校はこの後 2 年間、毎年一度隣県のライバルとして戦っている<sup>165</sup>。また地方大会レベルにおいては、1902（明治 35）年の東海五県連合野球大会が最も古いものとされ<sup>166</sup>、ここでは、愛知、岐阜、三重、静岡、滋賀の五県にわたる地域が対象となり、一定の主催者を持たず、当番校制度でグラウンドも持ち回りで行われ、その後、「武狭世界」主催の東京都下中学野球大会、大阪美津濃運動具店主催の関西中学野球大会、九州福岡の明治専門学校主催の九州中学野球大会、そして、二高、三高、四高、六高などの高等学校が各地で主催した大会などが開催されるようになった<sup>167</sup>。

なお、このような普及・発展が起こるのは、野球の競技としての楽しさがあったからであり、それは、野球が海外より持ち込まれてから広まった明治初期の背景も同様であったと言えよう。そして、その伝播過程においては、上記のように、野球経験者がその縁のある学校などへ直接教えたことに加え、1896（明治 29）年には一高が初の国際試合で勝利し、これを新聞が取り上げたことで、それまで野球に馴染みのなかった層にまで情報が伝わり、新たに野球を知り、さらに興味を持たせる大きな契機として機能したとされる<sup>168</sup>。

つまり、野球の普及は、まずは遊戯・競技としてプレイする楽しさを原動力に、それを行える時間や場所などの環境を有していた学校を中心として、野球を「する側」から広まりを見せた。そして「する側」の人間によって、主に各地の学校という点の分布を広げていった一方で、「観る側」は、自らはプレイせず、プレイするものを観る、その点を中心としながら浸潤するように広まっていった。さらに、プレイを観ていないものに伝える新聞

---

そこで野球を体験した人達を中心となって野球は日本全国へと広まっていった。現在の繁栄する日本野球の種をまいた人としてその功績は計り知れない。」とある（公益財団法人野球殿堂博物館ホームページ、2014 年 6 月 29 日訪問）。

<sup>165</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984 年、82 頁。また神門兼之『球聖飛田穂洲伝』柘植書房、2004 年、25 頁。なおここでは、一高野球部の宇都宮出身の青井鏡男と水戸中学出身の戸田義相による「ふる里自慢が高じ、いざ実力で」といったことが水戸中学と宇都宮中学との試合のきっかけとしている。

<sup>166</sup> 朝日新聞名古屋本社編集制作センター『愛知の高校野球全記録 愛知県高等学校野球連盟史』、愛知県高等学校野球連盟、2008 年、64 頁。また日本学生野球協会『日本学生野球協会史』1984 年、82 頁。

<sup>167</sup> 久保田高行『高校野球百年』、時事通信社、1966 年、23 頁。

<sup>168</sup> 神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004 年、28 頁。ここでは、1896（明治 29）年、初の国際試合で、一高が横浜のアマチュアクラブと対戦し勝利したことが、「文明人面して偉ぶる毛唐の鼻をへし折ったのである。三国干渉で痛めつけられたうっぷんを多少でも晴らした思いで、町まちに歓声があがり、ベースボール熱が全国に波及した」とあり、ここでの勝利が人気を加速させたことを示している。また、佐山和夫『日本野球はなぜベースボールを超えたか』、彩流社、2007 年、127 頁においても、一般の野球に対する関心がこれを機に一気に高め、各地で野球ブームが巻き起こり、「それまでは東京の一部エリート校のあいだのスポーツ行事に過ぎなかった野球が、日本人の国民的関心事となる大きなきっかけがこの一戦だったのだ。」としている。

という媒体も加わったことでの野球の普及に伴う大衆化は、野球を「する側」と「観る側」とに分化させて、それぞれの枠内で野球を捉えつつ発展させていくが<sup>169)</sup>、ここで「観る側」は、学生を中心とした「する側」を、野球という競技の枠組みの中だけではなく、学校で教育を受ける立場である点を付加させて評価していくことになる<sup>170)</sup>。

## 2. 早慶戦の始まりと中断

1891（明治24）年から続いていた一高の覇権は、1904（明治37）年の6月1日に早稲田大学に6対9で、そして翌6月2日に慶應義塾（以下、慶應）に10対11で敗れたことで終了する<sup>171)</sup>。この両校のうち、先に野球部を創設したのは慶應で、1892（明治25）年に福沢

<sup>169)</sup> 玉置正之、ロバート・ホワイティング『ベースボールと野球道—日米間の誤解を示す400の事実—』、講談社、1991年、208-209頁。ここでは、18世紀以前（近代以前）のあらゆるスポーツは、「飛び入り自由」の風潮があり、そこに「プレイするひと」と「見るひと」のあいだに境界線がなく、そこには、もしかすると自分も「プレイするひと」になる可能性があるといった意識があるに対し、スポーツのルールが整えられた近代以降にスポーツを輸入した国では、最初から「見るひと」であり、「プレイするひと」には絶対なり得ず、「見る」という行為を専門家させており、それが応援団であるとした。つまり、アメリカでも近代以降に人為的に机上でつくられたアメリカンフットボールやバスケットボールにおいてはチアリーダーが存在するが、ベースボールには存在しないとしている。

<sup>170)</sup> 例えば、1911（明治44）年に秋田県では、「森知事県治方針」として、『『ベースボール』取締ニ關スル通達』が、県立高校の校長へ通達されている。ここでは、「其ノ遊戯ニ従事スルノ學生タル多クハ學徳劣等ノ者ナルヲ以テ敢テ競フテ其ノ勝敗ニノミ熱中シ爲ニ往々ニシテ粗暴過激ノ弊ニ陥ルノ傾向アル」ことから、今後は「學校名若ハ團體名ヲ以テ他校若ハ他ノ諸團體等トノ競技ニ加ハルカ如キハ斷然之ヲ廢止スルコトヲ要ス」として、「嚴重ナル取締」を行うとした。つまりここでの通達は、「見る側」の立場による教育を受ける者に対しての評価から「取締」として通達したものであると言えよう（秋田県教育委員会編『秋田県教育史 第二巻 資料編二』、秋田県教育史頒布会、1982年、166頁）。

<sup>171)</sup> 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史 年表』、一高同窓会、1994年、34-35頁。なお、前述のとおり一高の野球部においては、その覇権を握っていたとされる期間においても全勝を誇っていたわけではなく、中村の調査によれば、その勝率は「8割程度」であったとされている。よって、ここで早慶にたとえ連日とはいえ連敗することは、野球の競技特性上からもあり得ることではあるが、一方で、一高の覇権の背景には、その覇権を維持させるために、例えば試合の審判においては、両校による協議ではなく、一高が指定しており、その審判は「はなはだ不公平」なもので、慶應の部史によれば、「一高が三分の勝ち味で慶應なり早稲田が七分位の強さを持っていても、勝利は覚束ないのである。」とも言われていた。これに関しては、早稲田大学で部長を務めていた安部も、「公平なる競技」にて、「中學校程度或は高等學校の競技に於ては先づ第一に公平なる審判者を得ることが困難であつた。双方の意見の合致を見ることが出来なかつた。而も其當時の審判者は其技量に於て拙劣であつたのみで無く、故意に不公平なる審判をなす者さへあつた。不公平なる審判者として有名になつたのが二三あることを考ふれば其當時の野球界が如何に幼稚であつたかを創造することが出来る。」と述べている。また、菅野によれば、一高は、通例として、外国人チームとの対戦時にはユニフォームを着用し、「対抗の礼」を示した一方で、日本チームと対戦する場合には、練習技のまま「稽古をつけてやる」といった意味合いにて「練習試合」と称し、場所は一高のグラウンド、審判も一高から出しており、練習の延長と

捨次郎が会長となり、剣道、柔道、弓術、端艇、水泳、兵式操練、そして野球の部門からなる体育会を創設したことはじまる<sup>172)</sup>。

一方、早稲田大学は前述のとおり、それより後れて、前身である東京専門学校であった1901（明治34）年に野球部を創設するが、創設後すぐに、当時一高に次ぐ強豪とも称された学習院に勝利し、また1902（明治35）年に早稲田大学（以下、早稲田）となった翌1903（明治36）年10月10日には横浜の外国人チームにも勝利するなど<sup>173)</sup>、急速に頭角をあらわすなか、その翌月となる11月に、早稲田が慶應に対して対戦を申し込んだ。

拜啓仕候陳者貴部益御盛隆之段斯道の為め奉賀候 弊部依然として不振、従ふて選手皆幼稚を免れず候に就きては近日の中、御教示にあづかり以て大に学ぶ所あらば素志此上も無く候。貴部の御都合は如何に候ふべき哉、勝手ながら大至急御返翰被下度、御承知の上は委員を指向けグラウンド、審判官の事など万々打合せ仕るべく此段得貴意候也。

早稲田大学野球部委員拝

十一月五日

慶應義塾野球部委員御中<sup>174)</sup>

そして、これを慶應が受け、11月21日、三田綱町のグラウンドにおいて第一回の早慶戦が開催された。この試合は11対9で慶應が勝利するが、試合後には両校の懇親パーティーが開催され、この席で互いの健闘を讃えつつ、翌年6月4日に再戦すること、また今後お互い

---

したことから、「ライン」も引かず、フェア、ファールの判定をも一高に対し有利にしたともいわれている。こうした状況を踏まえ、一高が両校に敗れたということは、そうした審判による力添えも及ばず敗れたという点から、通常の実力差以上のものがあつたともいえ、また敗戦により次回以降の試合には、一高側が自分たちで有利な審判を用いることができないということにもなる。なお、慶應や早稲田においては、ただ一勝したのみで、覇権を奪ったとは考えておらず、世間でもしばらくは「一高、学習院、慶應、早稲田の四強対立時代」とされていたが、結果的にその後の戦績からこの時点をもって「覇権」は終焉したといわれている。

<sup>172)</sup> 菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌』、集英社、2003年、13頁。

<sup>173)</sup> 飛田忠順『早稲田大学野球部史』、明善社、1925年、23頁および28-29頁。ここでは、学習院との試合での勝利に対し、「無名のチームが奇勝を博したのであるから大番狂せであった事云ふまでもない」としたが、翌年、10月に学習院からの「復讐挑戦」に対し、「必勝の自信を以て戦つた」が、14-2で大敗している。また、神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004年、104頁。ここでは、鉄道局に対し、東京—横浜間の往復切符を半額にする交渉を行い承諾をとり、安部の指示で、切符の裏に「拍手のほか、一切の野次を禁ず」と刷り込み、大学事務局で売り出したところ、たちまち売り切れたとして、早稲田にも野球の人気が高まってきた様子を記している。その他、菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌』、集英社、2003年、15-16頁。

<sup>174)</sup> 慶應義塾体育会野球部史編纂委員会『慶應義塾野球部史』、慶應義塾体育会野球部、1960年、11頁および巻頭写真部分。ここでは、正式なものは1903（明治36）年、11月5日付、橋戸信が書いたものであるとしている。

のグラウンドを交互に使いながら、定期的に試合を行うことなどが申し合わされた<sup>175)</sup>。

なお、こうした早慶戦へと至る背景には、官学の一高がこのまま厳然と君臨することが、「球界のため、後進のため、決して面白いことではないといふ不満が、私学の人々の間に實を結んできた」という背景があり、今後、野球を私学の手に移し、「もつと民衆的なもの、もつと大衆的なもの」への野望があったともいわれている<sup>176)</sup>。そうしたなか、当時私学のなかでも、慶應と早稲田は「私立学校の巨擘として名声夙に世に洽ねく、官立の諸学校に比して毫も遜色」ないとされており<sup>177)</sup>、こうした「私学の二大權威が相搏つ」ことで、「天下の興味と熱狂は翕然としてこゝに集まり、野球は大衆と共に圓滑なる進歩發達をとげるであらう」としているが<sup>178)</sup>、その他、ここには「東京大学・帝国大学に強い対抗意識をもち、『大学』の設置を計画し、同等の地位を獲得しようと努力し始めた点でも、私学のなかできわ立った存在」でもあったとする両校のプライドがあったとも考えられる<sup>179)</sup>。

そして翌1904（明治37）の6月1日、2日、前述のとおり早稲田、慶應が揃って一高に勝利した後、予定度どおり6月4日には2度目の早慶戦が開催された。今度は13対7で早稲田が前年の雪辱を果たしたが<sup>180)</sup>、この試合は両校が一高を破った後の試合でもあったことから一般大衆の注目度も高く<sup>181)</sup>、観客も前回より増したとされている<sup>182)</sup>。そして続く秋の定期戦でも早稲田は慶應を12対8で破るが、その間の試合にも全て勝利していた早稲田は、この勝利によりこの年は全勝を記録した。

#### 1904（明治37）年 早稲田大学の戦績

5月27日	学習院大学	○	14-7
6月1日	第一高等学校	○	9-6
6月4日	慶應義塾	○	13-7
7月2日	アマチュア倶楽部	○	28-3

<sup>175)</sup> 菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌』、集英社、2003年、18頁。その他、菅野真二『ニッポン野球の青春—武士道野球から興奮の早慶戦へ』、2003年、40-41頁、神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004年、106-107頁。

<sup>176)</sup> 庄野義信『六大學野球全集 上巻』、改造社、1931年、46頁。

<sup>177)</sup> 上村貞子「官公私立諸学校改定就学案内」、『日用百貨全書 第37編』、博文館、1904年、7頁。

<sup>178)</sup> 庄野義信『六大學野球全集 上巻』、改造社、1931年、46頁。

<sup>179)</sup> 天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』、平凡社、2005年、283-284頁。なお同書では、「帝国大学 - 官立専門学校 - 早慶 - 五大私学（明治・中央・日本・法政・専修） - その他専門学校 - 実業学校・各種学校」という序列があったとしている（同書300頁）。

<sup>180)</sup> 菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌』、集英社、2003年、28頁。

<sup>181)</sup> 萬朝報、1904年6月4日付。ここでは、「今四日午後二時半より同對校試合あり」、そして早稲田、慶應が共に先日一高に勝利したことを記し、「意気揚々たるもの共に勝者の顔合せなれば面白き勝負とならん」とある。

<sup>182)</sup> 菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌』、集英社、2003年、27頁。なお、萬朝報、1904年6月5日付では、当日の来場者を「數千名」として「頗る盛大なり」と記している。

7月20日	学習院大学	○	3-2
9月24日	アマチュアクラブ	○	17-2
10月30日	慶應義塾	○	12-8

出典：飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年より作成。

\*得点左側が早稲田

なお、早稲田は部を設立した際、部長の安部が1年間無敗を記録することでチームを渡米させる約束を大学側と交わしており<sup>183)</sup>、これにより翌1905(明治38)年の春からの渡米が決まった。そしてこの渡米では、戦績こそ26戦して7勝と振るわなかったものの、現地で練習方法や戦術、選手のコンディショニング方法、そして道具の手入れや、スコアブックの記入方法の改善に至るまで、幅広く情報を入手し、また選手として参加した橋戸は、帰国後にアメリカで入手した資料やそこで得た経験、見分を整理した『最近野球術』を著するなど、日本の野球に新しい時代を迎え入れることになる<sup>184)</sup>。あわせて、この渡米後より早慶戦は三回戦制を採用することになるが、これは一回戦制よりも更に実力をはかれるものであり、さらにこれまで以上に試合を盛り上げる要因の一つとなった<sup>185)</sup>。

一方で、当初「球界の弊習となっていた彌次は、両校お互いに礼儀を守り、極めて紳士的で喧嘩はなく、少しもその声を聞かなかった」<sup>186)</sup>状況で行われていた試合も、回を重ねるごとに応援熱が急速に高まり、ついには不測の事態も懸念される状況にもなったため、

<sup>183)</sup> 安部磯雄「国際競技の序幕」『青年と理想』、岡倉書房、1937年、251-252頁、および同書「運動競技と政黨競技」、287-288頁。

<sup>184)</sup> 飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年、67-69頁。ここでは、「科学的野球を研究して歸來し、之れを自家薬籠中のものにしなかつた點に、當部の眞價は認められ、安部々長の教訓も其處にあつたのである。」としている。また、菅野真二『ニッポン野球の青春—武士道野球から興奮の早慶戦へ』、大修館書店、2003年、91-95頁。ここで菅野は、『最近野球術』について、「この書ほどに球界の蒙を啓いたものはない」と評価し、これまで刊行されていた書とは一線を画しており、この書によって近代野球術が全国に普及されたと述べている。その他、慶應義塾体育会野球部史編纂委員会『慶應義塾野球部史』、慶應義塾体育会野球部、1960年、20頁。ここにおいても、「米国滞在中の成績は余り香しいものとは云えなかったが、しかし連日苦闘をつづけ、新しい野球術を学んで科学的野球を輸入し、今日の盛大を見るに至ったことを思えば、この劃期的米国遠征の意義は重大である」とし、「日本野球史上に一大革命をもたらした」ものとして評価している。

<sup>185)</sup> 飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年、65-66頁。ここでは、この三回戦により「野球界を聳動せしめたる早慶戦はこれから始まる。」としている。また、慶應義塾体育会野球部史編纂委員会『慶應義塾野球部史』、慶應義塾体育会野球部、1960年、19頁。

<sup>186)</sup> 菅野真二『ニッポン野球の青春—武士道野球から興奮の早慶戦へ』、大修館書店、2003年、40頁。また、飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学、1950年、58頁。ここでは、「此の日兩軍の彌次頗る靜肅、都下の新聞紙相傳えて美風となした」とある。その他、時事新報1904年6月5日付では、「當日の試合は選手は勿論一般觀覽者の態度も實に紳士らしく模範試合と云ふも過賞にあらざるべし」とあり、初戦の後、より注目を浴びた二戦目においても、こうした状況が保たれていたことが記されている。

翌 1906（明治 39）年の秋の定期戦では、1 勝 1 敗で迎えた 3 戦目を目前に、早慶戦は中止された<sup>187)</sup>。

《早慶戦戦績》

第 1 戦／明治 36 年 11 月 21 日（土） 三田綱町球場

慶 應	0	2	1	2	0	0	2	4	0	11
早稲田	0	5	1	0	0	0	2	0	1	9

[慶應] 櫻井—青木

[早稲田] 河野—泉谷

[審] 黒田昌恵（当時の一高主将）

第 2 戦／明治 37 年 6 月 4 日（土） 三田綱町球場

早稲田	2	0	2	1	0	3	3	0	2	13
慶 應	4	0	1	2	0	0	0	0	0	7

[早稲田] 河野—山脇

[慶應] 櫻井・湧川—青木

[審] 新庄直知（当時の学習院主将）

第 3 戦／明治 37 年 10 月 30 日（日） 戸塚球場

慶 應	3	0	1	1	1	0	3	0	0	8
早稲田	0	2	1	5	3	0	1	0	A	12

[慶應] 湧川—林田

[早稲田] 河野—山脇

[審] 久保田敬一（当時の帝国大学生）

第 4 戦／明治 38 年 3 月 27 日（月） 三田綱町球場

早稲田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慶 應	0	0	0	0	0	0	1	0	A	1

<sup>187)</sup> 早稲田大学編『早稲田大学八十年誌』、早稲田大学出版部、1962 年、381 頁。また、時事新報の 1906 年 11 月 11 日付によれば、中止への経緯に加え、当日審判を務める予定であった学習院大学の三嶋氏において、「学習院よりも今回の決勝試合は危険の虞れあるに付き、當院の學生中より審判者を出すことは断り申す」との通知があったこと、また、その他萬朝報においては、試合の前日、9 日付の新聞にて「猛然たる聲援が原因して不穩の舉動が起りはせずやとの心配により、兩者の監督者協議して中止すべしとの説あり。」とした記事も既に掲載されている（9 日付萬朝報においては、庄野義信『六大学野球全集 上巻』、改造社、1931 年 122 頁より引用）。



[早稲田] 河野一山脇

[慶應] 櫻井一林田

[審] 長與又郎 (当時の醫學生)

第5戦/明治38年10月28日(土) 戸塚球場

早稲田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慶應	3	0	0	0	0	1	1	0	A	5

[早稲田] 河野一山脇

[慶應] 櫻井一林田

[審] (球) 宮口竹雄 (壘) メリーフィールド

第6戦/明治38年11月8日(水) 三田綱町球場

早稲田	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
慶應	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[早稲田] 河野一山脇

[慶應] 櫻井一林田

[審] 中野武二 (当時の一高主将)

第7戦/明治38年11月12日(日) 戸塚球場

早稲田	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
慶應	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2

(延長11回)

[早稲田] 河野一山脇

[慶應] 櫻井一林田・福田

[審] (球) 中野武二 (壘) 鶴飼宗平

第8戦/明治39年10月28日(日) 戸塚球場

早稲田	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
慶應	0	0	0	2	0	0	0	0	A	2

[早稲田] 河野一山脇

[慶應] 青木一福田

[審] (球) 三島彌彦 (壘) 中野武二

第9戦/明治39年11月3日(土) 三田綱町球場

早稲田	0	0	0	1	0	0	0	2	0	3
慶應	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[早稲田] 河野一山脇

[慶應] 青木一福田

[審] (球) 中野武二 (壘) 三島彌彦

### 第10戦 (11月11日開催予定) 以降中断

出典：庄野義信『六大學野球全集 上巻』改造社 (1931年)、慶應義塾体育会野球部史編纂委員会『慶應義塾野球部史』慶應義塾体育会野球部 (1960年)、飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』早稲田大学野球部 (1950年) を参考に作成。

### 3. 野球の弊害と害毒論争の端緒

早慶戦が中止となり、現役学生同士の試合は行われなくなったものの、海外のチームとそれぞれが対戦したり、またOBとの混成チームとして試合を行ったりしながらその命脈を保っていた。そして、1907 (明治40) 年には、慶應がセントルイス大学を招聘した際、日本で初めて野球の試合で入場料を徴収したり<sup>188)</sup>、1910 (明治43) 年10月には、大阪毎日新聞社が早稲田とシカゴ大学を阪神電鉄の所有する香櫨園に招いて試合を開催したりするなど<sup>189)</sup>、これまでの一高を中心とした学生野球の在り方とは異なるかたちでの運営で試合も行われるようになるなか、1910 (明治43) 年11月25日、東京朝日新聞 (以下東京朝日) は、「野球の興行化」と題する記事を掲載した。

野球の覇権が一高の手から離れて早稲田慶應に移るや野球は著るしく俗化した、一高の蠻骨等は神聖な校技として野球を崇拜してゐたが慶應、早稲田は之を學校廣告に利用した、野球が今日の興行化をなした原因は此處にある<sup>190)</sup>

ここではさらに、早慶が野球を学校の広告に利用し、また学生の服装が「商賣人化」して華美になり、「噛み煙草を噛むで黄色い唾をペツペツと吐く」、「牛の兒のやうにゴム (マ) をモガモガ噛む」、「紳士」に連れられて「酒樓に出入」するなどの行動について指摘

<sup>188)</sup> 慶應義塾体育会野球部史編纂委員会『慶應義塾野球部史』、慶應義塾体育会野球部、1960年、30頁。また、神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004年、131頁。ここでは、「なぜ、大学と名乗ったのか不明だが、ホノルルのセミ・プロ数チームから優秀選手をピックアップしたメンバーであった。」としており、純粋な大学のチームではなかったとしている。これに関しては、その他、木村毅『都の西北—早慶野球戦史を中心に—』、ベースボールマガジン社、1978年、219頁など。

<sup>189)</sup> 西原茂樹「1910年前後におけるメディア・イベントとしての日米野球試合—東京・大阪の新聞社による主催試合を中心に—」、『スポーツ史研究』、2006年、6頁。

<sup>190)</sup> 東京朝日新聞「野球の興行化」、1910年11月25日付。

されている。そして、これらの原因としては、「木戸銭を取て見物させた事が著るしく選手の精神を墮落」させたとして、入場料の徴収を問題として取り上げつつ、野球が「墮落して次第に興行化」していると指摘した。このように、ここでは、一高が野球を「神聖な校技」として捉えていたことを肯定的に評価しているのに対し、早稲田、慶應は野球を学校の宣伝に利用し、またそれに伴い学生も「墮落」するなどの、著しい「俗化」をもたらしたとして、否定的な評価を与えている。

さらに翌1911（明治44）年8月、東京朝日は再度「野球界と諸問題」と題する記事を4回にわたり掲載し、再び早稲田、慶應における野球の問題を指摘した。

「野球界と諸問題」、『東京朝日新聞』、1911年8月20日～8月24日付

〔第1回〕8月20日 「入場料と野球渡米」

〔第2回〕8月21日 「極端なる學校廣告」

〔第3回〕8月23日 「興行化と虚榮心」

〔第4回〕8月24日 「洋行か國外興行か」

これらのサブタイトルが批判の対象を明確にしているとも言えるが、ここでも、以下のように一高の野球を肯定的とする捉え方がされている。

各官立の學校は餘程善良な點がある一高は學生が強ひて蠻襟を衞ひ粗暴で、ともすれば昨年の一高對野球試合の時の如く負けた三高の泣いて居るのを一高彌次が取巻いて悪罵嘲笑を浴びせ掛けた様な學生らしからぬ事があつても比較的選手に元氣があり服装も粗悪で時代後れと云ふ非難はあり乍ら學生として却々頼もしい、且此校の選手は何々俱樂部と云ふ様なものを組織して或者に利用されるとか入場料を取るとか云ふ様な弊風がなく只運動の爲に只愛校心爲にのみして學校側にも選手を利用しようと思ふ考へもなく如何にも學生らしい又學校來旨い状態にある、併し野球は私立學校には昨今は及ばぬが是は止むを得ぬ事で一向構はぬ、上品であるが故に吾人は喜ぶ<sup>191)</sup>

亂暴で下手なりと雖も一高野球部の氣品の高いのは是等の者（御馳走をしたり物を寄附したり寫眞を載せたり記事を書いたりして選手の虚榮心を煽動せんとのみ計つて居る者）に利用されて居る形跡が少しも無いことで、吾人の考へを以てすれば日本野球墮落の第一歩は選手が商估に利用せらるゝ事、郭清の第一着は商估と手を切るに在りと思ふ<sup>192)</sup>

<sup>191</sup> 東京朝日新聞「野球界の諸問題（二） 極端なる學校廣告」、1911年8月21日付。

<sup>192</sup> 東京朝日新聞「野球界の諸問題（三） 興行化と虚榮心」、1911年8月23日付。

なお、この「野球と諸問題」の連載が始まる直前、この年春より渡米していた、早稲田、慶應両校がそれぞれ、8月17日（3月28日出発）、8月12日（4月12日出発）に帰国しているが、こうしたタイミングにて連載を掲載したことが、読者に対しては、指摘した問題点をより具体的にイメージさせることに繋がったとも考えられよう。

#### 4. 害毒論争における論点

東京朝日は、1910（明治43）年11月25日の「野球と興行」、そして1911（明治44）年8月20日から24日の「野球界の諸問題」に続き、その5日後となる8月29日より「野球と其害毒」の連載を開始した。ここでは、先の二つの連載が、東京朝日側が「吾人」として意見を述べてきたに対し、東京朝日としての意見としてではなく、「教育に關係ある先達の公平なる意見を聞」くとして、教育界の面々による意見を掲載し、これらが、学生野球を糾弾したものであったのに対し、東京日日新聞（以下、東京日日）、読売新聞、国民新聞、萬朝報などの新聞社が擁護の立場をとり、特に東京日日は、「野球と其害毒」が連載された3日後の9月1日より、「学生と野球」の連載を開始している。その後、論争は、東京朝日が9月19日にて連載を中止したことで、その他の紙上においても9月24日までで一応の終結を見る。

こうした一連の論争が害毒論争であるが、なお、東京朝日の「野球と其害毒」において、その先陣を切ったのは、明治33年に英文で『武士道』（BUSHIDO: The Soul of Japan）を著し、当時の一高校長でもあった新渡戸稲造である。新渡戸はここで、野球は「對手を常にペテンに掛けよう、計略に陥れよう、壘を盗まうなど、眼を四方八面に配り神経を鋭くしてやる遊び」であり、それは「巾着切」のスポーツであると断じた。そして、何よりも「最も憂ふべきこと」として、「私立は勿論の事官公立の學校と雖も選手の試験に手加減をすることがあり得る」点をあげている。

これは、先の「野球界の諸問題」においても、「學生が野球許に熱中して學問を放擲することを是認することは出来ぬ、學校政策の上から見て知らぬ振をして居る不徳の教育者は責めなければならぬ」<sup>193</sup>とした、選手ではなく、学校側の姿勢を問う点とも一致しているが、こうした点においては、当時論争の矢面に立たされていた早稲田の野球部部長の安部も、学生のスポーツにおいて、「我が國のスポーツには幾多の缺陷」があるとしたうえで、「單に學生の運動のみに就て考ふれば、弊害と思はれる點が少なくない。スポーツのために學業を怠るものがある。時には操行に就て兎や角の批評を受くるものがある。殊に現在の如くスポーツマンが社會に歡迎される時代に於ては彼は自然に誘惑的となる。堅固なる意思を有する者でなければ知らず（知らず）職業的運動家に墮する虞れがある。教育家

<sup>193</sup> 東京朝日新聞「野球界の諸問題（三） 興行化と虚榮心」、1911年8月23日付。

が多く運動家に好意を有してみないのは決して無理ではない。」<sup>194)</sup>としており、弊害の存在を認めていた。そして東京朝日による「野球と其害毒」の最終回には、「現在の野球が多きの青年に弊害を流しつゝある事は一点疑ふ可ならざる事實である」と述べ、さらに「野球擁護の人々と雖も亦既に吾人の言の幾分は否定し難きものがあつたであらう」としている<sup>195)</sup>。

なお、こうした一連の論争において木村は、反対の論調を掲載した東京朝日においても、「野球そのものの価値を認め、健全な発達を図ろうとする意見は相当広くみられる」とし、一方で、野球擁護側においても、「弊害は事実問題として認め、それを克服して野球を擁護していこうとする立場が大部分である」としていることから、「一部少数の論者を例外」とすれば、「野球の弊害の認識はこの論争において公約数として存在」しており、「野球の隆盛に伴って発生し、進行しつつある弊害の除去という点ではほとんどの論者が一致していた」としている<sup>196)</sup>。また有山も、「表面上のやりとりは激しいが、まったく異なる野球観が対立した論争ではなく、両者とも同じ武士道的野球観を共有し、そこから見た現状の認識と評価をめぐって起きた論争であつた。」<sup>197)</sup>としており、これらのことから、当時の学生野球においては、一高が覇権を握っていた際には見られなかった弊害が存在していたことが窺える。さらに、一高における「武士道的野球観」については、「反対する側」「擁護する側」共に肯定的に評価したうえで、それを基準とした評価がなされているが、一方で、ここに一高が覇権を失った背景にあつたとされる「個」の意識の影響については特に見受けることができない。そして、こうした一高の精神性を基軸とした論争が大きな反響を及ぼしたことから、野球を行う当事者の周辺だけではなく、当時の社会において既にそうした野球観が広く普及していたと考えられ、特に一高が覇権を握っていた頃における野球の普及拡大においては、「日本独自の野球としての『一高式野球』を源流とする野球観の普及拡大であつた」<sup>198)</sup>とされているように、野球の技術などと同時に、「一高野球」の精神性、武士道的野球観が広まっていったと考えられる。

#### 「野球と其害毒」一覧

第1回	8月29日	新渡戸稲造	第一高等学校校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球は賤技なり剛勇の氣無し</li> <li>・日本選手は運動の作法に暗し</li> <li>・本場の英国既に弊害を嗅ず</li> </ul>
-----	-------	-------	----------	---

<sup>194)</sup> 安部磯雄「スポーツの教育的価値」『青年と理想』、岡倉書房、1937年、261-262頁。

<sup>195)</sup> 東京朝日新聞「野球と其害毒(廿二) 全国中學の調査」、1911年9月19日付。

<sup>196)</sup> 木村吉次「いわゆる『野球害毒論』の一考察」『中京体育学論叢3』、1962年、107頁。

<sup>197)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント』、吉川弘文館、1997年、55-56頁。

<sup>198)</sup> 清水諭『甲子園野球のアルケオロジ—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』2012年、135-137頁および、有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年、45頁。

				・父兄の野球を厭へる實例
第2回	8月30日	川田正激	府立第一中學校長	・野球選手希望者は入學拒絶 ・野球の爲め品格墮落の實例
第3回	8月31日	福原隼二郎	文部省専門學務局長	・疑問又疑問
		田所美治	文部省普通學務局長	・野球は有害、日本の學制と適せず
第4回	9月1日	中村安太郎	静岡中學校長	・野球は多くの墮落の機會を作る
				・父兄は子弟の野球禁止を望む
第5回	9月2日	廣田金吾	攻玉社講師	・地方中學に於ける弊害
				・衛生上極て有害の例證
第6回	9月3日	米國人某		・日米大學の相違
第7回	9月4日	永井道明	東京高等師範教授	・運動の本旨を没却させる日本の野球
第8回	9月5日	河野安通志	早稲田大學講師	・舊選手の懺悔
第9回	9月6日	松見文平	順天中學校長	・根本的に野球を排す
		寺尾熊三	山梨縣都留中學校長	・弊害百出
		某中學教員		・人道の敵
第10回	9月7日	加納久宜子爵	日本體育會長	・運動の旨意に離る
		米國人某		・日本學生と野球
第11回	9月8日	田中道光	曹洞宗第一中學校長	・選手悉く不良少年
		角谷源之助	静岡師範學校長	・根本的に改良を要す
第12回	9月9日	菊池謙二郎	水戸中學長事務取扱	・野球の弊害と改善
第13回	9月10日	中野文學士	早稲田中學校幹事	・優等生が落第生になる
第14回	9月11日	ジョルダン博士	スタンフォード大學総長	・職業的たらしむる勿れ—其弊根を刈れ否ざれば禁止せよ
		醫學士金子魁	東京醫科整形外科醫局長	・體より頭が悪くなる
第15回	9月12日	磯部檢三	日本醫學校幹事	・百弊あつて一利無し
		醫學士古瀬安俊	文部省學校衛生係囑託	・野球を廃して擊劍
第16回	9月13日	醫學博士榊保三郎	九州帝國醫科大學	・野球に就ての教育病理學上の意見
第17回	9月14日	玉利喜造博士	鹿児島高等農林學校長	・善良なる運動と認めず

		大里猪熊	大阪府立富田林中學校 長	・実際に顧みよ
		服部一念	四条畷中學校長	・成績不良品行下劣
第 18 回	9 月 15 日	乃木希典	學習院長	・必要ならざる運動
		服部他助	學習院野球部長	・全滅して損無し
第 19 回	9 月 16 日	佐久間	文部大臣秘書官	・運動隆盛に伴ふ弊害
		三好愛吉	第二高等學校長	・青年の特色を破壊す
第 20 回	9 月 17 日	池原安造	新潟醫學専門學校長	・運動の濫用
第 21 日	9 月 18 日	江口俊博	廣島権縣立忠海中學校 長	・博徒の渡り者の如し
第 22 回	9 月 19 日			・全國中學の調査—大多數は野 球を有害なりと認む

出典：『東京朝日新聞』、1911 年 8 月 29 日－9 月 19 日付より作成。

## 第 2 節 新聞社によるイベントと甲子園

### 1. 新聞社間の競争

1910（明治 43）年の東京朝日による「野球と興行」に端を発し、翌年の「野球と其害毒」によって、各新聞社を巻き込む害毒論争へと発展した。ここでの一連の論争の中では、東京朝日を無条件に支持する論調はなかったとされているなか<sup>199</sup>、東京日日は、「學生と野球」において、東京朝日が学生に対し「極度の侮辱」を与え、そして之を「天下に廣告して、新聞販売の一手段」にしたとして、すぐさま反論を加えた<sup>200</sup>。なお綿貫は、「新聞界における野球害毒論争の内実」として、東京日日に、大阪朝日、萬朝報に「東京朝日新聞の好読物」と題した広告記事が掲載された事実をあげ、各社東京朝日側に販売戦略の手段としての認識があったこと、またその他新聞社においても、「東朝の販売戦略に便乗するかたちで野球論争に参画した」として、当時すでに野球が新聞の販売促進における「商品」として既に認知されていたことが確認できるとした<sup>201</sup>。ただ、害毒論争においては、結果的に東京朝日にとって「大きな傷跡を残した」とされ、販売部数の面においては、下記の通り明

<sup>199</sup> 玉置通夫「野球害毒論争研究—新聞社間による部数獲得競争の視点から—」『甲南女子大学研究紀要 第 47 号 文学・文化編』、2011 年、54 頁。なお、東京日日による連載は、23 回にわたり 9 月 24 日まで続けられた（同書 58 頁）。

<sup>200</sup> 「學生と野球」、『東京日日新聞』、1911 年、9 月 1 日付。なお、「學生と野球」はこの後 9 月 24 日まで 23 回にわたり連載されている。

<sup>201</sup> 綿貫慶徳「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察—新聞社主催による野球イベントの分析を中心として—」、『スポーツ史研究』14 号、2001 年、43-44 頁。

治 44 年の元旦調査では東京朝日が東京日日よりも上回っていたものの、害毒論争後の明治 45 年以降はその差が縮まり、大正 3 年には東京日日が逆転している<sup>202)</sup>。

#### 東京朝日と東京日日の発行部数比較

明治 44 年		明治 45 年		大正 2 年		大正 3 年	
東朝	東日	東朝	東日	東朝	東日	東朝	東日
120422	76398	125630	103189	134394	124321	148495	150014
Δ44024	—	Δ22441	—	Δ10073	—	—	Δ1519

出典：『朝日新聞社史 資料編』、320-321 頁、および『毎日新聞販売史 戦前・大阪編』、604 頁より作成。

なお、当時の朝日新聞は、報道および言論とも東京と大阪では別々に行われており、これは東京日日と大阪毎日においても同様であった<sup>203)</sup>。特に東京朝日と大阪朝日では、そこに対立構造があり、害毒論争における一連の記事も東京朝日のみに掲載され、大阪朝日は、東京紙面での連載を宣伝したものの記事は掲載しておらず、さらに大阪毎日も同様の姿勢であったことから、害毒論争は、主に東京を中心として紙上を飾ったもので、大阪ではそれを目にすることは基本的になかったとされている<sup>204)</sup>。そして、こうした紙面の取り扱いのみならず、朝日新聞の場合、野球に対する態度においても東京と大阪では溝があったとされ<sup>205)</sup>、東京朝日を発端とした害毒論争が、大阪朝日にとって直接関わりを持つものではなかったものの、「朝日新聞社」という存在そのものに対して野球界からの反感を呼び込み、野球に肯定的であったとされる大阪朝日においても、少なからぬ影響が及んだ<sup>206)</sup>。

#### 大阪朝日と大阪毎日の発行部数比較

明治 44 年	明治 45 年	大正 2 年	大正 3 年	大正 4 年
---------	---------	--------	--------	--------

<sup>202)</sup> 玉置通夫「野球害毒論争研究—新聞社間による部数獲得競争の視点から—」、『甲南女子大学研究紀要第 47 号 文学・文化編』、2011 年、57 頁。ここでは、「日日は社説も動員した徹底的な反朝日キャンペーンが見事に功を奏した」とあり、また野球擁護派が個別の演説会を開催し、「朝日の不買運動を仕掛けたり、広告を出稿しないようい企業へ働きかける決議をした」ことが、特に痛手であったとしている。

<sup>203)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、1997 年、74 頁。

<sup>204)</sup> 玉置通夫「野球害毒論争研究—新聞社間による部数獲得競争の視点から—」、『甲南女子大学研究紀要 第 47 号 文学・文化編』2011 年、54 頁。

<sup>205)</sup> 鈴木裕輔「野球害毒論争の社会思想的分析」、『ベースボールロジー 10』、野球文化學會論叢 2007 年、36 頁。また、西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の「青年らしさ」「純真」の言説に注目して—」『スポーツ社会学研究 21 - 1』、2013 年、76 頁。ここでは、『東京朝日』が野球批判を繰り広げたと同時期、事実上の親会社でもある『大阪朝日』は、東京とは反対に一貫して“野球奨励”の姿勢を取っていた。」とある。

<sup>206)</sup> 西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の『青年らしさ』『純真』の言説に注目して—」、『スポーツ社会学研究』21-1、2013 年、76 頁。



大朝	大日	大朝	大日	大朝	大日	大朝	大日	大朝	大日
182900	269260	190800	283497	198700	307130	241800	321454	240700	392106
—	△86360	—	△92697	—	△108430	—	△79654	—	△151406

出典：『朝日新聞社史 資料編』、320-321 頁、および『毎日新聞販売史 戦前・大阪編』、604 頁より作成。

## 2. 新聞社によるイベントの創出

明治初期における我が国の新聞は、旧幕臣や上級エリートを対象として政治論説や社説を主とする大新聞と、世間の出来事や通俗的小説などを掲載し民衆を対象とした小新聞とに別れていたが、明治 12 年に小新聞として出発した朝日新聞は、その後、新聞を営利事業として確立させながら商業化へと進んだ経緯を持つ<sup>207)</sup>。そして大正初期には、大阪一円で大阪朝日、そして大阪毎日が寡占体制を確立させ、購読料値上げや販売店維持、他紙の新規参入防止などで協定を結び寡占体制をさらに安定化させつつ、一方で販売と広告両面においては激しい競争を展開し、ここでの経営戦略としてイベントを創出することは、重要な戦略の一つとなっていた<sup>208)</sup>。

そうしたなか、1915 (大正 4) 年 7 月 1 日、大阪朝日は「本社主催全国優勝野球大會 来る八月中旬豊中に於て舉行 各地代表中等學校選手権仕合」<sup>209)</sup>と題する社告を朝刊の第一面に掲載した。現在の夏の甲子園にあたるこの大会を、野球批判を行った「朝日新聞社」主催で、害毒論争からわずか 4 年後に開催することについて、害毒論争の記事が基本的に朝日、毎日とも大阪では取り扱われておらず、大会が開催される関西地方では、この害毒論争を直接的に目する環境にはなかったことが幸いしたともいわれている<sup>210)</sup>。

<sup>207)</sup> 綿貫慶徳「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察—新聞社主催による野球イベントの分析を中心として—」、『スポーツ史研究』第 14 号、2001 年、41-42 頁。および、西原茂樹「1910 年前後におけるメディア・イベントとしての日米野球試合—東京・大阪の新聞社による主催試合を中心に—」、『スポーツ史研究』第 19 号、2006 年、3 頁。また、佐々木隆『日本近代 14 メディアと権力』、中央公論新社、1999 年、117 頁では、1890 (明治 23) 年前後には、大阪の新聞市場において早くも寡占体制を固めていたとしている。

<sup>208)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント』、吉川弘文館、1997 年、75-76 頁。また、綿貫慶徳「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察—新聞社主催による野球イベントの分析を中心として—」、『スポーツ史研究』第 14 号、2001 年、42 頁。また、西原茂樹「1910 年前後におけるメディア・イベントとしての日米野球試合—東京・大阪の新聞社による主催試合を中心に—」、『スポーツ史研究』第 19 号、2006 年、4 頁。

<sup>209)</sup> 大阪朝日新聞、1915 年 7 月 1 日付。

<sup>210)</sup> 玉置通夫「野球害毒論争研究—新聞社間による部数獲得競争の視点から—」、『甲南女子大学研究紀要 第 47 号 文学・文化編』2011 年、54 頁。また、「問題となれる野球」を 16 回にわたり連載し論争に加わっていた読売においても、当時は部数 2、3 万程度の東京の地域新聞であったとしている (55 頁)。なお、朝日新聞社で取締役を務めた上野は、害毒論争の後に大会を開くにあたり、「紙面でそれだけ手きびしくやりこめたその同じ朝日新

なお、この大会を開催するきっかけは、三校主催で1901（明治34）年から開催されている「近県連合野球大会」が年々盛況になり、近畿以外にも、東海、四国を含めた20校以上が参加する大きなブロックへと成長し、運営資金面から単独開催が限界に達してきたことにより、1914（大正3）年に大阪朝日へ援助を求めたこと、また箕面有馬電気鉄道が所有していた豊中運動場の施設稼働率が低かったことから大きなイベントを模索していたことなどがあげられている<sup>211)</sup>。ただ、ここにはもちろん、新聞社としての部数獲得といった背景もあり、例えば有山は、「大正初期の大阪朝日新聞社の場合、本業である新聞発行で十分利益をあげ、企業的構造を形成しつつあったから、イベントの収益に期待するところはあまりなかったはずである。」としながらも、ライバルでもある大阪毎日との激しい部数獲得競争のなかで、少しでも先行し更なる経営拡大を実現していくためには「イベントを利用した販売・広告の拡張は是非とも必要であった」とし<sup>212)</sup>、また玉置は、「中等学校野球の全国大会は、朝日と大毎両紙による熾烈な部数競争が発火点になった事業」であり、当時、大阪毎日による「関西中等学校庭球選手権大会が盛況であった」ことから、大阪朝日が野球の大会の開催に踏み切ったとしている<sup>213)</sup>。

しかし、前述のとおり害毒論争では、既にその論争自体が新聞の購読数と結びつけて捉えられており、その新聞社が中等学校の野球大会を主催するにあたって、「興行化」など同様の批判を被る可能性が考えられる。またその他にも、野球の実施そのものに対して問題視する意見や、中等学校の野球におけるレベルや人気の問題など、大会開催においては、こうした問題点に対する対応が必要であったと言えよう。

### 3. 大会開催における懸念点

害毒論争では、東京朝日とその他の新聞社において対立の図式があったなか、一方それは、「野球関係者（野球界）と野球門外漢たち（外界）との間の論争」<sup>214)</sup>という見方もなされていた。なお、ここでの「門外漢（外界）」とは、主に東京朝日側が意見を引き出した教

---

聞社が、四年後にはこんどは自ら率先して中等学校野球の全国大会に乗り出したのだから、考えてみればおかしいようなことでもあった。」として、当時の状況を回顧している（上野精一「一語“感無量”」、『全国高等学校野球選手権大会史』、朝日新聞社、1958年、104頁）。

- <sup>211</sup> 玉置通夫「高校野球の全国大会の発生源についての考察—新聞社間の競争が促進剤になった—」、『甲南女子大学研究紀要 第48号 文学・文化編』、2012年、66-67頁。また、日本高等学校野球連盟編『日本高校野球連盟三十年史』、1976年、7-8頁、清水論『甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』、2012年、199頁。
- <sup>212</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント』、吉川弘文館、1997年、78頁。
- <sup>213</sup> 玉置通夫「高校野球の全国大会の発生源についての考察—新聞社間の競争が促進剤になった—」、『甲南女子大学研究紀要 第48号 文学・文化編』、2012年、66-67頁。
- <sup>214</sup> 小野瀬剛志「野球害毒論争（1911年）に見る野球イデオロギー形成の一側面—「日本的スポーツ観」再考論—」、『スポーツ史研究』、第15号、2002年、62頁。

育界の面々であるが、「野球と其害毒」の最終回では、「全國中學校及同程度以上の學校長諸氏」とする學校關係者に対して、野球に関する調査を行っている<sup>215)</sup>。ここでは、野球を行うことに関して、98校中「利ある者」「利害を認めず」とした意見が合わせて10校であったに対し、64校が「弊害利より更に大なり」、また9校が「害ありて利なし」とした。このように、「大多数は野球を有害なりと認む」とし、さらに、野球に利ありとする「有利論」、弊害を認める「有害論」それぞれにおける意見を以下のように掲載している。

《回答結果》

	利害共に在り其比較程度不明	11
}	害ありて利なし	9
	弊害利より更に大なり	64
}	利ある者	7
	利害を認めず	3

「有利論」

- ① 團體競技として興味多きと他の諸遊戯に勝る事
- ② 野外遊戯として適當
- ③ 敏捷なる行動と團體の爲めに自らを犠牲にする美點を養成する事

「有害論」

- ① 多大の時間と場所を要するの缺點ある事
- ② 熱中し易く従て學業の成績不良に赴く事
- ③ 粗暴に流れ虚榮に傾き酒食に耽り品性劣惡に傾く傾向にある事
- ④ 少數の選手に廣き運動場を占有され一般學生の運動を妨害する事
- ⑤ 流行の應援の如きも一校の學生をして不規則不眞面目に陥らしむる事
- ⑥ 身體の發育に不自然を來し往々肋膜炎、神經衰弱、不具となりたる實例多き事

その他、「有利論」の中にも、「成績品行の降下」を十分に認知している人が多く、「成績佳良に向ふ」とした回答者が1名であったに対して、「品行學業不良」との回答が47名であるとして（「變化を認めず」7名）、「現在の野球が多くの青年に弊害を流しつゝある事は一點疑ふ可からざる事實である」とし、さらに野球を擁護する立場の人々に対しても「利害を察して従來の弊根を斷ちて更に健全なる發達を圖る」ことを望むとした。

一方で、害毒論争においては、東京朝日のみならず、野球を擁護したその他の新聞社においても野球における弊害の存在を認めていたが、当時、中等野球を取りまとめる全体組

<sup>215)</sup> 「野球と其害毒（廿二）」、『東京朝日新聞』、1911年、9月19日付。以下、本項でのアンケートの結果や引用等はこれに拠る。

織は存在しておらず、こうした害毒論争の後においても、弊害を防止するためのルール作りや組織作りといった具体的な対策はなされていない。そうしたなか、主催者の朝日新聞は、「朝日新聞社が断然この大会を実行するに決したのは、学生野球そのものが青年学徒の体位健康上に少なからず役立つこと、団体行動上に現れる、己を殺して省みない犠牲的精神、全力を出し盡して戦う敢闘精神、いずれの点からしても、我が国青年学徒の運動競技として最も完全に近いものであるとの結論に達したからであった。」<sup>216</sup>とし、さらに、学生野球の精神を監視、指導する立場で全国的規模の大会を開くとして<sup>217</sup>、大会が青年たちを善導するにふさわしいものであるとの教育的意義を強調しつつ、指摘されている弊害に対しては、さしあたりその内容を具体化しながら理念により防止する方向性を示した。

なお、日清戦争から日露戦争を契機として、教育現場においては、武道を奨励する風潮が高まり<sup>218</sup>、1911（明治44）年7月31日には中学校令施行規則を改正のうえ、「體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得」として、擊劍、柔術を体育科に加えることができるようになった<sup>219</sup>。そうしたなか、「野球と其害毒」で先陣を切った新渡戸が、野球選手の不法行為の一例として、「何處の學校の野球選手でも劍道柔道の選手のように試合をする時に禮を盡さぬ」<sup>220</sup>と述べているように、武道を是とした見地から野球を否定する論理が、当時の教育関係者の間に広がりつつあったことから<sup>221</sup>、大会では、例えば、第一回大会より、試合前後における本塁を挟んでの整列・挨拶を導入している<sup>222</sup>。そして、ここでの理由を、「スポーツマンシップと日本古來の武士道とは精神において全く同一のものであり、しかして本大會の試合は職業化せる米國野球の直譯ではなくて、武士道的精神を基調とする日本の野球を奨励し普及せしめるための試合であるから、禮に始まって禮に終わるべき我が國の學生野球には當然附随すべき儀禮であると云ふ趣旨のもとに規定された

<sup>216</sup> 朝日新聞社編『全校高等学校野球選手権大会史』、朝日新聞社、1958年、103頁。

<sup>217</sup> 清水論『甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』新評論、2012年、212頁。

<sup>218</sup> 日本近代教育史辞典編集委員会編『日本近代教育史辞典』、平凡社、1971年、395頁。西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の『青年らしさ』『純真』の言説に注目して—」『スポーツ社会学研究』21-1、2013年、75-76頁。また、秋田県においては、1910（明治43）年10月に「武術奨励規程」を定め、ここでは武術奨励の為に「等級ヲ設ケ免許状ヲ付與」するとともに、「其ノ成績優秀ノ者ニハ特ニ賞ヲ與フ」とした（秋田県教育委員会編『秋田県教育史 第二卷 資料編二』、秋田県教育史頒布会、1982年、163頁）。

<sup>219</sup> 北村正光『官報（明治編）18卷～(12) 明治44年7月（下）第8420～第8432号』、龍溪書舎、1991年、669頁。

<sup>220</sup> 「野球と其害毒」、『東京朝日新聞』、1911年8月29日付。

<sup>221</sup> 西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の『青年らしさ』『純真』の言説に注目して—」『スポーツ社会学研究』21-1、2013年、75-76頁。

<sup>222</sup> 『大阪朝日新聞』、1915年8月15日付。ここでは、「試合前後の禮式」として、ホームベースを挟んでの挨拶のかたちを、図入りで説明している。なお、現在のように整列後に審判の号令で挨拶をするのではなく、審判長がホームベース上に立ち、キャプテンが数歩前に出て、選手を紹介するものであった。

のであった」<sup>223)</sup>としている。当時、中等学校の野球を取りまとめる組織やルールが存在しないなかにおいては、教育的意義を強調した理念を示す必要があり、さらにそこでの理念は、それ自身が単なる教育上の「目標」としてではなく、大会において順守すべき「規範」としての役割を担う必要があったと言える。

#### 4. 選手権大会における理念とその特徴

害毒論争では一高の野球における精神性を是としていたものの、そこには「勝利至上主義」の理念が存在しており、それは大会運営においてそのまま受け入れざるものでもあった。つまり、トーナメント形式で行われる大会では、最終的に一つの勝者に対して残りが敗者となるシステムであることから、その多数を占める敗者への対応が必要となる。そこで、前出、一高が初めて国際試合にて勝利した際に木下が述べた「臨戦尚不失礼勝而不慢敗而不挫は日本武士道の本意」<sup>224)</sup>における「礼を失わず、勝っておごらず、負けて挫けず」といった理念や、どのような状況におかれても力の限り戦い抜く「敢闘精神」が強調されるようになる<sup>225)</sup>。なお、「敢闘精神」においては、既に明治後半期より欧米スポーツにおけるフェアプレー精神の翻訳的概念として強調されており<sup>226)</sup>、例えば安部は、「兎に角餘りに勝敗を重視するといふことは競技者の品位を墮落せしむることになるから、私共は誠に此點に警戒を加へなければならぬ」<sup>227)</sup>として、勝利至上主義に対する問題点を指摘しながら、勝敗そのものよりも、競技自体に価値を置き、そこでの技術を味わうことにスポーツの面白みを見出すことで、「負けた者は更に一層の努力をすればよろしいのであって、勝敗など眼中におく必要はない。ただ自ら堂々として公平なる競技をやったか否かを考へれば宜しいのである。」として<sup>228)</sup>、一高が示していた「勝利至上主義」ではなく、「フェア・プレー」の概念を強調している。そしてこうした、「フェア・プレー」を支えるべくスポーツマンシップにおいては、「私は我國に於ける武士道が即ち其れであったといふことを信じている。」

<sup>223)</sup> 中尾濟「十四年間の回顧」朝日新聞社編『全国中等学校野球大会史』、1929年、8頁。

<sup>224)</sup> 第一高等学校校友会「校友会雑誌號外 野球部史」、『校友会雑誌』、1903年、明治文化資料叢書刊行会『明治文化資料叢書 第10巻スポーツ編』、風間書房、1962年190頁。

<sup>225)</sup> 村山長舉「大會の終止に當つて」、朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、6頁。ここでは、「力の限り戦ひ抜く敢闘精神」を、「全くの武士道精神そのもの」であるとした。

<sup>226)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年94-95頁。ここでは、フェアプレー精神自体一義的な概念ではないとしながらも、「最も重要な属性は試合においてルールを守り卑怯な行為に及ぶことなく公正に相手と競技する」とした意味合いに加え強調されたのが「死にもものぐるい相手と闘う敢闘精神」であり、それは武士道の精神でもあると捉えられ、また、イギリス流のフェアプレーはそうした「敢闘精神」を介して武士道野球に包摂されたとしている。

<sup>227)</sup> 安部磯雄「運動競技と政党競技」、『青年と理想』、1935年、283頁。

<sup>228)</sup> 安部磯雄「公平なる競技」、『青年と理想』、1935年、271頁。

229)、「スポーツの精神は結局我國の武士道に合致して居る。」<sup>230)</sup>、「英米人の所謂フェアプレーなる語も帰着する所は我武士道と異なる所はない」<sup>231)</sup>としており、フェアプレーと武士道を結びつけた捉え方が安部のスポーツ観に存在していたことは、前述のとおりである<sup>232)</sup>。

なお清水は、甲子園野球が発足した当時の野球界の考え方について、「試合が精神修養の場であるという一高以来この国に充満している『精神』と、早稲田大学の安部磯雄がもっていた思想とを合わせた考え方が、『スポーツマンシップ=日本古来の武士道』といったものにて表わされる」<sup>233)</sup>としているが、これは、「校威」や、そして時に「国」をかけて戦う一高の「勝利至上主義」のひたむきな「姿勢」を抽出し、安部の示すスポーツマンシップに基づくフェアプレーの精神を合わせ持たせたものであり、つまりこれが甲子園野球に求められた理念であるといえよう。

なお、勝敗とは別の価値基準としての「敢闘精神」は、戦いの中で勝者と敗者が等しく発揮したにおいても、より賞賛されるのは「敗者」であり<sup>234)</sup>、こうした勝者にも劣らない敗者に対する名誉としての「敢闘精神」は、勝利至上主義による応援の過熱や、勝利を目指す故の練習量の増大に伴う選手の学業や身体への悪影響を排除することが期待でき、また、選手の品位向上や「運動の面白味は技術の巧妙にありて、必ずしも勝敗にあらず」<sup>235)</sup>とした競技自体に価値をおく考え方、さらに害毒論争において指摘されていた各種弊害へ対応させうるものになる。特に、「草創期の甲子園大会は決して『青年らしい』と評し得るものではなく、主催新聞社でさえ現実の大会がそういった理想からは程遠い」<sup>236)</sup>という状態であり、例えば、山陰地方の鳥取、島根両県の代表を決定する試合においては、「猛烈なる妨害を試み果ては石を投げる者さえありて如何なる変事を生ずるや図り難し」といった状況であったことから、地元での試合をあきらめ、豊中に呼び寄せて地区優勝を決める便宜処置をとっている<sup>237)</sup>。こうしたことから、「一高的な必勝主義」の行き過ぎを防止する目的に対しての「敢闘精神」は、グラウンドで戦う選手のみならず、弊害としても指摘されて

<sup>229)</sup> 安部磯雄「野球と共に三十年」、『青年と理想』、岡倉書房、1935年、300-301頁。

<sup>230)</sup> 安部磯雄「運動競技と政党競技」、『青年と理想』、岡倉書房、1935年、284頁。

<sup>231)</sup> 安部磯雄「武士道と競技運動」、『運動世界』Vol.19、1909年、1-2頁。

<sup>232)</sup> 秦真人「日本的スポーツ観の形成に関わる一考察(Ⅱ)―安部磯雄のスポーツ観について・その2―」『愛知学泉大学研究論集』(37)、2002年、152頁。

<sup>233)</sup> 清水論『甲子園野球のアルケオロジ―スポーツの「物語」・メディア・身体文化』新評論、2012年、221頁。

<sup>234)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人―メディアのつくったイベント―』、吉川弘文館、1997年96頁。

<sup>235)</sup> 安部磯雄「競技運動と勝敗の感念」、『運動世界』、第9号、1909年、3頁。

<sup>236)</sup> 西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景―明治末期～昭和初期の『青年らしさ』『純真』の言説に注目して―」、『スポーツ社会学研究』、21-1、2013年、71頁。

<sup>237)</sup> 大阪朝日新聞、1915年7月29日付。また『全国高等学校野球選手権大会史』において、1920(大正9)年の第6回大会の前に、四国地方大会の決勝戦(香川商業対松山商業)、紀和大会(和歌山中学対奈良師範)の決勝を共に、「地方で決勝戦をやると応援団の対抗意識が強烈で危いという心配」から、鳴尾球場で行ったとしている。

いた応援団を含めた見る側にも求められるものであると言えよう。

さらに、「昨今野球と云えば早慶の専有物の如き觀を呈する」<sup>238)</sup>といわれるように、やはり当時の国内における野球の実力・人気は、東京の大学野球がその中心であった。しかしながら、その大学野球には弊害が存在していたことから、甲子園の大会を「青年らしさ」を正しく体現し、あるべき正しい方向性を示すものとしつつ、そうした大学野球を対極の「他者」として位置づけ、甲子園の大会を理想化させていった<sup>239)</sup>。このように、大会を開催する上での理念の背景には、「野球害毒論争」で表出しせた弊害や、その他大会運営上懸念される問題、また大学野球の実力と人気に対抗できるだけの精神性を内包させたものが横たわっていた。そして、下記、大会開催前日に開かれた「選手茶話會」における平岡福審判長の演説においても、こうした大会の理念が随所に示されてされている。

既に鳥居氏も述べられたる如く諸君は單に一人一校の勝敗を決する試合に  
あらず各々其の一地方を代表して責任ある戦場に臨まれんとするものなり従  
つて明日の試合を前にせる諸君の心中恐らくは穏やかならざるもの有る可し  
然しながら勝敗は目的の全部に非ず一步を退いて冷静に且つ男子的に野球本  
來の意義と自他の位置とを考察すれば自から洒然たるもの無かる可からず、  
而して今回主催者が此の大會を創始するに至りし根本の意義を忘れず凡ゆる  
場合に徳義を基本として善戦し自ら我國に於る野球競技の模範となり以て斯  
道興隆の道を開くの覺悟あらん事を切望す、吾々大會の委員に在りても特に  
此の點に留意し、現に今回制定せし試合前の禮式の如き野球の本場たる米國  
を初め諸外國一として斯る禮式に依りて開戦せし例を聞かざれとも徳義を重  
んずる勇者の試合には必ず附隨すべき例儀なりと信じて制定せし次第なり其  
の他凡ての試合規則も現在行はれつゝある處のグラウンド、ルールなる者は  
元來米國のプロフェッショナル、チームに適應せしむるが如く作られたるも  
のなれば、直に取つて以て第一國情を異にし競技場の設備を異にし且試合の  
性質並に技倆をも異にする我國の野球試合に適用するは不當なりと信じたる  
が故に各種の事情と場合を斟酌して特に協定せる點尠からず勿論それが爲に  
諸君が數十日間の苦楚を経て練磨せられたる技倆と各地方の大會に優勝せら  
れたる名譽とに對しては寸毫も禍を及ぼさざるやう留意せしものなれど何分  
僅々十數人の委員が十一時間の競技によつて決せし事なれば不備の點につい  
ては幾重にも御諒察を乞はざる可からず次に吾人も曾ては屢經驗せし事なる  
が勝つて驕らず敗るゝも悲觀せず勝敗の如何は別問題として常に堂々たる勇  
者の態度を失はざらん事を心掛け且試合上の事につきても區々たる感情或は

<sup>238)</sup> 「野球界の諸問題（續）」、『東京朝日』、1911年8月21日付。

<sup>239)</sup> 西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の『青年らしさ』『純真』の言説に注目して—」、『スポーツ社会学研究』、21-1、2013年、81頁。

理論一方に偏せず飽まで徳義と常識を以て臨み折角の大会をして無意義に終らしむる如き事無からん事を切望す

「大阪朝日新聞」1915（大正4）年8月18日付

## 本章のまとめ

明治30年代後半には早稲田大学、慶應義塾が台頭し、一高の覇権が終焉を迎えるが、この頃には、全国各地で中学校の野球も盛んに行われるようになっており、引き続き学校を中心として野球が行われていくなか、そこではかつて一高が覇権を握っていた際には見られなかった弊害が表出しはじめる。ここでの弊害とは、学校を背景としたチームで行われる学生野球に対し、本来求められるとする学生像との乖離や、人気の高まりつつある野球を学校の宣伝に利用するなどの商業的利用などであり、これらを紙上で取り扱ったものが害毒論争であった。そしてこの時期にはすでに、学生野球が各社紙上で取り扱えるだけの認知度を有していたことに加え、そこでの弊害についても、具体的に読者側がイメージできる程度のものであったことが示唆される。

なお、そうした問題点については、野球を否定した東京朝日側のみでなく、野球を肯定した側も、その弊害の存在を認識していた。さらに、当時の学生野球を評価する際の判断基準が、「一高の野球」や武士道精神であった点についても共通していた。なお、害毒論争では、これら学生野球における問題点が指摘されながらも、それらへ具体的に対応するルールの制定や組織の設立までには至っておらず、それぞれの立場で意見を戦わせたことで終結していることから、少なからず、学生野球をテーマと扱うことでの販売競争を意識したものであったことが窺える。

またその後の、選手権大会の開催においても同様に、背後に新聞社の経営戦略の一つとして生まれた点もあったが、当時人気と実力が大学野球にあったなか、ここでは、弊害を抱える大学野球を他者としながら、中等学校の野球が正しい方向性を示すものとして位置付け、そこでさらに教育的意義を強調した。なお、ここでの選手権大会は、中等野球の側から発生したものではなく、朝日新聞の主導により作られたもので、その出場資格となる地方大会も、当初はそのために準備されたものではなかった。そして、そうした大会を、大会自体への認識が低い状況でこれを開催するについては、そこでの理念や教育的意義が大会そのものや、そこで野球をプレイする側に対してのイメージとして機能し、見る側においても、そこが開催の意義であるとする見方につながる。また大会や野球をプレイする側にとっては、そのイメージが具体的な目標ともなり、見る側にとってもそれが大会や選手に対する評価基準にもなることから、大学野球を見る場合とは異なった視点となり、さらに当時の中等野球においては、野球をやる態度や応援などにおいても問題が散見されて



いたなか、こうしたイメージを示し続けることは、それらを善導することにもつながるものであったと言えよう。

### 第3章 野球統制令とその影響

明治後期には、すでに学生野球における弊害が、大衆においても具体的にイメージでき得る状況にあったことは2章で述べたが、ここでは、学生野球における人気の高まり、国からの統制、プロ野球の誕生の三点を柱に論じていく。

まず学生野球の人気の高まりについては、選手権大会の開催後に新たに作られた選抜大会の開催や、東京六大学リーグの誕生と早慶戦の復活など、学生野球の人気の高まる過程を追い、そこで表出した問題点について検討する。

また、国からの統制については、学生競技の一つでしかない学生野球が国の統制を招くこと自体が異例であり、それほどまでに問題が深刻化していた状況をここから窺うことができる。その一方で、統制の際に取り扱われた問題点を明らかにすることは、本来あるべき学生野球の姿を具体化させることにもつながることから、ここでは統制令の内容やその特徴について検討する。

プロ野球は、一般的な捉え方としてアマチュア野球としての学生野球とは立場が異なっている。特に、興行を目的としたプロ野球の出現が、国からの統制を招くに至るまでに深刻化していた学生野球の弊害をさらに助長させるものであるかについて検討は必要である。そこで、ここではプロ野球誕生に至るまでの経緯と、そこでの活動の内容や、目指した方向性について概観するとともに、プロ野球の立場から見た学生野球についても検討した。

#### 第1節 野球人気の高まりと野球統制令

##### 1. 中等学校野球大会の発展

1915（大正4）年7月の大阪朝日の社告により、「八月中旬豊中に於て舉行」<sup>240</sup>と報ぜられた大会は、第一回全国優勝野球大会（以下、選手権大会）として8月18日より5日間にわたり開催され、全71校中における代表校は10校、京都二中と秋田中学による決勝は延長戦にもつれた結果、京都二中が第1回大会の優勝を飾った<sup>241</sup>。終了後の朝日新聞の紙上では、「先例の徴すべきものなき第一回の試みとしては寧ろ豫想以上の成功を以て終了するを得たり」として、その成功を確認するとともに、次回以降の大会への期待を記している<sup>242</sup>。

そして、翌年の第2回大会まで豊中球場で開催された大会は、第3回大会より二面のグラウンドを擁する鳴尾運動場へと場所を移し<sup>243</sup>、その後、大会の人气がどんどんと高まって

<sup>240</sup> 『大阪朝日新聞』、1915年7月1日付。

<sup>241</sup> 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、139頁。

<sup>242</sup> 『大阪朝日新聞』、1915年7月25日付。

<sup>243</sup> 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、155頁。ここでは、第2回大会から採用された敗者復活戦を、

いくなか、第9回大会においては、グラウンドに溢れた観衆により試合が1時間余りにわたって中断され、「第十回以降の大会を、同じ鳴尾運動場で開催することは、到底出来さうもない」状況となった<sup>244</sup>。そこで、当初より沿線開発の計画を進めていた阪神電鉄が甲子園球場の建設に乗り出し、1924（大正13）年3月16日の起工からわずか4か月半の期間で完成させ、第10回大会の開催に間に合わせた<sup>245</sup>。なお、当初、この球場の収容人数は4万5000人とされており<sup>246</sup>、その規模の大きさには、「誰しも呆氣にとられた形で、この観覧席全部が満員になるのは何時の日か、五年さきか、十年の後か、と寧ろ阪神電鐵の無謀を嗤ふ聲さへ聞かれた」ともされたが、早くも大会4日目には満員となり、電車の終点でもある神戸、大阪の両駅には、「球場満員につき來場お断り」の掲示が出されるほど、中等野球の人気は高まっていた<sup>247</sup>。そして、こうした人気もあり、この大会からは入場料の徴収に踏み切るが、ことここに至って、当時は「名目の如何に拘らず、観覧料をとることは、可成り異論もある時代」であったことから、全国校長宛てに「長文の手紙を出して諒解を求めた」としている<sup>248</sup>。なお、第7回大会からは、朝鮮、満州の代表、また第9回大会からは台湾の代表も加わり、甲子園へ会場を移した第10回大会（大正13年）には全参加校が第1回大会での71校から約3.7倍の263校にまで増加している<sup>249</sup>。

選手権大会における参加校数の変動 [第1回（1915年）— 第20回（1934年）]

<sup>244</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、26頁。

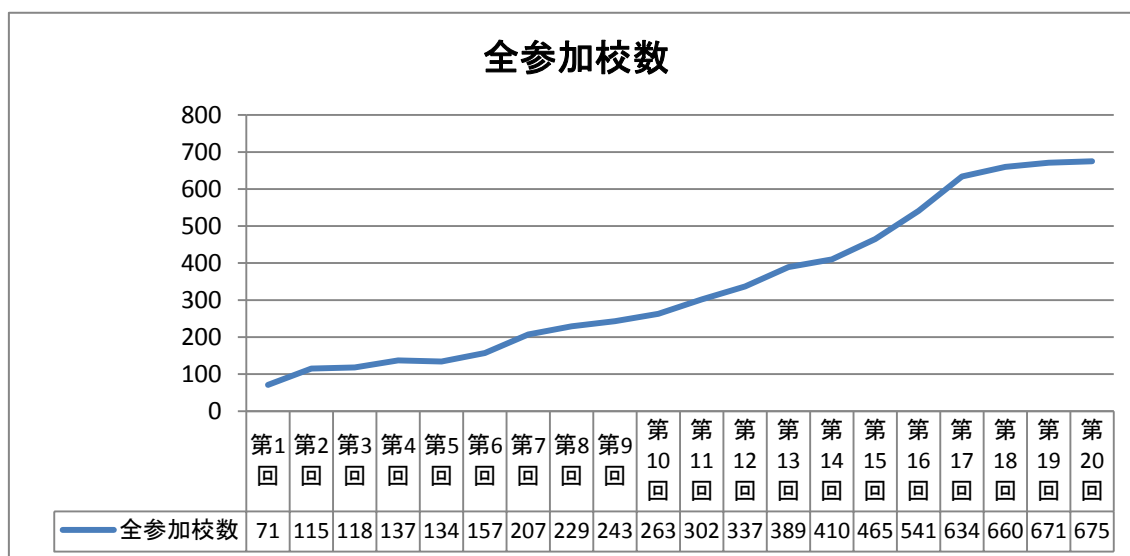
<sup>245</sup> 玉置通夫『甲子園球場物語』、文春新書、2004年、17頁および29頁。なお同書では、第9回大会に観客がグラウンドに流れ込んだハプニングに対し、「これで甲子園建設が正式に決まったといってもよいだろう」とし、「もし、約1週間後の9月1日に関東大震災が起きなければ、年内にも着工していたはずである。」としており、関東大震災によって着工が遅れた可能性を指摘している（同書27頁）。

<sup>246</sup> 玉置通夫『甲子園球場物語』、文春新書、2004年、47頁。

<sup>247</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、27頁。ここでは、続く5日目にも満員であったとしている。

<sup>248</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、126頁。

<sup>249</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、34-35頁間の出場校一覧（「全国中等学校優勝野球大会出場校」）を参照。



出典：朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』中折りページより作成。

そして、こうした中等野球の人気を背景に、大阪朝日のライバル紙でもある大阪毎日、1924（大正 13）年、現在の「春の甲子園」にあたる第一回全国選抜中等野球大会（以下、選抜大会）を名古屋市郊外の八事球場にて開催した<sup>250)</sup>。当初ここには、大阪毎日の名古屋進出の経営戦略があったとされるが、翌 1925（大正 14）年には、大阪毎日の一万五千号記念事業が計画されていたことから、そこでの「大大阪記念博覧会」と併せ、地元甲子園で野球大会を開催することで全体としてイベントを盛り上げる戦略へ切り替え、翌年の第 2 回大会以降は会場を甲子園球場へ移している<sup>251)</sup>。なお、この選抜大会においては、「夏の大会とは違った形式で大会をやりたい意向があった」<sup>252)</sup>ことから、選手権大会が予選を勝ち抜くことによる全国大会であるのに対して、選抜大会は「球界の先輩たちで構成する権威ある選考委員会を設け、日本中から技量優秀な協力チームを選んで開催するものである」<sup>253)</sup>として、朝日新聞社主催の大会との差異化をはかっている。

<sup>250)</sup> 毎日新聞社編『選抜高等学校野球大会 50 年史』毎日新聞社・日本高等学校野球連盟、1978 年、23 頁。

<sup>251)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館 1997 年、138-139 頁。

<sup>252)</sup> 毎日新聞社編『選抜高等学校野球大会 50 年史』毎日新聞社・日本高等学校野球連盟、1978 年、23 頁。

<sup>253)</sup> ベースボールマガジン社『激動の昭和スポーツ史③高校野球（上）』、1989 年、32 頁。また、有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館 1997 年、141 頁。ここでは、その選考基準において、第 1 回大会が「過去一年間の成績及びその他の理由」というきわめて便宜的なものであったが、第 2 回大会では「有力野球倶楽部の推薦、選抜委員の投票などによる選抜」を打ち出し、それ以後、「次第に選抜方法を整えていった」としている。

こうして、大阪の二大紙が全国大会を手掛けたことで、中等野球の人気も一層高まるが、さらにその人気に拍車をかけたのが、昭和に入ってから朝日・毎日における関東での二大寡占体制の確立である。当初、関東では「東京朝日」「東京日日」「報知新聞」「時事新報」「国民新聞」の五大新聞による勢力分布であったが、1923（大正12）年9月1日に起きた関東大震災により、東京在来の「報知新聞」「時事新報」「国民新聞」は大打撃を受け経営が弱体化したのに対し、大阪に本部を置く「東京朝日」「東京日日」は販売攻勢をかけることによって、その勢力分布を塗り替えている<sup>254</sup>。これにより、東京・大阪の二大都市を押えた朝日・毎日両紙は、「甲子園野球大会開催の実績で勝ち得てきた声望」の助けを得ながら、その後全国紙の形態を整えていくこととなり、あわせて、当初甲子園大会の取扱いが少なかった東京朝日においても、大正末期頃よりその報道記事は増加し、また地方の新聞でも地元チームを中心とした大会記事が増加していった<sup>255</sup>。

そして、球場へ行かずとも甲子園大会を楽しむ手段も新たに出現した。その一つが、1926（昭和2）年、第12回大会で大阪中之島公園と京都の円山後援に設置されたプレヨグラフ（速報板）であり、これは一球一打の様子を速報板に示して、試合の状況を伝えられるもので<sup>256</sup>、電話で知らせてくる試合の経過を速報板に示しながら、「芝居気たっぷり」の説明が加えられ、「プレヨファン」という言葉も生まれている<sup>257</sup>。また1927（昭和2）年からは、ラジオによる放送が、それまで時間を決めて行われていた特別放送から、甲子園にマイク

<sup>254</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館1997年、146-148頁。また、吉村昭『関東大震災』、文藝春秋、2004年、143-144頁。ここでは、震災直後の新聞の発行に関する状況について、読売新聞社の編集局長千葉亀雄の回顧録を参考としつつ、活字のケースが散乱し、停電で印刷機は動かず、その後社屋が火に包まれに至り、「東京十六社の新聞社のうち社屋消失をまぬがれたのはわずかに東京日日新聞社、報知新聞社、都新聞社の三社のみ」であったとしており、このうち東京日日が最も早く9月5日付の夕刊を発行し、一方で東京朝日は12日まで発行できていない。また、大阪本社販売百年史編集委員会『朝日新聞販売百年史（大阪編）』、朝日新聞大阪本社、1979年、297-299頁。ここでは、震災後の大阪本社とのやり取りが記されているなか、通信社絶により飛行機や汽船、軍艦まで利用して連絡班を東京へ送ったことや、12日での復刊までのあいだ「大阪朝日」を数十万部増刷して、船や汽車便で「東京朝日」管内に送り、「東京朝日」の代用紙として配布したとしている。また、震災当時まで東京の紙上勢力として、東京朝日・東京日日・報知・時事・国民の五大新聞をあげ、これらのなか、各紙それぞれ40万から20万部の間で、最も優勢なのが「報知」、そして「時事」が続き、「東京朝日」「東京日日」は30万部前後であり、その差は「大したものではなかった」ものの、震災により、「焼け残った「東日」と、意外に復興の早かった「東朝」とが、それ以来、次第に発展の一路をたどり、「時事」「国民」「報知」が衰退していった。大阪に本社をもつ両者の資本力がものをいっただのであろう」としている。

<sup>255</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館1997年、146-148頁および127-128頁。

<sup>256</sup> 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、222頁。なお、翌13回からは、あらたに神戸にも設置されている。

<sup>257</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館1997年、128頁。

を据え付けての実況中継として開始され<sup>258)</sup>、そして翌 1928 (昭和 3) 年には、同年 11 月 6 日より 26 日にかけて挙行される昭和天皇の即位式 (大礼) を全国民に聞かせるべくラジオ放送の全国中継網が完成し、翌 1929 (昭和 4) 年より、大会も全国中継されるようになった<sup>259)</sup>。

このように、当初一新聞社のイベントとして発祥した中等学校の全国大会は、ライバル紙にも大会を誕生させ、両社の競争が中学野球の熱を煽りつつ人気を高め、球場外においてもそれらを楽しむ方法が導入された。そして上記以外にも、朝日新聞では、大会の記録映画を撮影して上映会を開催するなど、活字以外のメディアにも注目していたが<sup>260)</sup>、こうした記録映画やプレヨグラフが、それぞれ、その場へ足を運ぶ必要があったのに対し、ラジオによる実況放送は、球場やそうした場所へ足を運ばずとも野球を楽しむ機会を作り出した。そしてラジオには、活字媒体とは異なる「同時性」があり、また、これまでの「観る」ことではなく「聴く」というかたちに、さらにアナウンサーという媒介者を挟むことで、新たな楽しみ方を生み出すことになるが、こうした聴衆は、球場の観衆よりもはるかに多数の、そして広範囲に誕生することとなる。

## 2. 東京六大学野球の誕生

1903 (明治 36) 年より始まった早稲田大学 (以下、早稲田) と慶應義塾 (以下、慶應) の対校戦は、その周囲の応援熱を急速に高めていき、1906 (明治 39) 年、秋に 1 勝 1 敗となった 3 戦目を目前に両校応援団の騒擾が懸念されたことから中断された。その後、両校野球関係者の間で復活をめぐって交渉が続けられたが<sup>261)</sup>、1911 (明治 44) 年 12 月、早稲田は慶應に対し、「運動家として誠意なきを知り、斷然彼等との関係を斷」ち、今後は「決して再び彼等と同一運動場に立たざることを決議す」とした決議書を公表し、両校の野球部間における交渉が決裂したことを明らかにした<sup>262)</sup>。こうした絶縁を決議した経緯において、

<sup>258)</sup> 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』、1958 年、230 頁。なお、大阪放送局では、大会中、毎日試合開始と同時に午前中 10 回、午後 11 回の特別放送を行い、夕刊発行後には 5 分ごとにその様子を伝えていた。

<sup>259)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館 1997 年、130 頁。なお、当時の日本国内におけるラジオ放送は、1925 (大正 14) 年、東京、大阪、名古屋にそれぞれ独立した社団法人の放送局を創設し、翌 1926 (大正 15) 年には、逓信省によりこれらを取りまとめた社団法人日本放送協会を設立することで国策のメディアとして一元管理を目指していた。

<sup>260)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』吉川弘文館 1997 年、128 頁。なお、ここでは、第 12 回大会において、中之島公園の納涼博、天王寺公園の衛生博にて上映したこと、また各地通信部においても、地元出身校の試合を中心とした活動写真大会を開催するなど、映画が盛んに利用されたことを記している。

<sup>261)</sup> 飛田忠順『早稲田大学野球部史』、明善社、1925 年、142-143 頁。安部磯雄「野球と共に三十年」『青年と理想』、岡倉書房、1937 年、305-306 年。

<sup>262)</sup> 『万朝報』、1911 年 12 月 20 日付。および飛田穂洲「早慶戦復活思ひ出話」、庄野義信『六

早稲田側は複数回にわたり復活を申し込んでいたものの、それを慶應がすべて拒否したことに原因があるとしているが<sup>263)</sup>、いずれにせよ「實に我が球界に投じた最大の暗影であつて、これを以つて早慶戦の復活は絶望」<sup>264)</sup>とされる状況へと進む。

なお、1910（明治43）年に、明治大学に野球部が誕生したが<sup>265)</sup>、当初、「春一度しか行はれぬ一高との對校試合を唯一の眼目として、しがない練習の日を過すこと幾年にわたつたか知れない」状況であったなか、絶縁状態にあった早慶両大学が、それぞれ「やむを得ず後進明治を相手」に試合を行ったこともあり、明治大学は短期間のうちに着実に実力を備えていった<sup>266)</sup>。そして1914（大正3）年10月29日、明治大学は、早稲田大学および慶應義塾の野球関係者を大学に招き、下記の仮規約を結ぶことで、三大学でのリーグ戦が開催されることとなった。

#### 假規約

今般、慶應、早稲田、明治の三大學野球部に於て左の假規約を為す。

一、自今開催すべき三校の野球試合に於ては、左の入場料を徴収すること。

一等 金 五十錢

二等 金 參十錢

三等 金 十錢

一、前項入場料は左の目的に使用すること。

一、外國野球團招聘費用補助。

一、各野球團外征費用補助。

一、運動場設備費用。

---

大学野球全集 上巻』、改造社、1931年、185頁。

<sup>263</sup> 『万朝報』、1911年12月20日付。ここでは、「慶應野球部は三たび我等の希望を退けたり」とあり、ここでの決議を最終的に、慶應側へ伝えた際にも「是非なし」との回答を得たとしている。

<sup>264</sup> 庄野義信『六大学野球全集 上巻』改造社、1931年、146頁。

<sup>265</sup> 駿台倶楽部編『明治大学野球部100年史』、2010年、5頁。

<sup>266</sup> 飛田穂集「早慶戦復活思ひ出話」、庄野義信『六大学野球全集 上巻』改造社、1931年、185頁。なお、前出『明治大学野球部100年史』によれば、当初の部員は9名のみで、その後新たにメンバーに加わりバッテリーをつとめることになる山下、齊土も「早大にいても出番がないから…」として転校してきた者たちであったことから、実力差はかなりあったものと予想できる。そうしたなか飛田は、明治大学の野球部が比較的短期間のうちに実力をつけた背景において、早慶両大学から受けた影響が大きいとしているが、これについて例えばセントポールズ・ベースボール倶楽部編『立教大学野球部史』、2009年、43頁によれば、「明治はこの時期、早慶双方と唯一対戦できるメリットを生かして有力選手をスカウトしたとも言われている。」とし、早慶の直接対決がなかったことが、明治の選手獲得に有利に働いた可能性についてふれている。

#### 一、野球部に必要なる費用。

但選手の慰勞會等の費用には一切使用せざること<sup>267)</sup>。

なお、このリーグ結成を機に、早稲田大学は先の慶應義塾への絶縁状を取り消すが、引き続き早慶戦の再開はかなわず、明治と慶應、明治と早稲田といった変則での対戦のみが行われている<sup>268)</sup>。

その後、1917（大正 6）年に法政大学、1921（大正 10）年に立教大学がリーグ戦に参加し、さらに 1925（大正 14）年に東京帝国大学が加わったことにより、東京大学野球連盟が設立され、ようやく早慶戦も復活し、東京六大学リーグ戦が現在の形で開催されるようになった<sup>269)</sup>。

なお、こうした状況が長きにわたり続けられていたなか、早稲田側の申し出を断り続けた慶應の野球関係者や学校当局においても、状況を是としない考えがあったものの、有力な卒業生（OB）の一部に強硬な反対論があり、いかんとも抗し得ない状況であったとされている<sup>270)</sup>。ここに、大学の野球部であるにもかかわらず、当事者としての部員や学校当局だけの判断で運営できなかった状況を確認することができるが、いずれにせよ、結果的に早慶戦が復活して六大学でのリーグ戦が開催されるようになったことで、東京六大学野球の人気は高まっていくこととなる。

#### 4. 営利企業と野球

<sup>267)</sup> 庄野義信『六大学野球全集 上巻』改造社、1931年、157頁。なお、わが国で最初に野球観戦において入場料を徴収するのは、前出のとおり慶応大学とセントルイス大学との試合であるが、その際の料金は 60 銭、30 銭、10 銭で、一等だけここよりも高い設定であった（前出『慶應義塾野球部史』30-31 頁）。また国内のチーム同士は 1911（明治 44）年の稲門倶楽部と三田倶楽部との試合で、その際の料金はここでと同じ 50 銭、30 銭、10 銭であり、「その収入全部を擧げて當時決行中であった南極探検隊に寄付する事にした。」とある。

<sup>268)</sup> 駿台倶楽部編『明治大学野球部創部 100 年史』、2010 年、13 頁。庄野義信『六大学野球全集 上巻』改造社、1931 年、144 頁。菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌—』集英社、2003 年、46 頁など。なお最初のリーグ戦では、明治と慶應は 4 戦行い、慶應の 2 勝 1 敗 1 分け、また明治と早稲田は 2 戦行い早稲田が 2 勝をおさめている。

<sup>269)</sup> 庄野義信『六大学野球全集 上巻』、改造社、1931 年、146 頁、157 頁、172 頁、180 頁。およびセントポールズ・ベースボール倶楽部編『立教大学野球部史』、2009 年、43-44 頁、一誠会編『東京大学野球部史』、1975 年、11 頁。

<sup>270)</sup> 木村毅『都の西北—早慶野球戦史を中心に—』、ベースボールマガジン社、1978 年、202 頁。菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌—』、集英社、2003 年、46 頁。菅野真二『ニッポン野球の青春—武士道野球から興奮の早慶戦へ—』、大修館、2003 年、154 頁。神門兼之『球聖飛田徳洲伝』、柘植書房、2004 年、116-117 頁および 231 頁。これらにおいては、反対者のなかでも、慶応大学評議会の池田成彬の意見が強かったとしている。



中等学校における野球は、選手権大会、選抜大会を中心として人気を博しますが、これらの大会は、学校の生徒を対象としたものでありながら、教育機関である学校やその体育団体などの主導により開催されたものではなく、朝日新聞、毎日新聞が主催した大会であった。それについて沢田は、「マスコミをつくる側に公共性を優先するという倫理はあっても、基本的には営利企業である以上、それを利用する企業や組織、機関とある程度の関連を保ちながら、情報を商品として自分の企業としての安定的な利潤を追求していくことから解放はされない」<sup>271)</sup>としており、その利潤追求は販売競争が背景にあるとされていることから、大会も完全な共存共栄ではなく<sup>272)</sup>、少なからず双方の利己的な動機が内包されている可能性は否定できない。例えば、1927（昭和2）年、毎日新聞はその年の選抜大会で優勝した和歌山中学野球部を7月から渡米させている<sup>273)</sup>。これにより、和歌山中学は選手権大会にベストメンバーで出場することができなくなるが、これに対し有山は、「夏の大会の興をそぐ企画であったことは間違いない」<sup>274)</sup>としている。なお、「正選手十何名」を渡米させた和歌山中学は、地区大会に「補缺選手ばかりで第二軍を編成」して出場したものの、何とか地区の代表を勝ち取るが、選手権大会では一回戦で鹿児島実業に0-8で大敗した<sup>275)</sup>。

なお、この年の選手権大会の優勝校は高松商業であったが、二軍だけを出場させても全国大会へ駒を進めた和歌山中学に対して、「若し正選手が渡米してゐなかつたら、夏の大会

<sup>271)</sup> 沢田和明「マニュアル教育としての甲子園」江刺正吾・小椋博編『高校野球の社会学—甲子園を読む—』世界思想社、1994年、123頁。

<sup>272)</sup> 大阪本社販売百年史編集委員会『朝日新聞販売百年史（大阪編）』、朝日新聞大阪本社、1979年、243頁。ここでは、大会の報道を大きくし、また地方予選から詳しく速報を伝えたことにより、全国の野球ファンを急増させると同時に大会を主催する「朝日新聞」への信頼を高めたとしたうえで、「これは販売活動の面でも非常な利器となり、“夏の野球拡張”として他社もうらやむほどの大きな効果をあげるようになった。」としており、「十年後には毎日新聞社が選抜野球大会を催すことになったのも、このためであろう」としている。なお、その毎に資新聞社においては、選抜大会における「優秀プレーヤーへの個人賞制定（後に廃止）」、「選手歓迎会」、「国歌斉唱のうちに国旗の掲揚」、「開会式のダイヤモンド一周」などに象徴されるような、「ざん新な大会」「企画が異色」とされた要因として、「大朝が主催する“夏の大会”への対抗意識がアイデアを生み出す源になっていた」としている（毎日新聞社130年史刊行委員会『「毎日」の3世紀—新聞が見つめた激流130年（上巻）』、毎日新聞社、2002年、657頁）。

<sup>273)</sup> 毎日新聞社『選抜高等学校野球大会60年史』、毎日新聞社・日本高等学校野球連盟、1989年、59頁。ここでは、7月2日に和歌山市駅を出発し、9月3日に帰国したとある。なお、この米国派遣は、この第4回大会の和歌山中の後、第5回関西学院中等部、第6及び7回第一神港商、第8回広島商まで続けられた（同書533頁）。

<sup>274)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年、157頁。

<sup>275)</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、170頁、177頁および183頁。なおここでは、二軍で編成された本大会に進んだ和歌山中学のチームを「変態チーム」と表現し、他の学校が各々ベストのメンバーで出場するのに対して、そうしたチーム状況で出陣するのは「他校を侮辱するもの」とする意見が出たともしているが、これに対し朝日新聞側は、「成程見やうに依つては、飽くまで人を食つた傲岸な態度」と述べつつも、学校当局が責任を持って出場させた以上は、主催者側としては認めざるを得ないとしている。

にも無論和かが優勝」していたとの評価もあり、「高松商業は折角優勝しながら、眞の日本一ではない」との見方もあった<sup>276)</sup>。そうしたなか、11月6日には両校野球部が主催する異例の試合が「大阪毎日新聞社後援」のもと寝屋川球場にて開催された<sup>277)</sup>。結局、2万5千人を超える観客を集めた「中等球界稀有の大快戦」は、高松商業が7対4で勝利をおさめるが<sup>278)</sup>、この結果は、「有象無象の雑音を一舉に吹き飛ばして了つた」<sup>279)</sup>、「高松商業が『実力日本一』に輝いた」<sup>280)</sup>など、勝利した高松商業の実力を評価する意見があった一方で、「練習不足の和歌山中学」が「あえなく敗北」した、「和歌山中学は、新聞社の競争に引き回された」との見方もあった<sup>281)</sup>。

これら朝日、毎日が主催した全国規模での大会は、全国的な「人気チーム」を生み出した一方で、当時、球場を所有する電鉄会社や地方新聞社が、純然たる営利目的で各地に小規模の野球大会を開催しており、人気チームは、「ほとんど日曜祭日ごと」、そして時に平日においても試合を行い、授業に支障を及ぼす事態も発生していた<sup>282)</sup>。そして、こうした大会の交通費、宿泊費を主催者側が負担するだけでなく、「必要以上の金品の授受」もあったとされており、それらを背景に、「優秀な技量をもった小学校選手の争奪」までおこなわれていた<sup>283)</sup>。なお、そうした小学生の大会は、例えば1919（大正8）年7月、京都市第二高等小学校で開催されているが、これは「児童ボール」という軟式ボールを使った初めての少年野球大会でもあった<sup>284)</sup>。軟式ボールが開発されたことにより、少年たちの野球は「火

<sup>276)</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、170頁。また、久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年、102頁。なお、この時点において、春と夏に優勝しているのは、この両校のみで、またその回数も春1回、夏2回と同数であった。

<sup>277)</sup> 『大阪毎日新聞』、1927年11月5日付。

<sup>278)</sup> 『大阪毎日新聞』、1927年11月8日付。

<sup>279)</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、171頁。

<sup>280)</sup> 山室寛之『野球と戦争』、中公新書、2010年、10頁。

<sup>281)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年、157頁。なお、前出のとおり和歌山中学の米国派遣は、7月2日に和歌山市駅を出発し、9月3日に帰国しているが、この間行われた試合はわずか5試合（1勝3敗1分け）であった（前出『選抜高等学校野球大会60年史』59頁）。

<sup>282)</sup> 久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年、130-131頁。ここでは、中学野球についての「最もいちじるしい弊害」は、こうした「各地に群小の野球大会が開催されること」にあるとし、極端なチームでは、年間の試合数が70から80試合という場合もあることから、こうした「狂態ぶりには目にあまるものがある」としている。

<sup>283)</sup> 久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年、131頁。

<sup>284)</sup> 全国軟式野球連盟『軟式野球史』、ベースボールマガジン社、1976年、17頁。なお、こうしたボールが開発されるにおいては、まず京都の京都市第一高等小学校の糸井浅次郎を中心とし、京都の小学校関係者（京都師範OB）や野球愛好家などにより「京都少年野球研究会」を1916（大正5）年に発足させ、まず「ゴムマリ野球」のルール作りに着手し日本で最初ともいわれる少年野球ルールブックを編纂した。そして、ルールが出来上がった後、ボールの「大きさ」「硬さ」「表面の形」などを試行錯誤のうえ、特に表面の加工においては、鈴鹿栄が表面にイボをつけることを提案し、試作を神戸市の東神ゴム工業株式会社に製作を依頼し、1918（大正7）年に完成した（同書14-16頁）。

が燃え広がるように、全国の隅々まで行き渡った」とされ<sup>285)</sup>、各地で大会が開催されるようになり、1920（大正9）年8月には鳴尾運動場において全国大会（全国少年野球優勝大会）が開催され、あわせて「大日本少年野球協会」が結成された<sup>286)</sup>。この協会は、この後組織作りに着手し、全国各地方においてその地方名を冠した協会を設立させて、これを傘下団体としていくものの、組織の拡大と共に内部的で亀裂が生じ、1927（昭和2）年には協会が関西と関東にて分裂する<sup>287)</sup>。この時の分裂の背景には、使用する軟式ボールの「公認」問題があったが、結局この他にも、大会の開催と軟式ボールの製造会社との密な関係のなかで協会や連盟などが乱立していく<sup>288)</sup>。

#### 各協会・連盟と使用ボール

日本軟式野球協会	(神戸)	学校ボール
大日本軟式野球協会	(東京)	大衆ボール
日本軟式野球連盟	(大阪)	トキワ・ボール (のちに金剛ボール)
日本案式野球連盟	(東京)	マルビシ・ボール
極東軟式野球協会	(川崎)	ラッキー・ボール

出典：全日本軟式野球連盟『軟式野球史』31頁より作成。

<sup>285)</sup> 全国軟式野球連盟『軟式野球史』、ベースボールマガジン社、1976年、26頁。なお、軟式ボールが開発される前の状況としては、ここでは、明治の終わりごろになり、子どもの野球遊びが行われ始めたともいわれており、子どもたちは自分たちが目にした野球を見様見真似で「三角ベース」や「折り返しベース」などにルールを工夫しつつ行われた。しかし、野球の道具に関しては、本格的なものとは程遠く、バットも手作りであり、またボールも素手で楽しめるようなものを使っていたとされているが、大正に入ると、特に都心の小学校ではグラブやミットを持って野球をする子ども達も見られるようになった。一方でボールに関しては、大きさに硬式及び軟式用のテニスのボールが使われていたとされているが、テニスのボールにおいては、硬式用ボールは価格が高く、また軟式用ボールは柔らかすぎるといった欠点があったなか、「スポンジボール」という全体がゴムのスポンジで、重さ・固さも手ごろなボールが広く利用されるようになり、子どもたちの野球が「スポンジ野球」と呼ばれるようになった。しかしながら、このスポンジボールにおいてもすぐに割れてしまうなどの耐久性の問題、また打った打球が伸びない、バウンドが高くなりやすく、またイレギュラーもしやすいなどの欠点があり、それが原因で試合中にいざこざが起きることも少なくなかった。こうしたことから、前出「京都少年野球研究会」が発足し、ボールの開発に至っている（同書13-14頁）。

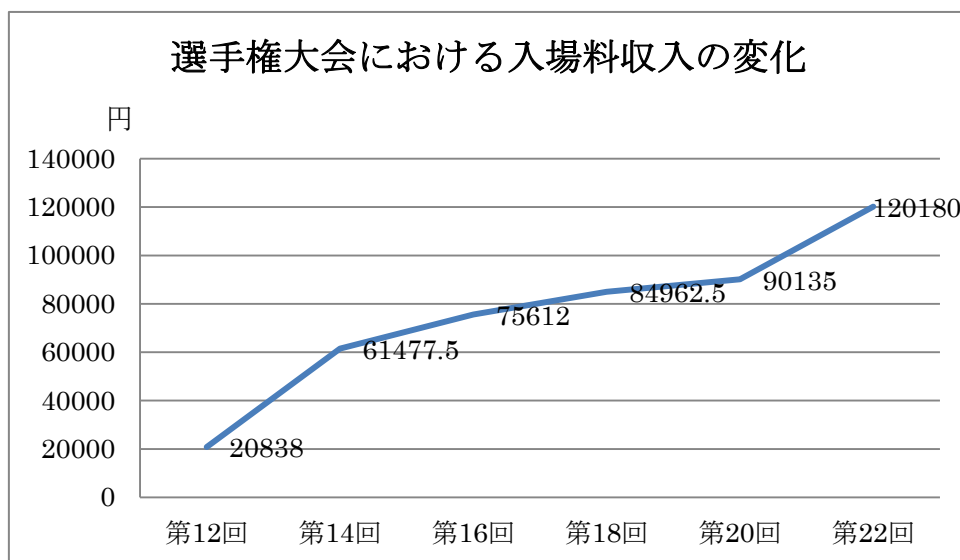
<sup>286)</sup> 全国軟式野球連盟『軟式野球史』、ベースボールマガジン社、1976年、19頁。

<sup>287)</sup> 全国軟式野球連盟『軟式野球史』、ベースボールマガジン社、1976年、19-20頁および24頁。なお、分裂後も関東、関西で「大日本少年野球協会」として同じ協会名を名乗っており、また大会も「全国少年野球優勝大会」として同じ名称で存在する事態を招くが、これは事実上「二つの全国大会」となり、一方の全国少年優勝野球大会の予選大会に負けても、もう一方の全国少年優勝野球大会に出場できたことから、少年野球はさらに過熱していき、そして父兄やファンの間で、勝つことへの各種手段も表面化するようになったとしている（同書25頁）。

<sup>288)</sup> 全国軟式野球連盟『軟式野球史』、ベースボールマガジン社、1976年、28-31頁。

#### 4. 学生野球と入場料収入

小学生を対象とした軟式野球の大会が開催されるようになった背景には、中等学校の選手権大会の影響があるとされている<sup>289)</sup>。その選手権大会は、前出のとおり第10回大会から指定席券を売り出して入場料収入を得るようになるが、2年後の1926（大正15）年からの入場料収入の推移は下記のとおりであり<sup>290)</sup>、年々収入が増加している。



出典：『朝日新聞』1926年10月5日付、1928年9月22日付、1930年9月20日付、1932年10月4日付、1934年11月2日付、1936年12月5日付より作成。

また、1925（大正14）年に東京六大学リーグとなった大学野球も高い人気を博しており、そこでの入場料収入も「逐年増加の傾向を示して来た」なか<sup>291)</sup>、特に高い人気を誇っていたとされる早慶戦での、1931（昭和6）年春における入場料による収支および分配金は下記のとおりである<sup>292)</sup>。

#### 1931年 春季リーグ戦 早慶戦／収支

	①入場料収入	②球場使用料	③雑費 (円)	差額 {(①-②+③)}

<sup>289)</sup> 全国軟式野球連盟『軟式野球史』、ベースボールマガジン社、1976年、18頁。

<sup>290)</sup> ここにある年の大会における試合数は、全て21試合である。

<sup>291)</sup> 『東京日日新聞』、1931年10月3日付。

<sup>292)</sup> 『読売新聞』、1931年6月18日付。また、ここでは、上記における球場使用料及び雑費以外の支出項目として、「寄付金」「リーグ積立金」をあげており、それらを除いたものが最終的に「分配金」として各校に振り分けられている。

	(円)	(円)		(円)
第1回戦	28,923.5 円	2,892.35 円	1,008.5 円	25,022.65 円
第2回戦	30,334.0 円	3,033.4 円	603.95 円	26,696.65 円
第3回戦	27,909.5 円	2,790.95 円	662.4 円	24,456.15 円
合計	87,167.0 円	8,716.7 円	2,274.85 円	76,175.45 円

#### 1931年 春季リーグ戦 早慶戦／分配金

	第1回戦	第2回戦	第3回戦	合計
分配金	12,750 円	12,750	12,750 円	38,250 円
1校あたり	6,375 円	6,375 円	6,375 円	19,125 円

出典：上記「収支」「分配金」共に『読売新聞』1931年6月18日付より作成。

なお、この年の日本体育協会における収入は、1万3,377円88銭<sup>293)</sup>であったが、早慶戦3戦での入場料収入はその約6.5倍(8万7167円)、そして早慶各校の3日間分の分配金も一校あたり1万9125円で日体協の収入額を大きく上回っている。また、その翌年にあたる第18回全国中等学校優勝野球大会での入場料収入は8万4962円50銭で、同年の日本体育協会の収入は1万4209円28銭であることから、国内スポーツにおける大学及び中等学校での野球熱の圧倒的な高さを窺うことができる。

そして、大学野球では、こうした入場料収入を背景に神宮野球場の建設の際の資金的な協力や、さらにその後の拡張工事に伴う資金45万円を負担するなどの貢献をし<sup>294)</sup>、また特に私立大学では官立大学に比べ部費が少なく、試合時の観客整理の点からも、その必要性があるとされた一方で<sup>295)</sup>、入場料から得る各校への分配金が「各野球部の維持費として多すぎる」として、こうした「潤澤な維持費」があるために、「下級校から優秀選手を引き抜く時に、物質的報酬を交換条件にするやうな、スポーツ界の不祥事が起り易い」状況を招いているとの指摘や<sup>296)</sup>、その金額の多さと、用途が不透明である点において批判を招いていた<sup>297)</sup>。

<sup>293)</sup> 日本体育協会編『日本体育協会五十年史』、日本体育協会、1963年、536頁。また、以下翌年分の収入も同書より。

<sup>294)</sup> 一般財団法人東京六大学野球連盟ホームページ (<http://www.big6.gr.jp/index.html>)、連盟紹介部分より。2014年8月5日訪問。また、東京朝日新聞1931年10月6日付では、球場の増築費45万円は、秋のリーグ戦の段階で、指定券の前売り及び入場料収入により、シーズン終了までには全額返却できる見込みであるとしている。

<sup>295)</sup> 横井鶴城「職業野球團問題」、『野球界』vol.11(6)、1921年、4-5頁。

<sup>296)</sup> 「スポーツの職業化防止」、『東京日日新聞』1931年4月23日付。なお、上記における球場使用料及び雑費以外の支出項目として、「寄付金」「リーグ積立金」をあげている。それらを除いて最終的に、「分配金」として各校に振り分けられているが、この分配金が後にリーグにおける大きな問題の中心となる。

<sup>297)</sup> 「スポーツの職業化防止」、『東京日日新聞』1931年4月23日付。

## 第2節 野球統制令の発令

### 1. 発令までの経緯

文部省は、1932（昭和7）年4月、児童、生徒、学生の野球における弊害を浄化させることを目的として、文部省訓令第四號、「野球ノ統制並施行ニ關スル件」（以下、統制令）を発令した。

これは、「近來、動ともすれば野球に關しての種々の忌はしい弊害に就て、屢々世上に兎角の非難を聞く」が、ここには「否定し難い弊害の事實も相當實存」しており、そうした弊害を防止するために必要な「適當なる統制組織」が必要である一方で、その設立には至っておらず、また野球界の状況が「日々に切迫」し、弊害も「益々頻繁に喧傳され」、「もはや看過する事の許されない程度の事實」までも存在するようになってきたことから、野球に關する統制は「極めて喫緊」の重要事項であるとし、国が直接学生野球の統制に乗り出したものである<sup>298</sup>。

なお、文部省は1929（昭和4）年11月に「體育運動審議會」を設け、翌1930（昭和5）年1月、文部大臣はそこへ「體育運動の合理的振興方策に關する件」を諮問したところ、「體育運動の合理的振興の爲めには、體育運動の施行を統制する統制團體の組織を完備し、これによつて適當なる統制を行ふ事が、基本的な重要事項である」としたことから、「地方的及び全國的統制團體」を設け、更に各競技別の全国団体の上に「綜合的の最高機關」を設置することで、「體育運動競技の施行」を統制することを目指し、そのためにまず統制組織の「地方的團體」としての「府縣體育團體」の設立をすすめていた<sup>299</sup>。

そして、1931（昭和6）年6月、文部大臣は體育運動審議會に対して「體育運動競技の健全なる施行方法に關する件」を諮問したところ、そこで「體育運動競技の全般に亘つて健全なる施行方法を定める事は甚だ大事業であつて長い日子を要する」ことから、「まづ差當り當面の急を要する事項」から「分割的に答申」するという方針が示され、「我國に於て廣く普及して盛大に行はれて居り、謂はゞ、我國學生運動競技の中心勢力を爲して居る」野球における統制組織を完備させることを目指すこととなった<sup>300</sup>。なお、同年4月には、平安中学の選手をめぐり法政大学と日本大学との間で争奪戦の末誘拐騒ぎとなったことが明らかとなっている<sup>301</sup>。紙面によれば、これに刺激されて、「體育運動審議會を開き、スポー

<sup>298</sup> 山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932年、8-11頁。

<sup>299</sup> 山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932年、4-7頁。

<sup>300</sup> 山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932年、12頁および8-9頁。

<sup>301</sup> 「誘拐騒ぎを起こした大學の野球選手争奪」『東京日日新聞』、1931年4月23日付。ここでは、日本大学側から内務省社会局へ調査依頼の郵便が届けられたことより発覚したとある。事件の流れは、3月23日に京都で行われていた平安中学野球部の送別会の最中に選手が忽然と姿を消したことに始まるが、選手は日本大学の関係者に連れられて上京しており、

ツ界の醜傾向を改革する方法を論議し、これに基づいて文部省が中心となつてスポーツ浄化運動を起こすことになつた<sup>302)</sup>とあり、こうした文部省の一連の動きから、学生野球における選手獲得や興行化などの弊害に対し、学生野球自身で自浄することが困難な状況にまで陥っていたことが窺える。

そして翌1932(昭和7)年1月19日、「野球の健全なる施行方法に関する事項」について答申した結果、6つの項目からなる施行案が可決され、「全国的野球統制団体設置まで文部省が適当なる方法で目的達成に努力」することとなつた<sup>303)</sup>。こうして「現下の實情に對して尠からず焦慮」していた状況のなか、「教育の本義」に則り、文部省を最高機関として野球統制の具体案の作成に取り掛かり、ついに4月1日、統制令を施行するに至つた<sup>304)</sup>。

なお、作成過程において文部省は、これまで野球が民間の手で育てられたことを重要視して、そうした方面の人々の意見を参考としつつ骨子を作成し、また「野球界の元老」、「野球施行の實際に關與している方」、「學校側の代表者」、「運動醫學の方面の方」等による「野球統制臨時委員會」を諮問機關として設け、「種々御相談を煩はしつゝ」本案を作成したと

---

その後、日本大学の職員の自宅や野球部の合宿所にて、「便所へ行くにも尾行する有様」といった軟禁状態であった。平安中学の校長は、選手の卒業後は法政大学への入学を確認しており、発端となつた送別会にも法政大学から関係者が参加していたが、日本大学側は、最初から日本大学へ入学希望があつたと主張。しかしながら、軟禁状態から隙を見て京都に戻つた選手は、日本大学に対して「入學願書を出したことは勿論、願書を認めたこともなければ捺印したことも絶対にありません」と述べており、また選手が所持していた認印と日本大学の願書の認印は別物で、さらに「その手蹟」も全く異なつていたとしている。

<sup>302)</sup> 「文部省が中心でスポーツ浄化運動」『大阪毎日新聞』、1931年4月23日付。ここでは、文部省が中心となりスポーツ浄化に取り組むとし、審議会の会長は文相、委員は40名で、その3分の2は運動団体の首脳者、残る3分の1は文部省やその他関係官庁の役人から構成するとした。また、体育課長代理はここで、「スポーツ界の醜事實」に対して憂慮するコメントの後、「會の日取りは未定ですがなるべく早くやりたい」と述べており、切迫している状況がここから伺える。

<sup>303)</sup> 「野球施行方法与應援規程可決さる」『東京朝日新聞』、1932年1月20日付。なおここでも、「スポーツ界改正」において、「もつとも急を要する野球の健全な施行方法」とあることから、野球がその重要種目であつたことが示されている。また、ここでの6つの項目は「一、小學校の野球」「二、中等學校の野球」「三、大學及び高等專門學校の野球」「四、入場料に關する事項」「五、その他」「六、付帶事項」からなつており、またこうした「野球の健全なる施行方法」と共に、「體育運動競技の應援に關する事項」も同時に可決答申している。なおこれ以前、野球界側では「日本野球協會」の創立に向けての具体的な動きがあり、1931(昭和6)年1月24日には、文部省官邸にて「野球協會創立實行委員會」が開かれるまで具体化し、都度新聞紙上にて報道されていた(「野球團體の統一協議」『東京朝日新聞』、1930年11月18日付、「野球協會の創立具體化す」『東京朝日新聞』、1930年11月24日付、「野球協會創立實行委員會」『東京朝日新聞』、1931年1月25日付など)。しかしながら、中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史—』、青弓社、2010年、40頁によれば、こうした具体的な動きは着実に進行していったものの、その後そうした報道が急に途絶え、そしてその詳細は不明ではあるが、野球協會の設立が挫折したことは間違いないと述べている。

<sup>304)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、13-15頁。

して、文部省側が一方的に内容を決定のうえ作成したものではないとしている<sup>305)</sup>。また、発令した訓令においても、「決して學生野球を制壓しやうとするものではなく、むしろ其の學生野球を振興せいしめやうとするもの」であり、訓令に違反する事柄に対して、「嚴にこれを警め、若しくは禁じ」る場合があるとしつつも、「禁止は決して禁止の爲の禁止ではなく、眞の學生野球を振興せんがための一手段としての禁止」であることを「絶えず念頭に置いていたゞきたい」としており、文部省側の野球界に対しての少なからぬ遠慮ともいえる気遣いを窺うことができる<sup>306)</sup>。

このような経緯から、統制令は、弊害に対し当事者側において自浄が困難となっていると判断した文部省が発令したものであり、「學生野球をして、眞に學生野球たらしめたい」という根本趣旨のもと<sup>307)</sup>、「他日適當なる野球統制機關が生まれますまでの當分の間」、文部省がこれに代わり統制を行うものであるとしたことから<sup>308)</sup>、そうした目的達成のために野球界自身における健全な自律を促したものであると言えよう<sup>309)</sup>。

## 2. 統制令の概要と特徴

文部省によるここでの訓令の発令に際して、「總ての『野球』といふ問題ではなく、實に『學生の野球』といふ問題」として、學生野球を対象としていた<sup>310)</sup>。それは、前出 1932 (昭和 7) 年 1 月 19 日に可決答申した「野球の健全なる施行方法」にて、「一、小學校の野球」、「二、中學校の野球」、「三、大學及び高等專門學校の野球」としていたことから伺えるが<sup>311)</sup>、統制令ではここでの方向性を基本的に踏襲し、以下の構成で制定されている。

- 一、小學校ノ野球ニ關スル事項
- 二、中等學校ノ野球ニ關スル事項
- 三、大學及高等專門學校ノ野球ニ關スル事項
- 四、入場料ニ關スル事項
- 五、試合褒賞等ニ關スル特殊事項
- 六、應援ニ關スル事項

<sup>305)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、14-15頁。

<sup>306)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、32-33頁。

<sup>307)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、26頁。

<sup>308)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、14頁。

<sup>309)</sup> 例えば、山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、10-11頁においては、前出、野球団体の設立に関する動きについて、それに関して非常に喜ばしいことであり、「是非とも、一日も早く其の實現を見たい」とし、「及ばず乍ら、力を盡して此の計畫を援助致して居る」としている。

<sup>310)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、16頁。

<sup>311)</sup> 「野球施行方法と應援規程可決さる」『東京朝日新聞』、1932年1月20日付。



ここで、統制令は学生野球を対象としたことで、訓令の前文に「凡ソ學生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精神ヲ發揮セシムルニ在リ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク學生ノ本分ヲ體シ純正ナル心情ヲ持スル…」と記されているように、教育を受けるものの立場としての野球という位置付けが強調されたものでもあった。つまり、「アマチュアスポーツとして完全に施行する事は勿論、更に『學生野球』であるといふ點から、飽くまでも學生の本分を體し、教育の本義に則つて其の施行の適正を期して居る」として、アマチュアスポーツとして、そして学生スポーツとしてその両面における完全なる施行を目指すことから、「學生のスポーツに於ては、一般スポーツに於けるよりも、遵奉すべき要件」が多くなる<sup>312)</sup>。さらに文部省側は、弊害においてその責任の所在を選手個人に対してではなく、「學校教育の責任者たる學校當局者、更に體育行政の事に當つて居ります私共にこそ、重大なる責任がある」としており、各選手に対する直接的な指導形態ではなく、試合の開催方法、入場料、試合での褒賞、応援といった点における学生野球の施行方法について、「教育當事者並びに野球當事者各位」に対して、弊害への対応を求めている<sup>313)</sup>。

なお統制令では、その制限範囲について、「最大の、若しくは、最後の限度」の「最も外廓的な制限」を規定したとしており、それゆえ「本訓令の範圍外に出る事は絶対に許されない」とし、そしてこれにより、「極めて僅少」の試合が行えなくなる可能性も否定できないものの、「學生野球の本旨に鑑みて有意義なりと信じられる試合で、本訓令の爲めに施行が出来なくなるといふやうなものは、一つとして無い筈」であるとしている<sup>314)</sup>。

このように、学生野球における弊害が、学生野球自身で浄化できる範囲を超えたことから、文部省が中心となることで正常化を図り、そしてその方法としては選手への規制ではなく、あくまで学校当局など学生を教育する側へ向けたものとし、その規制範囲においても、最も外郭的なものとしていたことで、学生野球側も後に、「学生野球の健全なる発達を期するためであつて、教育的に見ても、アマチュアリズムの観点から見ても、ごく無難な内容であつた」<sup>315)</sup>との見解を示している。

### 3. 統制令にみる弊害

<sup>312)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、17-18頁。

<sup>313)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、20-21頁。

<sup>314)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、22-25頁。

<sup>315)</sup> 日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、84頁。なお、中村は、従来の統制令に関する研究について、統制令が、「スポーツを通じた学生の思想善導を目的」としたものであるか、もしくは「スポーツの『弊害』に対する国家による政策」なのか、これらを論点の中心としながら見解が二分されており、思想善導と国家統制を強調する研究においては「統制の強権的性格」や「総力戦体制との連続性を強調」する傾向が強く、一方、学生野球における弊害を問題とし、統制令をその対策として捉えた研究においては、そうした「思想善導」を否定する傾向が強いとしている（中村哲也『『野球統制令』と学生野球の自治：1930年代における東京六大学野球を中心に』『スポーツ史研究』第20号、2007年、82頁）。

統制令の発令により、文部省は、「統制」というかたちをとりながらも、それはあくまで将来的に学生野球側が自らの手で管理できうる自治の体制確立まで、つまり、最終的には野球統制機関の設立により、内在する弊害を浄化することを目標としていた。なお武田は、当時の学生スポーツにおける弊害として、「貧汚行爲」「不正虚偽」「暴慢不遜ナル行爲」「怠業」「言動野卑」「奢侈浪費」の「六弊」に分類しているが<sup>316</sup>、文部省側は、学生野球の「最も大なる弊害」として、「學資補給」と「選手不正入學」の問題をあげている<sup>317</sup>。そして「學資の補給」に関しては、「運動競技の墮落と云うやうなことは、斯様な點から發生して來る」としており、訓令においても「選手ハ選手タルノ故ヲ以テ學校又ハ學校ヲ背景トスル團體等ヨリ學資其他ノ生活費ヲ受クルヲ得ザルコト」と記されている。ここには、学校や学校を背景とする団体、また学校関係者などから、学費や生活費の補給を受けている事例が「世上の噂にまで上る」なか、これが「選手として雇はれて學校に入學」している「忌まわしい」ものであることから、「如何なる見地から致しましても、絶対に不可なこと」とした<sup>318</sup>。また「選手の不正入學」においては、当時、中等学校、高等専門学校、大学における入学試験は難しく、「試験地獄」とも表現されていたなかで、野球が優秀であれば、「成績が餘り宜しくないにも拘らず、樂々と入學して行く」状況があり、さらにこうした「入學の便」に止まらず、上記、「學資の補給」や「其の他の生活費」の援助などを条件に学校側が入学を勧誘する「選手爭奪の弊害」が、年を追って激しくなり、こうした状況が、小学校から中学校へ進む際にまで及んでいた<sup>319</sup>。これに対して訓令では、「野球ニ優秀ナルノ故ヲ以テ入學ノ便ヲ與ヘ又ハ学費其ノ他ノ生活費ヲ授クルガ如キコトヲ條件トシテ入學ヲ勧誘セザルコト」として禁止した。

これら、「學資の補給」や「選手の不正入學」は、前出武田による「六弊」では「貧汚行爲」にあたり、ここでは、そうした状況にてスポーツに関わる者は、「金錢ノ爲ニ藝ヲ賣ル者ニシテ競士ノ班ニ列セシム可キニ非ラズ」とし、さらに、これは日本国内における特別な捉え方ではなく、国際的にも共通したものであるとしている<sup>320</sup>。

<sup>316</sup> 武田千代三郎『学生運動取締論』、大阪市立高等商業学校校友会、1925年、1-2頁。

<sup>317</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、171頁。

<sup>318</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、169-170頁。なお、ここでは大規模にアメリカの学生スポーツに関する調査を行っているカーネギー財団の報告をあげているが、これらアメリカでの調査ではあるものの、「學生スポーツの實情は、彼我、甚だ相似たるものがあります」（20頁）としているなか、「近年の亜米利加之大學に於ける運動競技の墮落の最も大きな原因」は、「運動選手に對する學費其他の生活費の支給」であることが「明瞭に指摘」されているとしている。

<sup>319</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、169-170頁。

<sup>320</sup> 武田千代三郎『学生運動取締論』、大阪市立高等商業学校校友会、1925年、4頁。ここでは、「國際競士資格（第五條K）」「英憲（第四條F）」「米憲（十條第一項D）」にてこれらを禁止等しているとしている。

このように、本来勉学を修める学校の課外活動として野球が存在しているなかで、学校側が便宜を図り選手を獲得するその背景には、野球熱に便乗した学校側の宣伝などのメリットがあり、選手はそれに利用されているとの見方もできよう。そして、学校側が選手獲得に動く状況があることで、「自らの野球技術を賣物」<sup>321)</sup>にする学生やその関係者が存在することから、文部省は、大会の運営方法や、そこに参加する学校における野球の取り扱い方を中心として、学生野球を健全化する方針を示した。そして文部省側は、こうした弊害に対し「是非とも当事者諸君の十分なる誠意ある努力に俟たなければならない」<sup>322)</sup>として、統制令が罰則規定を伴っていないことから<sup>323)</sup>、これが「現下の所謂弊害に対する直接的な対応策としてのみ發せられたものではなく、もつと因つて來る所の深い、根本的な意味を持つて居る」<sup>324)</sup>として、「學校當局者が十分の理解と同情を以て嚴格にこれを管理」<sup>325)</sup>することを目指すものであるとした。

#### 4. 統制令と入場料および中等野球における大会

統制令では、小学校から、大学、専門学校に至るまで三段階に分類のうえ、その該当年代における運営上の規定を設けたのに加え、それに続いて「四、入場料ニ關スル事項」としてそこでの方針を次のように記している。

##### [四、入場料ニ關スル事項]

- 一 入場料ハ入場者ノ整理ヲナシ「二」ニ揚グル經費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徴収シ得ルコト
- 二 入場料其ノ他ノ収入ハ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得タル團體ニ於テ收受シ左ノ順序ニヨリ支出シ體育運動以外ノ經費ニ充當セザルコト但シ體育運動團體（大學及高等專門學校ニ關シテハ學校ヲ含ム）以外ノ主催者ガ收受スル場合ハ豫メ文部省ト協議ヲ遂ゲ其ノ用途ヲ定ムルコト
  - (一) 當該試合ヲ開催スルニ必要ナル經費
    - イ 會場費
    - ロ 試合施行ニ要スル經費
    - ハ 試合参加並準備ニ要スル經費
    - ニ 其ノ他ノ雜費
  - (二) 主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル經費

<sup>321)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、170頁。

<sup>322)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、172頁。

<sup>323)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、32頁。

<sup>324)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、19頁。

<sup>325)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、21頁。

(三) 參加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル經費

(四) 各種體育運動ノ普及發達ニ必要ナル經費

ここで、文部省側は入場料そのものを否定したのではなく、そこでの問題点を、「入場料徴収の目的並に方法に於て誤つた所がある故にこそ、始めて生じたもの」であるとし、「理想を申せば、學生の協議會は入場料を徴収せずして行ふ事が望ましい」ものの、徴収するにあたっては、「眞に入場料徴収の妥當なる場合」にのみ、「眞に適當なる方法」にて行われるべきで、これは「興行物の入場料觀覽料等」とは本質的に異なり、「全く競技會開催のための當然の經費」を「觀覽者と共に分擔」するという主旨に基づくものであるとした<sup>326)</sup>。

このように、文部省は入場料の徴収を、その用途を限定した条件付きで認めたが、状況により、入場料での収入が、「當該試合ヲ開催スルニ必要ナル經費」に満たない可能性も考えられるなか、こうした余剰分を充当できる項目を分類して内容を示していることから、学生野球における入場料収入が多額であった状況を窺うことができよう。

また統制令では、(一) (二) (三) (四) の順に、かつその範囲内で入場料収入から支出できるものとしている。つまり、最初に想定されるべき經費は(一)「當該試合ヲ開催スルニ必要ナル經費」のみであり、ただ結果的に(一)の經費を差し引いて余剰が生じた場合は、(二)「主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル經費」の經費に、そして次に(三)、(四)と続くものであって、「最初から(二)の經費を得る目的或は(三)若しくは(四)の經費を目當てにして入場料を招集することは不可」であるとした。しかしながら、この訓令では罰則規定が無く、これら施行においては「學生野球の本旨に則り、夫々當該試合の性質と實情とに鑑み、十分適性を得ますやう、偏へに當事者各位の誠意ある努力に期待」<sup>327)</sup>するとしているように、ここに文部省の強力なリーダーシップによるものではなく、むしろ、学生野球や学校関係者による管理に期待したことを窺うことができる。

さらに、訓令の「二、中等學校ノ野球ニ關スル事項」における中等学校の生徒が参加できる大会の規定には、「全國的優勝大會」と「全國的選抜大會」については、文部省の公認のもとに「夫々年一回ヲ限り」として開催できるものとした。つまり、「豫め大會の主催者から大會の計畫内容に就て十分慎重に審議した上で、是なりと信じた場合にのみこれを公認」し、「公認されていない大會には參加してはなりません」とした<sup>328)</sup>。ここで、その主催者においては明記されていないものの、その後、既存の選手権大会と選抜大会が繼續して

<sup>326)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、140-143頁。なお、ここで示す「興行物の入場料觀覽料等」と本質的に異なる部分としては、「參加選手自身の利得になるものでない」のは勿論のこと、「決して主催者の營利的利益になるもの」ではないとし、それゆえ、ここでの収入を「一種の寄附金と解すべき性質のもの」とであると表現している。また当時、学生野球における入場料収入への課税問題もあがっていたが、こうした主旨のものであるからこそ、「觀覽税」、「興行税」などの対象とはその性質が異なり、その導入を「極力反對致す」としている。

<sup>327)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、154頁。

<sup>328)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、78-79頁。

開催されている状況より、事実上これらの「存続」を意味していたとも言えよう。統制令により、企業が主催する試合が減少し、そうした大会へ招待されていた「強豪校」における試合数を減少させることで「興行化」を抑制した一方で<sup>329)</sup>、これら主に地方レベルの大会や対校試合などが中止になりながらも、選抜大会、選手権大会は存続したことから、「商業主義の抑制を徹底することができなかった」<sup>330)</sup>とされ、「文部の御役人の眼には、大阪朝日と大阪毎日だけが新聞に見えて、他の新聞はコンマ以下にみてゐる」<sup>331)</sup>といった類の批判もあったが、これら二つの大会が、いわば「公認」として存続することは、結果的に大会を権威付けることになり、前出、「選手権大会における入場料収入の変化」(グラフ)において、統制令以降も引き続きその収入が増加していることが示しているように<sup>332)</sup>、「むしろ表面的にはますます隆盛を誇っていた」<sup>333)</sup>とされた。しかしながら、文部省は、本来であれば、「学校の一部として行はれる運動競技であり、教育上、有意義なりと信じて」行うものである以上、そのための経費は、「国家なり学校なりが、当然全部これを支辦すべき」ことが「最も理想的な方法」であるとしたものの、現実問題として、それは「到底直ちに實現し得べくもない事」であり、入場料を徴収することで、こうした大会が問題なく開催されるとしていることから、この二つの全国大会だけは企業の力を借りつつ開催する方針

<sup>329)</sup> 田代正之「中等学校野球の動向から見た『野球統制令』の歴史的意義」、『スポーツ史研究』第9号、1996年、18-21頁。なお、こうした興行化の抑制に加え、中村は、統制令においては「奨励」の側面があったとし、特に統制令発令以降、文部省のスポーツ予算でもある「体育研究及奨励費」が「各地の府県体育団体の整備に大きく貢献」したに加え、スポーツ関連施設の整備も進められたとしている。例えば、野球場の設置において、当初鉄道企業が多くの球場を建設していたものの、1928年以降、公営球場が毎年建設されていたなか、「その量的増加は目覚ましいものがある」とし、「三十年代、文部省は学生野球を統制するだけでなく、インフラの整備によって野球の振興もおこなっていたことは強調しておきたい。」と述べている。

<sup>330)</sup> 中村哲也『『野球統制令』と学生野球の自治：1930年代における東京六大学を中心に』、『スポーツ史研究』(20)、2007年、84頁。また中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史—』、青弓社、2010年、42頁。なおここで中村は、商業主義の不徹底としての例として、戦前期、選抜大会の出場校選考のための、各地方の強豪校を集めたリーグ戦が正月三が日から行われていたことをあげ、「ここには、野球に適したシーズンや生徒の個人的な事情は一顧だにされず、ただ集客の都合だけを求める商業主義の倫理が露骨に示されている」としている。

<sup>331)</sup> 球界隠士「野球統制秘話」、『野球界』、野球界社、1932年、133頁。

<sup>332)</sup> 前出のグラフでは、1930年が75612円、統制令が発令された1932年が84962.5円、1934年が90135円、1936年が120180円と、統制令後も増加している。

<sup>333)</sup> 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文社、1997年、171頁。また、前出、田代正之「中等学校野球の動向から見た『野球統制令』の歴史的意義」においては、地方レベルにおける大会数が減少したことによって、結果的に「一つの大会への比重が増したことが、さらなる全国大会予選の盛況につながっていった」としている(18頁)。

をとるとしたが、ここに文部省単独では大会を開催できない経済状況であったことが窺える<sup>334)</sup>。

なお中村は、従来の統制令に関する研究について、統制令が、「スポーツを通じた学生の思想善導を目的」としたものであるか、もしくは「スポーツの『弊害』に対する国家による政策」なのか、これらを論点の中心としながら見解が二分されており、思想善導と国家統制を強調する研究においては「統制の強権的性格」や「総力戦体制との連続性を強調」する傾向が強く、一方、学生野球における弊害を問題とし、統制令をその対策として捉えた研究においては、そうした「思想善導」を否定する傾向が強いとしている。統制令後における大会運営側は、害毒論争にて指摘されていた弊害の表出に警戒しつつも根本的な解決には至っていない状況にあったなか、統制令で示す方向性を盾とすることで、大会における教育的意義を強調させ、そのイデオロギーをより明確に表出させることが可能となる。そして「公認」を受けている立場においては、それは文部省側の方向性に沿うものへと調整しつつ反映させる必要があり、それに大会の「興隆」とが相まることで、結果的に「統制の強権的性格」などが強調される見方につながったと考えられよう。ただ、統制令の発令に至るまでの文部省による一連の流れや、その運用にて罰則規定を設けず、また報告義務がありつつも訓令の範囲内で自治が許されていたことなどから窺えるのは、将来的には完全な自治による学生野球の正常化を目指した方向性である。さらに、選抜大会と選手権大会においては、開催当初よりそこでの教育定義が示されており、それが文部省側の示す教育的意義と方向性を一にしたことから、それを健全に発展させるべきとして、事実上の「公認」として存続させたとの見方もできる。以上のことから、統制令の発令については、中村が分類したところの、「スポーツを通じた学生の思想善導を目的」としたのではなく、「スポーツの『弊害』に対する国家による政策」との見方が妥当であると考えられる。

## 5. 早稲田のリーグ脱退問題

統制令では、中等野球における入場料を徴収し得る試合は「府縣體育團體ニ於テ主催」もしくは「文部省ニ於テ公認」されたものに限られており、実際に徴収するにあたっては、予め文部省の承認を得たうえで団体<sup>335)</sup>において処理した後、遅滞なく報告することが義務付けられていた。そして、そこでの収支結果においては、上記訓令の「四、入場料ニ關スル事項」における二の（一）「當該試合ヲ開催スルニ必要ナル経費」及び（二）「主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル経費」以上の収入を得て、（三）「參加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル経費」、（四）「各種體育運動ノ普及發達ニ必要ナル経費」へと充当する場

<sup>334)</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、140頁。

<sup>335)</sup> ここでの団体とは基本的に「府縣ノ體育團體」のことである。しかしながら、そうした団体の設置がない場合は、「府縣學事當局者並中等學校長ト密接ナル聯絡ヲ有スル中等學校體育聯盟」、もしくは、府県における中等学校の野球を統制する「中等學校野球聯盟」を有する場合、これらが「統制ニ當ラシムルモ妨ゲザルコト」としている。

合は、「其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ベキコト」とされていた。一方で、大学野球においては、(一) (二) (三) の経費までは主催者の判断で支出でき、(四) の支出だけは予め文部省の承認を得る必要があるとしている<sup>336</sup>。ここでの(三)「参加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル経費」の取り扱いに関する違いの背景には、まず主なる中等野球の大会が、朝日新聞、毎日新聞といった新聞社の主催であり、全国大会に至る地方大会での参加校が毎年変動する状況にあったのに対し、大学野球に関してはリーグ戦形式での入場料収入が主にその対象となることがあげられる。また、そうした中学野球が、基本的に「府縣を單位」とした統制機関にて管理するのに対し<sup>337</sup>、大学野球におけるリーグ戦等を開催の場合、そこでの連盟を「常置の團體」として取扱い、毎年の年度初めにその年度における「事業豫定並収支豫算」「前年度ノ事業概要並収支決算」を文部省に報告するものとした。そして「常置の團體」は、基本的に「關係學校又ハ其ノ體育會（又ハ運動會）ノ責任者」もしくは「野球部長」をその役員として加える必要があったことから、そこは学校を主としたものであるしていたと言えよう<sup>338</sup>。なお、各大学でそれぞれ「體育運動競技ノ施行」に関する事情が異なるなか、統制令では入場料の徴収における目的や使途に制限を加えながらも、収支報告を文部省に義務付けるにとどまっておき、ここに統制令が大学野球における自治を完全に否定したものでないことが窺える<sup>339</sup>。

なお統制令においては、「とりわけ大学高等専門学校が統制の主対象とされていた」との見方があるように、大学野球に対して「文部行政による権力的な規制が著しく強化」されたものでもあった<sup>340</sup>。そこには、既存の大学野球における自主運営に対して、文部省による事業計画や決算の報告など拘束力が及んでいたが、こうした背景には、大学野球のリーグ戦における当時の多大な入場料収入があり、それが「結局學生スポーツを誤る禍根となり易い」との判断によるものであった<sup>341</sup>。

そして現実的に、こうした多額の入場料収入の裏には、使途不明金の問題も存在していた。そして、そうした不正は、リーグ首脳間において「央ば公然」と行われ、「最早押え切れな」い状況にもあったなか、ついに統制令発令後となる4月19日、東京六大学野球連盟の蘆田理事長と武満會計係が、連盟から「金一萬數千圓を借用」のうえ、その大半が「待合その他で費消」され、さらに、それら「公金を個人的に處置していた」ことが発覚したことにより、共に辞任している<sup>342</sup>。その後リーグ側は、従来の連盟規約に新たな会計に対

<sup>336</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、154-155頁。

<sup>337</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、26頁。

<sup>338</sup> 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932年、26頁。

<sup>339</sup> 中村哲也「『野球統制令』と学生野球の自治：1930年代における東京六大学を中心に」『スポーツ史研究』(20)、2007年、84頁。

<sup>340</sup> 加賀秀雄「わが国における1932年の学制野球の統制について」『北海道大學教育學部紀要』(51)、1988年、9頁。

<sup>341</sup> 「野球リーグ改革に文部省から苦言」、『東京朝日新聞』、1932年12月3日付。

<sup>342</sup> 小島六郎「六大學リーグ改造劇の真相」『野球界』vol.22 No.9 (臨増)、1932年、82-83頁。および「六大學リーグの醜聞に責任を感じ二氏辞職」、『東京朝日新聞』、4月22日付。

する規約を設けることで、「明確な組織に更生して兎角の暗雲を一掃」することを目指したものの<sup>343</sup>、「現在のリーグ戦が段々学生スポーツの精神から離れて行つて居るが甚だ遺憾な事である」として、5月10日に、早稲田がリーグの脱退を発表した<sup>344</sup>。

#### 聲明書

近時野球の一般的発達に伴い、ややもすれば弊害を生じ、現在の連盟組織を以てしては到底これを矯正し得ないと考うるが故に、わが早稲田大学野球部は、ここに卅年來の傳統的精神に生き、今日のスポーツ淨化を期せんがために断然意を決し、ここに六大学野球連盟の加盟を脱し、今日われ等は本來の目的たる学生スポーツの精神を以て心身の鍊磨体育の健全なる発達を期せんと欲するもる（ママ）である。しかし乍ら從來の親交ある各大学との対校競技を行うことは、われ等の衷心より歓迎するところである。

早稲田大学野球部

#### 決議文

現在の六大学野球連盟は、純粹なる学生スポーツの精神に違背するところ多く、早稲田大学野球部精神ならびに早稲田大学学風と全く相容れざるものあるを痛感す。ここにおいて早稲田大学野球部は、加盟の約を解き、卅年來の傳統的精神に生きんと欲す。

右決議す。

早稲田大学野球部

早稲田のこうした行動の背景には、上記決議文に記されているように、当時のリーグには、「純粹なる学生スポーツの精神に違背するところ」が多く、それが「早稲田大学野球部精神ならびに早稲田大学学風と全く相容れざるもの」であるとの判断があった。つまり早稲田側は、「リーグ當局の興行化した態度」や「選手をマネキン扱ひにするリーグの商賣氣」に対する不満<sup>345</sup>、連盟の理事や会計係の辞任問題、さらには、5月1日の理事会では、中学校の有名選手を争奪する弊害を防ぐ手立てとして、1年前に取り入れられていた「新人選手をリーグ戦一ヶ年間出場禁止にする件」の撤廃案の可決が、「脱退敢行の決心を成さしめた」とされたり<sup>346</sup>、また5月6日の理事会における早稲田による「入場無料」「指定席の撤廃

<sup>343</sup> 「六大學リーグ更生す」、『読売新聞』、4月22日付。ここでは、それまで規約に存在していなかった「会計規約」および「切符取扱い規則」について「特に詳細に作成」したとしている。

<sup>344</sup> 飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1932年、332頁。以下、「聲明書」および「決議文」も同書より引用。

<sup>345</sup> 「早大リーグ脱退發表の其日」、『野球界』、vol.22 No.9（臨増）、1932年、53頁。また、「人形選手の解放へ」、『東京朝日新聞』、1932年5月14日付。

<sup>346</sup> 矢口達「早大野球部の脱退に就て」、『野球界』、vol.22 No.10、1932年、124頁。および、飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1932年、332-333頁。ここで



についての提案が「頑強に主張」が受け入れられなかったことが、「非常に失望し、リーグから脱退する腹をきめた」要因であるとされている<sup>347)</sup>。

なお、今回のリーグ脱退の提案は、早稲田の選手側から出たもので、それを主将から監督、監督から野球部長、野球部長から運動部長へといった流れで決定に至ったとされ、ここに、早稲田の選手たちが求めた学生野球の方向性を窺うことができる。当時の大学野球界においてはOBによる権限が大きく、学生野球でありながらも、「先輩と云ふ社会人」によって学生の自主が奪われ、「学生を遊離した学生スポーツ」<sup>348)</sup>、つまり「主體が学生スポーツでありながら、学生の自主から全然はなれて、所謂球界の先輩達の支配指導の下」にあり、それにより「学生スポーツらしからざることが起こつてきてみた」とされ<sup>349)</sup>、こうした状況に早稲田は、「学生自治運営を奪つたリーグ役員横暴」として不満を持っていた<sup>350)</sup>。そして脱退においては、早稲田のOBで構成される稲門クラブへ相談を行わず事後報告し<sup>351)</sup>、これに対し当初反対していたOBも、「脱退はその手續上遺憾とする點がある」ものの、「根本精神たるスポーツの淨化の立場については寧ろ賛成支持すべし」として意見を一致させ<sup>352)</sup>、支持することを決定した<sup>353)</sup>。

一方、連盟側はリーグ復帰の再考を促す声明書を早稲田側に示したが、早稲田側がそれを受け入れなかったことから<sup>354)</sup>、これまでの「東京六大学野球連盟」から、早稲田を除い

---

は、新人選手の取り扱いについて、早稲田側の数年間実施の上、状況を見守るとした意見に対し、「他の五校の代表はこぞつて廃止に賛意を表した」とある。

<sup>347)</sup> 「早大リーグ脱退発表の其日」、『野球界』、vol.22 No.9 (臨増)、1932年、52頁。その他、「遠因は遠く昨秋」「読売新聞」1932年5月11日付では、前年秋に米国遠征を計画していた際、「内部的の事由とリーグ當局によつて不可能に陥つた」ことから、「既今春リーグ戦開始以前に脱退の意を堅めて居た」が、「氣を得ずその内にリーグ戦が開始された」ことから、「心ならずも参加してゐた」としている。

<sup>348)</sup> 小島六郎「六大學リーグ改造劇の真相」、『野球界』vol.22 No.9 (臨増)、1932年、84頁。なお、早稲田のリーグ脱退に先立ち、帝大を除く五大学の応援団連盟により、「六大學の野球を学生の自主的のものにすべし」として、「一、試合當事校の学生の無料入場」「一、球場の整理は学生の手でなすべし」「一、指定席の撤廢」といった三カ条の要求条項を決議のうえ、リーグに意見を求めている(同書85頁)。これに対し、リーグは「一、指定席は縮小し來春よりは場所を變更すること」「一、學生券は試合がダブルの際は各校に二千枚宛、シングルの場合は四千枚を配布、一枚を二十錢とす」「一、學生の入場は學生がこれを監理すること」を回答する方向で調整したが、こうした応援団による「リーグ改革の烽火が動機」となり、5月6日に緊急理事会が開かれ、さらにそこでの早稲田側の「學生の入場料無料・指定席の撤廢」といった申し出が受け入れられなかったことが動機となって「早大野球部脱退事件がうまれた」、つまり「応援團のリーグ改革の烽火にあふられて勃發」したのが早稲田の脱退騒動であるとしている(前出「早大リーグ脱退発表の其日」『野球界』、52-53頁)

<sup>349)</sup> 小島六郎「早大脱退事件の真相を語る」、『野球界』vol.22 No.10、1932年、120頁。

<sup>350)</sup> 飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1932年、333頁。

<sup>351)</sup> 「早大リーグ脱退発表の其日」『野球界』、vol.22 No.9 (臨増)、1932年、53頁。

<sup>352)</sup> 「稲門クラブ野球部を支持」、『東京朝日新聞』、1932年5月14日付。

<sup>353)</sup> 飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1932年、333-334頁。

<sup>354)</sup> 「復歸の意思なし」、『読売新聞』、1932年5月14日付。

た五大学による「東京大学野球連盟」へと改称した<sup>355</sup>。なお連盟側は、早稲田が「連盟に対する誤解」を去り、将来復帰を望む場合、「これを迎えるに吝かならざるものなり」とし、復帰への可能性を残しつつも、脱退に際して早稲田が「従來の親交ある各大学との対校競技を行うことは、われ等の衷心より歓迎するところである」として、対抗戦としての試合を継続させる姿勢を示した一方で、連盟側は規約に、「本連盟、加盟校は本連盟より脱退したる大学野球部とシーズンの内外を問わず試合するを得ず」との条項を新たに加え、試合を禁止している<sup>356</sup>。

こうした早稲田のリーグ脱退における騒動に対し、鳩山文相が「脱退せずとも外に淨化の方法があらふと思ふ」とし、また「脱退にいたる順序に缺くところがある」、「學校當局も輕率でいけない」とした意見があった一方で<sup>357</sup>、「營利をのみ目標とせざるリーグ規約の制定、審判規定の確立、學生入場料の問題、應援團自治の問題、指定席の問題に於ける廢止是正が遺憾なく成立したる後、早大野球部は釋然として復歸するがよからう」<sup>358</sup>、「各大學の先輩團が握つてゐる野球部の行政權を學生の手に取返し學生の正しき自主の下に六大學リーグが構成される時、リーグは根本的に淨化される」<sup>359</sup>といったような、リーグの在り方を問う意見もあった。

いずれにせよ連盟側は、早稲田における「今回の處置は聯盟の精神を誤解したるに出づるもの」として、ここでの否が早稲田にあるとしていることから、連盟側に「學生のスポーツは學生の自主によつてなされるのが正義」とした見地から、「六大學リーグでは逆に學生が使はれてゐる状態」にあることを正そうとする方向性は窺えないと言えよう<sup>360</sup>。なお、秋のリーグ戦より早稲田が復帰するが、その際の連盟からの声明書には、「今回我が球界先輩各位のお骨折により早稲田大學野球部が東京大學野球聯盟に加盟することゝなりました」として、OB 達の力添えであることが記されている<sup>361</sup>。そして、12 月には、リーグ戦における入場料の半減、指定席の縮小、シーズンの短縮といった改革案が文部省より

<sup>355</sup> 「加盟校と早大の試合を禁止す」、『東京朝日新聞』、1932 年 5 月 1 日付。

<sup>356</sup> 飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1932 年、335 頁。および、「加盟校と早大の試合を禁止す」、『東京朝日新聞』、1932 年 5 月 1 日付

<sup>357</sup> 「早大リーグ脱退發表の其日」、『野球界』、vol.22 No.9 (臨増)、1932 年、54-55 頁。

<sup>358</sup> 矢口達「早大野球部の脱退に就て」、『野球界』 vol.22 No.10、1932 年、125 頁。

<sup>359</sup> 小島六郎「六大學リーグ改造劇の真相」、『野球界』 vol.22 No.9 (臨増)、1932 年、85 頁。

<sup>360</sup> 小島六郎「六大學リーグ改造劇の真相」、『野球界』 vol.22 No.9 (臨増)、1932 年、85 頁。また慶應の腰本監督は、早稲田の脱退に関しリーグ側に非があるとする意見に対して文藝春秋で、それぞれ説明を加えながら反論するなか、早稲田の脱退理由とする「現在の六大學リーグは學生スポーツの精神に違背するかどが多いから」といったことが「真因であるとはどうしても受けとれない」としている(腰本寿「リーグと監督の立場」、『文藝春秋(1932 年 7 月)』『「文藝春秋」にみるスポーツ昭和史 第一巻』、文藝春秋、1988 年、125-131 頁)。

<sup>361</sup> 「秋のシーズンを前に早大リーグに復歸」、『東京朝日新聞』、1932 年 9 月 8 日付。ここでは、その他、復帰方法における具体案が記されているが、その中でも「各校先輩はそれぞれ關係側の意向をまとめ七日夜の理事會において本問題の圓滑に振興し得る様盡力すること」として、OB による介入を具体的に指示している。

示され、連盟に対する文部省による更なる介入を生むこととなったが<sup>362)</sup>、ここで文部省側は、多額の入場料によって生まれる残金は「結局学生スポーツを誤る禍根となり易い」として、「全體としての収入」を削減することを目指した<sup>363)</sup>。

統制令では、入場料においては「徴収せずして行ふことが望ましい」としつつも、現実的な見地から、その目的と用途を明確にすることで、「教育上、有意義なりと信じて行はれる競技會」の開催の為に、妥当で適当なる方法によってのみ徴収を認めるとした文部省が、結果的に連盟の「不純なる目的」を感じ取ったことから、それを「斷乎として之を排斥禁壓」するとした当初の姿勢を貫いたと言えよう<sup>364)</sup>。

### 第3節 プロの野球の誕生

#### 1. 我が国最初のプロ野球

1921（大正 10）年、日本運動協会（商号：合資会社日本運動協会／以下、運動協会）が設立された。ここでの設立に至る経緯として、当時の国内では、「学生には学校の校庭があつて、十分の運動機關を提供」されているのに対し、学生以外の人々は運動を行う環境に恵まれていなかった<sup>365)</sup>。一方、欧米各国には体育に関する環境が整っており、一日の仕事終わりにも各々が運動を行うことができ、そして、そうした場所が「学校を出て、社會で働いてゐる人々の愉快なる、體育修練場であり、精神の慰安場であり、同時に、社交機關」として機能していた<sup>366)</sup>。なお日本では、明治になり海外から持ち込まれたスポーツは、「出發地は十中の八九、学校の校庭」であり、「悉く学校によりて紹介され、養育」されてきた

<sup>362</sup> 「文部省のリーグ改革案」、『読売新聞』、1932年12月2日付。ここでは、年2回のリーグ戦から得る入場料収入は約70万円上るが、ここから経費を差し引き、最終的に各校が最大の分配金を得た後にも更に24万円という多額の残金あり、これに別に設定している指定席収入約17万円を加算した41万円はなくても運営は可能であることから、（一）入場料の半減、（二）指定席を3分の1に縮小、（三）現在3か月のシーズンを1カ月に短縮といった三点を中心に減額をめざしつつ、特に入場料の半減については「斷乎たる決意をもつて飽く迄之を實現」させるとある。

<sup>363</sup> 「野球リーグ改革に文部省から苦言」、『読売新聞』、1932年12月2日付。

<sup>364</sup> 山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932年、140-144頁。また、星野龍猪「指導を誤まれる日本のスポーツ界その缺陷と矯正の途 野球の巻（中）」、『読売新聞』、1932年、12月22日付。ここでは、早稲田が途中脱退し、高い人気を誇る早慶戦も行われていない春のリーグでの収入が30万円であったのに対し、六大学全部揃った秋のリーグ戦ではその収入が29万円余りとの発表がされ、その内容に「不審がある」としている。

<sup>365</sup> 大井閑人「新時代を形成せる日本運動協會の創立」、『運動界』Vol.2、4月号、運動界社、1921年、117頁。

<sup>366</sup> 橋戸頑鉄「日本運動俱樂部設立の趣旨」、『野球界』、野球界社、1921年、15頁。

経緯があることから、「結果として運動は學生に限るもの」とされていた<sup>367)</sup>。その一方で、学校以外において「運動したくても、運動をすることの出来る場所がない。夫れが爲め、運動をしないと云ふ結果になり、健康をこそなつてしまふ」状況があったことから、「愉快に運動しうる機會」と「社交の機關」の機能をあわせ持った環境を整えることが必要として、運動協会が設立されたとしている<sup>368)</sup>。

なお、こうした構想のもと協会が有した施設には、定員 600 名のスタンド、野球場、トラック、テニスコート 6 面を備えた 6200 坪の広さを誇る運動場に、更衣室、浴室、娛樂室、輕食の準備、その他集会場としての機能などを備えた 100 坪 2 階建てのクラブハウスを併設させ、運動協会のクラブ員は、自由にこうした運動場やクラブハウスを利用でき、さらにスタンドから競技の観覧もできるとし、そして、これらの運営においては、会員からの会費により行われるものであるとした<sup>369)</sup>。

#### 日本運動俱樂部規則

- 一、名稱 本俱樂部は日本運動俱樂部と稱す
- 二、場所 本俱樂部は日本運動協會ないに設け同協會理事管理の任に當るものとす
- 三、目的 本俱樂部は健全なる運動競技の發達普及と運動家相互の融和親睦を計るを目的とす
- 四、會員の資格 本俱樂部は日本運動協會の趣意を賛成し且つ運動競技に對して趣味を有する者に限る
- 五、入會金及會費 本俱樂部員たらんとするものは入會金として金貳拾圓を、會費として一年分金拾貳圓を日本運動協會に納むるものとす
- 六、會員の特權
  - (一) 本俱樂部は本協會所屬の運動場又は俱樂部ハウスを使用し且諸種の競技を自由に行ひ得るものとす(俱樂部ハウス内には、浴室、更衣所、集會所、娛樂室、食堂等あらゆる會員に必要な設備あり)
  - (二) 本俱樂部はスタンドの一部を會員席に宛て諸種の競技に對する便宜を計るものとす

<sup>367)</sup> 大井閑人「新時代を形成せる日本運動協會の創立、『運動界』Vol.2、4月号、運動界社、1921年、115-117頁。

<sup>368)</sup> 橋戸頑鉄「日本運動俱樂部設立の趣旨」、『野球界』、野球界社、1921年、16頁。なおここでクラブハウスと運動場の開放により目指す目的としては、「身体を鍛える」こと、「人格を向上せしめる」こと、「社交的機關」であること、「精神的慰安を與へる」ことをあげている。

<sup>369)</sup> 大井閑人「新時代を形成せる日本運動協會の創立」、『運動界』Vol.2、4月号、運動界社、1921年、119頁。

七、入會手續 新たに入會せんとする者は會員貳名の紹介を要し諾否は日本運動協會理事之を決す<sup>370)</sup>

このように、運動協会においては、広く一般の人々に対して「自己の健康を保ち、英氣を養ふ爲め」の環境を提供したのに加え<sup>371)</sup>、当時、「運動競技の發達に連れてその弊害も亦多く」なってきたことから、「先覺者の任に當る者が大いに指導し、戒飭を加へねばならぬ<sup>372)</sup>として、日本で最初のプロ野球チームとなる「協會專屬の模範的チーム」<sup>373)</sup>（以下、芝浦協会チーム）を結成した。運動協会の設立に携わり、このチームで監督を務めた河野は、「野球の益々盛になる事は吾人の最も喜ぶところでありますが此盛なる機運に乗じて職業野球團を作らざれば學生の野球のみ盛となり遂に日本の野球は變態となりはせぬか<sup>374)</sup>と述べているが、ここでのチームは、プロ野球という立場から学生野球における弊害の浄化を目的に掲げていた。さらに、国内の学生野球の実力においても、行き詰りが見られるとして、外国のチームとの対戦に際し、「尠なくも對等の試合が出来るやうな、強チームを作ること」も目指している<sup>375)</sup>。

なお、こうしたプロ野球誕生の動きにおいては、球界のなかでも、そこでの運営や選手の実力などに対する懸念を示す意見が存在していた一方で<sup>376)</sup>、「職業野球團を適當に指導してゆけば、精神的に日本化せる野球技を腐敗墮落せしめる懼れはない<sup>377)</sup>とし、「時代は既に職業野球團を要求している」との判断のもと<sup>378)</sup>、「人格に於いて、技術に於いて、大學チ

<sup>370)</sup> 大井閑人「日本運動俱樂部」『運動界』Vol.2、4月号、運動界社、1921年、136頁-137頁。

<sup>371)</sup> 大井閑人「新時代を形成せる日本運動協會の創立」、『運動界』Vol.2、4月号、運動界社、1921年、118頁。

<sup>372)</sup> 大井閑人「新時代を形成せる日本運動協會の創立」、『運動界』Vol.2、4月号、運動界社、1921年、120頁。

<sup>373)</sup> 橋戸頑鉄「職業野球團設立の主旨」、『野球界』Vol.11(2)、野球界社、1921年、63頁。なお、協会の定款には協会の事業内容として、「一、運動競技に関する一切の事業」、「二、運動場競技場の設計工事、工事監督修繕請負及び之れに附帶する一切の業務」、「三、各種運動體育用具の製造販賣及び之れに附帶する一切の業務」とあるが、野球チームの運営においては、ここでの「一」に該当する。しかしながら、野球チームの運営以外に実際に手がけることができたのは、「日本運動俱樂部という現在でいうところのテニスクラブ兼アスレチッククラブの経営」だけであった（菊幸一、古園井昌喜「大正期の野球におけるプロフェッショナル・イデオロギーの萌芽に関する研究」『体育学研究』37、1992年、5頁）。

<sup>374)</sup> 河野安通志「芝浦時代の思出」『野球界』Vol.18(8)、野球界社、1928年、36頁。

<sup>375)</sup> 橋戸頑鉄「職業野球團設立の主旨」、『野球界』Vol.11(2)、野球界社、1921年、63頁。

<sup>376)</sup> 「諸名士の職業野球團に對する感想」『野球界』Vol.11(15)、野球界社、1921年、40-46頁。ここでの、直木松太郎「莫大の犠牲と資本が要る」、三宅大輔「絶対に樂觀しない」、中澤不二雄「職業野球團に就て」、高須一雄「時期尚早し」、松本終吉「職業野球團の成功は危ぶまれる」など。なお、中澤においては、運営における幾つかの懸念点を示しながらも、「職業野球團の設置は必要と信ず」としつつ、土曜日の午後や日曜祭日に試合を行うセミプロの設立を提案している。

<sup>377)</sup> 横井鶴城「職業野球團問題」、『野球界』Vol.11(6)、野球界社、1921年、2頁。

<sup>378)</sup> 河野安通志「職業野球團の設立は、目今の急務」、「諸名士の職業野球團に對する感想」『野

ーム以上の強チーム」となるべく、「本邦球界の指南車たる」チーム作りを目指したとしている<sup>379)</sup>。

## 2. プロ野球の抱える問題点と求められた理念

協会の専属のチームを作ることで、「之を以て早慶を凌駕するの力量をあらしめ、我國野球技術のレベルを更に高所に於かうと努め」ることを目指すとしたなか<sup>380)</sup>、問題点の一つとしてあげられるのが、選手の獲得とその育成環境についてであろう。これについて、芝浦協会チームは、選手を集めるにあたり、新聞や雑誌で「野球見習選手募集」の広告を出し選手を募集していたが<sup>381)</sup>、後に選手としてチームに参加する原田芳三郎の遺稿によれば、その募集要項の内容は下記のとおりである。

### 日本運動協会専属チーム募集要項

- 一、年齢 十八歳より三十歳迄
- 二、兵役 成るべく関係なきもの
- 三、学歴 中等教育を受けたるもの
- 四、以上三条件に適したる応募者中より更に健康、人格、技倆の三点を吟味銓衡の上、約十五名を選出し見習選手として採用す
- 五、見習選手は当協会養成員の指導にて一ヶ年の練習をなし、合格せるものを本選手とし、不合格者は採用せざるものとす。但し養成員に於て人格、技倆共に優秀なりと認められたる者は規定の練習を経ずとも特に本選手となし、又規定の練習をなすも到底本選手の見込みなき者は中途謝絶する事ある
- 六、応募者には旅費を支給せざるも、一旦見習選手となりて後合格せざりし者には帰郷旅費を与ふ
- 七、(一) 見習選手には正規の練習中食事の外手当として金十五円を支給。  
但し当協会の指定したる場所に合宿するものとす  
(二) 本選手の待遇は学歴、人格、技倆、年齢を斟酌して初任給五十円

---

球界』Vol.11 (15)、野球界社、1921年、40-46頁。

<sup>379)</sup> 橋戸頑鉄「職業野球團設立の主旨」、『野球界』Vol.11 (2)、野球界社、1921年、63頁。

<sup>380)</sup> 大井閑人「新時代を形成せる日本運動協会の創立」、『運動界』Vol.2、4月号、運動界社、1921年、119頁。

<sup>381)</sup> 東京朝日新聞夕刊 1921年9月30日付。なお、ここでの募集年齢は16歳以上25歳迄であるが、その後に発行された同年の雑誌『野球界』には「年齢18歳以上30歳迄」とあり、後述する原田の遺稿での「18歳より30歳まで」と一致しており、これに関し前出佐藤は、「途中で変更されたのだろう」としている。なお最終的には、「28歳を頭に15歳の最年少者」という年齢幅にて選手が構成された(河野安通志「職業選手の日常」、『野球界』Vol.12 (3)、1922年、17頁)。

より百円迄とし漸次成績により増給す。練習に励み練習の際成績優良なる者に対しては時々賞与を与ふ。職務の為の負傷又は疾病に対する治療費は見習、本選手たるを問はず協会之を負担す。尚本選手に対しては恩給制度の設けあり

八、見習選手或は本選手のうち尚勉学の志あるものに対して選手としての義務を行ふに差支なき時間、適當の學校に通学する自由を得せしむ。但し学費は自弁とす。學校卒業後をいへども本選手となりしものは其義務を続行するものとす

九、特に人格、學術、技倆共非凡なるものは学費を支給して勉学せしめ、卒業後当協会の選手たる予約をする事もある<sup>382)</sup>

このように、募集においては中学卒業以上の学歴を求めたが、結果的に大学 OB や大学の現役選手などの高学歴者の応募はなく、最終的な創設時のメンバー14 名の中にも、大学卒の選手は一人含まれなかった<sup>383)</sup>。こうした状況に対し監督の河野は、野球経験が少ない者も多いが、そこでのメンバーが 20 歳前後で体格も優秀であることから、「専心之を指導してゆけば、二三年もたてば、大學チームと互角の力が出来る」とした一方で<sup>384)</sup>、当時の慶応義塾野球部監督の直木は、「初めから完全なるものを選手に得ると言うことは、恐らく不可能でもあらう」とし、それを「次第にする」においても、その過程での運営状況を含めた、あらゆる困難が存在すると述べ<sup>385)</sup>、また、同じく慶應でかつて監督を務めていた神吉も、「未だ選抜された人々は、怎ういふ人達であるか、そして怎麼技倆を備へて居る人であつて、將來練習した暁には、どれくらゐまでに強味のあるものであるかのか、目下の所ろ、自分にはとんと御答へがし難い」として、そこでの実力において不明確な点があるとの見方を示している<sup>386)</sup>。前述のとおり、設立以前から既に存在していたこうした実力に対する懸念に加え<sup>387)</sup>、職業野球そのものに対する世間の認識も決して肯定的なものではなく<sup>388)</sup>、

<sup>382)</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年、20-22 頁。

<sup>383)</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年、23 頁。

<sup>384)</sup> 河野安通志「職業野球團の設立は、目今の急務」、『野球界』Vol.11 (15)、野球界社、1921 年、40 頁。ここでは、大学チームと互角の実力まで鍛えあげていくことについて「吾々の最も苦辛する所」であるとしながらも、それに対しては「確信がある」としている。

<sup>385)</sup> 直木松太郎「莫大の犠牲と資本が要る」、『野球界』Vol.11 (15)、野球界社、1921 年、40-41 頁。

<sup>386)</sup> 神吉英三「我が職業野球團はどんなもの?」、『野球界』Vol.11 (15)、野球界社、1921 年、42 頁。

<sup>387)</sup> 「職業野球團組織の方策及現今の球界に對する意見」、『野球界』Vol.10 (1)、野球界社、1920 年、68 頁。ここで大澤は、職業野球では学生野球よりも優秀な技量が求められるとしたうえで、「愈々職業野球團が設立されるとしたら、金とプレーヤーが第一の問題」であり、「現在の大學チームより、數段優秀したプレーヤーを得る事はなかなか困難」と述

当時「どんなに高度の技術でも、お金をとって興行的に見せるものは芸人といって卑しんだ」とされるように、プロ野球が「商売人野球」として世間から軽蔑視される背景があった<sup>389)</sup>。

なお、芝浦協会チームはプロ野球であることから、ファンの入場料で運営することを目指すことになり、野球を見せることを「商品」としている点においては、基本的に学生野球とは趣旨が異なると言えよう。つまり、芝浦協会チームにおいて、ファンの獲得とそこから入場料が増えることは、チームがより良い環境で野球を行うためにも追求すべきことであり、さらにこれがチームの存続にも関わるとも言えよう。よって、学生野球における「入場料収入」の問題やそれに関わる金銭的な問題に対しては、ここでの浄化の対象としては取り上げず、むしろ、「我國の職業野球團は、斯くの如き立派なるものであると、寧ろ吾に習ひ、他を改めさする程の權威あるものをば、球界に名乗らしめたい」<sup>390)</sup>、「きびしい姿勢で野球に打ち込むプロ野球が出来れば、学生野球だけがチャホヤされることはなくなり、墮落した学生野球を浄化することが出来る」<sup>391)</sup>として、まずは「理念」やその姿勢などから野球の「正常化」を目指した。それゆえ、選手を選考するにあたっては、野球の技術より先に願書の書き方や、口のきき方や対応を重視したとし<sup>392)</sup>、そこでは、「技術的にはもちろん、人格的にも球界の模範となるようなチームをつくらなければプロ野球の前途はない」との思いのもと、「世間に出して恥ずかしくない学力、社会常識の持ち主」を慎重

---

べている。

<sup>388)</sup> 松本終吉「職業野球團の成功は危ぶまれる」、『野球界』Vol.11 (15)、野球界社、1921年、46頁。ここでは、アメリカとの「労働観念」の違いを示しつつ、「世間そのものが、職業選手を立派な職業と認めないで、藝人視してしまふであらふ」としている。

<sup>389)</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986年、23頁。また、玉野浮庵「職業野球團の解剖」『「文藝春秋」にみるスポーツ昭和史 第一巻』文芸春秋、1988年、232頁では、「商売人！」との野次が飛んだ際には、「気の弱いのは、がっかりして球を取り落したり、気の強いのは、観客に喧嘩を吹っ掛けたりした」とあり、「選手たちも、商売人視される引け目」を感じていた様子を記している。また前出武田は、「今日では又昔のやうに、プロ運動家を一種下層の労働者の如くに思惟する者は無くなった」としながらも、やはり「アマは、職業的地位教養に於て、社會の中流以上に値する人々のみ」で、「プロは概して下層の者多く、その身分教養氣位等に於て、アマとは懸隔が餘りに大きい」としている（武田千代三郎「アマチュアリズム（一）」、『アスレチックス』第一巻第八号、大日本体育協会、1922年、3-4頁）。

<sup>390)</sup> 河野安通志「職業選手の日常」『野球界』Vol.12 (3)、野球界社、1922年、16頁。

<sup>391)</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986年、15頁。

<sup>392)</sup> 河野安通志「選手の詮衡は嚴重にする」『野球界』Vol.11 (12)、野球界社、1921年、48頁。ここでは、体格、学歴が条件をクリアしていても、「履歴書さへ満足に書き得ない」ようでは資格はなく、また文字が立派に書けていても、「對話して見て以外に駄目なこともあり得る」ことから「申込者には、一々事務所に来て貰つて、面會もし、話しもして見る」とある。そして、こうした諸件を通過したしたうえで、「總ての人々に集つて貰つた上で、球も投げて貰はば、其他、實地に關した嚴重なる試験が行はれる」とあり、実技を第一の条件としていないことが記されている。



に選り編成を行っている<sup>393</sup>。

そして、実際にチームでは合宿生活を行うことになるが、そこでの生活でも飲酒は厳禁で、たばこに関しても当初ただ一人吸う者がいたが、間もなく自発的に止め<sup>394</sup>、その他、外出時には都度管理者の許可が必要となり<sup>395</sup>、その他、一週交代で合宿所内での持ち回りの任務にもあたっていた<sup>396</sup>。

そして、こうした日常生活面だけではなく、募集要項に「中等教育を受けたもの」とあるように、勉学においても重要視しており、通常、練習が午後 1 時から 4 時頃まで行われるその午前中に勉強の時間が設けられ、そこでは「野球理論」「野球英語」などの野球に関する内容だけではなく、「英語」「簿記」「漢文」なども学んだ他、夕食後には自習時間が設けられていた<sup>397</sup>。こうした背景として、当時の選手であった片岡は、「学歴がなくても、将来、大学選手と対等に口をきけるだけの学力、社会常識を身につけなければ、プロ野球を世間に認めさせることはできないといわれ、一生懸命に勉強しました。また簿記などは、いつか年をとって野球が出来なくなった時に役に立つように、という配慮でもありました」と振り返っているが<sup>398</sup>、そこには「いまの学生野球は学生のくせに学問を軽視し、スター気取りで、学校の宣伝の具に墮している。われわれは立派なプロ野球をつくって野球を浄化しなければならない。いまに必ずプロ野球の時代がくる。」<sup>399</sup>とした、幹部の一人でもある押川の言葉からも、大学野球を強く意識したことが窺える。

なお芝浦協会チームは、23,850 円の養成費と 1 年の歳月をかけ、一部を除き対外試合は禁止したうえで選手の育成にあたったが、ついに 1922 (大正 11) 年 6 月 21 日、チームは朝

---

<sup>393</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年、32 頁。

<sup>394</sup> 河野安通志「職業選手の日常」、『野球界』Vol.12 (3)、野球界社、1922 年、18 頁。また、前出『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、37 頁では、これら禁酒、禁煙に関して採用時に誓約書を書かせていたとしている。

<sup>395</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年、37-38 頁。ここでは、外出の際には「緋の着物に袴をつけ、必ず烏打ち帽をかぶりました」とある。

<sup>396</sup> 河野安通志「職業選手の日常」、『野球界』Vol.12 (3)、野球界社、1922 年、17 頁。ここでは、「記録」「衛生」「秩序」「警備」「應對」などをあげており、これらを 2、3 人ずつに分かれて受け持ったとしている。

<sup>397</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年、35-36 頁。また前出、河野安通志「職業選手の日常」では、集まってきた選手に「商業學校を卒へた人」、「中學を卒へて、物理學校に學んで居た人」、「地方の小學教員を職として居た人」などがおり、彼らが「各自が得意とする、英語なり、數學漢文なりを講ずるだけの資格を有して、好都合に授業が開始」されたとしている。

<sup>398</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年、36 頁。

<sup>399</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986 年、34 頁。

鮮、満州への遠征へ発つこととなった<sup>400</sup>。そしてこの遠征の際、選手一同には、チームの戦い方、日々の過ごし方などを記した、下記の「七カ条の心得」が申し渡されており、ここからも当初から守られてきた芝浦協会チームにおける理念や方向性を窺うことができる。

#### 七カ条の心得

- 一、試合中、審判者の宣告には、規則に関する以外、絶対に服従し、万一吾に不利の宣告ありたる時と雖も、言語は勿論、動作に於ても、決して不平がましき態度を為すべからざること。
  - 一、規則に関する事と雖も、主将を通じてのみ交渉すべきこと。
  - 一、吾守備に在る時は、見方を激励する言葉以外、敵方を愚弄、軽蔑するが如き言は決して口外せざること。
  - 一、吾攻撃に在る時、コーチャーは味方の走者を補導なす事に全力を尽し、敵方を揶揄するが如き事は言はざること。
  - 一、毎回交代の際は、直ちに駆歩を以て、迅速に其位置に就き、又ベンチに帰り来るべきこと。（交代の度毎に、一々評議をなし、或は攻撃時の好機に会し、種々相談を為すが如きは、心得ある戦士の恥ずべき所、軍議は前以て決し置き、戦ひに臨みては、充分の自信と余裕を以て事に当るべく心掛くべきなり）
  - 一、旅行中は、各自単独行動（例へば地方友人等の招待等の如き）は絶対に禁ず。団体の招待等は監督者の命に従ふべし。
  - 一、酒類の飲用厳禁。（今回の旅行に限らず、本協会へ入会当時の誓約なるも、特に注意す。此の禁を犯し、又は運動協会選手として且つ運動家として恥づべき品性上の問題を起せるものあらば、即座に除名せらるるものと覚悟せよ）
- 第一回大陸遠征時、押川より選手一同へ（原山の全文記録より）<sup>401</sup>

なお、こうして高い理念を掲げてスタートした運動協会であったが、1923（大正 12）年の関東大震災により、使用していた芝浦の専用グラウンドが徴発され、やむを得ず活動を停止した<sup>402</sup>。その後、阪神急行鉄道が協会を引き取り、宝塚運動協会として再出発を果たす

<sup>400</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986年、39頁および44頁。

<sup>401</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯—』、朝日新聞社、1986年、48-49頁。

<sup>402</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯—』、朝日新聞社、1986年、102頁。なおここで佐藤は、プロ野球の芝浦協会チームの球場が接収された一方で、大学のグラウンドはどこも接収されなかったことに対し、「世間はようやくプロ野球を正当に評価す

が<sup>403</sup>、ここでも午前中の練習が終わった後も、「三時から五時までが、芝浦いらいの協会の伝統である学習の時間」が設けられており、「能力別のクラス編成でABCの三組に分かれ、語学、数学、簿記、野球英語等。夕食六時。八時から九時までは自習時間。消灯十一時。」といった謹厳な合宿生活が引き継がれていた<sup>404</sup>。しかしながら、後に続く球団が現れず、経済的にも成り立たなかつたことから、1929（昭和4）年7月31日に解散に至った<sup>405</sup>。

### 3. 野球統制令と新たなプロ野球の誕生

宝塚運動協会の解散の5年後となる1934（昭和9）年12月26日、読売新聞により現在の読売巨人軍の前身ともなる大日本東京野球倶楽部が正式に創設された。この背景には、読売新聞が1931（昭和6）年に続き1934（昭和9）年に全米軍を招く際、1932（昭和7）年に発せられていた野球統制令により、学生の身分を持つ選手がプロ野球に属する全米軍と対戦することができなくなったことから、新たに学生野球のOBや社会人野球に籍を置く選手による全日本軍を結成し戦うこととなり、そして、ここでの全日本軍がプロ球団へと移行している。一方で、当時の国内には、スポーツにはまだアマチュアであるべきとの意識が根強く残っており、「プロ＝商売人」、そしてこの「商売人」というのがプロへの卑下した言葉でもあったなか<sup>406</sup>、全日本軍における選手の選抜段階でも、こうした大衆のプロに対する認識の低さが逆風になったともされるが<sup>407</sup>、そうしたなか結成された大日本東京野

---

るようになっていたが、頭の固い内務省や東京市の役人にとっては、まだまだ卑しい“商売人野球”にすぎなかつたに違いない」として、プロ野球に対するそうした見方がまだ払拭されていない状況を記している（同書103-104頁）。

<sup>403</sup> ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史』、ベースボールマガジン社、2004年、18頁。

<sup>404</sup> 佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯—』、朝日新聞社、1986年、126頁。なお、芝浦協会チームの設立における「野球の技術だけでなく、選手に人格、学識、フェアプレーの精神を植えつけ、それによって墮落した学生野球を浄化し、野球のレベルを上げ、日本の球界のリーダーたらんという理想」があり、けして「金もうけのための企業」ではないとしていたが、宝塚側は、スポンサーとして「金は出すが口は出さない」とした立場として、こうした芝浦協会チームにおける理想をすべて継承すると約束している（同書108頁）。

<sup>405</sup> ベースボールマガジン社『プロ野球70年史／歴史編』2004年、18頁。

<sup>406</sup> 波多野勝『日米野球の架け橋—鈴木惣太郎の人生と正力松太郎—』、芙蓉書房、2013年、21頁および23頁。

<sup>407</sup> 波多野勝『日米野球の架け橋—鈴木惣太郎の人生と正力松太郎—』、芙蓉書房、2013年、62頁。および読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』株式会社読売巨人軍、2010年25-26頁。ここでは、選手の勧誘段階にて「まだ職業野球がどんなものか見えていなかった時期であり、その将来に不安を感じて契約を躊躇するものが多かった」とあり、また球団結成における発起人会にて、読売新聞の正力が多くの財界人をその発起人および賛成人にそろえたことに対し、「プロ野球の創業にはまず世間の信用を得るのが先決と判断」したことよるとしている。そして、こうした背景もあり、当初のチーム編成においても、「先々、職業野球に身を投じる選手と日米野球だけに参加する選手の二本

球倶楽部は、正式なプロ野球チームとして発足するに当たり、そこでの定款には、プロ野球であることを強調するべく「営利を目的とする」という一言が記されている。

#### 株式会社大日本東京野球倶楽部定款

##### 第一章 総則

第一条 当社は株式会社大日本東京野球倶楽部と称し英文にては DAI NIPPON TOKYO BASEBALL CLUB LTD. と言い本店を東京市に置く

第二条 当社の事業目的は左の如し

- 一、営利を目的とする野球競技の興行
- 二、有償による野球技術の指導
- 三、体育に関する書籍の出版及体育に関する器具の製造販売
- 四、右に附帯する業務

第三条 当社の資本金は金五拾万円とす

第四条 当社の広告は東京市に於て発行する読売新聞に之を掲載す<sup>408)</sup>

(二章以下略。なお原文はカタカナ表記)

その後、大日本東京野球倶楽部は、翌 1935 (昭和 10) 年 1 月に静岡でキャンプを実施した後、2 月 14 日に横浜よりアメリカへの遠征へ発った。横浜を発った約一週間後、チームは大日本東京野球倶楽部から「トウキョウ・ジャイアンツ (東京巨人軍)」と名称を変え<sup>409)</sup>、27 日にサンフランシスコに入港し、3 月 2 日の試合を皮切りに、128 日間で計 109 試合を戦い、7 月 16 日に帰国した<sup>410)</sup>。さらにチームは帰国後、千葉で練習を行い、9 月 6 日の青森での試合を最初とする国内遠征へと向かい、11 月 18 日までの間に 40 試合行ったなか、チ

---

立て」で進めたとしている。

<sup>408)</sup> 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010 年、31 頁。なおここでは、第二条の事業目的において、当初は「野球競技ノ举行及選手ノ育成」とあったものを、職業野球であることを強調するため「営利ヲ目的トスル野球競技ノ興行」とし、同様に、「野球技術ノ指導教授」とあったのを「有償ニヨル野球技術ノ指導」と改めたとある。

<sup>409)</sup> 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010 年、37-38 頁。ここでは、大日本東京野球倶楽部というチームの名称が長すぎたためそのチームの名称について話し合われ、当時日本で最もよく知られているメジャーのチームが「ジャイアンツ」であったことから、「トウキョウ・ジャイアンツ」となり、そのジャイアンツから「巨人軍」と訳したことを記している。なお、この名称が正式に定款に盛り込まれるのは翌 1936 (昭和 11) 年 2 月 6 日の臨時株主総会で、定款第一条の第二項にて「当会社所属ノ野球団ノ名称ヲ東京巨人軍ト定メ、英文ニテハ TOKYO GIANTS ト名付ク」という項目が追加されている。

<sup>410)</sup> 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010 年、35-39 頁。

ームは36勝3敗1分けの成績おさめた<sup>411)</sup>。そして、この遠征では、後に続くチームを誕生させる目的もあったが、結果6チームが名乗りを上げ、1936（昭和11）年には、全7チームによる「日本職業野球連盟」が結成された<sup>412)</sup>。

#### 最初の加盟球団

東京巨人軍	株式会社大日本東京野球倶楽部
大阪タイガース	株式会社大阪野球倶楽部
阪急	大阪阪急野球協会
セネターズ	株式会社東京野球協会
名古屋軍	株式会社大日本野球連盟名古屋協会
大東京軍	株式会社大日本野球連盟東京協会
金鯱軍	株式会社名古屋野球倶楽部

出典：鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボールマガジン社、1980年、20-28頁より作成。

なお、大日本東京野球団がアメリカ遠征に向かった際、メンバー18名の中に、中等学校の卒業を目前としていた内堀保（長崎商業）と中山武（享榮商業）の2名が含まれていた。出発前、彼らに対して文部省は、「卒業式終了までは就職渡米することを許さず」とし、「強ひて渡米するに於ては両選手の退學處分を強行せん」と通告して来たのに対し、選手側関係者は、その2名の卒業試験終了後を待って遅れて参加させることを検討したが、それでも文部省は許可せず、2名はやむなく退学届を提出して他のメンバーに同行している<sup>413)</sup>。そのほか文部省は、全米軍との対戦期間においても、当時早稲田の野球部を退学のうえ全日本軍として参加していた夫馬に対し、職業野球団への試合に出場したことを理由に卒業させないと通告し、結果的に夫馬は残り8試合を残してチームを離れている<sup>414)</sup>。

<sup>411)</sup> 読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010年、40-41頁。

<sup>412)</sup> ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史 歴史編』、2004年、22頁。

<sup>413)</sup> 「時代錯誤の野球統制 文部省暴舉を敢てす」『読売新聞』、1935年2月13日付。ここでは、チーム本体が2月14日に出発するのに対し、中等学校に所属する2名に対しては、卒業試験後となる2月28日に出発させ、「米國に於ける試合は三月中旬以降」、「三月四五日頃舉行される卒業式」終了後との主張に対し、文部省側は「渡米することは既に入場料を徴収する試合に出場する前提であり、準備行動であるから内堀中山兩君共絶対に許すことが出来ない」との方向性を示していたとしている。

<sup>414)</sup> 「われら野球人」『読売新聞』、1977年9月19日付。なお夫馬は、退部のみならず、大学においても「三月の卒業を前にして退學の止むなき」状況となっていたが、大学側の取り計らいもあり、2月19日より大学に復帰、6月に追試験を受験のうえ7月15日付で商学部を卒業した（「夫馬選手めでたく卒業」、『読売新聞』、1935年7月16日付）。そして、夫馬は改めて大日本東京野球倶楽部に合流するものの（「夫馬選手めでたく卒業」、『読売新聞』、1935年7月16日付）、その数日後には、「郷里の實兄に反對」されたことから、「止むなく同團を辭し趣味に生きんとする決意を捨て」、新たに東京瓦斯に入社している（「夫馬選手

ここで、統制令においては、「五、試合褒賞等ニ關スル特殊事項」の四に「學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト」との一文がある。ここでの「學校選手」の解釈において、「學校」を代表する選手、もしくは「学校の野球部」の選手を表わすのであれば、沢村、スタルヒン、夫馬の3名は、退部することでここに抵触しない可能性がある。しかしながら、統制令の「二、中等學校ノ野球ニ關スル事項」の九において、「生徒ハ個人ノ資格ニ於テ入場料ヲ徴収スル試合ニ出場スルコトヲ得ザルコト」とあることから、沢村、スタルヒンは、退学することで「生徒」としての身分を放棄する必要があった。さらに、「三、大學及高等専門学校ノ野球ニ關スル事項」には、「七 學生生徒ハ文部省ノ認メタル場合ノ外入場料ヲ徴収スル試合ニ参加スルヲ得ザルコト」とする一文があり、文部省が、日米野球を「認メタル」試合としなかったことから、夫馬もチームを離れざるを得なかった事情がここから窺える<sup>415)</sup>。

また、上記内堀、中山の件に関しても、文部省側の強硬な姿勢に対して、読売新聞の紙上では、当時プロボクシングの堀口、十両力士の笠置山らが早稲田大学に所属しながら入場料の徴収がある試合に出場している例をあげ、野球にだけこうした制限を加えるのは「職業の自由を束縛」するものだと糾弾している<sup>416)</sup>。さらに、スポーツに限らず当時は、卒業式を前にした休暇中に就職する例は無数にあり、さらには新聞配達など生活費を稼ぐために「諸種の職業についてゐる」者が少なからずいたことから、今回このようにプロ野球に対して厳しく対応したことへの反論があることは、不思議ではないと言えよう<sup>417)</sup>。なお、文部省側の厳しい対応の背景には、統制令が発令されるに至った学生野球界における弊害への懸念に加え、発令当時には国内にプロ野球が存在しておらず、こうしたケースへの具体的な想定が出来ていなかった可能性も考えられる<sup>418)</sup>。

---

職業野球團を辞す」、『読売新聞』、1935年7月18日付)

<sup>415</sup> なお、統制令においては、「中等學校ノ野球ニ關スル事項」の八、十、および「大學及高等専門学校ノ野球ニ關スル事項」の六、八においては、それぞれ「健康證明」を必要とする旨、そして「クラブチーム」への参加条件について記されているが、その対象が「選手」となっている一方で、入場料を徴収する試合への参加規程においては、その対象をそれぞれ「生徒」、「學生生徒」としており、選手に限定されることなく、在学している者全てを包括している。

<sup>416</sup> 「不合理な統制訓令 野球選手に限り就職の自由を束縛」、『読売新聞』、1935年2月13日付。

<sup>417</sup> 「不合理な統制訓令 野球選手に限り就職の自由を束縛」、『読売新聞』、1935年2月13日付。および「星島河野兩代議士鋭く追及 文相、遺憾の意を表明 統制令改正の言質」、読売新聞、3月24日付。

<sup>418</sup> 統制令前年の1931年(昭和6)年の全米軍以前にも、1908(明治41)年より、数回にわたり海外のプロ野球との試合が行われており、さらに、宝塚運動協会の解散以降、統制令が発令されるまでにおいても、特に表立ったプロ野球の設立の動きがなかったことから、ここでの「職業野球」とは、主には海外のプロ野球を想定していたとも言える。なお、「不合理な統制訓令 野球選手に限り就職の自由を束縛」、読売新聞、1935年2月13日付においては、「訓令設定の際野球職業會社の創立を豫想しなかつたものである」ということから、その内容を「當然改廢されねばならぬ」としている。また、「星島河野兩代議士鋭く追及 文相、

#### 4. 新たなプロ野球における理念

前述のとおり、運動協会の設立におけるその背景には、学生野球界に蔓延する弊害に対して、プロ野球で浄化を試みることで、日本の野球界の正常化を目指す目的があった。そして、こうした運動協会に対し、「純正野球道を固守するもの学生野球以外にはないし、之を正しく傳ふることが出来なければ、眞實の日本野球は滅びる」<sup>419)</sup>とした飛田は、自分自身はプロ野球の「門外漢」としたうえで、運動協会の設立当時を振り返り、「無論当時のプロ野球は学生野球に対して齒も立たなかつた」としながらも、そこには大きな理想があり、「兎に角日本のプロ野球を飽くまで健全に有意義な存在として、日本の野球界に活歩せしめようとした高遠な理想の下に、これを育成しようとした意図は疑ふべくもない」として、運動協会を評価している<sup>420)</sup>。しかしながら、その後現れたプロ野球に対しては、日本職業野球連盟が創立された翌月の1936(昭和11)年3月15日から4日間にわたり東京朝日にて連載された「興行と学生野球」にて、プロ野球チームが複数誕生している今こそ、再度、「人氣の毒波」に乗って「自戒を怠り、精神を失念」した学生野球を<sup>421)</sup>、「質実剛健なる選手生活に戻」し<sup>422)</sup>、弊害のない「傳統的日本野球」<sup>423)</sup>として立て直すよう訴え、ここでプロ野球を「邪道的野球」<sup>424)</sup>と記している。

なお、新しくできたプロ野球も、運動協会と同様、学生野球における弊害を糾弾し、プロ野球によってそれらを正すべく立場を強調している。例えば、1936(昭和11)年3月28日読売新聞で連載された市岡忠男による「球界の暴論を駁す」では、「学生野球を救ひ眞の野球道建設 職業團の抱く理想」とのサブタイトルにて、学生野球が弊害を抱えている状況に対し、「『日本の眞の野球』を築き上げる途」として、「職業野球の擡頭以外に途はない」としている<sup>425)</sup>。

プロ野球は、その定款で「営利を目的とする野球競技の興行」と明記しており、経済的な独立と維持を目指し安定した運営を行うためには、できる限りの収入が必要であり、そ

---

遺憾の意を表明 統制令改正の言質」、『読売新聞』、3月24日付。ここでは、国会の衆議院予算委員予算総会において、「野球統制令は専門野球團の設立を見なかつた當時に制定されたもので今日においては既に時代遅れのものである」との意見が出されていることから、国内のプロ野球を想定していなかったことが窺える。

<sup>419)</sup> 飛田穂洲「学生野球論」『野球清談』、東海出版、1940年、50頁および56頁。

<sup>420)</sup> 飛田穂洲「日本プロ野球の鼻祖」『球道半世紀』、博友社、1951年、138-139頁。なお飛田は、早稲田野球部の監督を務め、また早稲田大学野球部の部誌を記し、朝日新聞社の嘱託記者としても文筆をふるうが、その文面においては、「一球入魂」の言葉に象徴される精神主義的な野球論が特徴でもあり、学生野球の父とも称される人物である。

<sup>421)</sup> 飛田穂洲「興行野球と学生野球②」、『東京朝日新聞』、1936年3月16日付。

<sup>422)</sup> 飛田穂洲「興行野球と学生野球③」、『東京朝日新聞』、1936年3月17日付。

<sup>423)</sup> 飛田穂洲「興行野球と学生野球①」、『東京朝日新聞』、1936年3月15日付。

<sup>424)</sup> 飛田穂洲「興行野球と学生野球②」、『東京朝日新聞』、1936年3月16日付。

<sup>425)</sup> 市岡忠男「球界の暴論を駁す①」、『読売新聞』、1936年3月28日付。

ここでは「入場料が目的の主要部分になる」として、野球の興行化を認めたいうえで、ここが学生野球と「根本的に異なった点」であるとしている<sup>426)</sup>。また指導精神においては、「米國球界のいい處を採り悪い處を捨て」た上で、「日本の武士道、大和魂をつつ込んで（ママ）日本式の野球をガツシリと鍛へ上げるにある」<sup>427)</sup>とし、さらに東京巨人軍としてアメリカ遠征に赴いた際には、選手が極めて礼儀正しく、「米國人たちに多大の感銘」を与えたことが紹介されており、こうした点においても、運動協会との方向性における共通点が見てとれる<sup>428)</sup>。

なお以下、当時の読売新聞社の社長、正力松太郎の記した文面には、当時チームを設立するに至った経緯とその理念が的確に表れている。

私が日本で失敗の歴史を有している職業野球を、再度企業化しようと決心した直接の動機は、昭和九年秋に我社の招聘で来日する全米無敵軍に対戦せしむるために一チームを作るためであったとはいえ、単にこれだけの臨時的目的のためであったのではない。爛熟の果にようやく沈滞化し何等の進歩発展の余地無きに至った我が国学生野球界の現状に鑑みて、いまにしてこの積年の通弊を打破し、改革し、野球界の浄化を敢行しなければ、我が国のスポーツ界において最もファンの多い野球が減びるであろうと考えたからである。そのためには職業野球を創設するのが最善の方法であり、また野球は屋外競技であり、最も大衆に愛され、全国に普及され、最も健全な大衆スポーツであるので、これを専門的に行って日本野球を養成し、また野球の神髄であるフェア・プレーの精神、団結心の養成、進取の気性の涵養に努力し、技術、精神面とともに日本最高の水準に到達せしめ、やがては日・米間に世界選手権を遂行したい。そうすれば畢竟するところ、職業野球の創設は国民体位の向上に貢献することが多大であろうと考え、その第一着手として巨人軍の創設を企てたのであった<sup>429)</sup>。

このように、運動協会、そして大日本東京野球倶楽部共に、大学野球における弊害を懸念し、それを正すべく立場を強調した点は共通している。しかしながら、運動協会においては、選手を獲得する際、野球の技量以外の要素をも加味して人材を選別し、それを育成したのに対し、大日本東京野球倶楽部においては、「全米軍」との対戦が前提であったことから、まずは「技量」を第一に、戦えるチームづくりを目指した点が異なることから、飛

<sup>426)</sup> 市岡忠男「球界の暴論を駁す①」、『読売新聞』、1936年3月29日付。

<sup>427)</sup> 市岡忠男「球界の暴論を駁す②」、『読売新聞』、1936年3月29日付。

<sup>428)</sup> 読売新聞「わが職業野球團に綽名『東京巨人軍』」、『読売新聞』、1935年3月31日付。

<sup>429)</sup> 読売巨人軍50年史編纂委員室『読売巨人軍50年史』、株式会社読売巨人軍、1985年、143頁。なおここでは、パンフレット「東京巨人軍昭和十三年版」の巻頭に掲載されていたものであるとしている。



田の双方に対する評価の違いも、ここに由る可能性が考えられる。

いずれにせよ、大学野球の弊害においては、飛田を含め学生野球側も認めるところであり、そして甲子園大会においては、そうした大学野球を「他者」として捉えつつ、大会の理念を形成した。一方、運動協会、また大日本東京野球倶楽部は、プロ野球という立場から大学野球を浄化しようと試みたが、このように、当時のプロ野球と中等野球は、お互いそれぞれの立場に違いがあるものの、共に大学野球を他者と見て健全化を目指し、そこでの「品格」や「品行」を重視した点や、武士道を基とする精神性においては共通していたと言えよう。

## 本章のまとめ

選手権大会の誕生により、その主催となった朝日新聞のライバルでもある毎日新聞が、その後新たに選抜大会を開催した。また、応援の過熱から早慶戦が中断された後、新たに明治大学に野球部が生まれたことで、三大学による早慶戦が行われない変則のリーグ戦が誕生し、さらにここへ新たな大学が参入していくことで、最終的に東京六大学リーグとなり、早慶戦も再開されることになった。その後、昭和に入ると、これまで学生野球と大衆をつないでいた新聞に加え、新たにラジオが野球を伝える媒体となったことにより、これまで以上に野球熱が高めていく。そしてその結果、そこでの弊害も、学生野球側における理念や精神性による処理では追いつかないほどに深刻化し、学生野球側による自浄できる範囲を超えたと判断されたことから、ついに文部省による野球統制令が出され、国から統制を受けることになった。しかしながら、ここでの統制令は、文部省への報告義務を有する事項もあったものの、概ね、運用における範囲が示されたものであり、学生野球側はその範囲内で自治を継続させ、またそこを逸脱した際における罰則規定も定められていない。さらに、将来的には学生野球における統制団体の誕生が期待されていたことから、国からの一方的な官僚統制による強い強制力を持ったものではなく、比較的現実的な内容にて学生野球の健全化を目指す是正策であった

そして、この統制令にて職業野球と学生野球との試合を禁じたことがきっかけとなり、来日する全米軍との対戦を可能とするため、新たにプロ野球チームが誕生し、これが現在のプロ野球の原形となった。なお、これに先立ち解散していた運動協会と共に、我が国のプロ野球は、そこでの興行的な需要や経営における経済的な裏付けがあって生まれたものではなく、むしろ、学生野球の実力や、その集客力には遠く及ばない状況で発足していた。それは、共にまず1チームからの出発であったこと、さらに運動協会は1年間の時間を置き、選手を育成していたことから、窺うことができる。そしてさらにこの二つのチームにおける設立の趣旨には、学生野球、特に大学野球を浄化させる目的が内包されていた。特に運動協会においては、合宿生活なかで厳しい規律が存在しており、さらに必ず一般教

養等を習う時間や自習の時間が設けられていたことから、そこに、当時の大学がその対極の状況にあったこと、さらに学生が野球を理由に学業を疎かにすることに対する批判的な見解を見ることができた。

## 第4章 戦争による野球への影響

1931(昭和6)年のいわゆる満州事変の勃発以降、大東亜共栄圏の建設を目指す我が国と、中国、米国、英国などの列強との対立関係が深まり、1937(昭和12)年の日中戦争、1941(昭和16)年の太平洋戦争へと進むことになる。こうしたなか、1938(昭和13)年には「国家総動員法」が制定されるが、ここでは国防のために国力を最大限有効に発揮することが求められ<sup>430)</sup>、これにより、国民生活全般における国家統制が確立された。そしてさらに、戦時体制へと移るにあたり、そうした国の統制が強く及ぶことにもなった一方で、敗戦として迎えた戦後においては、それらが一旦解かれ、また異なったかたちでの国からの方向性が示されることになる。

本章では、プロ野球がリーグ戦を開始した1935(昭和10)年以降から終戦までと、終戦後を二つの柱とし、終戦までにおいては、プロ野球と学生野球の活動について経時的に追いつつ、国から示された方針やそこでの対応とも関係づけて検討する。また戦後においては、戦争がそれぞれの野球を一度中断させたことによる影響とともに、再開に際しての活動内容やそこで目指した方向性について検討する。特に、戦後の中等学校野球連盟の設立は、現在の高校野球における独自性にもつながる新たな歴史的起点でもあることから、その後の選手権大会復活までの過程を含め、詳細にその経緯を追うこととする。

### 第1節 戦時体制への対応と中断

#### 1. 日本職業野球連盟の誕生

東京巨人軍の誕生以来、1935(昭和10)年には国内で他球団の結成が着々と進められていた。結果、東京巨人軍(大東京野球倶楽部)、大阪タイガース(大阪野球倶楽部)、セネターズ(東京野球協会)、名古屋軍(大日本野球連盟名古屋協会)、阪急(大阪阪急野球協会)、大東京軍(大日本野球連盟東京協会)、金鯱軍(名古屋野球倶楽部)の7球団が揃い、翌1936(昭和11)年2月には日本職業野球連盟(以下、職業野球連盟)が創設された<sup>431)</sup>。その年、巨人軍は2月29日より5月22日まで昨年に続いて二度目のアメリカ遠征へ向かったが、その間、4月29日から5月5日まで甲子園にて、東京巨人軍を除いた6球団による勝ち抜き戦が行われ、セネターズが優勝を飾った<sup>432)</sup>。

<sup>430)</sup> 「国家総動員法」(法律第55号 昭和13年3月31日)。ここでは、「戦時ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ余力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」とした。

<sup>431)</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボール・マガジン社、1980年、15頁。

<sup>432)</sup> 朝日新聞社運動部編『運動年鑑』昭和12年度、朝日新聞社、1936年、35頁。

そして、7月1日から19日まで、帰国した東京巨人軍を交えての7球団による初の公式戦、「日本職業野球連盟結成記念全日本選手権試合」が開幕した<sup>433</sup>。東京（戸塚／1日～7日）、大阪（甲子園／11日～13日）、名古屋（山本／15日～19日）にてそれぞれトーナメントを行い、名古屋軍、阪急、大阪タイガースが順に優勝を飾り、9月16日からは、リーグ戦とトーナメントを混合した秋の公式戦を開催し、大阪タイガースとの決定戦の末、東京巨人軍が優勝をおさめている<sup>434</sup>。

こうして連盟が結成され、公式戦が行われるようになったプロ野球であるが、当時はチームを持っている新聞社（読売新聞、国民新聞、名古屋新聞、新愛知新聞）以外では、都新聞（東京新聞の前身）、そして当時唯一の野球雑誌である『野球界』が取り上げる程度であり、決して注目される存在ではなかった<sup>435</sup>。そこには、依然高い人気を誇る学生野球の存在があり、そしてそうしたアマチュアの野球がプロ野球よりもレベルが高く、1年目の春に東京巨人軍を除く6球団で行われた大会については、「試合は一つのチームとして纏まりもなく、また職業野球チームとして全く恥かしいと思はれる出来ばえ」<sup>436</sup>であったとされ、「職業団の正面の敵は、学生野球で、職業団より強くて安価で見られる限り、高いゲーム料を払って、下手の商売人を見に行く物好きは少ないとしなければならない」<sup>437</sup>ともされる状況であった。そして、職業野球連盟結成1年目のシーズンが終了した後の紙上では、こうしたプロ野球に対し、「技術の向上が今後職業野球繁栄の唯一の方法」であるが、それは経済的に安定させることで「至極簡単に片づく」ことであり、現実的には「財力に満たされずしてしかも技術においては豫期以上の向上を得んとする境遇に置かれてゐる職業野球の前途は更に並々ならぬ荊道が横つてゐる」として、その前途の厳しさを指摘している<sup>438</sup>。

なお、そうしたプロ野球は、1年目の結成記念大会では、東京大会5日間での入場者数が32,935名、入場料収が1万6400円80銭、3大会（13日間）合計でも59,980名、入場料収入が3万1243円30銭となっている<sup>439</sup>。そして、ここから導き出される1試合平均での入場者数は約4,614名、入場料収入は2,403円になるが、これは、統制令が発令される前年春の早慶戦（3回戦）における入場者数140,622名（1試合平均46,874名）、入場料収入8万

<sup>433</sup> 読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』株式会社読売巨人軍、2010年、47頁。なお、東京巨人軍は5月22日までアメリカで試合を行い、6月5日に帰国した。その後、「夏季練習」と称する合宿や、オープン戦を行いこの公式戦に臨んでいる。

<sup>434</sup> 朝日新聞社運動部編『運動年鑑』昭和12年度、朝日新聞社、1936年、36-40頁。

<sup>435</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボール・マガジン社、1980年、38頁。なお、7月の連盟結成記念の大会における7月1日～7日までの一週間（戸塚）では、NHKがラジオ放送を行っているが、これは「プロ野球の結成大会」であったため取り上げたもので、その後も引き続き継続して放送されるには至っていない（同書36頁）。

<sup>436</sup> 芥田武夫「職業野球・第一年」、大阪朝日新聞、1936年12月17日付。

<sup>437</sup> 玉野浮庵「職業野球団の解剖」、『文藝春秋』（1936年4月号）、『「文藝春秋」にみるスポーツ昭和史』、文藝春秋、1988年、239頁。

<sup>438</sup> 芥田武夫「企業への大成功」大阪朝日新聞、1936年12月18日付。

<sup>439</sup> 読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010年、48頁。

7167 円（1 試合平均 2 万 9055 円 67 銭）に遠く及ばない数字でもある<sup>440</sup>。こうした状況について、当時職業野球連盟の理事を務めていた鈴木は、特に結成記念大会の東京大会での興行状況に対して「東京における初めてのプロ野球興行は大成功であった」<sup>441</sup>としているが、プロ野球においては経済的な自立が求められる状況のなか、試合の運営費用のみならず、選手への人件費も必要となり、基本的に学費を徴収しながら選手を確保できる大学野球との運営上の経済的な安定度においては、ここでの数字以上に開きがあるとも言えよう。

そして、大阪朝日新聞の紙上によれば、プロ野球リーグ戦初年度の観覧者数および連盟主催収入は以下の通りである。

#### 1936（昭和 11）年春期 連盟主催試合による収入

球場	日数	観覧者数（人）	収入（円）
甲子園	7 日間	22,664	10,970.00
鳴海	2 日間	3,970	1,561.00
宝塚	3 日間	6,697	2,733.00
戸塚	5 日間	36,934	16,400.80
甲子園	3 日間	20,075	10,357.50
合計	20 日間	90,340	42,022.30

出典：「大阪朝日新聞」1936 年 12 月 18 日付より作成。

#### 1936（昭和 11）年秋期 連盟主催試合による収入

球場	日数	観覧者数（人）	収入（円）
甲子園	8 日間	40,171	19,776.00
鳴海	2 日間	5,463	2,144.00
宝塚	4 日間	7,458	2,570.00
戸塚	8 日間	32,054	13,823.40
甲子園	10 日間	41,671	19,815.50
洲崎	9 日間	46,494	25,012.85
合計	41 日間	173,311	83,141.75

出典：「大阪朝日新聞」1936 年 12 月 18 日付より作成。

ここでは、41 日間での観覧者 263,651 名、総収入は 125,164.10 円とあるが、この収入は、同年、第 22 回の夏の甲子園大会における座席券収入、120,180.00 円とほぼ同額である<sup>442</sup>。ただ、中学野球での開催日数が、プロ野球の開催日数の約 1/5 の 8 日間（8 月 13～20 日／

<sup>440</sup> 『読売新聞』、1931 年 6 月 18 日付。

<sup>441</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボール・マガジン社、1980 年、35 頁。

<sup>442</sup> 『東京朝日新聞』、1936 年 12 月 5 日付。

計 21 試合)<sup>443)</sup>で行われていたことを考慮すれば、ここからも経済状態が「悲観すべき状態」<sup>444)</sup>であったことが窺える。

なお、このような状況からスタートしたプロ野球も、2年目の1937（昭和12）年には新しくできた3万人が収容可能とされる後樂園球場を使用するなどし、連盟収入は前年の2倍以上となる271,888円にまで伸ばしている<sup>445)</sup>。しかしながら、例えば東京巨人軍が初めて利益を計上するのは1941（昭和16）年まで待たなければならず、これもチームが主催する非公式試合を増加させたことでの増収によるものとしており、リーグ全体で見た場合においては、まだ安定したものではなかった<sup>446)</sup>。

## 2. 戦時体制と学徒体育振興会

1936（昭和11）年にプロ野球によるリーグ戦が開始された後、国内は1937（昭和12）年7月7日の盧溝橋事件をきっかけとした日中戦争、そして1941（昭和16）年からの太平洋戦争へと進み、準戦時体制から戦時体制へと移行する。そうしたなか、1937（昭和12）年8月24日に「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定されるが、ここでは「英米思想の排撃」と共に、スポーツに漂う自由主義的要素が強く批判され、武道が教育の国策の第一線に現れた<sup>447)</sup>。

### 国民精神総動員実施要綱 （昭和12年8月24日 閣議決定）

#### 〔趣旨〕

挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為此ノ際時局ニ関スル宣伝方策及国民教化運動方策ノ実施トシテ官民一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス

<sup>443)</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、363頁。

<sup>444)</sup> 久保田高之「今年の野球界回顧（下）」東京朝日新聞、1936年12月14日付。ここでは、連盟初年度におけるプロ野球1チームあたりの年収を約3万円弱と推定したうえで、この数字が「六大學リーグ一校の配当約六萬圓にも及」ばず、「遂に本年度は一厘の利潤もあげ得なかつた」としている。

<sup>445)</sup> 読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』株式会社読売巨人軍、2010年、63頁。

<sup>446)</sup> 読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』株式会社読売巨人軍、2010年、80頁。なお、この年初めて計上した利益は762円29銭。ただ過去6年間に積み上げた累積赤字が26万5091円のぼっていることから、決して十分な数字ではないとともに、翌1942年には再び3万7839円の損失金を計上して再び赤字に転落、累積赤字も30万2931円にまで膨れ上がっていることから、ここでの黒字計上が経営的な安定期に入ったことを示すものではないといえる。

<sup>447)</sup> 竹之下休蔵『近日本学校体育史』、東洋館出版、1959年、196頁。

[指導方針]

- (一) 「挙国一致」「尽忠報国」ノ精神ヲ鞏ウシ事態ガ如何ニ展開シ如何ニ長期ニ亘ルモ「堅忍持久」総ユル困難ヲ打開シテ所期ノ目的ヲ貫徹スベキ国民ノ決意ヲ固メシメルコト
- (二) 右ノ国民ノ決意ハ之ヲ実践ニ依ツテ具現セシムルコト
- (三) 指導ノ細目ハ思想戦、宣伝戦、経済戦、国力戦ノ見地ヨリ判断シテ随時之ヲ定メ全国民ヲシテ国策ノ遂行ヲ推進セシムルコト
- (四) 実施ニ当リテハ対象トナルベキ人、時期及地方ノ情況ヲ考慮シ最モ適當ナル実施計画ヲ定ムルコト<sup>448)</sup>

そして同年12月16日には、こうした国の方針に準じた「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」の通牒にて、体育運動の性格が規定されるが、ここでは「克ク国家ノ使命ニ応ズベキ健全有為ナル資質ヲ具ヘシムルヲ本旨トス」として、体力・体位の向上を目的としながらも、「特ニ精神訓練ニ重キヲ置」くこと、「団体訓練」として「多人数ノ参加シ得ル集団的体育行事」の実施を奨励すること、さらに「宮城遥拝」「国旗掲揚」「国歌斉唱」などを敢行して「国民意識ヲ高揚振作」することなどが記されている<sup>449)</sup>。

このように、スポーツにおける自由主義的な側面が排除されつつ戦時体制への準備が整えられていくなか、1938（昭和13）年の選手権大会の開会式では、掛川中学村松主将による宣誓の一句一句がシュプレヒコールの様式で整列した全選手により唱和され、さらに愛国行進曲がスタンドを含めて大合唱された<sup>450)</sup>。また、この大会では、スコアボードに「心身鍛錬」「總力興亞」の二文字が掲げられており、開会式だけではなく、大会2日目以降においても、毎朝第一試合が始まる前には選手観客全員起立のうえ、「東方を遥拝し、次で黙禱を捧げる」といった「國民儀禮」を行い、愛国行進曲を合唱して「銃後の氣魄を昂揚」することに努めている<sup>451)</sup>。さらに翌1939（昭和14）年の選手権大会では、山形中学三上主将により、下記のような戦時色濃い内容の宣誓文が読まれた。

宣誓

- 一、我等ハ武士道ニ則リ  
正々堂々ト試合シ  
誓ツテ中等学校野球ノ精華ヲ

<sup>448</sup> 石川準吉『国家総動員史 資料編 第4』、国家総動員史刊行会、1976年、452-453頁。

<sup>449</sup> 川島虎雄『日本体育史研究』、黎明書房、1982年、147-148頁。および竹之下休蔵『近日本学校体育史』、東洋館出版、1959年、202頁。

<sup>450</sup> 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会70年史』、朝日新聞社・日本高等学校野球連盟、1989年、194頁。

<sup>451</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、389頁。

發揮センコトヲ期ス

一、我等ハ時局ノ重大ニ鑑み

益々心身ヲ鍛錬シ

銃後学生ノ本分ヲ盡シ

必ズ国家ノ良材タランコトヲ期ス<sup>452)</sup>

このように、甲子園の大会においても時局へ対応させていくなか、1940（昭和15）年の夏の選手権大会は、「銃後若人の體力錬成を必須とする情勢」であることから、紀元2600年の佳年を迎えた奉祝事業の一つとして、野球以外の競技の大会と合同での「全日本中等学校體育競技總力大會」として開催された<sup>453)</sup>。

そして翌1941（昭和16）年、例年通り春には選抜大会が開催され、選手権大会においても、第27回の大会を8月13日より甲子園球場にて行う社告が、6月4日の朝日新聞に掲載されていた<sup>454)</sup>。ここでは、「現下未曾有の重大時局に鑑み、相戒めますます本大會傳統の精神を發揮して、少年學徒の心身練磨に寄與せんとする」とし、参加者に対しても、「諸君は若き皇國民の使命に深く思ひをいたし、本大會を通じて更に一層心身を鍛錬し、眞摯敢闘、もつて體育報國の實を擧げるやう希望します」と、時局に則した文面を記している。しかしながら、結果的にこの年の選手権大会は開催されなかった。これは、7月2日の御前會議にて「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」が決定され、「密カニ対『ソ』武力的準備ヲ整へ」るべく「関東軍特種演習」の名目で大量の兵員を満州へ送り込むため、不要不急の旅行や移動が禁止される通牒が7月11日に発せられたことから、地方から甲子園へと向かう移動が不可能になったためである<sup>455)</sup>。さらに、1月には「新聞紙等掲載制限令」（勅令第三十七號）が公布されており、「国策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項」の記事の掲載が禁止されていたため、大会が中止されることについても報じられなかった<sup>456)</sup>。

なお、その後8月には、アメリカが日本に対し「石油輸出の全面禁止」を決定し、日米首脳会談による事態の收拾もかなわず、ついに日本時間12月8日未明（ハワイ時間12月7日）、日本海軍航空隊が真珠湾攻撃を行い太平洋戦争へ突入した。そして開戦から約2週間後となる1941（昭和16）年12月24日、文部省は文部大臣を会長とする学生スポーツにお

<sup>452)</sup> ベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史③高校野球（上）』、1989年、116頁。

<sup>453)</sup> 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943年、432頁。なおここでは、野球以外の種目として、「陸上、水上、體操、硬式庭球、軟式庭球、籠球、排球」の計、八種目において、8月12日より甲子園の各種施設において一斉に挙行し、開会式においては、各種目の参加選手2200名余りが一斉に甲子園球場に会して行い、「超満員の大觀衆と相まつてこれまでにない壯觀を呈した」としている。

<sup>454)</sup> 朝日新聞社社告1941年6月4日付。

<sup>455)</sup> 山室寛之『野球と戦争』、中央公論新社、2010年、92-93頁。および、エリ・エヌ・クタコフ、訳者ソビエト外交研究会『日ソ外交關係史』第二卷、刀江書院、1967年、8-9頁。

<sup>456)</sup> 山室寛之『野球と戦争』、中央公論新社、2010年、93頁および、内閣印刷局『昭和年間法令全書』（第15巻-2）、原書房、2001年、29-30頁。



ける統制団体、大日本学徒体育振興会（以下、学徒体育振興会）を、「学徒体育ノ健全ナル振興ヲ図リ身心強健ナル皇国民ノ鍊成ニ努ムル」ことを目的とし設立した<sup>457</sup>。なお、これに先立ちこの年の1月に、文部省体育課は体育局に昇格しており、8月には「学校報国団ノ体制確立方」が訓令されることで、従来の学友会、校友会組織の徹底改革が進められ、学友会の各運動部は報国団組織の鍛錬部に整理される<sup>458</sup>。そして、この報国団鍛錬部が「学内」における体育修練組織であるのに対し、学徒体育振興会は「学校外」の組織、各種の体育事業を推進する外郭団体として、学徒の全国的体育事業を統一する役割を担うことになるが、そこで専門部規程により、野球部もその中の専門部として組み込まれた<sup>459</sup>。

### 3. 甲子園大会の中断

突然の選手権大会中止となった翌1942（昭和17）年には、春の選抜大会が文部省の指令により中止されたが、夏の選手権大会は、朝日新聞の主催としてではなく、文部省と学徒体育振興会の共催による「全国男子中等学校體育大會」の中の一部門として開催された<sup>460</sup>。そして会場は甲子園球場を使用したことから「大会の表層だけを見れば、これまでの大会と変わるところはなかった」とされ、球児たちにとっては「大会の思わぬ復活に、全国の中等球児たちは歓喜と昂奮の声」をあげるべき出来事であった<sup>461</sup>。これに対し朝日新聞は「本社主催全国中等野球大會終止」との社告をうち<sup>462</sup>、文部省が学徒体育振興会を結成して学徒の体育の一元化を目指したことについては、「時局下の施策として吾人の賛同を吝まぬ」ところと理解を示しつつも、大会を「接收」したとし、「一片の通牒のほか何等高委曲を尽すことなかりし当局の態度に対しては、遺憾を禁ぜざるものがある」として強い不満の意を示していた<sup>463</sup>。なお、こうした朝日新聞に対して当時の文相橋田は、「多年我國体育運動發達に貢献せる所甚大」として、朝日新聞代表上野会長に対し、「學徒体育功勞者」とし

<sup>457</sup> 川島虎雄『日本体育史研究』、黎明書房、1982年、159-160頁。なお、学徒体育振興会はこの目的を達成するために、①学徒体育の指導奨励、②学徒体育大会の開催、③学徒体育に関する諸種の調査研究、④其の他本会の目的達成に必要な事業、の項目を事業として行うとしている。

<sup>458</sup> 竹之下休蔵『近日本学校体育史』、東洋館出版、1959年、214頁。

<sup>459</sup> 川島虎雄『日本体育史研究』、黎明書房、1982年、160頁。および竹之下休蔵『近日本学校体育史』、東洋館出版、1959年、214-215頁。

<sup>460</sup> 久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年、209頁。

<sup>461</sup> 早坂隆『昭和十七年の夏 幻の甲子園 戦時下の球児たち』、文藝春秋、2010年、19頁。

<sup>462</sup> 「本社主催全国中等野球大會終止」、『大阪朝日新聞』、1942年、7月12日付。

<sup>463</sup> 「本社全国中等野球大會終止」、『大阪朝日新聞』、1942年7月12日付。なお、大会の終焉を期に朝日新聞は『全国中等学校優勝野球大会史』を発行し、そこで「昭和十五年の第二十六回大會は、本大會最後の年である」と記し、また「廿六年の球史に幕」大阪朝日新聞、1942年、7月12日付においても、「本社が二十六年の永きにわたって全国の球児を熱狂させてきた全国中等学校優勝野球大會も、こゝに意義深い終止符を打つことになった」としている。

て感謝状と記念品を贈呈している<sup>464</sup>。なお、朝日新聞社が主催を離れたとはいえ、「その底には廿六年緒歴史が流れて」いたことから、「一般の関心も大きく、出場選手意気込も他の種目とは多少異なつたものがある」<sup>465</sup>、「中等學校野球は古い歴史を持ってゐるだけに早朝から大観衆が殺到」、野球以外の様々な競技が行われていた甲子園の会場のなかでも野球場は「人気の焦点となつた」とあるように<sup>466</sup>、その注目度は大きいものであった。

一方で、実質的に国の主催で開催されたこの大会では、「選手」を「選士」と称し、ユニフォームのローマ字も漢字表記へと変更、突撃精神に反せぬよう「打者は投手の投球をよけてはならない」、選手は最後まで死力を尽くして戦うよう、「ベンチの控え選手と交代することは原則として禁止」するなど、時局に則した新たなルールが加えられていた<sup>467</sup>。また柔道、剣道、相撲、陸上、蹴球など野球の競技以外の競技者と共に全体の開会式が奈良県の橿原神宮外苑運動場にて8月22日に行われた後、翌23日に甲子園で野球単独の開会式が行われたが、この時、甲子園のセンター奥のスコアボードの左右には、新たに「勝つて兜の緒を締めよ」「戦ひ抜かう大東亞戦」と記されており、国旗の掲揚、宮城遥拝、君が代斉唱、祈願黙禱、神吉英三委員長による挨拶の後、仙台一中の小泉主将は、「我等は、ただいまの御訓示を体し、平素、学校報国団における修練をいかに発揮するとともに、必勝不敗の信念を培い、皇国の次代を双肩になうべき青年学徒として、あくまでも正々堂々と戦う」とした選士答辞（選手宣誓）を行っている<sup>468</sup>。

このように、朝日新聞から国の手に移り、これまでに増して戦時色を強めて開催された大会は、例えば最終日の優勝戦に選手のコンディションを無視したかたちで試合を強行したことで各方面から厳しい批判が浴びせられ<sup>469</sup>、また大会参加における遠征費等は、これまでのような朝日新聞負担ではなく全て学校側の負担となったことから「日に日に生活が苦しくなっていた時期」において、特に「甲子園から遠く離れた地方の学校は、旅費の捻出に苦勞した」ともされ<sup>470</sup>、運営上において「けっして成功したものではなかった」との評価もある<sup>471</sup>。そして、こうした形での大会は、結果的にこの年を最後に以降は開催されず、中等野球における全国大会の再開は戦後を待つことになる。

<sup>464</sup> 「文相から本社へ感謝状」、『朝日新聞』、1942年7月23日付。

<sup>465</sup> 「男子中等師範體育大會（3）」、『都新聞』、1942年8月21日付。

<sup>466</sup> 「『甲子園』に観衆感深し」、『朝日新聞』、1942年8月24日付。

<sup>467</sup> 早坂隆『昭和十七年の夏 幻の甲子園 戦時下の球児たち』、文藝春秋、2010年、29頁および47頁。

<sup>468</sup> 早坂隆『昭和十七年の夏 幻の甲子園 戦時下の球児たち』、文藝春秋、2010年、33-34頁。

<sup>469</sup> 久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年、212頁。

<sup>470</sup> 早坂隆『昭和十七年の夏 幻の甲子園 戦時下の球児たち』、文藝春秋、2010年、30頁。

<sup>471</sup> 久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年、212頁。また、大会前においては、前年の突然の中止となったことで、この年の参加校は「三割以上の減少」ともされ、さらに「豫選地域、規程等」にも変更点があったことも懸念点としてあげられている（都新聞、1942年8月21日付）。

#### 4. プロ野球の中断

リーグ戦がスタートして以来、経済的な問題を抱えていたプロ野球は、そのプロ野球を繁栄させるうえでも必須とされたチーム力の向上においても、結成直後から問題に直面する。連盟結成の翌1937（昭和12）年には、すでに選手が入営しはじめ<sup>472</sup>、1941（昭和16）年6月には、アメリカ国籍の日系二世選手4名がアメリカ政府からの帰国命令により帰国<sup>473</sup>、そして太平洋戦争突入後は、球界を代表する主力選手の入営者が相次ぎ<sup>474</sup>、各チーム力は低下していった。

そうしたなか、プロ野球は常に時局へ対応する姿勢を示し続け、1937（昭和12）年7月には「国防費献納東西対抗大野球戦」を開催<sup>475</sup>、また1940（昭和15）年には敵性スポーツとしての見方の緩和を目的として、チーム名の日本語化、ユニフォームの文字、球団旗などを日本語表記とし、さらに1943（昭和18）年には、審判の判定を日本語化させていく<sup>476</sup>。そして、リーグの要綱においても、アメリカとの対戦を目標としての「野球世界選手権ノ獲得」の部分が消去され、また「フェア・プレー」といったカタカナを消去して「濶達敢闘協同團結ノ理念」へと変更が加えられた。

[変更前の連盟要綱（1936年）]

- 一 我聯盟ハ野球ノ眞精神ヲ發揮シ以テ國民精神ノ健全ナル發達ニ協力セン事ヲ期ス
- 二 我聯盟ハ「フェア・プレイ」ノ精神ヲ遵守シ模範的試合ノ舉行ヲ期ス

<sup>472</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、84頁。ここでは、12年の初めに、巨人軍の中山武捕手、林清一外野手、タイガースの小川年安捕手、平塚敏男外野手、金鯱軍の内藤幸三投手など11名、そしてシーズン終了後には、巨人軍の沢村栄治投手、セネタースの野口昭捕手が入営したとある。

<sup>473</sup> ベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史①プロ野球（上）』、1989年、53頁。この時帰国したのは、堀尾文人（阪神）、亀田忠、長谷川重一（黒鷲）、亀田敏夫（元阪神）の4名である。

<sup>474</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、126-127頁。ここでは、巨人軍の7名を最多に、8球団計28名の選手が17年暮れまでに軍隊にとられたとしており、いずれも22歳前後、赤紙召集ではなく、現役の初年兵としての入営が多かったとしている。

<sup>475</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、84-85頁。なおここでは、春季リーグ終了翌日の日曜日に洲崎球場でのこの大会が、巨人対タイガース、セネタース対阪急、金鯱対大東京、イーグルス対名古屋の1日4試合にて行われ、入場者数1万294名、諸経費を差し引いた献納金は4,381円62銭、そして、ここでの試合が「この種の行事の初め」であるとしている。

<sup>476</sup> ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史 歴史編』、2004年、47頁。また鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年108頁および131-135頁。なお、昭和15年9月の理事会では、この他、「プレーボール」や「ゲームセット」を、それぞれ「試合始め」、「試合終わり」、そして「タイム」を「停止」などに日本語化し、すぐに実施することとし、華美な服装や引き分け試合においても廃止することとなった。

三 我聯盟ハ日本野球ノ健全且ツ飛躍的發達ヲ期シ以テ野球世界選手權ノ獲得ヲ期ス<sup>477)</sup>

[変更後の連盟要綱 (1940 年)]

- 一、我聯盟ハ日本精神ニ即スル日本野球ノ確立ヲ期ス
- 一、我聯盟ハ野球ノ眞髓タル潤達敢闘協同團結ノ理念ヲ昂揚普及センコトヲス
- 一、我聯盟ハ模範的野球試合ヲ舉行シ以テ健全慰樂ヲ供センコトヲ期ス<sup>478)</sup>

その後も、試合前に兵隊姿で短刀を備えた選手が、「米英撃滅」と書かれた的に手榴弾を投ずるアトラクションの開催し、試合では「戦闘帽」を着用した<sup>479)</sup>。そして 1943 (昭和 18) 年 11 月には、戦況の悪化から政府が不急不要の業種を指定し、そこで働く者を戦争遂行のために必要な業務に就かせるための就業禁止業種を 17 業種発表したため、リーグは、解散、徴用を免れるため、「日本野球連盟勤労報国隊」を結成し、産業戦士として平日は工場で働き、土日に試合を行う方針を決定した<sup>480)</sup>。

中学野球、大学野球の選手たちは、たとえ野球を失っても学生としての身分が残されているのに対し、プロ野球の選手たちが野球から離れることは、チーム、連盟を失い、ひいては生活の糧を失うことにもつながる。そうしたなか、1943 (昭和 18) 年 12 月に大和軍、西鉄が解散を発表し 6 球団へと減少したリーグは、翌 1944 (昭和 19) 年 1 月に日本野球連盟から日本野球報国会へと改称し、「興行性を払拭してやれるところまでやる」としたが、6 球団の総員は 74 名にまで減少しており、またその後も選手の入営、応召でメンバーは減り続け、ついに単独チームでの試合が行えなくなったことから、秋のリーグ戦の中止が決定された<sup>481)</sup>。しかしながら、それでも巨人・朝日の連合チーム、阪神・産業の連合チーム、

<sup>477</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980 年、108-109 頁。

<sup>478</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980 年、109 頁。

<sup>479</sup> ベースボールマガジン社編『プロ野球 70 年史 歴史編』、2004 年、47 頁。なお前出、『鈴木龍二回顧録』では、休止前年となる 1943 (昭和 18) 年までに、ユニフォームの色を軍服と同じカーキ色にし、「皇国に挺身して戦う野球戦士として、職域の誠を尽すべし」として選士 (選手) の実施要項として通達、「報国号飛行機献納日本野球優勝大会」の開催、その他、ルールの改正などを行ったか、例えば隠球をセーフとする改正においては、隠球で走者を刺すのは卑怯であるとして、これを「卑怯なふるまいを廃す、武士道精神を取り入れた、いかにも戦時色の濃い改革であった。」としている。

<sup>480</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980 年、155-157 頁。ここでは、東京の球団は東京芝浦電気川崎工場、大阪の阪神、南海は川西航空機の工場 (尼崎)、阪急は西宮球場の一部を航空機の部品工場に、名古屋軍はそのまま理研工業 (東京小石川) の所属としてチーム名も「産業」に変更した。そしてこうした状況を「兵役はやむを得ないとしても、徴用で、選手がばらばらに工場に動員されることを逃れ、休日には野球をやろうという苦肉の策」であったとしている。なお、大和軍、西鉄の解散に関しては、同書、442 頁、附録部分の年表を参照。

<sup>481</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980 年、164 頁、442-443 頁。およびベースボールマガジン社編『プロ野球 70 年史 歴史編』、2004 年、61 頁。

阪急・近畿での連合チーム計3チームにて「日本野球総進軍大会」を甲子園（9月9日～11日）、後樂園（9月17日～20日）、西宮球場（9月24～26日）にて3大会、計9日間開催したが、プロ野球における最後のこの大会での観客数は、9日間で32,657人、1日平均約3,600人という状況であった<sup>482</sup>。そしてついに、1944（昭和19）年11月13日、日本野球報国会は、「切迫する時局に鑑み、参加球団の総力をあげて戦力増強に資するため、野球を一時休止する」との声明を発表した<sup>483</sup>。

## 第2節 戦後の野球の復活

### 1. 中等学校野球連盟の発足と甲子園大会の復活

1945（昭和20）年8月15日、ついに終戦を迎え、15年続いた戦時体制にも終止符が打たれた。その日、奈良で終戦を迎えた佐伯達夫<sup>484</sup>は、翌16日には朝日新聞社を訪問し、戦前最後の運動部長でもあった渡辺文吉と会い、中等学校野球大会の再開を申し出た<sup>485</sup>。

その後、11月1日付で朝日新聞社大阪本社に運動部が復活し、翌1946（昭和21）年からの大会再開の可能性を探るなか、文部省からは、「全国中等学校優勝野球大会は戦前からの継続で、朝日新聞社の単独主催で再開しても何ら差支えない」としながらも、「大会の実際上の運営は従来通り朝日新聞が行うにしても、表面上は、競技団体との共催という姿にしてもらった方が一掃スムーズにゆくように思う」として、新たに競技団体を作るなどの対応が望ましいとの見解が示された<sup>486</sup>。一方で、全国大会は1942（昭和17）年の夏を最後に

<sup>482</sup> ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史 歴史編』、2004年、61頁。

<sup>483</sup> 読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』株式会社読売巨人軍、2010年、93頁。なお、前出『プロ野球70年史 歴史編』では、連盟解散後、翌年1月1日より在阪の4球団で猛虎軍、翼軍の2球団を編成して、甲子園（1、3、5日）、西宮（2、4日）にて恒例となっていた正月大会が開催され、3日は試合開催直後の空襲警報により中止となったが、この大会の期間、約8500名の観衆を集めたとしている。

<sup>484</sup> 佐伯達夫（さえきたつお）。1983年神戸市に生まれる。市岡中から早大に進み内野手として活躍。早大在学中に「全国中等学校野球選手権」を提言。1917年早大を卒業、1925年「第2回全国選抜優等学校野球大会」の選考委員となる。1945年、府県連盟の組織化を促進、46年、中等学校野球連盟結成と同時に副会長に就任。1954年、日本社会人野球協会結成に尽力。1967年から日本高校野球連盟会長をつとめ現職のまま1980年3月22日没（佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年より）

<sup>485</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年、112頁。および佐伯達夫「大会と連盟」『全校高等学校野球選手権大会史』朝日新聞社、1958年、109頁。なおこの時、その場で復活の約束は得られなかったとしている。また戦時中に運動部の解消を余儀なくされていたことから、この時点で渡部氏は元運動部長となり、当時は厚生部長を務めていた。

<sup>486</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年、114頁。なお初代運動部部長は伊藤寛、同部次長は芥田武夫であり、文部省との懇談にはこの両氏と企画部長の西野、佐伯と、文部省体育課長の北沢清を交え行われている。

行われておらず、11月半ばからの朝日新聞の全国通信網を通じた調査によれば、この時、「曲がりなりにも、野球の練習をしていた学校は指折り数えられる程度」といった状況であり、また各地のグラウンドも、食料確保のための畑や資材置き場などとして利用され、さらに野球の用具も「新しく入手することは困難な状況」であった<sup>487</sup>。このように、大会を開催する以前に、終戦後における日々の生活の苦しみのなか、野球をやる「人」、「場所」、「道具」、「時間」、そして「指導者」など問題が山積していたが、何よりもまずは、「中等学校に野球をやらせる」ため、佐伯らは「指導者講習班」を結成し、晩秋から翌春にかけて各地を巡りながら「中等学校野球部の再建」、「野球技術の指導」、「府県連盟の組織作り」などの活動を行った<sup>488</sup>。そして朝日新聞は、1946（昭和21）年1月21日、「社会情勢の許す限り」としながらも、選手権大会を「今夏から復活開催」との社告を出し<sup>489</sup>、さらに2月25日には、朝日新聞大阪本社にて全国中等学校野球連盟（以下、中等野球連盟）を誕生させた<sup>490</sup>。こうして「野球の競技団体」が設立されたことで、大会の再開がより具体化し、中等野球連盟と朝日新聞による共催が6月に本決まりとなった<sup>491</sup>。その後7月の紙上にて、8月15日から大会を開催することが発表され<sup>492</sup>、ここでは、会場は西宮球場、19地区の代表によるトーナメント形式、その他にも、試合球や参加資格などが記されているが、実際に

<sup>487</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社、1980年、115頁。

<sup>488</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社、1980年、116頁。および伊藤寛「暗い世相に光」朝日新聞社『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、126頁。

<sup>489</sup> 「全国中等学校有用野球大会 今夏から復活開催 社会情勢の許す限り」朝日新聞 1946年1月21日付。

<sup>490</sup> 日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年99頁。なお、伊藤寛「暗い世相に光」朝日新聞社『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、126頁によれば、「ともかく形だけの全国中等学校野球連盟」と記されているように、当初佐伯は、「府県連盟の組織作り」を目指していたが、「地方連盟をつくるための組織のメドさえ立てにくい地方もあるにはあった」こともあり、「とくかく、地方連盟は各地の熱心な有志にまかせ、全国連盟を先に作る」とし、「同時に地方連盟は準備のととのったところから順次作ってゆく方針を決めた」とあるように（佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年、123頁）、大会の開催を目指し、まずは、前述、文部省北沢体育課長による、競技団体を作ったうえで、朝日新聞との共催運営が望ましいとした意向を反映した方向性が伺える。なお、初代の会長は、朝日新聞社社主の上野精一、副会長には佐伯が就いている。

<sup>491</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年、125頁。

<sup>492</sup> 「全国中等野球大会 八月十五日から西宮球場で」朝日新聞社 1946年7月2日付。なお、開催球場が西宮球場とされたのは、甲子園球場が進駐軍によって接収されていたためであるが、玉置通夫『甲子園球場物語』、文藝春秋、2004年によれば、終戦後すぐにグラウンドに作られていた「イモ畑」を、親指大に育ったイモを掘り起し、畝をつぶして整地したが、食糧不足の折、そのままイモの収穫を待ってもよかったはずでもあるが、ここでは「本来の姿に早く戻したいという球場職員たちの意地が、それを許さなかったのだろう」としている。そして9月30日、進駐軍の将校が球場に乗り込み、「10月から球場全体を接収する」と一方的に通告の上、10月3日に実際に接収部隊が来ているが、同じ西宮市内でありながら西宮球場が全く接収されていないことに対し、当時の阪神電鉄運動課長の辰馬は、「甲子園の方が交通の便がよく施設が大きいので、部隊が駐屯しやすかったからだと思う」としている（同書129-131頁）。

はこの時点では開催の最終決定には至っておらず、「大会決行と最後の決断を見たのは、八月五日ごろ十九代表が決定した後」<sup>493)</sup>ともされており、ここに大会開催に至るまでの苦勞を窺うことができよう。

そして終戦からちょうど1年を迎えた1946(昭和21)年8月15日、戦後初となる全国中等学校野球大会が、戦前の回数を引き継ぎ第28回大会として開催された。朝鮮、台湾、満州の三地区が外地となり、参加地区から外れたにもかかわらず、予選からの参加校は、戦前の最多を記録した第20回大会(昭和9年)を上回る745校を数えた<sup>494)</sup>。ただ、野球をやる環境においては、個人の野球道具はもちろんのこと、「一通りの用具をチームとして備えているところは皆無といってよい」状態で、試合でのボールも不足しており、軟式ボールを使用しての予選を問い合わせる地区もあった<sup>495)</sup>。さらに地区を勝ち抜き本大会に進んだチームにおいても、宿舎の問題や食事の問題が残されており、特に当時は主食が配給制で、主催者側も主食の補給ができなかったことから、代表校が主食を持ち寄って共同炊事を行うなど、戦前に比べてもその状況は厳しいものであった<sup>496)</sup>。そして実際の試合においては、数年間のブランクから「技術の低下ははなはだし」く、また地域によって復興の程度が異なっていたことから、「各校の練習期間に大きなハンディキャップ」があったとされたが、会場は初日から連日満員の観衆を集めて盛況を極め、「暗い世相に清新の新風を吹き込んだ」として、大会は成功であったとされている<sup>497)</sup>。

<sup>493</sup> 伊藤寛「暗い世相に光」『全校高等学校野球選手権大会史』、朝日新聞社、1958年、127頁。

<sup>494</sup> 「全国大会出場校と優勝校」『全校高等学校野球選手権大会史』、朝日新聞社、1958年、中綴じ部分。なお、第20回大会での参加校は675校である。

<sup>495</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年、127-129頁および132頁。また伊藤寛「暗い世相に光」『全校高等学校野球選手権大会史』朝日新聞社、1958年によれば、ボールの問題について「ボールがなくて一次予選が開けない」との問い合わせに対し、やむを得ない場合は「スポンジ・ボール」でも仕方ないが、「二次予選には硬球を送る」と答えたが、実際には「スポンジ・ボール」は使われなかったようだとしている。

<sup>496</sup> 伊藤寛「暗い世相に光」『全校高等学校野球選手権大会史』朝日新聞社、1958年、127頁。および、佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年、128-129頁。これらによれば、宿舎においては、地元の芦屋中学、浪華商業と、その他、成田中学、下関商業以外は、戦時中、海軍の予科練が利用していた関西学院の寮での合宿を利用した。また、伊藤は、「この大会を実際に開催可能か不可能かと最後まで迷わせたものは食糧事情の窮迫であった(126頁)」としているように、食事における問題は深刻であり、主催者側からは、「白米の持参」を期待したうえで、「白米を御持参になっても麦などの混ることを予めお含みおき下さい」との通知を行ったところ、大部分のチームが白米を持ってきたなか、鹿児島商業においては麦を一食分だけ持参しており、地域における戦災の程度とそれによる食糧事情の違いがここで伺えるとし、そうしたなかでも、敗戦校が勝ち残ったチームに米を残して激励するなどの「あたたか味のある友情」が見られた一方で、選手が試合や練習で宿舎をあけた隙に、時計や現金そして米が盗まれるようなこともあったとしている。

<sup>497</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』ベースボール・マガジン社、1980年、128-130頁。伊藤寛「暗い世相に光」『全校高等学校野球選手権大会史』、朝日新聞社、1958年、126-127頁。なお、早坂の『幻の甲子園』によれば、1942(昭和17)年に開催された実質的な最後の甲子園大会でもある「大日本学徒体育振興大会」の予選において、前年の大会中止に伴い、東北地

一方で、選手権大会が復活した1946（昭和21）年の夏ごろより、毎日新聞も翌春からの大会の再開を目指して動き始めていたが、それは、選手権大会が西宮球場を使用したのに対して、甲子園球場の使用を目指しているものであった<sup>498</sup>。毎日新聞は、在来の大会を文部省との交渉という形でなく進めてきた経緯もあったことから、ここでは阪神電鉄の協力を得ながら、神戸市にあった連合軍司令部に対して接収解除に関する交渉を粘り強く重ね、ついに1947（昭和22）年1月10日、甲子園のグラウンドおよびスタンドの接収が解除された<sup>499</sup>。そして、1月23日に「中等選抜野球復活」との社告を掲載し、昭和16年の第18回大会を引き続く「第十九回大会」を「甲子園球場」にて「三月卅日からの予定」で開催するとした<sup>500</sup>。なお、ここでは、「全国中等学校野球連盟」と「毎日新聞社」が連名で記されている。しかしながら、中等野球連盟とは、「朝日新聞の大会のためにできた」組織であることから<sup>501</sup>、そのライバル会社でもある毎日新聞が選抜大会を開催するにあたっては、新たに別の「全国的組織の中等学校野球団体」を設立したうえで、そことの共催を目指すことが考えられよう。そして実際、毎日新聞側には中等野球連盟とタイアップして選抜大会を開催することに異論があったともされるが、後発的な組織作りは状況的に難しかったことから、「この連盟に共催を求めることもやむを得ないこと」として、中等野球連盟側に協力を要請している<sup>502</sup>。そして、それを受けた中等野球連盟側は、1946（昭和21）年12月の理事会にて満場一致で「共催」に賛意を表したが<sup>503</sup>、一方で、大会の最重要事項を決定する「選抜大会最高委員会」は、中等野球連盟の外に設置されており、「共催とは名ばかりで、大会の計画、実施などすべて毎日新聞社が独自の立場」で開催に向けて動いていたとされ

---

方では冬場にて野球の練習が行えなくなった時点で武道へ切り替える指導が進められ、例えば福島県においては、予選出場校はわずか4校であったこと、また南九州地区に組み込まれていた沖縄地区においては、全島で野球部が解散となっており参加校がなかったとしていることから、1931（昭和16）年に突然の中止となって以来、徐々に野球が行われなくなっていった状況が窺える。

<sup>498</sup> 玉置通夫『甲子園球場物語』、文藝春秋、2004年、134-135頁。および、佐伯達夫『日本高校野球連盟三十年史』、日本高等学校野球連盟、1976年、32頁。

<sup>499</sup> 佐伯達夫『日本高校野球連盟三十年史』、日本高等学校野球連盟、1976年、32頁。および玉置通夫『甲子園球場物語』、文藝春秋、2004年、135頁。なおここでは、夏の大会が阪神電鉄のライバルでもある阪急電鉄が経営する西宮球場で開催されたことから、阪神電鉄側に「このままでは、中等学校野球を阪急に取られてしまう恐れが十分」との危機感があったとされている

<sup>500</sup> 『毎日新聞』、1947年1月23日付。

<sup>501</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社、1980年、143頁。なお、伊藤寛「暗い世相に光」『全校高等学校野球選手権大会史』朝日新聞社、1958年、126頁によれば、中等野球連盟は、佐伯と、朝日新聞の芥田が東京から九州まで駆け回り、「ともかく形だけ」のものとして結成されたものであり、会長には朝日新聞社社主の上野が就任していることから、あくまで朝日新聞による大会開催ありきの組織であった。

<sup>502</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社、1980年、143-144頁。

<sup>503</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社、1980年、143-144頁。および佐伯達夫『日本高校野球連盟三十年史』、日本高等学校野球連盟、1976年、32頁。



る<sup>504</sup>。その後、2月27日には出場26校が決定し、その他、球場側の整備も進んでいたなか、大会開催を間近に迎えた3月になり、突然文部省より「選抜大会中止」との通達が出された<sup>505</sup>。理由は、選抜大会が、CIE〔Civil Information and Educational Section/ 連合国最高司令官総司令部（GHQ）民間情報教育局〕の目指すシーズン制に反すること、選手権大会に続く2つ目の全国大会であること、そして新聞社による主催であることなどとされているが、大会が迫り事態が緊迫していたことから、結果的には「毎日新聞の主催を1947年限り」とすることなどを条件に、妥協的処理をもって無事開催に至っている<sup>506</sup>。

## 2. 学生野球指導委員会の誕生と自治への準備

終戦に伴い、GHQからは日本の教育制度に対する管理政策の方針が示され、軍国主義的及び国家主義的イデオロギーの助長や普及に関すること、その他、軍事教育に関わるものなどが学校教育の現場から取り除かれることになった<sup>507</sup>。そうしたなか、かつて立教大学で教授を務め、戦後、「米軍総司令部附少佐」として赴任していたポール・ラッシュは、戦後の日本における「新秩序」の建設に際し、その方法のひとつとして、「日本の若人に影響の多い戦時中禁止したあらゆるスポーツの急速なる復帰」、特に野球の復活が有効であると述べている<sup>508</sup>。また、ニューヨーク・ヘラルド・トリビューンにおける「日本における野球」と題する社説では、日本においては野球が戦前から立派なスポーツとして成立してお

<sup>504</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社、1980年、143-144頁。

<sup>505</sup> 深草直臣『『野球統制令』の廃止と『対外競技基準』の制定過程の研究』、『立命館教育科学研究 第2号』、1992年、118-119頁。

<sup>506</sup> 深草直臣『『野球統制令』の廃止と『対外競技基準』の制定過程の研究』、『立命館教育科学研究 第2号』、1992年、118-120頁。および、中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史』、青弓社、2010年、130-132頁。なお、『佐伯達夫自伝』によれば、GHQが文部省に対し「この大会を承知しているのか、どうか」との質問に対し、「一向に知らない」と答えたとしており、「文部省が知らないような大会なら中止せよ」としたことがいきさつであるとしている。このように、毎日新聞が大会の開催において文部省へ「何ら働きかけていなかった」ことが原因であるとする一方で、玉置通夫『甲子園球場物語』、文藝春秋、2004年によれば、佐伯と共に、文部省や神戸ベースなどの関係筋に対し「粘り強く」当たったことから、大会の復活と、甲子園の使用が決まったとしている（134-135頁）。

<sup>507</sup> 『朝日新聞』、1945年9月30日付。ここでは、戦後の体育種目から、「軍国思想につながる競技」として、「手榴弾投」「銃剣術」「射撃」などを禁止することで「体育面からも平和鼓吹」につとめるとしつつ、「剣動」「柔道」に関しては、「一律に正課としては課さない方針である」としている。

<sup>508</sup> 「競技會の復活で深めよう相互理解」、『朝日新聞』、1945年10月29日付。ここでは、日本の民主主義と平和のためには、「先ずすべての大學、専門學校、中等學校にあらゆるスポーツを急速に復活させることが日本再教育の喫緊事である」とし、もしも魔術が使えたら、「再度米國野球の大リーグ選手團を連れてきて神宮や後樂園や甲子園で数万の日本野球ファンを喜ばせたい」と述べている。なお、ラッシュ自身はかつて日本に「米式蹴球」を紹介し、「東京學生米式蹴球聯盟理事長」を務めたことから、日本人が「米國人をよく理解する方法の一つ」として、「米式蹴球」をあげている。

り、「もし米國が日本に民主主義の何たるかを教へ込むつもりならば野球が一番よい」と記されている<sup>509</sup>。こうした、アメリカ側における日本での野球の復活を肯定する追い風もあったなか<sup>510</sup>、国内の学生野球関係者が戦後取り組んだのは、「国家に包摂された学生野球を再び民間の自治に戻すこと」であった<sup>511</sup>。1945（昭和20）年11月6日の朝日新聞の社説では、戦時下におけるスポーツが、「民間の手から役人の手に接收」されたために「スポーツの純粹性を壓殺して、これを戦技化」したとして、「スポーツ統制の覇権」を握っていた「大日本体育會」および「學徒体育振興會」は「速やかに解散」し、文部省および厚生省といった役所が潔く手を引くことで、「一日も早くスポーツを民間に還すべき」であるとしているが<sup>512</sup>、つまりこれは、「お役人の指導監督を受けるのでなければ学生野球の健全な発達を期し得ないというような戦前の在り方の踏襲」ではなく<sup>513</sup>、新たに「健全無比の野球を組み立て」<sup>514</sup>、統制令を廃止することであった。

なお学生野球側は、1945（昭和20）年9月29日、終戦後における学徒の体育運動振興運営方策等について懇談を行い、そこで学生野球に関しては統制令の主旨を体して、各学校が自主的自律的に実施したいとする方向性を示し、翌1946（昭和21）年の春には、大学のリーグ戦の復活に伴い、ここで統制令における処置に関し意見を聴取したところ、学校当局が教育的責任をもって自主的に実施するとして、具体的に統制令を廃止する要望が出された<sup>515</sup>。そしてその後、文部省より、統制令が廃止された後にも「文部省に代わって学生野球界の指導管理を担当し得る機関」を設置するよう提案が出され、「学生野球指導委員会（以下、指導委員会）」の設置を目指すこととなり、1946（昭和21）8月26日、文部省主催の会合にてその設置が本決まりとなった。なおここでは、9月1日から「学生野球指導委員会規程」が施行されること、また、今後の学生野球の目指す方向性が記されている、下記「学生野球指導委員会結成の趣意書」も出席者全員の賛同により認められた<sup>516</sup>。

<sup>509</sup> 「民主主義は野球から（米紙所属）」、『読売新聞』、1945年10月28日付。

<sup>510</sup> 玉置通夫『甲子園球場物語』、文藝春秋、2004年、133頁。ここでは、GHQ幹部が戦前より日本での野球熱の高さに深い関心を寄せていたことから、そうした「野球熱を利用して統治をスムーズにしようという政治的な意図」から「野球の復活には協力的だった」としている。

<sup>511</sup> 中村哲也『学生野球憲章とはなにか 自治から見る日本野球史』、青弓社、2010年、115頁。

<sup>512</sup> 社説「スポーツを民間に還せ」、『朝日新聞』、1945年11月6日付。

<sup>513</sup> 日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、92頁。

<sup>514</sup> 飛田穂洲「日本野球道の再建」、『朝日新聞』、1945年11月6日付。

<sup>515</sup> 日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、3頁。また、『朝日新聞』、1946年4月16日付。ここでは、4月15日午後、都下大学野球部長と文部省によって「戦時中死文化」されていた統制令を中心に懇談が行われ、文部省側の「今日もその精神を生かしていきたい」との考えに対し、各大学側は「統制令の廃止」を希望したため、全国の学生野球統制団体の設立を目指す方向性および当番校として早稲田大学に一任することが記されている。

<sup>516</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、8頁および92頁。

## 学生野球指導委員会結成の趣意書

吾々は学生野球が永久に愛され、喜ばれ、親しまれるスポーツであることを信ずる者であります。戦争中、学生野球が白眼視されて廃滅に瀕しても、終戦と共にあらゆる悪条件を克服して、他のスポーツに魁け再出発の先駆を承った事実こそ、明瞭にこのことを説明しております。併し、学生野球永遠の生命は、学生野球が教育の本義に則り学生スポーツの精神を発揮するものであることを、其の不可缺の要件とする。されば、学生野球の職業化及至興行化は断乎としてこれを排撃せねばなりません。昭和七年、学生スポーツ中特に野球に付てだけ、その統制令の制定を必要とした社会情勢に鑑み、吾々は深く自粛反省しなくてはなりません。スポーツの民主化は自由と自墮落を穿き違へて、選手を心身練磨の精進生活から解放することでもなければ、またその施行に野球無軌道時代を現出することでも決してない筈であります。吾々は学生野球の再出発に当って、眞の民主主義理念に立脚し、明朗眞摯なる学生スポーツの精神に則り、学生野球の適正健全なる発達を期する為、後に述べるような学生野球指導委員会を結成した次第であります<sup>517</sup>。

### 3. プロ野球の復活

プロ野球においては、戦前の不安定な社会状況もあり、職業野球連盟が成立した後より、毎年のように組織やそこでの運営において変更が加えられ、経済面も含めて安定した状態ではなかった。

#### 戦前におけるプロ野球の出来事

1936年	7球団	▶ 日本職業野球連盟発足。最初の加盟は、巨人・タイガース・名古屋・阪急・大東京・金鯱・セネターズの7球団。
1937年	8球団	▶ 新たにイーグルスが参入。 ▶ 大東京→ライオンに改称（スポンサーとのタイアップ）
1938年	9球団	▶ 南海が参入（秋季リーグ戦より）。 ▶ 首脳部会議で「経費節約」「無用の競争」をやめることを申し合わせる。
1939年	9球団	▶ 日本職業野球連盟を日本野球連盟に改称。
1940年	9球団	▶ 新体制運動に協力し英語の使用禁止、チーム名変更。

<sup>517</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、9-10頁。

		<p>阪神（タイガース）、翼（セネターズ）、黒鷲（イーグルス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 戦時体制に添うため名称の変更</li> <li>教士（監督）、戦士（選手）、秘書（マネージャー）</li> </ul>
1941年	8球団	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 金鯱と翼が合併し大洋となり8球団に。</li> <li>➤ ライオンが朝日軍へ改称。</li> </ul>
1942年	8球団	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 黒鷲→大和に改称（球団譲渡）。</li> <li>➤ 軍隊へ召集される選手の増加から、東西対抗の日程を早める。</li> </ul>
1943年	8球団	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大洋→西鉄に改称（球団譲渡）。</li> <li>➤ 野球用語の日本語化、一部ルールの変更（隠し玉の禁止など）。</li> <li>➤ 勤労報国隊結成（選手は産業戦士として平素は軍事工場で働き、休日のみ試合を行う）。</li> <li>➤ シーズン後、大和、西鉄が球団を解散。</li> </ul>
1944年	6球団	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日本野球連盟を「日本野球報国会」へ改称。</li> <li>➤ 名古屋軍を「産業軍」に改称。</li> <li>➤ 南海が「近畿日本」と改称。</li> <li>➤ 空襲で東西対抗中止。</li> <li>➤ 「阪神・産業」「阪急・近畿」「巨人・朝日」の連合チームによる総進軍大会の開催。</li> <li>➤ 戦局不利にて、秋のリーグ戦の中止を決定。</li> <li>➤ 日本野球報国会が一時休止を決定。</li> </ul>

出典：鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボール・マガジン社、435-443 頁年表部分より作成。

さらに、やむなく中断に至った時点では、各チームが単独で試合を行えない状況にまで選手が減少しており、戦後の混乱期の中から連盟やチームの復活を目指すにあたっては、メンバーの確保、さらに主要な球場が接収されている状況での会場の確保などの難題を克服し、プロ野球としての興行を成立させなければならなかった。

そこでまず、終戦から約2か月後となる10月22日には、関西のチームによる第一回の会合が開かれ、そして翌11月6日の東京での全体の理事会により、日本野球報国会を日本野球連盟として復活させ、まずは6球団にてスタートする方針を確認した<sup>518)</sup>。なおプロ野

<sup>518)</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、217-218頁。なおここで、まず第1回の会合が大阪で開かれた背景として、親会社が電鉄という関係から、選手を四散させずまとめるのに都合がよかった点をあげている。これは中断前の選手を軍需工場で働かせる際にも、関西の球団は親会社の系列会社へ選手を送り込んでおり、そうしたことが、戦後の復興においても関西球団が先鞭をつけた要因であるとした。また、新たにセネターズがチーム結成の名乗りをあげていたが、目下の東西対抗においては、6球団としている。さらに、ここでの会合に先立ち、10月9日の読売新聞紙上で「來月第一戦 巨人

球に先立ち、大学野球が10月28日に神宮球場で六大学OB戦を開催したが、この試合は、午後2時の試合開始に対して午前中から観客が詰めかけて「たちまち満員」になったことから、当初午前中に予定されていた前座試合を後に回し、11時半に試合開始を繰り上げるほどの反響であった<sup>519)</sup>。そして、そうした状況を見たプロ野球側も、復活に関して話し合うだけではなく、実際にゲームを行い「狼煙をあげること」が必要であるとの判断から、まず東西対抗の準備を進め、11月23日、神宮球場でこれが開幕した<sup>520)</sup>。なおこの試合は、プロ野球が初めて神宮球場を使用した試合でもある。野球場を含めた明治神宮の外苑競技場においては、「そこで行われる近代スポーツを含む競技は明治神宮に奉納する宗教儀式」<sup>521)</sup>との認識があったことから、「商売人の野球」であるプロ野球は長らくその使用がかなわなかった。しかし終戦後、神宮球場は進駐軍が接收し、「ステートサイド・パーク」として改修を進めていたことから<sup>522)</sup>、かつて神宮球場の整備に金銭面から援助していた東京六大学においても<sup>523)</sup>、10月のOB戦の後、11月18日に予定されていた全早慶戦について、「神宮球場が使用出来なければ戸塚球場で行はれる」として、使用する球場に関しては流動的な状況であった<sup>524)</sup>。しかしながら、結果的には、こうした進駐軍による接收が、それまで学生野球の聖地として門後を閉ざしていた神宮球場をプロ野球へも解放させることになる<sup>525)</sup>。ただ、試合の内容に関しては、1943（昭和18）年4月にリーグを解散した六大学野球

---

軍先登に、プロ野球も再生」とした記事を掲載している。ここでは「終戦と同時に盛んに復活が唱えられ應召選手の復員未了などの困難はあるが一年ぶりで再生第一戦興行の見込みがついた」とし、正式のリーグ戦は「明春四月から開始の豫定」、今秋は暫定的な東西代表による東西対抗戦、その他、「戦災者慰問試合」を後樂園、西宮、甲子園でおこなうことを決定したとしていたが、しかしながら、こうした見通しに対して山室は、『プロ野球復興史』中公新書、2012年にて、「関西球団とは連絡が取れないままに、（鈴木）龍二、赤嶺、井原が決めた努力目標であった」と述べている。

<sup>519)</sup> 『朝日新聞』、1945年10月29日付。

<sup>520)</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、220-223頁。なお、実際は22日が初日で23日と合わせ神宮で2試合行われる予定であったが、雨のために23日1日だけとなり、翌24日に新川球場（群馬県桐生市）、12月1日、2日（西宮球場）にて残りの試合が開催された。

<sup>521)</sup> 後藤健生『国立競技場の100年—明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ—』、ミネルヴァ書房、2013年、13頁。

<sup>522)</sup> 後藤健生『国立競技場の100年—明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ—』、ミネルヴァ書房、2013年、187頁。なおここでは、改修工事が完成したのは1947年6月、アメリカ式に内外野に芝生が張られ、照明施設も新設されたとしている。

<sup>523)</sup> 後藤健生『国立競技場の100年—明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ—』、ミネルヴァ書房、2013年、30頁。

<sup>524)</sup> 読売新聞、1945年11月9日付。なお、こうした会場の問題以外にも、ここでは「永久に帰らざる選手や復員のしない選手が相当多」かったことから、学生だけでチーム編成することできないことから、「若干先輩が出場する」としている。

<sup>525)</sup> 後藤健生『国立競技場の100年—明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ—』、ミネルヴァ書房、2013年、188頁。

に対し<sup>526</sup>、プロ野球は終戦の前年まで試合を行っていたものの、「戦後初めてユニフォームを着る選手も多く、練習不足で、スコアなどは、もとより問題にならない試合であった」<sup>527</sup>とされており、また当日の観客は、5日前に開催された全早慶戦の約4万5000人<sup>528</sup>に対して、5878人<sup>529</sup>であったことから、その人気は戦前と同様、学生野球に及ばないものであったと言えよう。

そして、翌1946（昭和21）年元旦には、阪神 - 近鉄、阪急 - パシフィック（朝日）による、戦後初の単独球団同士による試合が西宮球場で開催され<sup>530</sup>、新たに「ゴールドスター（金星）」を加えた8球団にて4月27日より本格的なリーグ戦が開幕するが、復活初日の観衆は、後楽園が3725人、西宮が5016人であり<sup>531</sup>、開幕では前年の東西対抗と同様の観客動員数ではあったが、この年のシーズン420試合での有料入場者数は156万1135人を記録し、戦前に描いていた目標でもある「入場者数百万突破」を戦後1シーズン目で実現させた<sup>532</sup>。こうした「思ってもみなかった盛況」の戦後1年目のシーズンに続き、翌年にも

<sup>526</sup> 「野球聯盟は解散」、『東京朝日新聞』、1943年4月29日付。なおここでは、東都大学野球連盟においても、「去る十二日理事会を開催」し、「決戦下學徒野球は新たなる構想の下に新発足すべきである」として、「リーグ戦形式及び聯盟の解散を決議」している。

<sup>527</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、223頁。

<sup>528</sup> 「観衆だけは本格的」、『東京朝日新聞』、1945年11月19日付。ここでは、「朝から内野は忽ち満員、外野も七分通り埋めて四万五千」とある。なお、試合内容に関しては、「急のチーム編成でエラーも多くゲームの内容は昔とは似ても似つかぬもの」であったことから、レベルの低下はプロ野球と似た状況であったが、「内容は何であらうと早慶戦ともなれば大騒ぎ」であるとして、その人気の高さにおいては「観衆だけは本格的」とするタイトルにも表れていると言えよう。

<sup>529</sup> ベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史①プロ野球（上）』1989年、62頁。ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史 歴史編』、2004年、64頁。鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボールマガジン社、1980年、225頁。読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010年、107頁など。なお、これらによれば、当日の入場料は4円の税金を含み6円均一であったとしている。

<sup>530</sup> 山室寛之『プロ野球復興史』、中公新書、2012年、21頁。

<sup>531</sup> ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史 歴史編』、2004年、67頁。およびベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史①プロ野球（上）』1989年、63頁。後楽園と西宮球場に各4チームずつ集結して開幕したシーズンは、「8球団15回総当たりの本格的長期1シーズン制」であった。なお、8球団は、「巨人」「阪神」「阪急」、「パシフィック」（朝日軍）、「中部日本」（名古屋軍→産業軍）、「グレートリング」（南海→近畿日本）、に新たに「セネターズ」および「ゴールドスター」による8球団であり、グレートリングが優勝を飾っている。

<sup>532</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボールマガジン社、1980年、239頁。なお、この年は全て1球場2試合で行われていたことから、そこから導き出される1日の平均入場者数は743名となる。しかしながら、このような状況においても、例えば巨人軍の場合、「球団収支は、焼失した野球用具を物価高騰の中で購入したり、選手の食糧購入、選手獲得運動費などの費用がかさみ、当期損失金は13万3497円」であったとあるように、利益の24万1464.90円に対して、損失は37万4962.09円、繰越損失金が33万2346.07円であるように、すぐに経営の安定に至る状況ではなかった（読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010年、113頁）。

「プロ野球関係者も前途に対して明るい自信をもったのが、復活して二年間やってみた結果であった」としているように、この頃から、プロ野球の人気が高まる兆しが見え始めていたことが窺える<sup>533)</sup>。

## 本章のまとめ

戦時下における学生野球は、先の統制令による学生野球そのものに対する統制と、活動単位でもある学校教育機関の立場として国から受ける方針もあり、プロ野球よりも統制を受けやすい環境であった。一方でプロ野球は、国の示す方向性に対し敏感に反応しながらそれに沿うかたちで、野球を継続させる方法を模索し対応していくが、結果的には学生野球も、またプロ野球も終戦を待たずしてその実質的な活動を中断している。そして戦後、これらの野球が再開されるにおいては、それぞれが課題を抱えたなかで再開を目指すことになるが、プロ野球においては人集めの問題もあり、まずは東西対抗として復活させた。また学生野球においては、大学野球はプロ野球とほぼ同様に混成チームとなるOB戦として復活させたが、中等野球においては、戦後の翌年に大会を再開させるとして、その運営組織ともなる連盟を立ち上げ、また各地で巡回指導を行いながら環境整備に努め、結果的には戦前を上回る参加校にて大会を開催した。なお、プロ野球の東西対抗と、六大学によるOB戦は、そこでの観客数に大きな差が見られ、戦前での大学野球とプロ野球の人気の状況がそのまま引き継がれていたが、プロ野球においては、翌年の戦後初のシーズンには、戦前にて目標とされていた年間の観客数100万人を超える150万人を記録した。

なお戦争は、野球を実施しない空白期間を生んだが、これは在学期間の決まっている学生野球には不利に働いた。特に、大学野球においては、その人気の要因の一つとして実力の高さがあったが、こうした空白期間の存在はそれを低下させ、また回復させるためにも時間が必要となった一方で、プロ野球は、終戦の前年まで試合が行われており、また在籍期間や年齢にも基本的に制限がないことから、大学野球よりもそうした影響が少なく、結果、相対的な実力差がここで縮小したことが、戦後のプロ野球の観客数増加にも影響を及ぼしたとも考えられる。

---

<sup>533)</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、229および247頁。

## 第5章 教育の一環としての学生野球

本稿ではこれまで、我が国の野球の歴史を辿りつつ、学生野球において求められる方向性や理念について検討してきたなか、本章では最終的にそれを、学生野球と教育の関係にまでテーマを絞って論じていく。

2013年には、プロ野球に在籍した者が高校野球で指導を行うにあたり、2年間の教員実績が必要であった点が改正され、学生野球資格回復研修を受けることで指導が可能となった。ここには、高校野球側による譲歩の姿勢が窺えるが、それでもなお研修が存在しており、完全に指導の機会を解放したものではない。一方で、こうした研修の中に、これまで存在していた制限の背景やその理由を見ることができ、この改正によって、これまでよりもプロ野球に在籍してきた者による学生野球への指導の機会が増加することが予想できるなか、これら学生野球側が伝えたいとした点をしっかりと認識する必要がある。

もちろん、ここでの認識は、かつてプロ野球に在籍した者にだけ求められるものではなく、学生野球に関わるものすべてに求められるものであり、またその認識をさらに深いものとするためには、その経緯や背景に至るまで知る必要があり、本稿で我が国の野球を歴史的にも検討してきた理由はここにある。

そこで本章では、まず戦後、学生野球側が自治を回復した経緯と、そこで示した方向性を明らかにすると同時に、戦後新たなかたちで表出した問題点に対し、そうした学生野球側による対応からも、その方向性をさぐる。そして、最後に、学生野球がプロ野球に対して守ったとするアマチュアリズム、また教育の一環として示してきたその内容について検討を加え、それらを、近年改正された野球憲章や、学生野球資格回復研修の内容と照らし合わせつつ、今後の学生野球における指導にて求められる考え方や方向性を明らかにする。

### 第1節 学生野球による自治の回復

#### 1. 学生野球協会の誕生と基準要綱の制定

1946(昭和21)年に指導委員会が結成されたが、そこでの任務は、「日本学生野球協会(以下、学生野球協会)」の結成準備であり、それまでの期間における中等学校以上の学生野球に関する重要事項の審査及びその施行の指導監督、さらに「学生野球の指導監督の拠りどころ」となる基本法としての「学生野球基準要綱」の制定である<sup>534</sup>。つまり、指導委員会は、学生野球における自治を確立させるための暫定的な組織であり、すぐに「協会設立」

<sup>534</sup> 外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」、『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、19頁。ここでは、戦後の学生野球の復活が目覚ましいなかで、「附随する弊害も急激に増大する情勢下」にあるとしている。



および「ルール作り」に取りかかることになる。そして、そこでの方向性は、「学生野球が教育の本義に則り学生スポーツの精神を発揮するものであることを、其の不可欠の要件」とするものであり、学生野球のみが国からの統制を受けた事実を鑑み、深く自粛反省したうえで、今後における学生野球の職業化や興行化について「断乎としてこれを排撃」し、「眞の民主主義理念に立脚し、明朗眞摯なる学生スポーツの精神に則り、学生野球の適正健全なる発達を期する」ことであった<sup>535</sup>。そして戦後、学生野球が目覚ましい復活をとげるなか、これに付随する弊害もまた急激に増大する情勢下にあった一方で、統制令は「有名無実化」されており、戦前にも増して、学生野球の「墮落の危険」、「野球無軌道時代を現出」させる懸念もあった<sup>536</sup>。

そうしたなか、8月の指導委員会の結成以降、常任指導委員会および起草委員会、文部省への経過報告を経て<sup>537</sup>、1946（昭和21）年12月21日、指導委員会を「発展的に解消」のうえ日本学生野球協会（以下、学生野球協会）を誕生させると同時に、学生野球基準要綱（以下、基準要綱）が制定された<sup>538</sup>。学生野球協会は、「全国大学野球連盟」、「全国高等学校野球連盟」、「全国専門学校野球連盟」、「全国師範学校野球連盟」および「全国新制高等学校野球連盟」を以て組織されており、各連盟の構成については別に各々の連盟規約を持ちつつ、その本部は学生野球協会内に置かれ、初代会長には安部磯雄が就任した<sup>539</sup>。また、協会の誕生と同時に、協会での最も重要な機関として、学生野球の指導及び監督に関する重要事項を調査審議するための審査室が設けられるが、これは、ここに対して会長も審査に意見を述べることはできるものの表決の数に加わることはできず、また決定には拘束されるとした「司法権の独立」に匹敵するものでもある<sup>540</sup>。つまり、学生野球における審査室とは、そこでの審議を信頼しつつ「学生野球の本義に違背し、または、違背する恐れのある場合に断々乎として学生野球の真使命を教えるところであり、学生野球のまじめを護り抜くところ」としての、指導監督の最終決定を委ねる権威ある存在であり、またそこでの裁きを、あくまで厳正、公正なものとして扱うための「基本法」となるものが基準要綱となる<sup>541</sup>。このように、学生野球側による自治の基礎が作り上げられたことで、1947（昭

<sup>535</sup> 「学生野球指導委員会結成の趣意書」日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、10頁。

<sup>536</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、92頁。および、外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、19頁。

<sup>537</sup> 深草直臣「『野球統制令』の廃止と『対外競技基準』の制定過程の研究」『立命館教科学研究 第2号』、1992年、114頁。

<sup>538</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、92-93頁。および、外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、19-20頁。

<sup>539</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、92頁。

<sup>540</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、93頁。なお審査員は、安部会長により、以下の6名が依頼を受けている。「小泉信三／慶應義塾大学総長（初代室長）」、「島田幸一／早稲田大学総長」、「野上豊一郎／法政大学総長」、「田尻常雄／横浜経済専門学校元校長」、「桜井弥一郎／慶應義塾大学先輩」、「飛田忠順／早稲田大学先輩」。

<sup>541</sup> 日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、93頁。および外岡茂十郎「学生野球

和 22) 年 5 月 21 日、文部省は、「昭和七年文部省訓令第四號（野球の統制並びに施行に関する件）はこれを廢止する」とする文部省訓令第六號を、直轄学校、私立大高等専門学校、都道府県宛に発し、正式に学生野球が自治を回復させることとなった<sup>542)</sup>。

## 2. 基準要綱の特徴と統制令との比較

学生野球協会の最重要機関でもある審査室によって最終決定を委ねる際の指導および監督の基準ともなる基準要綱は、先の統制令における学生野球を善導する主旨においてはそのまま引き継ぎつつ、学生野球協会が取り扱ううえで義務教育を担当している学校の野球を管理するのは「不適當」との判断から、中等学校以上の学生野球、つまり新制高等学校および新制大学（旧制の大学高等学校及び専門学校を含む）にその対象を限定し、第一部に「新制高等学校に関する事項」として 12 項目、第二部に「新制大学野球に関する事項」として 14 項目を別々に記し規律する方針をとった<sup>543)</sup>。なお、以下に基準要綱の各項目における統制令との違いを記す。

### ■ 統制令（昭和七年文部省訓令第四号／野球の統制並びに施行に関する件）

[1932（昭和 7）年]

一	小學校ノ野球ニ關スル事項
二	中等學校ノ野球ニ關スル事項
三	大學及高等專門學校ノ野球ニ關スル事項
四	入場料ニ關スル事項
五	試合褒賞等ニ關スル特殊事項
六	應援ニ關スル事項

### ■ 学生野球基準要綱

一	中等學校野球ニ關スル事項
二	大學、高等学校及ビ専門学校ノ野球ニ關スル事項

---

再建の経緯」『學生野球要覽』、日本学生野球協会、1954 年、21 頁。

<sup>542)</sup> 木下秀明監修『戦後体育基本資料集 第 5 巻』、大空社、1995 年、115 頁。および川島虎雄『日本体育史研究』、黎明書房、1982 年、180 頁。

<sup>543)</sup> 外岡茂十郎「學生野球再建の経緯」、『學生野球要覽』、日本学生野球協会、1954 年、20-21 頁。また、日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984 年、25 頁。なお、1947（昭和 22）年の教育基本法により 9 年間普通教育が義務付けられ、さらに同年の「学校教育法」によって、小学校の修業年限が 6 年、中学校（新制）が 3 年と改められたことにより、中学校の野球も野球協会の指導・監督から外されている。

## 《学生野球基準要綱》

### 一、中等学校野球ニ関スル事項

一、

中学校ノ野球ニ関シテハ各都、道、府、県ノ野球聯盟又ハ之ニ準ズルモノ（以下野球連盟ト称ス）ニ於テ全国中等学校野球聯盟ヲ通ジテ日本学生野球協会ノ指導ノ下ニ之ヲ監督スルモノトス

統制令では、「府縣ノ體育團體」もしくは、これらが設置されていない場合は、「府縣學事等局者」ならびに「中等學校長ト密接ナル聯絡ヲ有スル中等學校體育聯盟」、また「中等學校野球聯盟」が設置されており、これが府県内での中等学校の野球を統制している場合は、この団体が統制にあたることを妨げないとしていた。一方、基準要綱においては、「各都、道、府、県ノ野球聯盟又ハ之ニ準ズルモノ」が直接監督を行うものの、それは学生野球協会の指導の下で行うものとしている。

二、

各都、道、府、県ノ中等学校野球聯盟ニ加入シ得ル学校ハ中等学校令ニ依ルモノトス

連盟加入規程につき統制令には記載なし。

三、

選手ハ學校長ニ於テ学業、身体、人物等適当ト認メタルモノニ限ルコト、但シ大会等ニ際シテノ出場選手資格ニ関シテハ更ニ主催団体ニ於テ定メタル大会規定ニヨルモノトス

統制令での選手資格には、「選手ハ父兄ノ承認竝學校醫ノ健康證明アルモノニ就キ學校長之ヲ選定スルコト」とあった。なお基準要綱では、父兄の承認及び学校医による健康証明を必要としないが、代わりに校長が「学業」、「身体」、「人物」を認めた者に限るとした。

また大会の出場資格においては、統制令では「當該學年ニ於テ原級ニ止リタルモノニアラザルコト轉入學若ハ中途入學ノ者ハ入學後一ケ年以上ヲ通過セルモノニ限ルコト」として留年や編転入に関する規定を定めていたが、基準要綱ではそれらを主催団体の「大会規定」によるとして具体的に触れていない。これは、例えば「選手の引き抜き」に関する点にからは規制を緩めたように窺えるが、一方で戦後の混乱期による生活圏の移動による「転入学」や「中途入学」の場合もあったことから、そうした学生たちへの配慮であるとの捉え方もできる。

四

中等学校野球チームノ参加シ得ル試合ハ左記ニ依リ開催セラルルモノトス

イ、全国大会ハ全国中等学校野球聯盟ノ主催シタルモノ

ロ、地方大会（近接セルニ都道府県又ハ数都道府県ニ亘ルモノ）ハ関係都道府県ノ野

<p>球聯盟ノ主催シタルモノ</p> <p>ハ、都道府県大会ハ都道府県ノ野球聯盟ノ主催シタルモノ</p> <p>ニ、都道府県ヲ異ニスル二校間ノ試合ハ各其ノ關係都道府県野球聯盟ノ承認ヲ得テ開催スルコト</p> <p>ホ、同一都道府県内ニ存スル二校間ノ試合ハ双方学校長ノ責任ノ下ニ開催スルコト</p>
--

統制令による中等学校生徒の参加し得る野球の試合の条件は以下のとおりであった。

大会規模	主催・公認	回数	その他条件
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全国的優勝大会</li> <li>➤ 全国的選抜大会</li> </ul>	文部省	各年1回	明治神宮体育大会はここに含めない
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地方的大会 (参加校が近接する2府県もしくは数府県にわたる試合)</li> </ul>	関係府県体育団体の共同主催もしくは文部省の公認	同一府県の参加回数は年1回	全国的優勝大会の地方予選を別に行う場合はこれを含まない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 府県大会</li> </ul>	府県の体育団体の主催もしくは文部省の公認	年1回	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一府県内における三校以上の学校間での試合</li> </ul>	府県体育団体の主催もしくは関係学校共同主催のもと府県体育団体の公認	規定なし	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一府県内の二校間での試合</li> </ul>	両校共同主催	規定なし	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 府県を異にする二校間の試合</li> </ul>	当該学校主催のもとその属する府県体育団体の公認	規定なし	

このように、統制令では主催と共に、大会の規模によって府県体育団体もしくは文部省による公認が必要であったが、基準要綱においては主催先や承認先の規定に留め、また回数についても特に規定を設けていない。

<p>五</p> <p>中等学校ノ野球試合ニ於テハ入場料ヲ徴収セザルヲ原則トス、但シ入場料ヲ徴収スル場合ニ於テハ次ノ事項ヲ厳守スルコト</p>
<p>イ、全国大会地方大会ニアリテハ全国中等学校野球聯盟、一都道府県内ノ大会並ニ試合ニアリテハ其ノ当該都道府県野球聯盟ノ承認ヲ得ルコト</p> <p>ロ、大会又ハ試合終了後入場料徴収ノ承認ヲ得タル聯盟ニ速カニ収支決算ヲ提出スル</p>

コト

ハ、入場料の使途ハ大会又ハ試合ヲ開催スルニ必要ナル経費、参加学校ニ於ケル体育ノ普及発達ニ必要ナル経費ノ充当ニ限定セラルベキコト

基準要綱では、中等学校の野球試合では入場料を徴収しないことを前提としている。ただ、徴収する場合においては、統制令では「府縣體育團體ニ於テ主催スルカ若ハ文部省ニ於テ公認シタル」試合に限り可能とし、そこで「文部省ノ承認」が必要としていたが、基準要綱では、その承認を全国中等学校野球連盟、もしくは該当都道府県野球連盟へと改めた。また入場料収入の使途において、統制令では下記の４種を上から順に認めるものとし、特に（三）、（四）に充当する場合においては、その事情を文部省へ説明した上で承諾が必要としていたが、基準要綱においては、そうした優先順位は設けられていない。

(一)「当該試合ヲ開催スルニ必要ナル経費」

(会場費・試合施行に要する経費・試合参加並びに準備に要する経費・その他の雑費)

(二)「主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル経費」、

(三)「参加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル経費」

(四)「各種體育運動ノ普及発達ニ必要ナル経費」

六

選手ハ自校又ハ出身校ヲ背景トスルクラブチーム以外ノ試合ニ出場スルコトヲ得ズ、但シ学校長並ニ所属聯盟ノ承認アル場合ハ此ノ限りデナイ

統制令では、「『クラブチーム』ニ加ハリ試合ニ出場スルヲ得ザルコト」とある。ただし、下記の条件を全て満たしている場合は可能としていた。

- ▶ 学校長の許可がある
- ▶ 収入を伴わない試合である
- ▶ 府県体育団体の承認を得ている
- ▶ 学校を背景とするチームである

なお基準要綱では、「自校又ハ出身校ヲ背景トスルクラブチーム」での試合への参加が可能となり、また学校長及び所属連盟の承認があれば、それら以外の試合においても出場が可能となった。

七

選手ノ参加セルクラブチームノ試合ニ関シテハ総テ本規程ガ準用セラルベキコト

統制令において、参加するクラブチームの試合に関する記載はない。

八

コーチヲナシ得ル者ハ中等学校教員有資格者又ハ之ニ準ジ得ベキ者（例ヘバ大学令ニヨル学部ノ学生又ハ高等学校、専門学校ノ最終学年在学中ノ者）ナルコト

統制令ではコーチに関する規定はなかったが、基準要綱では中等学校教員の有資格者、大学生、高等学校、専門学校における最終学年の在学者などに限定した。

九

選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フコト及ビコーチヲ受クルコトヲ得ズ、但シ職業選手タリシ者ニシテ本協会審査室ニ於テ適性ヲ認定サレタ者ハ此ノ限りデナイ

統制令では中等学校の生徒とプロ野球との関わり方において、「学校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ学校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニアラザルコト」として、基本的に職業野球の選手との試合を禁止していたが、基準要綱ではその方向性を踏襲しつつ、その範囲を「職業選手タリシ者」、そして「コーチヲ受クルコト」にまで拡大した。なお、「職業選手タリシ者」に対しては、学生野球協会の審査室にて適性を認定されることによる試合や指導への可能性が記されている。

十

選手ハ選手タルノ故ヲ以テ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ他ヨリ学費、生活費等ヲ受クルコトヲ得ズ

統制令では、「選手ハ選手タルノ故ヲ以テ学校又ハ学校ヲ背景トスル團體ヨリ学費其ノ他ノ生活費ヲ受クルヲ得ザルコト」とあり、「学校又ハ学校ヲ背景トスル團體」以外からの金銭的な支援において規定していなかったが、基準要綱においては、「如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ」として、そうした支援先の範囲を定めることなく、選手であることを理由とした学費や生活費などの受け取りを禁じた。

十一

生徒ノ組織スル応援団ハ常ニ教育ノ本義ニ則リテ行動シ、団員ノ行動ニ関シテハ当該学校ガ一切ノ責ニ任ジ、当該学校野球部ハ第十二項ノ制裁ヲ受クルコト

統制令においては、応援に関する規定を「応援ニ關スル事項」として下記の通り個別に扱っていた。

#### 《統制令》

#### 六、応援ニ關スル事項

- 一、応援ハ当該試合主催者及学校當局者ノ承認セル場合ニ限り之ヲ行ヒ得ルコト
- 二、學生生徒ガ応援團ヲ組織スル場合ハ左ノ條項ヲ遵守スルコト
  - (一) 応援團ハ当該学校ノ職員、學生、生徒ノミヲ以テ組織スルコト
  - (二) 応援團ハ豫メ其ノ責任者ヲ定メ当該試合ノ主催者ニ届出ヅルコト

- (三) 應援團ハ當該學校ノ當局者若運動部ト十分ナル聯絡ヲ保ツベキコト
- 三、應援ノ方法トシテハ學校當局者、試合ノ主催者、關係學校應援團ノ間ニ十分ナル協議ヲ遂ケ特ニ左記事項ニ關シテハ之ヲ嚴守スベキコト
- (一) 應援ハ學生生徒ノ本分ヲ體シ運動競技ノ精神ニ從ヒテ之ヲ行ヒ苟モ試合ノ妨害トネルガ如キ事ハ一切之ヲ行ハザルコト
- (二) 應援團ノ服装ハ當該學校ノ制服制帽ニ限ルコト
- (三) 廣告、宣傳等ニ利用セラルル虞アル物品ヲ一切使用セザルコト
- (四) 應援ノ爲濫リニ多額ノ經費ヲ費サザルコト

基準要綱では、こうした統制令での応援団を組織するうえで承認や、その他の具体的な制限を定める代わりに、「教育ノ本義」といった抽象的な理念を判断の基準とし、そこから逸脱した場合、新たに次項における「警告、謹慎、出場禁止」等の制裁を加える場合があるとした。

## 十二

学生野球ノ本義ニ違背シ又ハ違背スル虞アルトキハ日本学生野球協会ハ審査ノ上當該野球選手又ハ當該選手所属學校野球部ニ對シテ警告、謹慎、出場禁止ヲ爲シ又ハ當該野球部除名ノ処置ヲ爲シ得ベキコト

統制令は文部省による訓令として発せられたものであり、それ自体が法規的性質は持っていなかったが、基準要綱では新たに「罰則規定」を設けた。そして上記、応援における規定での「教育ノ本義」同様、ここでも「学生野球ノ本義」といった抽象的な理念を用いそれを判断基準とした。

## 二、大学、高等学校及び専門学校ノ野球ニ関スル事項

### 一

試合ハ總テ學業ニ支障ナキトキニ之ヲ行フベク、春秋各シーズンハ三ヶ月ヲ超ユルヲ得ザルコト 但シ休暇ニ於ケル試合ハ此ノ限りデナイ

統制令での中等学校の野球においては、学業に支障のない時に行うように記されているが<sup>544</sup>、試合開催の時期について具体的な記載はなく、シーズン制の採用として基準要綱で新たに規定されたものである。なお、ここでも「学業ニ支障ナキトキ」と記されているよう

<sup>544</sup> 統制令「中等學校ノ野球ニ關スル事項」の三にて「試合ハ總ジテ學業ニ支障ナキ時ニ行フベク特ニ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フコト但シ荒天等ノ爲之ニ據リ難キ場合ハ特ニ府縣體育團體ノ承認ヲ得ルコト又運動場配置等ノ關係ニヨリ之ニ據リ難キ特別ノ事情アル府縣ニ於テハ當該府縣體育團體ニ於テ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ルコト」とある。

に、学業を重視する姿勢が窺えるが、一方で、中等学校に対してはここでの「シーズン制」に関する規定がないものの、「その精神に於て大学野球の場合と相違のあろう筈はない。」としている<sup>545)</sup>。

二

大学、高等学校及び専門学校ノ野球ノ大会又ハリーグ戦ヲ主催スル団体ハ其ノ役員中ニ関係学校ノ責任者ヲ加ヘルコト

常置ノ主催団体ハ豫メ毎年ノ事業概要並ニ経理方法ヲ二月末日マデニ日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト

常置ノ団体以外ノ団体ガ主催スル場合ハ試合ノ施行並ニ経理方法ヲ具シ試合開始一週間前豫メ日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト

前記ノ事項ニ変更ヲ生ジタル場合ハソノ都度日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト

統制令では、団体の運営やそこでの役員に関しては下記の通りとしていた。

#### 《統制令》

#### 三、大學及高等専門學校ノ野球ニ關スル事項（一、二、三のみ）

一、全國的大會、地方的大會若ハ聯盟試合ヲ開催スル常置ノ團體ハ其ノ役員中ニ關係學校又ハ其ノ體育會（又ハ運動會）ノ責任者若クハ野球部長ヲ加ヘ豫メ團體ノ代表者ニ於テ左記事項ヲ具シ文部省ニ報告シ其ノ公認ヲ受クベキコト但シ關係學校多數ノ爲全部ノ學校ヨリ役員ヲ加ヘ難キ場合ハ適當ノ員數ニ制限スルモ妨ゲナキコト

- (一) 團體ノ名稱
- (二) 事務所ノ所在地
- (三) 團體代表者ノ氏名
- (四) 團體組織ニ關スル規定
- (五) 事業施行ニ關スル規定
- (六) 経理ニ關スル詳細ナル規定

前記各號ノ事項ニ變更ヲ生ジタル場合ハ其ノ都度文部省ニ報告シ其ノ承認ヲ得ベキコト

二、前項ノ常置ノ團體ハ毎年度ノ始メニ於テ其ノ年度ノ事業豫定並収支豫算及前年度ノ事業概要並収支決算ヲ文部省ニ報告スベキコト

三、第一項ノ常置團體以外ノ團體ニ於テ全國的大會、地方的大會、聯盟試合若ハ是等ニ準ズル試合ヲ開催セントスルトキハ參加學校長承認ノ下ニ試合ノ施行並経理方法ヲ具シ試合開催前豫メ文部省ノ公認ヲ受クベキコト

<sup>545)</sup> 外岡茂十郎「學生野球再建の経緯」、『學生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、22-23頁。



このように統制令では、団体における役員は、文部省の公認を受けた関係学校または体育会（運動会）の責任者、もしくは野球部長が就くこととしていたが、基準要綱では、「関係学校ノ責任者」として、その立場を限定していない。また、団体における収支報告等の方法について、統制令では年度初めに「事業予定」、「予算」、「前年度の事業概要」、「収支決算」を文部省に報告することが求められたが、基準要綱では、毎年学生野球協会に対して予め「事業概要」と「経理方法」を報告するにとどめつつも、新たにその期限を2月末日までとした。さらに、統制令では常置の団体以外の団体が大会等を開催する場合、参加する学校の学校長の承認を受け、経理方法についても試合の開催前に予め文部省による公認が求められていたが、基準要綱では試合の施行方法や経理方法については学生野球協会へ報告することが求められ、その期限を1週間前までとした。さらに、これらについて変更が生じた場合は、都度学生野球協会へ報告が必要となることが追加されている。

三 両校対校試合ハ該当学校ノ主催ノ下ニノミ行ハルベキコト
四 両校ガ所在都道府県ヲ離レテ試合ヲ行フ場合ハソノ件ニ関シ豫メ日本学生野球協会ノ承認ヲ得ベキコト

統制令では、対抗試合を行う際、それぞれの学校長の承認が必要であり、以下の場合はさらに学校を通じて予め文部省の承認も必要であるとした。

- ▶ 入場料を徴収する場合
- ▶ 当該学校がいずれも所在する府県を離れて試合を行う場合

基準要綱では、報告先が統制令での文部省から学生野球協会へと変更されているが、その他は基本的に同じ方針となっている。

五 入場料ハ入場者ノ整理ヲ爲シ試合及ビ練習ニ要スル経費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徴収シ得ルコト、但シ学校長及ビ日本学生野球協会ノ承認アル場合ハ此ノ限りデナイ
---

統制令では、入場料を徴収する場合は、まず文部省の承諾を必要とし、その試合の終了後に「用途ニ於テ収支ヲ遅滞ナク文部省ニ報告スベキコト」とされていた。そしてさらに用途においては、下記の（四）に充当する場合は「其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ベキコト」としていたが、中等学校の野球では「二ノ（三）、（四）ニ充當セントスル場合」とあることから、大学および高等専門学校の野球ではその範囲が広められていたことになる。

（一）「当該試合ヲ開催スルニ必要ナル経費」

（会場費・試合施行に要する経費・試合参加並びに準備に要する経費・その他の雑費）

- (二)「主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル経費」、
- (三)「参加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル経費」
- (四)「各種體育運動ノ普及發達ニ必要ナル経費」

なお、前述のとおり統制令では充当する場合の優先順位が決められていたが、基準要綱ではそうした優先順位は示されておらず、また中等学校の野球での「入場料ヲ徴収セザルヲ原則トス」とした方向性ではなく、「入場者ノ整理」や「試合及び練習ニ要スル経費」に充当する場合には可能であるとした。一方で、中等学校の野球では、大会や試合での経費以外において、「参加學校ニ於ケル体育ノ普及發達ニ必要ナル経費」を認めていたが、ここでは「試合及び練習ニ要スル経費」とされていることから、その範囲がより限定されていると言える。

#### 六

入場料ヲ徴収シタ場合ニハ主催団体ノ代表者又ハ当該學校ノ責任者ハ大会、リーグ戦又ハ対校試合終了後遅滞ナク詳細ナル収支決算報告書ヲ日本学生野球協會ニ提出スベキコト

統制令では、「入場料ヲ徴収シタル場合ハ終了後其ノ収支ヲ遅滞ナク文部省ニ報告スベキコト」としていたが、基準要綱では、その提出先を学生野球協会とし、さらに「詳細ナル」とする文言が追加された。

#### 七

選手ハ學校長ニ於テ身体、学業、人物等適当ト認メタルモノニ限ルコト、但シ大会、リーグ戦又ハ対校試合ニ出場スル選手ノ資格ニ関シテハ総テ本規約ノ規程ガ準用セラルベキコト

統制令では、大学および高等専門学校の選手の資格として、学校医による健康証明を受け、学校長が適当と認めることが必要としていたが、基準要綱では、中等学校の場合と同様、「身体」、「学業」、「人物」等において学校長による承認が必要であるとなっている。なお、中等学校での大会における出場選手資格には、「更ニ主催団体ニ於テ定メタル大会規定ニヨルモノトス」とあるが、ここでは「総テ本規約ノ規程ガ準用セラルベキ」とされている。

#### 八

選手ハ自校又ハ出身校ヲ背景トスルクラブチーム以外ノ試合ニ出場スルヲ得ザルコト

統制令では、大学および高等専門学校の選手が、「在籍」または「出身校」を背景とするクラブチーム以外に加わっての「優勝大會若ハ之ニ準ズベキ試合」への出場を禁止しつつ、文部省の公認する「常置團體」、また文部省の承認を得て構成された全国または地方選抜のチームに参加する場合は可能としていたが、基準要綱では、出場可能となるのは「自校」もしくは「出身校」を背景とするクラブチームのみで、それ以外のクラブチームや選抜チーム

への参加については禁止した。

九

選手ノ参加セルクラブチームノ試合ニ関シテハ総テ本規約ノ規程ガ準用セラルベキコト  
中等学校の場合と同様、統制令では大学および高等専門学校の選手が参加するクラブチームの試合に関する記載はない。

十

選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フヲ得ザルコト、但シ職業選手タリシ者ニシテ本協会審査室ニ於テ適性ヲ認定サレタ者ハ此ノ限りデナイ

統制令では職業野球の選手との関わり方について、中等学校と同じく「学校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニアラザルコト」とあったが、基準要綱でも中等学校と同じくその対象を「職業選手又ハ職業選手タリシ者」としながらも、中等学校での「コーチヲ受クルコトヲ得ズ」の部分がここでは省かれている。

十一

選手ハ選手タルノ故ヲ以テ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ他ヨリ学費、生活費等ヲ受クルヲ得ザルコト

統制令では、中等学校と同じ扱いで「選手ハ選手タルノ故ヲ以テ學校又ハ學校ヲ背景トスル團體ヨリ学費其ノ他ノ生活費ヲ受クルヲ得ザルコト」とあり、「學校又は學校ヲ背景トスル團體」以外からの金銭的な支援において規定していなかったが、基準要綱においても中等学校と同じく「如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ」とあり、支援先の範囲を定めることなく、選手であることを理由とした学費や生活費などの受け取りを禁じた。

十二

選手ハコーチ、審判等ヲ行フニ當リ旅費、宿泊費其ノ他当然必要ナル経費以外ノ金品等ヲ受クルヲ得ザルコト

統制令では、「選手ハ『コーチ』審判等ヲ行フニ當リ旅費、宿泊費、其ノ他當然必要ナル経費以外ノ金品ヲ受ケザルコト」とあり、基準要綱でもその方向性が引き継がれている。なお、ここでの制限は中等学校に対しては特に記されていない。

十三

学生又ハ生徒ノ組織スル応援団ハ常ニ教育ノ本義ニ則リテ行動シ团员ノ行動ニ付テハ当該学校ガ一切ノ責ニ任ジ当該学校野球部ハ第十四項ノ制裁ヲ受クルコト

統制令では、応援団について「応援ニ關スル事項」として、中等学校の野球と大学及び高等専門学校の野球に関する事項とは別に取りまとめている。なお、ここでの内容は中等学校

と同様であり、「教育ノ本義」に則り、当該学校が責任を持ち、状況により協会から選手や野球部に対して「警告」、「謹慎」、「出場禁止」「野球部除名」等の処置がなされるとしている。

#### 十四

学生野球ノ本義ニ違背シ又ハ違背スル虞アルトキハ日本学生野球協会ハ審査ノ上当該野球選手又ハ当該選手所属学校野球部ニ対シ警告、謹慎、出場禁止ヲ爲シ又ハ当該野球部除名ノ処置ヲ爲シ得ベキコト

中等学校の場合と同様、大学及び高等専門学校に対しても統制令ではこうした罰則規定は設けられていない。なお、ここでの文面は中等学校と同じである。

### 3. 基準要綱からみる学生野球のめざす方向性

1947（昭和22）年5月30日に文部省より出された発体六八号での「学生野球の施行について」にて、統制令が廃止されたことで、「中等学校舊制度以上の対外的競技会その他これに準ずる対外的行事の施行については主として新たに組織された日本学生野球協会の自主的統制管理に一任する」と記されているように、学生野球は協会の設立、基準要綱の制定により15年ぶりに自治を取り戻した<sup>546</sup>。そして設立された協会には審査室が設けられ、そこでの裁きは「飽くまで厳正であり、公平」であることから、そうした裁きを待つことは「あたかも神の裁きを待つが如き」ものであるともされた。さらに基準要綱は、学生野球の統制令に代わるべき学生野球の本義を守り抜く「指導及び監督の基準」であり、統制令からの移行に際しては、文部省から学生野球協会への承認等を除いて、以下のような修正、追加、削除などの改正が加えられた。

■ 修正が加えられた事項
➤ 選手資格
➤ 試合や大会の条件
➤ 試合での入場料の徴収とその用途
➤ クラブチームでの出場条件
➤ 職業野球との関わり方
➤ 学費、生活費に関する件
➤ 応援に関する件
■ 新たに追加された事項

<sup>546</sup> 木下秀明監修『戦後体育基本資料集 第5巻』、大空社、1995年、115-116頁。

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 罰則規定</li> <li>➤ 指導者の条件</li> <li>➤ 試合の時期に関する件</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 削除された事項</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中等学校における試合の時期</li> <li>➤ 試合に参加する際の旅費滞在費に関する件</li> <li>➤ 個人の資格による入場料徴収のある試合への参加の件</li> <li>➤ 中等学校におけるコーチ、審判を行う際の経費の取扱いの件</li> </ul>

なお、こうした変更点から新たな基準要綱での方向性が窺えるが、これについて神田は、「シーズン制の採用」、「学生野球濫用の防止」、「アマチュアリズムの確立」、などに分けて説明している<sup>547</sup>。

#### ■ シーズン制の採用

「シーズン制の採用」において、その目的を「野球に熱中するの余り、学業を怠らしむるが如きことがあつてはならない」として、学生としてはまず学業が大切であることを強調している。これは、基準要綱における「試合ハ総テ学業ニ支障ナキトキニ之ヲ行フ」の部分からも読み取れるが、神田は、「学生選手は善良なる学生でなくてはならず、善良なる学生でなくては、学生選手になれないと云うところに、学生野球の尊厳もあるし、アマチュアスポーツの純潔も生まれてくる」とし、もしも野球が学生生活の全部を占めるようなことがあれば、「最早善良なる学生ではあり得ない」として、学生野球の選手として勉学を重んじことを重視している。そうしたことから、「春秋各シーズンハ三ヶ月ヲ超ユルヲ得ザルコト」として、この間にリーグ戦、対抗戦、地方遠征などを行うシーズン制を採用し、「学業の為め生活」を確保する方針を示した。また、このシーズン制は、基準要綱の第一部、中等学校の野球に直接的な規定はないものの、「その精神に於て大学野球の場合と相違のあろう筈はない」としており、中等野球においても学業を重視する方向性が窺える。

なお、シーズン以外の期間については、「一切野球から遠ざかることを建前」にするとしながらも、下記の範囲内での練習については、「授業に支障を来さざる場合」において各学校の責任者の考えで可能とした。

- ① 練習は軽いトレーニング程度に止めること
- ② 練習試合を行う場合は同一市又は町の学校間に於て行うこと

<sup>547</sup> 外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」、『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、21-27頁。この他、「応援団の問題」についても個別に説明を加えている。なお、以下「シーズン制の採用」「学生野球濫用の防止」、「アマチュアリズムの確立」における説明で特に注釈がない場合は同書に拠る。

- ③ 球場は自校の運動場を使用することを本則とし、同一球場に以て数組の試合を行わ  
ざること
- ④ 入場料又はこれに類するものは一切徴収せざること
- ⑤ 他府県への遠征は、仮令練習試合の名目に於ても認められざること

#### ■ 学生野球濫用の防止

学生野球濫用の防止については、「学生野球を利用せんとする不純性を断乎排撃」し、「アマチュア精神を死守し且つ顕揚」することが必要である。学生野球が教育の一環でありながらも、かつて「一般大衆の享樂の具に供せられる興行の存在」となり、学生選手に対して「寄席芸人としての軽業選手の役割を強要」するなど、抛るべき軌道を失い結果的に統制令の発令を招いたことから、「種々の他の目的のために利用されることを防止」するため、基準要綱では大会を主催する団体の構成や、入場料の徴収使途などにおいて、制限、届出又は承認の手続きを用いた。

#### ■ アマチュアリズムの確立

アマチュアリズムについての問題は、「学生野球の興行化として長い間議論されて来たもの」であり、「問題の解決には頗る困難なものがある」ものの、「学生野球の健全なる発達を期するためには、是非共明確にして置かねばならない根本的な問題」であるとした。そこで、基準要綱では、職業選手または職業選手たりし者との関係において制限を設けつつ、「選手買収主義」の排撃や、「無報酬主義」を明示しているが、これらについて神田は、「選手として何等の恩典も報酬も享けないところに学生野球の限りない尊さがあり、燦然たる輝きがある」と述べている。さらに、「勝たんが為に単なる野球の技術屋を狩り集める」ことは不純であり、「各学校のスタープレイヤーを狩り集めて試合をさせて見せる」ことが、学生野球の本筋ではないとして、クラブチームの参加へも制約を設けているが、ここで、学生野球においては、「精神的な背景を通してチームの行動なり、プレイなり、を眺め得るところに、学生野球が持つ一つの特質があり、魅力がある」として、基準要綱にて許されている「自校又ハ出身校ヲ背景トスルクラブチーム」に参加する際も、「学生選手が参加した以上は、クラブの先輩も試合態度に、また遠征した場合ならその生活態度に、学生選手の昔に還つて頂き度い」としている。

基準要綱では、「二、大学、高等学校及び専門学校ノ野球ニ関スル事項」での「常置ノ主催団体ハ豫メ毎年ノ事業概要並ニ経理方法ヲ二月末日マデニ日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト」、「常置ノ団体以外ノ団体ガ主催スル場合ハ試合ノ施行並ニ経理方法ヲ具シ試合開始一週間前豫メ日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト」において「二月末マデ」、「開始一週間前」など、具体的な期限などを新たに設けた一方で、シーズン制においては3か月という期間を設けつつも、「学業ニ支障ナキトキ」として具体的な時期や、試合の回数、平日の試合の可

否等については具体的に触れられていない。また選手資格においても、学校長による「学業」「身体」「人物」等による判断とし、さらに罰則においても、「学生野球ノ本義ニ違背シ又ハ違背スル虞アルトキ」とあるように、その基準が明確でない点もある。そして自治の回復に際し、新たに審査室のような自浄機能を持つ部門を設置したことは、それだけでも、「学生野球の本義に違背又は違背する虞」を抑止する効果が期待できるが、一方で中村（2007年）は、昭和初期、統制令の発令前における東京六大学の諸問題にて焦点を当てられていた連盟役員たちの不正や職権の乱用、監督が持つ権限の範囲などにおいて具体的に触れられておらず、さらに審査室の委員たちの掲げる「学生野球の正道」といった抽象的な理念が基準となることで、そこでの処分を武器として、選手やチームを統制しうるシステムとして作りあげられる危険性について指摘している<sup>548</sup>。

基準要綱における「学生野球の本義」や「学生野球の正道」などの抽象的な理念に対する解釈は、それぞれの立場での判断や認識となることから、すべての事項において人々の見解が一致しないことも十分考えられる。ただ、基準要綱を制定した大きな目的の一つが自治の回復であったことから、細部にわたる基準やルール作りよりも、まずは抽象的な判断基準による全体的な方向性やルール作りを目指したとの見方もでき、問われるのはここからの自治の実績とそれに伴う改正であると言えよう。

#### 4. 野球憲章への移行

学生野球の指導および監督の基準として作成された基準要綱は、当初より学生野球憲章（以下、野球憲章）を作成させるまでの、「取り敢えず戦後の社会情勢に即応する為の、応急的な臨時処置」の要綱として、「近い将来に於て出現することを始から予想」してのものであった<sup>549</sup>。そして基準要綱を野球憲章へ移行させるにあたり協会は、1949（昭和24）年4月の評議委員会にて憲章の準備手続きを確認し、8月に特別委員会を設置した。そして、そこで委員会案を作成し、10月には審議の内容を整理編纂のうえ原案を理事会に提出する。さらに理事会では、1ヶ月間の研究期間を設けて内容を討議し、新たに修正を加えたうえで理事会案として審議室の議を経ることで、1950（昭和25）年1月22日の評議員総会により野球憲章として最終決定するに至った。

ここでの野球憲章は、基準要綱における主義や精神を引き継ぎつつも、新たに法文の形態をとることで、学生野球における最高の法規として尊重されるべきものとなった。さらに学生野球協会は野球憲章を「誠実に執行する為め」のものとして、その位置付けが明確にされ、その他、学生野球協会の規約の改正と共に、9条からなる審議室規定も作られた。なお野球

<sup>548</sup> 中村哲也「日本学生野球協会の成立と『学生野球基準要綱』の制定：学生スポーツの理念における商業主義と教育」、『一橋スポーツ研究』、2007年、29頁。

<sup>549</sup> 外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」、『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、28頁。以下、ここでの野球憲章制定のながれにおいては同書に拠る。

憲章は、新たに加えられた前文と 4 章 25 条にその構成が変更されたが、下記の前文は、「憲章の各條項を解釈する上に、重要な基準を与える」ものとされ、さらに「試合を通じてフェアの精神を体得する事」や「幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を滋養する事」などが、学生野球を導く理念であるとしている<sup>550</sup>。

われらの野球は日本学生野球として日本人たることと学生たることの自覚を基礎とする。日本人たることを忘れて、学生の持場を逸脱したりしてはわれらの野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値を持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を滋養する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない。この理念を想望してわれらここに憲章を定める。

そして続く第一章の「総則」は二つの条項からなり、ここでこの憲章が「学生野球の健全な発達を図る」とした目的と、「この憲章を誠実に執行するために、日本学生野球協会を設け」られるとした学生野球協会の位置付けが記されている。そして戦後、学制が見直され、新制の大学や高等学校が誕生したことから、この野球憲章においても第二章、第三章はそれぞれ「大学野球」、「高等学校野球」となり<sup>551</sup>、その第二章以下での主な変更点として、まず大学野球での「野球大会又はリーグ戦を主催する団体の役員」において、基準要綱では「主催スル団体ハ其ノ役員中ニ関係学校ノ責任者ヲ加ヘルコト」としていたものを、「関係学校の責任者及び野球に知識経験のある適任者がこれに当る」として、高等学校野球大会と共に「先輩」が加わることを可能とした。そして、「職業選手又は職業選手たりし者」との関係においては、基準要綱では「試合ヲ行フヲ得ザルコト」とあったものを、基準要綱での高校野球と同様、「試合を行い或はコーチを受けること」にまでその範囲を拡大し、一方で、「自校又は出身校を背景とするクラブチーム以外の試合」への出場に関しては、「日本学生野球協会が審査室の議を経て、特別の処置をなしうる」として、その可能性が開かれた<sup>552</sup>。また第三章の高校野球に関しては、入場料の徴収において、これまでのように無料か有料かといったことではなく、入場料を徴収した際の収支や用途において注目すべきであるとして、「入場料ヲ徴収セザルヲ原則」との姿勢から転換している。このように

<sup>550</sup> 「日本学生野球憲章」、『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、1頁。なお、本節での憲章の引用は同書に拠る。

<sup>551</sup> この学生改革により、中等学校野球連盟も、1947（昭和23）年に全国高等野球連盟として改称されている（日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年、107頁）。

<sup>552</sup> なお、「職業選手又は職業選手たりし者」との試合やコーチを受けることに関しても、ここでの「日本学生野球協会が審査室の議を経て、特別の処置をなしうる」対象となっている。



基準要綱と野球憲章には若干の改正点が見られるものの、そこには「学生野球基準要綱は学生野球憲章の生まれるまで為の道案内の役割を果たしてきた」ものとして、その根本的な主義や精神は共通したものであるとともに、学生野球が「自らの手によつて作つた憲章を、自らの手によつて、且つ自らの責任に於て運用していく」とした方向性が示されている<sup>553</sup>。

## 第2節 学生野球における新たな問題点

### 1. プロ野球人気の高まりと佐伯通達

戦後 1947（昭和 22）年より本格的に再開され、1 年目のシーズンより観客動員数が 150 万人を突破したことで、明るい兆しを見せ始めていたプロ野球は、戦前 74 名にまで減少していた選手も、復活後にその登録数が 200 名にまで増加した<sup>554</sup>。またその後、1949（昭和 24）年には観客動員数が 460 万人（542 試合）を突破するまでに人気は急上昇し<sup>555</sup>、その年 8 月の代表者会議では、銀座七丁目の新田ビルの経営権を連盟が買収する決定がなされるなど<sup>556</sup>、運営が安定化されてきたプロ野球へ、新たに参入を目指す企業も出てきたことから、1954（昭和 24）年 11 月 22 日、「現在の日本野球連盟は解体して二大リーグを編成すること」として、セントラルリーグ（以下、セリーグ）およびパシフィックリーグ（以下、パリーグ）による二リーグ制が誕生した。しかし二リーグ制となることで、これまでの一リーグ 8 チームから、セリーグ 8、パリーグ 7 の計 15 チームにチーム数が増加し、その結果、当初から懸念されていたチーム間における「選手の引き抜き」の問題が噴出するが<sup>557</sup>、その状況は、不正な契約が蔓延する救いようのない「空前の無軌道状態」とされるまでに深刻化した<sup>558</sup>。さらに、選手獲得の激化は、契約金や給料の上昇を伴い、各球団の首を絞めることにもなってきたことから、状況を終息させるため、1951（昭和 26）年 2 月に両リーグの協議会で新たにプロ野球機構の結成が決議され、4 月には福井盛太が初代コミッショナーに

<sup>553</sup> 外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」、『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954 年、31 頁。

<sup>554</sup> 上田正一「昭和 21 年度登録選手名簿」、『スポニチビック紙面にみるプロ野球史』、上田印刷、1989 年、672 頁。

<sup>555</sup> 山室寛之『プロ野球復興史』、中央公論新社、2012 年、80 頁。

<sup>556</sup> 「プロ野球公式会議議事録」、『鈴木龍二回顧録』、ベースボール・マガジン社、1980 年、428 頁。なお、同書で鈴木は、ここでの経営権の買収について、「日本野球が、企業としての体制が整ってきた証左」、「プロ野球が黒字になったから可能になった」としている（279-280 頁）。

<sup>557</sup> 「プロ野球公式会議議事録」、『鈴木龍二回顧録』、ベースボール・マガジン社、1980 年、431 頁。ここでは、昭和 24 年 11 月 22 日における代表者会議にて、二リーグ制へと移行するに際し、「選手の無用な争奪防止」のため、「現在施行中の規程、申し合わせを尊重する」ことを確認している。

<sup>558</sup> 山室寛之『プロ野球復興史』、中公新書、2012 年、133 頁。

就任した<sup>559)</sup>。

その後 1953 (昭和 28) 年には、NHK に次いで民間放送としては初めて日本テレビが開局免許を取得し、開局翌日となる 8 月 29 日に後樂園球場での巨人—阪神の戦実況中継を放送したが、以降こうしたプロ野球とテレビ中継の結びつきは、「戦後のプロ野球、とりわけ巨人軍人気の盛り上げの大きな力」になったとされ、さらに夜間照明設備が整えられたことが、テレビ中継の浸透とプロ野球の普及に対しての大きな後押しになり<sup>560)</sup>、これらがプロ野球の人気をより高める原動力となった。こうしたプロ野球人気の高まりや、そこでの経営の安定化は、「社会的な信頼」の向上にも寄与し<sup>561)</sup>、これがアマチュアからの選手の移入を増加させることにもつながり、例えば、1950 (昭和 25) 年、社会人野球の第 21 回都市対抗野球では、前年の二リーグ制への移行に伴い 100 人余りの選手がプロ野球に流れたことで、大会のレベルの低下が懸念されたことから、新たに補強制度を導入している<sup>562)</sup>。またこの頃には、戦後大学や高校に入学して、あらためて野球をやり始めた選手が卒業し始める時期でもあり、かつては運営の不安定さから敬遠されたプロ野球へ、卒業してそのまま足を踏み入れる選手、特にプロ野球側における高卒の選手の獲得が顕著に増加し始めていた<sup>563)</sup>。

なお、コミッショナーの誕生などにより、プロ野球間でのルール作りの基盤が整えられていった一方で、アマチュアからの選手獲得に対してはルールの無い状況が続いていた。そうしたなか、1955 (昭和 30) 年 9 月、高野連の佐伯により、いわゆる「佐伯通達」が出された。これは、直前に行われたハワイ遠征の際におけるプロ野球側のスカウト行為が目にとれたことから、佐伯が遠征メンバーの家庭と学校、全都道府県高野連に対し、高校野球の目的や目指す方向性、ならびにプロ野球とのかかわり方などについて「通達」したのである。『佐伯達夫自伝』によれば、この時プロ野球のスカウトが、遠征メンバーに対して、下記の様な行動をしたと記されている。

- ① 結団式の日、会場であり一行の宿泊先でもあった日本学生野球会館の一室を借りきって選手を個々に食堂へ連れ込み、食事の提供、またその他のサービスを行

<sup>559)</sup> 読売巨人軍 75 年史編纂員会『読売巨人軍 75 年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010 年、149 頁。

<sup>560)</sup> 読売巨人軍 75 年史編纂員会『読売巨人軍 75 年史 1934～2009』、株式会社読売巨人軍、2010 年、171 頁。

<sup>561)</sup> 中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史』、青弓社、2010 年、160 頁。

<sup>562)</sup> 日本野球連盟、毎日新聞社編『都市対抗野球大会 60 年史』、毎日新聞社、1990 年、94 頁。および日本野球連盟 50 周年記念誌編集部会『日本野球連盟 50 年史—1949-1998』、日本野球連盟、1999 年、24 頁。

<sup>563)</sup> 中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史』、青弓社、2010 年、162-163 頁。ここでは、1951 (昭和 26) 年には学生野球からの入団が 70 パーセントを超え、その後常に 60%以上を占めるようになったとしている。

い、入団を勧誘していた。

- ② 東京駅に着いた選手の父親を、プロ球団の車が待ち受け、そのまま歓待の場所へ連れて行った。
- ③ 出発前の選手に現金（ヤミドル）を持たせた<sup>564</sup>。

なお佐伯は、高校野球の選手に対しては、「優れた素質が芽を吹いて立派な選手に育った。一つの芸を利用して生涯をすごすことは決して悪いとは言わない」としているように、プロ野球の存在や、そこへ選手が進むことを否定していない<sup>565</sup>。しかしながら、プロ野球の中での競争の厳しさ、そしてその競争から漏れた後のセカンドキャリアについて十分検討する必要があるとして、高校からすぐにプロ野球へ進むのではなく、「まず大学に入ることを考える。大学四年間、勉強と野球を一生けんめいやって卒業する」ことを勧めている<sup>566</sup>。さらに山室は、この遠征に参加した選手の中での複数名が「二重契約」をしており、その背景には、入団に関して「親権者や後援者の意向に左右」される状況があったことを指摘しているが<sup>567</sup>、佐伯も「大学卒のものが、プロへ入った時の契約金は大部分、本人のものになっているようだ。それに反して、高校卒でプロに入ったものは、親や親類のものに取られてしまって、本人がやめる時には何も残っていないという話をよく耳にする」<sup>568</sup>としているように、高校生のプロ野球との契約時の問題についても懸念している。このように佐伯は、プロ野球との契約においては、高校生が自分自身でしっかりと判断でき得る状況で行うことが重要で、そのためには周りの環境と選手自身の成長が必要になるからこそ、プロ野球側の、「常識では考えられない選手およびその周囲の心を毒する」<sup>569</sup>行動で選手を獲得する状況に対しては、十分注意する必要があるとして通達の形で警笛を鳴らしている。

プロ野球は強くなければならぬ。よい選手を集めなければならぬ。相手が実業団であろうと高校生徒であろうと、よい選手を物色するのが悪いわけではない。また、彼らが野球で身を立てようというのであれば、その月給が何万円であろうと、支度金が何百万円であろうと、他人の口を入れる筋合いではない。それがフェアに

<sup>564</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボールマガジン社、1980年、197-198頁。また、「白球ひとすじ」では、1日1ドル半として計30ドルを持つこととなっていたのに対し、後に巨人軍へ進んだ坂崎は、「百ドル紙幣で五枚もらった」ことを証言している。

<sup>565</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボールマガジン社、1980年、199頁。

<sup>566</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボールマガジン社、1980年、199頁。

<sup>567</sup> 山室寛之『プロ野球復興史』、中公新書、2012年、184-185頁。例えば、ここでは二重契約の例として、当時野球をするために本来の学区とは異なる学区の高校へ通うため、その学区の家の養子になる「野球養子」の実態があったが、そこでの養父と実父それぞれが契約をしてしまう例をあげている。なお、「録音盤 佐伯通達」、『朝日新聞』、1955年9月17日付では、「先輩、有力者らの手を通じて、選手をがんじがらめにし、ときにはカンづめにする」状況があったともしている。

<sup>568</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボールマガジン社、1980年、199頁。

<sup>569</sup> 「録音盤 佐伯通達」、『朝日新聞』、1955年9月17日付。

さえ行われるなら、私立大学に無試験入学するよりは余程ましである。

問題は勧誘の時期と方法であろう。時期の点から言えば、十二月末ぐらいまでは待つべきであろう。少なくとも今はまだその時期ではない。方法も、どういうのがいけないかは、もしフェアプレーということの意味を知っているなら、おのずから分かっているはずである。プロ野球の鈴木実行委員長の言うように“野球を日本の国技たらしめる責任”を真実思っているのであれば、高校側からそんな抗議を受けないだけの紳士協定ぐらいつくれるはずだ<sup>570)</sup>。

## 2. プロ野球と学生野球における関係の断絶

戦後、野球統制令が事実上死文化したなか、プロ野球側はアマチュアとの関係において、下記の内容を取り決め、歩み寄りともいえる方向性を示していた。

### アマチュア試合選手出場に関する件

公式試合中は全面的に選手の出場を禁止し其の他の期間中母国野球部後援クラブ戦等には所属チームの許可を得て出場することを得、学校クラブよりコーチの委嘱を依頼された場合選手は所属チームの許可を受け、つとめて行くものとする。 <sup>571)</sup>

これについて鈴木龍二は、当時、プロとアマチュアの間が、現在ほど厳しくなかったとしたうえで、「ノンプロとの交流を図ることを意図しているところに、戦争直後の野球界の思想が示されている。」<sup>572)</sup>と述べているが、基準要綱がまだ出されていない当時において、統制令ではプロ野球とは試合に関して以外は制限がなかったことから、プロの選手が試合での球審を務めたり、また指導を行ったりする事例も散見されていた<sup>573)</sup>。一方で、学生野球側においては、職業野球連盟が結成された直後の1936(昭和11)年3月には、既に大学野球が「職業野球團に關係を有し又は有したる者は當聯盟の役員たることを得ず」として、プロ野球との「聯携を全然斷つ」ことを決定しているように、その距離を保つ姿勢を見せ

<sup>570)</sup> 「今日の問題」、『朝日新聞』、1955年9月18日付。

<sup>571)</sup> 「プロ野球公式会議事録」鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボール・マガジン社、1980年、376頁。

<sup>572)</sup> 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボール・マガジン社、1980年、229-230頁。

<sup>573)</sup> 山室寛之『野球と戦争 日本野球受難小史』、中央公論新社、2010年、229-234頁。ここでは、「プロ・アマ蜜月の中等野球復活」として指導の様子などが記されているが、例えば昭和21年の夏の甲子園大会では、出場19校のうち8校がプロ野球選手から直接指導を受けており、戦後の「プロアマ一体の取り組みが、焦土の中、野球復興の大きな力となったことは否めない。」としている。

ていたが<sup>574</sup>、そうした方向性は、後に自治を回復させるにあたっての基準要綱、そして野球憲章へも引き継がれている。そしてその後、昭和 30 年代になると、プロ野球の人气が上昇し国民的スポーツとして定着していくなか、前述のとおり、学生野球の選手たちに対する勧誘行為において行き過ぎが目立つようになり、また大学生や高校生の中にも、そうしたプロ野球への入団を目的とした中途退学者が増える事態も出始めた<sup>575</sup>。そうしたなか 1961（昭和 36）年春に発生したいわゆる「柳川事件」<sup>576</sup>では、社会人野球側がそれまで条件付きで認めていた元プロ野球選手の受け入れを拒否する事態に陥るが、これに学生野球側も同調する姿勢を示した<sup>577</sup>。なお、高校野球においても、この年の 8 月、夏の甲子園大会が開催されている期間中に、中九州代表の高田高校の門岡信行投手が中日入りを発表した「門岡問題」<sup>578</sup>が起ること、9 月には選手資格規定におけるプロ野球への入団に関する規制を強化する改正を行った<sup>579</sup>。また翌年 1962（昭和 37）年 4 月の評議会では、それまで条件付きで審査を行い認めてきた「アマチュア資格」の認定に関して、「今後は、球団の監督、コーチ、選手、スカウトらに対しては原則としてアマチュア復帰を認めない」という審査方針を決定した<sup>580</sup>。さらに 1965（昭和 40）年には、野球憲章においてもプロ野球との関係を厳格化する改正が行われ、対象者を「職業選手又は職業選手たりし者」から、「監督、コーチ、審判員その他直接に職業野球の試合若しくは練習に関与している者又は関与したことがある者」、さらに「職業野球のスカウトその他これに準ずる者」にまで拡大し、それまで禁止していた「試合を行いあるいはコーチを受けること」についても、「試合若しくは練習を行い、又はこれらの者からコーチ若しくは審判を受ける」ことまで禁止するとした<sup>581</sup>。

こうした事実上の断絶状態について学生野球側は、「アマチュアリズムの確立という従来の基本原則を、さらに明確にしたもの」<sup>582</sup>であるとの見解を示しているが、かつて商業化の一途を辿る六大学への批判が拡大するなか、高校野球とプロ野球は、それぞれが大学野球を浄化する目的を内包していたが、戦後の基準要綱や野球憲章の誕生は、結果的にそう

<sup>574</sup> 「職業団と聯繫團絶五大學提案に善處」、『東京朝日新聞』、1936 年 3 月 18 日付。

<sup>575</sup> 『学生野球要覧』日本学生野球協会、2013 年、42 頁。

<sup>576</sup> プロ野球を退団した選手を社会人野球で受け入れる際の取り決めに関し、プロ側による改正案を社会人側が拒否したことから、それまで毎年結んできた協約締結をプロ側が結ばないとし、その結果無協約となった際、中日が日本生命の柳川福三選手と契約したことを機に、社会人野球側がプロ野球を退団した選手を今後受け入れないとして、断絶状態へと突入する契機となった事件。

<sup>577</sup> 小野秀夫『野球におけるアマ・プロ問題の経緯と課題』、日本野球連盟、1994 年、12 頁。

<sup>578</sup> 規約では、選手権大会でチームが負けた後も大会が終了するまで、プロ球団との交渉が許されていなかったなか、大会敗戦後の帰途の途中で入団会見を開き中日入りを表明したことから、所属していた高田高校が 1 年間の対外試合禁止を言い渡され波紋を呼んだ問題。

<sup>579</sup> 「選手資格規定を改正」読売新聞、1961 年 9 月 29 日付。

<sup>580</sup> 佐伯達夫『日本高等学校野球連盟三十年史』、日本高等学校野球連盟、1976 年、125 頁。

<sup>581</sup> 外岡茂十郎『フェア・プレー—その日その時—』、啓文堂書店、1967 年、153-159 頁。

<sup>582</sup> 外岡茂十郎『フェア・プレー—その日その時—』、啓文堂書店、1967 年、159 頁。

したかつての中等野球と大学野球における関係を背景へと後退させ、同時に、学生野球とプロ野球とを対比させることで、学生野球がアマチュアリズムを遵守する存在であることを強調することに繋がったとも言えよう。

### 3. 甲子園出場と裁判

1953（昭和 28）年 8 月に開始されたプロ野球のテレビ中継は、「戦後のプロ野球、とりわけ巨人軍人気の盛り上げの大きな力となり、同時に巨人軍の人气がテレビ受信機の急激な普及に絶大な影響を及ぼした」<sup>583</sup>とされているが、例えば、昭和 30 年代の初めには 10% に満たなかった非農家世帯におけるテレビの普及状況は、40 年代を前に 90% を突破している<sup>584</sup>。なお、甲子園大会においては、1953（昭和 28）年の第 35 回選手権大会から NHK によるテレビ放送が開始されるが<sup>585</sup>、その後 1964（昭和 39）年には、NHK のラジオ第二およびテレビ総合にて全試合が中継放送されるとともに、民放の朝日放送でも全試合の放送が開始される<sup>586</sup>。そして、戦後 745 校で開始された選手権大会の参加校も、昭和 30 年に入ると 1700 校を超え、全試合中継の始まった翌年の昭和 40 年には約 2300 校、さらに全試合のテレビ中継が開始された昭和 50 年<sup>587</sup>から 60 年にかけては、約 2800 校から 3800 校へとその数を急増させている。

なお川喜田は、こうして戦後、高校野球の人气が高まっていくのに対し、大学野球や社会人野球の都市対抗の人气が低下したとし、ここでは、大学野球におけるリーグ戦や大会そのものの主催、運営にメディアがあまり関わってこなかったこと、また都市対抗においても放送局が積極的に関与していないことなどをその原因としてあげており<sup>588</sup>、テレビに

<sup>583</sup> 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934~2009』、読売巨人軍、2010 年、171 頁。

<sup>584</sup> 東洋経済新報社編『完結昭和国政総覧』第二巻、1991 年、356 頁。なお、ここでの数値は「非農家世帯の主要耐久消費財普及状況」での「テレビ（白黒）」によるものである。

<sup>585</sup> 「集う精鋭廿三校」、『朝日新聞』（夕刊）、1953 年 8 月 13 日付。

<sup>586</sup> 「高校野球の全試合放送」、『朝日新聞』（夕刊）、1964 年 8 月 4 日付。

<sup>587</sup> 日本放送協会編『20 世紀放送史 年表』、日本放送出版協会、2001 年、436 頁。ここでは、夏の甲子園第 57 回大会より、NHK の総合と教育の 2 波で放送を行い、これが初の全試合中継としている。また、朝日新聞、1985 年 4 月 16 日付では、この年の夏の甲子園第 67 回大会より、関西限定で民放放送による完全中継が行われることを記しているが、これは、朝日放送に対して、UHF 局が「第二波」的な役割を果たすことから、「法曹界では異例のこと」であるとしている。

<sup>588</sup> 川喜田尚「メディアとスポーツの共栄についての研究—放送黎明期のメディア戦略と甲子園モデル形成の背景—」、『社会学研究科年報』立教大学大学院、2012 年、27-28 頁。なおここでは、都市対抗野球について、企業色が強い大会は、「郷土の誇り」を背負った国民的行事としては認識されていないことも要因の一つであるとしている。また、外岡茂十郎『フェア・プレー—その日・その時—』、敬文堂、1967 年によれば、戦後東京六大学野球が復活した際、それまで使用していた神宮球場が敗戦での接收のために使用できず、リーグの前半は土日を利用して上井草球場にて、また後半はウィークデーに後樂園球場にて行われた

よる影響力の大きさを示唆している。

甲子園に出場することによるテレビへの露出は、学校の知名度を上げることにもつながり、学校経営の立場からは、有効な戦略の一つとして捉えられるが、これについては、特に「私学を中心とした学校間の競争の手段として野球が使われる」一因になったとの指摘もある<sup>589</sup>。そうしたなか、1970（昭和45）年2月、春の選抜大会において代表校漏れした帝京商工が、選考にあたった日本高野連を相手取り、大阪地裁に代表校として出場を求め仮処分命令を申請している<sup>590</sup>。ここで帝京商工側は、先の秋の地区大会で準優勝し、東京都高野連（以下、都高野連）の推薦を得たことにより出場資格を有すると主張する一方で、日本高野連側は秋の地区大会の成績はあくまで「参考」であり、それが決定的なものではなく、選考条項においても「出場権」は存在しないことから訴訟の対象にはならないと主張している。そして訴訟後、都高野連は、訴訟取り下げの要望書を提出するものの、帝京商工側はこれを拒否したこと<sup>591</sup>、都高野連が「帝京商工野球部の対外試合は一切認めない」とする臨時処置を決定した<sup>592</sup>。これに対して帝京商工側は、処分取り消しを文書で要望し<sup>593</sup>、その後、対外試合禁止の処分は不当として、新たに都高野連を相手どり「対外試合禁止処分の効力停止仮処分」を東京地裁に申請すると共に、「生徒の人権を侵害している」として、東京法務局に人権侵害排除勧告の申し立てを行った<sup>594</sup>。結局、都高野連が禁止処置を解除したことで、帝京商工も仮処分申請を取り下げ、また勧告申し立ても取り消したが<sup>595</sup>、先の日本高野連に対する訴訟においては、「“異議”の権利なし」として、大阪地裁が仮処分申請を却下した<sup>596</sup>。

なお、ここでの一連の状況について中村は、「特異な事例であることは間違いない」としながらも、高野連の佐伯会長を恐れて泣き寝入りさせざるを得ない状況があり、また「国民の基本権の否定」、「憲章の拡大解釈や恣意的な運用もみられる強権的なもの」であり、「処

---

が、こうした状況は春季リーグ戦では昭和25年まで続けられ、秋のリーグ戦においても、土日に神宮球場を利用できることは殆ど許されず、前記球場の他に、戸塚の安部球場、本郷の東大球場、三鷹のグリーンパーク・グラウンド等を転々としたとあり、このように「六大学野球が、土曜・日曜にこの球場から閉め出されたことは、授業時間の関係で、小学校・中学校の野球ファンは勿論、母校の多くの学生からも六大学野球を引き放してしまう結果になり勝ちであった」としている（同書204-205頁）。

<sup>589</sup> 中村哲也「日本学生野球協会の成立と『学生野球基準要綱』の制定：学生スポーツの理念における商業主義と教育」、『一橋大学スポーツ研究26』、2007年、31頁。

<sup>590</sup> 「高野連相手に訴訟」、『朝日新聞』（夕刊）、1970年2月21日付。

<sup>591</sup> 「訴訟取り下げの要望書帝京商工が拒否」、『朝日新聞』、1970年2月25日付。

<sup>592</sup> 「対外試合は認めぬ」、『朝日新聞』、1970年2月26日付。

<sup>593</sup> 「対外試合禁止は過酷」、『朝日新聞』、1970年2月27日付。

<sup>594</sup> 「都高野連を訴える」、『朝日新聞』、1970年3月4日付。

<sup>595</sup> 「高校野球、国会に登板」、『読売新聞』、1970年3月11日付。

<sup>596</sup> 「大阪地裁が却下」、『読売新聞』（夕刊）、1970年3月12日付。および「帝京商工に出場権なし」、『朝日新聞』（夕刊）、1970年3月12日付。

分権を振りかざして高野連が暴走した事例」であると糾弾している<sup>597)</sup>。しかしながら、結果として大阪地裁は帝京商工側において、「大会出場請求権の発生するいわれはなく、結局、訴訟で守るべき被保全権利がない」として高野連側の主張を全面的に認めており<sup>598)</sup>、高野連側が「憲法や国法をおかしていなかった」ことを証明したことになる<sup>599)</sup>。さらに、こうした裁判へと進んだ背景には、「学校スポーツがコマーシャル・ベース」に乗っており、「甲子園に出ると、その学校の名誉とか格が一段上がったように思う」傾向や、その他、「応募生徒がふえる」、「寄付金がたくさん集まる」といった<sup>600)</sup>、学校側の経営上の都合が窺えるとの見方もできよう。また帝京商工側は、都高野連に對外試合禁止の取り消しを要望する際、「将来プロ野球の職業につこうとする生徒も、野球によって心身を鍛えて各方面に活躍しようとする生徒たちも、在学中に、その才能を見出し、将来の職業を選ぼうとする芽をつまれることになる」<sup>601)</sup>として、試合を行えないことに対する学生への不利を主張している。しかしながら、こうして学生を守ることを一番の目的とするならば、出場が得られなかった状況を客観的に分析しつつ、まずはそこでの疑問点を直接関係している都高野連へ確認しながら、正面から徹底的に意見を戦わせることが必要であったと言えよう。しかしながらこの件においては、帝京商工側が正面から関係組織へ意見を述べることを避け、すぐさま裁判へと持ち込んだ。こうしたことから、帝京商工側は、高野連が他の意見を受け入れず強権を発揮する組織と判断し、それゆえ裁判に持ち込んだとの見方ができる一方で<sup>602)</sup>、学校側が、裁判という剣と、学生という盾を武器に、より有利に学校経営を行うために甲子園に執着したとみることができよう。

#### 4. 選手の獲得と特待生問題

戦後、1948（昭和 23）年の学制改革にて新制高等学校が発足した当時、そこでの在学者数は約 120 万人であったが、その後、1951（昭和 26）年に 200 万人、1958（昭和 33）年に 300 万人、そして 400 万人を超えた 1964（昭和 39）年の翌 1965（昭和 40）年には 500 万人を突破するなど、急速にその数が増加する<sup>603)</sup>。こうした傾向について久富は、進学に対する「競争激化」の観点より、戦後から 1990 年までを三期に分類したなかで、1959 年までを「新学制定着期」（Ⅰ期）、1960 年から 1974 年までを「教育機会拡大期」（Ⅱ期）、その後 15 年を進学率が頭打ちする「教育荒廃期」（Ⅲ期）としているが、特にⅡ期においては進学

<sup>597)</sup> 中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史—』、青弓社、2010 年、172-175 頁。

<sup>598)</sup> 「帝京商工に出場権なし」、『朝日新聞』（夕刊）、1970 年 3 月 12 日付。

<sup>599)</sup> 「大阪地裁が却下」、『読売新聞』（夕刊）、1970 年 3 月 12 日付。

<sup>600)</sup> 「スポーツと裁判」、『朝日新聞』、1970 年 3 月 12 日付。

<sup>601)</sup> 「對外試合禁止は過酷」、『朝日新聞』、1970 年 2 月 27 日付。

<sup>602)</sup> 「“独裁色”濃い高野連」、『読売新聞』（夕刊）、1970 年 3 月 12 日付。および「高校野球を高校に返せ」、『読売新聞』（夕刊）、1970 年 3 月 11 日付。

<sup>603)</sup> 全国教育調査研究協会編『戦後 30 年学校教育統計総覧』、ぎょうせい、1980 年 20 頁。



率が急上昇したことから「教育爆発 (educational explosion)」と表現している<sup>604</sup>。なお、在学者数は、昭和 40 年、そして平成元年を山に増減を繰り返すが、平成 25 年現在においては、平成元年のピーク時の約 60%、昭和 30 年代半ば程度にまでその数を減少させている<sup>605</sup>。こうした進学率が頭打ちするなかでの進学者数の減少は、学校経営においては限られたパイの中で学生を奪い合う死活問題にもなるが、そこで甲子園の注目度の高さに着目し、甲子園への出場を学校経営戦略の一つとして利用することが考えられている<sup>606</sup>。なお、こうした現象は、すでに 1930 年代から始まっており、1980 年代になると、それが公立・私立を問わずさらに多くの学校で用いられるようになったとされるが<sup>607</sup>、特に「私学経営にとって、甲子園出場のメリットは、測り知れないほど大きい」<sup>608</sup>とされている。そして、甲子園出場を目的とした優秀な選手の獲得にまつわる特待生や野球留学における問題が深刻化してきたことから、2007 (平成 19) 年、高野連は「特待生制度の実態調査」を実施した<sup>609</sup>。高野連側は、「この学校に行けば特待生で入学料免除というのは、フェアプレー、アマチュア精神に反する」<sup>610</sup>としたが、それ以上に「明白なる憲章違反」だとしている<sup>611</sup>。そして、ここに該当する憲章の条文は、第 13 条の「選手又は部員はいかなる名義によるものであっても、他から選手又は部員であることを理由として支給され又は貸与されるものと認められる学費、生活費その他の金品を受け取ることができない」である。元来これは、プロ野球からのスカウト行為の行き過ぎを警戒して定められたものではあったが<sup>612</sup>、高野連側は「特待生制度」もこれに抵触するとの見解を示し、調査の結果、376 校 (7971 名) が憲章違反であるとした<sup>613</sup>。しかしながらその後、有識者会議にて特待生問題について検

<sup>604</sup> 久富善之『競争の教育—なぜ受験競争はかくも激化するのか』、労働旬報社、1993 年 20-23 頁。なお、進学率においては、1950 (昭和 25) 年は 42.5%であったが、25 年後の 1975 (昭和 50) 年には 91.9%にまで上昇させている (文部科学省『平成 25 年度学校基本調査報告書 (初等中等教育機関、専門学校、各種学校編)』、2014 年、900 頁)。

<sup>605</sup> 文部科学省『平成 25 年度学校基本調査報告書 (初等中等教育機関、専門学校、各種学校編)』、2014 年、896 頁。

<sup>606</sup> 竹内一郎・高橋義雄「高校生球児の野球留学とキャリア形成の諸課題」、『生涯学習・キャリア教育研究』第 2 号、2006 年、39 頁。また林卓史「高等学校の共学化に伴う運動部強化の現状と課題—硬式野球部の事例から」『朝日大学経営論集』第 24 巻、43-44 頁。ここでは、女子高等学校の近年における志願倍率、入学定員充足率の減少率が大きいことから共学化への流れがあり、そこで硬式野球部の目立つとしている。

<sup>607</sup> 中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史』、青弓社、2010 年、162-163 頁。ここでは、1951 (昭和 26) 年には学生野球からの入団が 70 パーセントを超え、その後常に 60%以上を占めるようになったとしている。

<sup>608</sup> 浜田昭八「過熱する高校野球」『季刊教育法』(75)、エイデル研究所、1989 年、132 頁。

<sup>609</sup> 「特待生制度 高野連『憲章』堅持にこだわり 加盟校『具体的な条文に』、『読売新聞』、2007 年 6 月 27 日付。

<sup>610</sup> 「基礎からかわら『スポーツ特待生』、『読売新聞』、2007 年 5 月 22 日付。

<sup>611</sup> 「続甲子園十戒 (下)」、『朝日新聞』、1981 年 8 月 25 日付。

<sup>612</sup> 「続甲子園十戒 (下)」、『朝日新聞』、1981 年 8 月 25 日付。

<sup>613</sup> 「特待生制度 高野連『憲章』堅持にこだわり 加盟校『具体的な条文に』、『読売新聞』、2007 年 6 月 27 日付。

討を加えたところ、特待生制度は「経済的理由により援助を必要とする制度」、「野球の能力が高く、学業や品行を含めて他の生徒にとって模範となる者に対して特典を与える制度」である場合は、「日本学生野球憲章 13 条に違反しないとする大枠の合意形成」がなされた<sup>614</sup>。野球以外では、特待生制度が問題なく導入されているとして、野球だけ禁止する事を問題視する意見も見られたが<sup>615</sup>、調査当時、高野連の硬式野球の加盟校 4167 校のうち、私学は 784 校に過ぎないが、今回の実態調査で憲章違反とされた 376 校のうち 375 校が私学であり、またこうした私立が甲子園の出場校では多数を占めるといった現実もある<sup>616</sup>。これは、高野連が行った加盟校に対するアンケートにおいても、特待生度を認めるかどうかについて、「認めるべきではない」との回答が、私立高校では 6.7% (58/861 校) に対し、公立高校では 16.9% (568/3366 校) とあることから<sup>617</sup>、ここに甲子園における私立の存在の大きさに対する公立高校の見方が示されていると言えよう。そして有識者会議では、特待生に関して、「野球が特に優秀である生徒を特待生として取り扱う制度を容認することが相当」であるとの結論に至るが、そこには下記のような「条件下」であることが求められた。

(1) 次の条項を各学校においてあらかじめ定め、募集要項などによってこれを一般的に公開すること

ア 野球の能力が特に優秀である生徒に対し、入学金、授業料その他これに類する負担金を免除する特待生制度を設けていること

(注) 遠征費、用具費其の他部活動に必要な費用、及び寮費その他の生活費の援助を、特待生に限って行うことは、認められない。使途を特定しない金員の交付は、もちろんである。

イ 特待生として採用する人数

ウ 特待生として採用する基準

(ア) 学業が同学年の一般生徒と同じ水準にあること

(イ) 品行方正であること

エ 特待生として採用する手続

<sup>614</sup> 「高校野球特待生問題有識者会議小委員会検討結果の報告」2007年10月4日、1頁。公益財団法人 日本高等学校野球連盟ホームページ

[<http://www.jhbf.or.jp/scholarship/pdf/return3.pdf>] (2014年12月24日訪問)

<sup>615</sup> 「[視点] 専大北上高の野球部解散 野球だけ特別視、見直す時期／高校野球」、『読売新聞』、2007年4月17日付。「[視点] 野球部特待生調査 時流に合わぬ現実、認識を」、『読売新聞』、2007年4月21日付など。

<sup>616</sup> 「[波紋・特待生問題] (2) 『少数派』私学の悲鳴 高野連にモノ言えず」、『読売新聞』、2007年5月26日付。

<sup>617</sup> 「(財) 日本高等学校野球連盟 野球特待生制度アンケート集計結果」、質問1「高校野球特定性制度についてあなたの考えかたを次から選んでください」、公益財団法人 日本高等学校野球連盟ホームページ [<http://www.jhbf.or.jp/scholarship/return.html>] (2014年12月24日訪問)。

- (ア) 中学校の推薦書があること
  - (イ) 採用を決定する内部手順を履行すること
- (2) 上記(1)の人数を定めるに当たっては、各学年5名以下とすることが望まれる。各学校は昆陽錬に対して、平成21年度から3年間は、特待生として採用した人数とその人数とした理由及び特待生採用によって生じた効果と発生した問題点を報告するよう取り扱うこと。
- (注) この報告などを資料として、高野連は、特待生の登録人数の定め方などを見直すこととする。
- (3) 怪我等により野球の能力について特待生の条件を満たさなくなった場合における、学校生活継続のための処置を講じることが望ましい。
- (4) 国外からの特待生に対し、日本語の学習など教育上の配慮をすることが望ましい。

618)

こうした結論に対し、「私学にとってスポーツは学校の独自性を出す大きな柱」<sup>619)</sup>であるとの意見がある一方で、「一部の私学は特待生制度を学校の知名度アップに利用してきた」との不信感もあり<sup>620)</sup>、特に公立校の関係者からは、制度の継続を決めた高野連に対し、「高校野球を盛り上げるのは、特別な制度や援助がない9割の公立校。公立校も納得できる制度を作るべき」<sup>621)</sup>「私学は制度の内規を憲章に沿って変えさえすれば、これまで通りにいい選手をとれる。結局は何も変わらない」<sup>622)</sup>といった厳しい意見も存在していた。

なお読売新聞に連載された「特待生の波及」<sup>623)</sup>では、私立高校が春の県大会の準決勝で憲章違反とされたメンバー7名を外した結果、県立高校に負けた点をあげ、私立高校による

<sup>618)</sup> 「高校野球特待生問題有識者会議小委員会検討結果の報告」2007年10月4日、1頁。公益財団法人 日本高等学校野球連盟ホームページ

[<http://www.jhbf.or.jp/scholarship/pdf/return3.pdf>] (2014年12月24日訪問)

<sup>619)</sup> 「[特待生の波及] (5) 有力選手の県外流出」、『読売新聞』、2007年6月30日付。

<sup>620)</sup> 「[視点] 特待生制度容認 高野連、迫られる方針転換 有識者会議に世論の後押し」、『読売新聞』、2007年9月22日付。

<sup>621)</sup> 「特待生制度 高野連に疑問の声 継続的適用に一部還元＝山梨」、『読売新聞』、2007年6月28日付。

<sup>622)</sup> 「[特待生の波及] (3) 春に『活躍』の公立校の本音(連載)＝埼玉」、『読売新聞』、2007年6月30日付。

<sup>623)</sup> 『読売新聞』にて2007年6月28日から7月5日において5回にわたり連載された。それぞれのタイトルは、「(1) 野球憲章違反校の苦悩」「(2) 憲章違反、基準あいまい」、「(3) 春に『活躍』公立校の本音」、「(4) 制度存続訴える私学」、「(5) 有力選手の県外流出」。なお、読売新聞は、同様に特待生問題を取り上げた記事として、これに先立ち2007年5月25日から6月3日に「波及・特待生問題」を7回にわたり連載している。ここでのそれぞれのタイトルは、「(1) 異論唱え始めた私学 経営の生命線、認めて」、「(2) 『少数派』私学の悲鳴 高野連にモノ言えず」、「(3) 謹慎後もダメージ ナインに笑顔なく」、「(4) 『留学』無縁の制度なのに違反校」、「(5) 少年の夢、消さないで」、「(6) 私学、子供の選択肢に悪弊排除の工夫を」、「(7) 強豪・明德部員はゼロ 野球以外で奨学金」。

特待生の重要性を示している<sup>624)</sup>。しかしながら、ここから窺えるのは、このメンバーの7名がチームの主力として活躍していたその実力の高さとともに、このチームは当時約100名の部員を抱えていながらも、この7名以外の約90名の部員では「戦えなかった」こと、そして「負けた」ことを「悲劇」としていることで、「勝つ」ことが絶対条件であるとの「勝利至上主義」を持ち込んでいることである。なおこの連載では、その他、「学費だけではなく、寮費や用具代を支給するなど、なんでもありの高校もある。我が校に入学させたかった選手が、たくさんその学校に取られた。」「中学2年の7月には進学が決まっていた」などの状況の他、保護者と高校との間におけるブローカーの介在などを記し<sup>625)</sup>、『『特待生』がいかに私学チームの貴重な戦力であるかを裏付ける結果にもなった』<sup>626)</sup>としている。しかしながら、同じ私立高校であっても、「部員のうち奨学生は極めて少数で、勧誘や野球部強化が目的の制度ではない」<sup>627)</sup>と主張する学校も存在することから、高野連は、こうした複雑化した特待生問題において、「高校野球は他のスポーツと歴史的な問題、野球留学の問題で、違うところがある」として、その独自性を主張したが<sup>628)</sup>、ここに、単純に奨学金制度を認めることで解決には至らない問題としての見解を窺うことができる。

### 第3節 学生野球における指導と教育

#### 1. 学生野球とアマチュアリズム

学生野球側は、プロ野球との違いについて「アマチュア」であることを強調している。なお、そのアマチュアリズムの源流は19世紀における英国にあり、主にオックスフォード大学やケンブリッジ大学などの学生やその先輩達により近代スポーツが組織化される過程で形成された概念である。そしてこれは、そこでの学生やその卒業生たちが、上流階級に属する人々でもあり、そうした人々には、趣味や道楽としてスポーツを楽しむ得るだけの時間的にもまた経済的にも余裕があった一方で、そうした環境にはない労働者や、また金銭目的でスポーツをする人々との間に境界線を引くべく生まれた、排他的、差別的性質を内包したものであった<sup>629)</sup>。

<sup>624)</sup> 「『特待生の波及』(1) 野球憲章違反校の苦悩(連載)＝埼玉、『読売新聞』、2007年6月28日付。

<sup>625)</sup> 「『特待生の波及』(4) 制度存続を訴える私学(連載)＝埼玉、『読売新聞』、2007年7月2日付。

<sup>626)</sup> 「『特待生の波及』(3) 春に『活躍』の公立校の本音(連載)＝埼玉、『読売新聞』、2007年6月30日付。

<sup>627)</sup> 「波紋・特待生問題」(2) 『少数派』私学の悲鳴 高野連にモノ言えず(連載)、『読売新聞』、2007年5月26日付。

<sup>628)</sup> 「高校野球の独自性、高野連会長が強調」、『読売新聞』、2007年5月12日付。

<sup>629)</sup> 加藤橘夫「アマチュアリズムをめぐる問題」『体育の科学』11(6)、杏林書院、1961年、

なお我が国では、1911（明治44）年、第5回オリンピック・ストックホルム大会における予選会での参加資格を示したものとして、初めてアマチュア規定が適用されるが、こうしたオリンピック大会への参加資格の問題としてアマチュアを議論することにより、競技において公正で公平な競争を保証するために、より有利な立場となる、競技によって金銭を得る者、また日常的にトレーニングが行える者等を「アマチュアではない者」と規定することで、その対岸にあるものをアマチュアとして定義するようになったと同時に、次第に、初期のような差別的な背景を持つ考え方からも変化を見せてきたとされている<sup>630</sup>。

そして学生野球においては、1932（昭和7）年の統制令よりプロ野球との関わり方や、またコーチや審判を行った際の報酬について定められているが、ここでは、これら「金銭」との関係によりアマチュアとしての位置付けを示しており、こうした姿勢は戦後の基準要綱、そして野球憲章においても引き継がれている。しかしながら、例えば高野連においては、その設立の経緯からも、戦後いち早く選手権大会を復活させるべく「朝日新聞の野球大会のために朝日新聞社の努力によって誕生したもの」<sup>631</sup>であり、そうしたことから毎日新聞が主催する選抜大会を再開させるにあたっては、新たな団体を作る動きがあったなど<sup>632</sup>、特に甲子園大会の運営上には、新聞社間の思惑が垣間見え、ここに商業主義を内包したものであるとの見方もある<sup>633</sup>。そして、こうしたことから学生野球側が、アマチュアリズムを守り抜く姿勢を強調していることに矛盾が生じているとの見方もある一方で、アマチュアリズムにおいては、スポーツを行う側における良識によって解決でき得る問題であり<sup>634</sup>、競技者の心にこそすべてを解決するポイントがあるとの意見もある<sup>635</sup>。例えば、近代オリンピックが、参加における旅費は自弁としていたのに対し、夏の選手権大会においては、第1回大会より旅費が支払われている。この点一つをとっても、厳密には「金銭」に関わる問題であることから、捉え方により非アマチュアなものであるとの見方もできよう。しかしながら、「競技者の心」にその判断基準があるとした場合、そこでの選手たちが

---

273 頁。

<sup>630</sup> 来田享子「近代体育・スポーツの展開」木村吉次編著『体育・スポーツ史概論 改訂2版』、市村出版、2010年、133頁。

<sup>631</sup> 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、110頁。

<sup>632</sup> 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボール・マガジン社、1980年、143-144頁。

<sup>633</sup> 例えば、「朝日と大毎両紙による熾烈な部数競争が発火点になった事業」、(玉置通夫「高校野球の全国大会の発生起源についての考察—新聞社間の競争が促進剤になった—」、『甲南女子大学研究紀要第48号 文学・文化編』、2012年、68頁)、「新聞社の営業という経済論理に領されてきた」(田中励子「甲子園と郷土アイデンティティ」『高校野球の社会学—甲子園を読む—』、世界思想社、1994年、181頁)、「大衆を引き付ける企業戦略の一つ」(清水論『甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』新評論、2012年、255頁)など。

<sup>634</sup> 加藤橋夫「学生スポーツとアマチュアリズム」、『体育の科学』8(6)、杏林書院、1958年、254頁。

<sup>635</sup> 加藤橋夫「アマチュアリズムをめぐる問題」、『体育の科学』11(6)、杏林書院、1961年、276頁。

それを期待、もしくは目的としたり、選手側から要求したりすることなく外部から与えられたものであれば、必ずしもこれらを否定する必要はなく、甲子園の大会に参加するにおいても、選手が「野球が好きであり」そこに利害を持ち込まない以上、たとえ旅費が支払われたとしても、また結果的に「金銭」や「名声」が付随されたとしても、それが問題とはならないと言える。またアマチュアリズムには、「本務の余暇」に行うところにその本質があることから<sup>636</sup>、学生野球においては学業の余暇に野球を行う必要があり、学業を怠り野球に打ち込むことはアマチュアリズムに反する。さらに、学生野球の注目度に高さを利用し、学校の宣伝に利用するようなことがあれば、これもアマチュアリズムを侵したことになるだろう。しかしながら、こうした点まで成文化することは容易ではなく、例え成文化してもその解釈が一樣ではない可能性もあることから、やはり必要となるのは学生野球に関わる側の精神あり、また問題点に対しても良識により解決することが必要であると考えられる。

## 2. 学生野球の示す教育

加藤は、スポーツによって身につけられるものとして、「明朗性」「誠実性」「統率力」「実行力」「責任感」などをあげ、またそれらを集約し、「報酬を期待しないで活動過程を楽しみ、技倆の表現と追究に努力する心と、相手に対する協力性」と表現している<sup>637</sup>。スポーツにおいては、そのスポーツそのものにおける楽しみ以外にも、こうした人間教育に関わる点にその意義が見出されることも多いが、こうしたことは、学生野球においても散見される。

例えば安部は、「野球は吾人に智仁勇の三徳を教ゆるもので…」とし、「智」を判断力、「仁」を自己犠牲の精神、「勇」を勇氣として表現したうえで、野球は、精神修養を為すに大きな助」となり、戸外遊戯として「最も適當」で、「平常の心掛けが宜しければ野球は精神修養に非常なる効力がある」<sup>638</sup>としている。そして、野球協会の初代会長に就任した際にも、「スポーツは心身の錬磨と品性の陶冶とを目的とするもので、殊に団体行動と犠牲的精神の涵養に勉べきものである」ことから、戦後、「我が国有史以来の破局に臨み、国家の将来を托すべき学生・生徒にスポーツの真精神を野球を通じて会得しうるやう、吾人は大いに力を致すべきである。」と述べている<sup>639</sup>。また、野球憲章の前文を記した二代目会長の天野も、その前文の中で、学生野球においては、「試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず非運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強

<sup>636</sup> 加藤橋夫「学生スポーツとアマチュアリズム」『、体育の科学』8(6)、杏林書院、1958年、253頁。

<sup>637</sup> 加藤橋夫「スポーツの教育的意義」、『教育と医学』2(10)(16)、慶應義塾大学出版会、1954年、658頁。

<sup>638</sup> 安部磯雄「野球の三徳」、飛田穂洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年、19-23頁。

<sup>639</sup> 安部磯雄「所感」、日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、26頁。

健な身体を鍛錬する事」などが求められるとした。その他「学生野球の本質は教育の一環たることにあり、人間形成の方途として尊い」<sup>640</sup>（三代目会長大浜信泉）、「学生野球はあくまでも人間教育の一環として学校が認めた野球のこと」（四代目会長武田孟）とあるように<sup>641</sup>、それぞれ人間教育の重要性と、学生野球による意義をそこに見ていることが窺える。

このように、学生野球が人間教育の一環であるとする方向性については、例えば学生野球を指導する側、プレーする側、そして周りの期待やイメージにおいてもほぼ程度一致するものである。例えば、高野連が行った高校野球に関する意識調査では、野球における教育の一環の内容について、「『人間形成』が大きな柱」としており、部員の96%が野球には根性が必要であると答えている<sup>642</sup>。また、1998（平成10）年に行われた朝日新聞による世論調査では、「高校野球を通じて、高校生に何を身につけてほしいと思いますか。」との質問に、「努力」「礼儀」「友情」「協調性」「精神力」などで93%を占め、10年前の同様の調査による91%と共に、人間形成への高い期待を窺うことができる<sup>643</sup>。

そしてさらに学生野球においては、そうした野球を通じて身につける人間形成とは別に、学業も重視しており、基準要綱でシーズン制を採用するにおいては、その理由として「野球に熱中するの余り、学業を怠らしむるが如きがあつてはならぬ」<sup>644</sup>とし、本業が学業であることを確認している。また安部は、学生野球においては、「学業とスポーツを両立」させてこそ真価を発揮するとした<sup>645</sup>。その他、野球憲章の前文を記した天野は、「野球がいかによいスポーツであっても、学生が学問習得の本分を放棄してまで野球に没入することは許されない」<sup>646</sup>とし、前出、指導委員会の常務理事を務めた神田も「学生とはいうまでもなく学ぶ人であって学問が本分である。野球がいかによきものでも本分を放棄してまで没入することは許されない」<sup>647</sup>としている。さらに2002年から2008（平成20）年まで高野連の会長を務めた脇村は、「高校野球は教育の一環」としての「教育」の意味するところとして3点あげている<sup>648</sup>。ここではまず、高校野球が高校の課外活動（部活動）の制度とし

<sup>640</sup> 大浜信泉「学生野球の倫理」日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、28頁。

<sup>641</sup> 武田孟「学生野球の本義」日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、28頁。

<sup>642</sup> 「全国高校野球 校長・顧問・選手の心は… 『勉強と両立 63% 集中力や協調性養う』、『朝日新聞』、1978年1月1日付。ここでは、人間教育の内容として、「礼儀正しさ」、「集中力」、「責任感」、「協調性」、「独立心」、「公共性」等をあげている。

<sup>643</sup> 「高校野球根強い人気」、「朝日新聞」、1998年6月3日付。なお回答内容と%は以下のとおりである。（カッコ内は88年6月調査）、「努力13（14）」、「礼儀19（16）」、「友情17（17）」、「協調性14（11）」、「技術1（1）」、「体力2（4）」、「精神力30（33）」、「その他・答えない4（4）」。

<sup>644</sup> 外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」、『学生野球要覧』、1954年、22頁。

<sup>645</sup> 秦真人「日本的スポーツ観の形成に関わる一考察（I）—安部磯雄のスポーツ観について—」、愛知学泉大学研究論集36、2001年、185頁。

<sup>646</sup> 天野貞祐「学生野球に望む」日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、26頁。

<sup>647</sup> 神田順治「スポーツ随想 教育の一環として 学生スポーツのあり方」、『中日スポーツ』、1955年9月28日付。

<sup>648</sup> 脇村春夫「高校野球と教育 過去・現在・未来」、『一橋ビジネスレビューSPR』56巻4号、

て体系づけられていることをあげ、次に、教育に従事する者（教育者）が野球部員に対して教えるものは「人間教育」、すなわち、人間性・人格を形成し、成長させることが基本であるとした。そして、人間形成には身体形成（身体の鍛練：体育）と人格形成の二面があるが、ここでは人格形成において、より重点をおくとした。そして最後に、「学問的教育」をあげ、これは学校としてではなく、選手各個人が文武両道であることを求めているが、脇村はこれを「前提」であるとした。

これらのことから、学生野球においては、まず本業としての学業が重視されるべきであり、その学業を行うことで野球を行うことが可能となり、そこでの人間形成、人格形成に伴う教育的効果が期待できると言える。そして、こうした見地からすれば、飛田の掲げた野球観にて、一高における厳しい練習やそれに耐える忍耐力などの精神性が強調されるにおいても、その一高は、覇権を握るなかで勝利を追求しつつも、必ず学業を優先していた点を考慮する必要がある。つまり一高の野球とは、学業だけをとっても厳しい環境であったなか、その学業を疎かにせず、野球でも覇権を握っていた点に特徴があり、飛田も、そうした懸命に勉学に励みつつも、さらに厳しい野球の練習を行うといった、高次元での勉学との両立の姿勢を評価しており、単なる練習の厳しさや、そこで培われる精神性のみを目標としたのではないと言えよう。

そうすれば、例えば2007年の特待生問題の際、ある私立学校の校長による「学問も部活動もボランティアも全部重要で、順番など付けられない。」<sup>649</sup>との言動からは、学生野球に求められる教育に関する認識について、本来求められるものとの間に齟齬が見られる。つまり、学生野球においては、「学問」「部活」「ボランティア」が並列するものではなく、「学問」がまず土台であり、その上に積み重ねるのが「部活」や「ボランティア」で養われる人間性となる。馬場は、自身の大学での教員経験を振り返り、そこでのスポーツエリートと言われる学生の多くに、「小学生レベルの読み書きや計算さえ満足にできない」ほどの学力不足があることを目の当たりにしたことから、「中学生にスポーツ推薦入学の可能性をちらつかせることは学業への意欲を失わせ、義務教育の放棄につながる恐れがある。」との見解を述べている<sup>650</sup>。高野連が初めて全加盟校に対して行ったアンケートにおいても、「高校野球は教育の一環」であることに対し、72%の監督が、「今後も守るべきだ」との回答をしているように<sup>651</sup>、学生野球と教育とは切り離して考えるべきものではない。しかしながら

---

2009年、75頁。

<sup>649</sup> 「[[視点] 特待生救済 高野連の体質改善を／高校野球」、『読売新聞』、2007年6月27日付。

<sup>650</sup> 馬場礼三「スポーツ推薦制 中学生には弊害大きい」、『朝日新聞』、2007年5月18日付。

<sup>651</sup> 「これが高校野球部！高野連加盟全校アンケート」、『朝日新聞』（大阪特集）、1993年3月11日付。ここでは、「学校で行っている野球であり当然のこと。取り立てて言うことがおかしい」との意見も紹介している。一方で、15年前に行われた調査では「高校野球は教育の一環としての意義があると思うか」に対して94%が「意義がある」と答えたことをあげ、それに比べると低下したとしている（「全国高校野球 校長・顧問・選手の心は… 『勉強と両立 63% 集中力や協調性養う』」、『朝日新聞』、1978年1月1日付参照）。



ここでは、その教育について、本業としての学業が土台であり、そしてその上で人間形成が行われるといった認識が必要であると考ええる。

### 3. 野球憲章の全面改正と教育

2010年（平成22）年、野球憲章が初めて全面改定された。1950（昭和25）年に基準要綱から野球憲章へと改正されて以来6度の部分的な改正を経てきたなか<sup>652</sup>、2007年（平成19）年における特待生問題を機に改正に踏みきり<sup>653</sup>、2008（平成20）年4月に憲章検討委員会のメンバーが決定され、その後約2年間の改正作業の後に完成に至るが<sup>654</sup>、その新たな野球憲章は、これまでの前文と4章25条から前文と8章35条へと改正されている。

#### ■ 全面改正前の野球憲章（平成4年2月14日改正）

前文

第1章 総則

第2章 大学野球

第3章 高等学校野球

第4章 附則

#### ■ 全面改正後の野球憲章（平成22年4月1日施行）

前文

第1章 総則

第2章 学校教育の一環としての野球部活動

第3章 試合・大会の運営

第4章 学生野球資格と他の野球団体などとの関係

第5章 学生野球にかかわる寄付または援助

第6章 学生野球と野球以外の活動

第7章 注意・嚴重注意および処分

第8章 学生野球団体の決定および日本学生野球協会の処分等に対する不服申立

第9章 憲章の解釈と改正手続き

附則<sup>655</sup>

<sup>652</sup> 野球憲章の改正が行われたのは、昭和38年、昭和40年、昭和46年、昭和53年、昭和54年、平成4年である。

<sup>653</sup> 「学生野球憲新憲章が成立 プロ・アマ交流を解禁」、『朝日新聞』、2010年2月25日付。

<sup>654</sup> 「学生野球界、一体で新憲章 制定60年、時代に合わせ改正」、『朝日新聞』、2010年2月25日付。

<sup>655</sup> 日本学生野球協会編『学生野球要覧』、2013年、31頁。なお、以下の憲章における説明について、特に記載のない場合は同書に拠るものとする。

まず前文では、これまでの理念を引き継ぎつつも、そこに「今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面している」とし、あらためて学生野球を「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおすとした。なお、平成21年3月に出された高等学校指導要領では、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであるとともに、「学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること」と記されている。つまり、「教育を受ける権利」の見地から、学校教育の一環でもある部活動の野球への参加を、学校側が基本的に拒むことはできない（野球憲章第4条）。また部員は、学生として教育を受ける権利が保障されるが、そこには学生野球を行う権利とともに、憲章を遵守する義務を負うものとした（同第5章）。そして、「日常の学生生活において、野球に偏重した活動は厳に戒めるべきであり、野球部員たる前にまず学生であるということを忘れての部活動は断じて許してはならない」として、学業との両立を達成するため、野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず（同10章）、さらに、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない（同11章）としている。そして、大会に出場する選手は、その学校の代表者として出場することから、その選出においても代表者としてふさわしい選手の選出が求められ、その基本となるのは、「一定の学力」が保たれているうえで、「その日常生活において他の学生の信頼が得られる人物であることが重要な要素」であり、「登録選手が、単に野球の技量が優秀だということで選ばれることは断じてあってはならない」としている。

そしてこうした方向性は、学生個人にのみ求めるものではなく、学校や指導者においても強く求められるものであり、かつて野球を理由とした特待生が、怪我などで野球を続けられなくなった際に、奨学金を打ち切られたり<sup>656)</sup>、そのまま退部、さらには退学へと追い込まれ、学ぶ権利までもが奪われたり<sup>657)</sup>、学校側による野球の商業利用との見方もでき得るこうした事例に対しても、新たな憲章での「教育を受ける権利」を前提とすることで対応でき得ると言えよう。

また、2006年度、高野連が審議した指導者による不祥事56件のうち、その80%以上が暴力であったが、指導の際には時に体罰が必要との意見もあるなか<sup>658)</sup>、人格形成に名を借りた非合理的な精神教育やそこでの体罰については、学校教育の一環として実施している学生野球においては、学校教育法で禁じられている体罰についても、「一切の暴力を排除」する姿勢を示している<sup>659)</sup>。

<sup>656)</sup> 「[フェアの精神 高校野球考：2] 挫折 厚遇の陰、孤立・あつれき」、『朝日新聞』、2007年6月2日付。

<sup>657)</sup> 「[フェアの精神 高校野球考] 読者の声：上」、『朝日新聞』、2007年6月2日付。

<sup>658)</sup> 「(高校野球のかたち 第1部 憲章考：5) 脱体罰、ムチのない愛を」、『朝日新聞』、2007年12月7日付。

<sup>659)</sup> 学校基本法では、「校長及び教員は、教育上必要があると認める時には、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を

新しい憲章では、「学生たちの利益を保護」するために、学生は「教育を受ける権利」を有する立場であり、また学校側がそれに対する責務を負うことが明記されたが、ここでの真の目的を成就させるためには、学校側における、学生への環境の整備のみならず、教育を享受する学生側における認識との両輪により獲得し得るものであり、それにより「精神の次元を超えた性質の諸問題」への適切な対処が可能となり、さらには学生野球の健全な発展へと結び付くとも言えよう。

#### 4. 学生野球資格回復研修の導入

野球憲章が全面改正されたことで、「一定のルールの下で節度を保ちつつ、練習・試合、講習会等を通じてプロ野球関係者から高度の技術・技術指導方法、強靱な精神力等を学び取ることは、学生野球、ひいては我が国の野球水準の向上に極めて有意義である」<sup>660</sup>として、新たな野球憲章においては、学生野球協会の承認を受けることで、「試合」や「練習」、「講習会」や「シンポジウム」、そして「その他学生野球の発展に資する活動」が可能となった。こうして学生野球とプロ野球との関係緩和が見られるなか、2012（平成24）年2月、元プロ野球選手が高校野球を指導する際に必要とされる「2年以上の教諭経験」の条件緩和を目指し、学生野球協会と日本野球機構、プロ野球選手会による、初の「学生野球資格に関する協議会」が開かれた<sup>661</sup>。そして4月にはプロ側が「資格取得の研修制度導入」を提案し<sup>662</sup>、その後プロ側が具体案をまとめ、11月には「5時間程度の研修を受講」することで一時的な指導が可能となる制度を提案していたが、12月には高野連がこれを条件付きで緩和する対応を決定する<sup>663</sup>。そして、翌2013年1月17日の会合では、「プロ側と学生側のそれぞれが開く計2回の研修」の受講と、そこでの内容として、「プロアマに断絶に至った経緯や現行ルールなどをプロ側の研修で確認する」こと、また「資格回復の申請にあたっ

---

加えることはできない」（第1章総則第11条）。また、近年では文部科学省により、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について」（平成22年2月1日）といった通知や、また「体罰禁止の徹底及び体罰に関わる実態把握について」の調査を行い（平成25年1月23日）、その後、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」の通知が出されている（平成25年8月9日）。文部科学省ホームページ「問題行動に対する対応（上記以外。懲戒・出席停止等）」、[[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302908.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302908.htm)]（2014年12月29日訪問）

<sup>660</sup> 日本学生野球協会編『学生野球要覧』、2013年、19-20頁。

<sup>661</sup> 「元プロ野球選手の指導条件緩和へ初会合」、『朝日新聞』2012年2月29日付。なお、これに先立ち2月22日には、地区の連盟に届けて紹介を受けることで母校以外でもオフシーズンの練習を可能とし、また元プロ関係者が高校で指導を行う条件の「高校教諭として2年以上在籍」に加え、特別支援学校や中学校の教諭にも拡大するよう規則を改正している（「プロ・アマ交流の規則改正／日本学生野球協会」、『朝日新聞』、2012年2月23日付。）

<sup>662</sup> 「球児の指導に『資格導入を』プロ側が提案」、『朝日新聞』2012年4月17日付。

<sup>663</sup> 「球児への一時的指導 下プロの資格緩和へ／高野連」、『読売新聞』、2012年12月19日付。

では選手の元所属球団が推薦する」などを学生野球側が提示し、プロ側が大筋で受け入れる意向を示したことで、先にプロ野球側が提案していた「一次的な指導の解禁」から一気に「監督就任」の道まで開けることとなり<sup>664</sup>、早ければ年内にも新制度が導入される見通しとなった<sup>665</sup>。その後高野連は、5月に「通算2年以上の教諭経験」の条件を撤廃し、教諭として高校に採用された時点で指導が行えるよう「教諭特例」を改正する方針を固め<sup>666</sup>、これが7月1日より施行されることになった<sup>667</sup>。そして、7月28日には学生野球資格回復のための新制度による初の研修会がプロ野球側主催で開催され<sup>668</sup>、さらに12月には学生野球側による第1回目の研修が開かれたこと<sup>669</sup>、翌年1月、プロ野球側と学生野球側双方の研修を修了した228名のうち審査の申請を行っていた全員が認定され、学生野球指導の資格を回復し<sup>670</sup>、3月には早くもこの制度による高校野球の監督が誕生した<sup>671</sup>。

そして、前年に引き続き、翌2014（平成26）年にもこうした研修会が同様に開催された<sup>672</sup>。なお、プロ野球側1日、学生野球側2日間で開催された研修内容は下記のとおりである<sup>673</sup>。

#### ■ プロ側の研修会

- [研修1] 学生野球とプロ野球の関係～プロアマの歴史・経緯
- [研修2] 指導者の役割
- [研修3] 高校生のからだの特性とケガ予防
- [研修4] 新人獲得ルール・内容に関する説明

#### ■ 学生野球側の研修会

《1日目》

---

<sup>664</sup> 「元プロ、すぐ高校野球監督に 2014年度にも教員免許不要」、『朝日新聞』、2013年1月18日付。

<sup>665</sup> 「歩み寄り10年で転機 元プロの高校野球指導条件緩和」、『朝日新聞』、2013年1月18日付。および「元プロに『研修制度』新設 年内にも 高校指導の条件緩和」、『読売新聞』、2013年1月18日。

<sup>666</sup> 「教員2年の条件撤廃 高野連、元プロの球児指導」、『朝日新聞』、2013年5月25日付。

<sup>667</sup> 「元プロの指導緩和を決定 7月から新規則／日本学生野球協会」、『読売新聞』、2013年6月19日付。

<sup>668</sup> 「学生野球資格回復の研修会 元プロ100人受講」、『朝日新聞』、2013年7月29日付。

<sup>669</sup> 「元プロ学生資格回復研修始まる」、『朝日新聞』、2013年12月14日付。

<sup>670</sup> 「小宮山氏らに学生指導資格 新制度で初、プロ野球経験者208人」、『朝日新聞』2013年12月14日付。

<sup>671</sup> 「新制度で資格回復した元プロが監督に」、『朝日新聞』、2014年3月6日付。

<sup>672</sup> 2014年度の研修は、プロ側、学生側共に大阪会場（プロ：11月29日、学生：12月20・21日）、東京会場（プロ：11月30日、学生：12月13・14日）にて開催された。

<sup>673</sup> 筆者は2014年度学生野球資格回復研修を受講しており、ここでの研修内容は、両日配布された資料から抜き出したものである。なお、プロ側は大阪会場（11月29日）、学生側は東京会場（12月13・14日）にて受講している。

- [講座 1] 校内における部活動の位置付け概論
- [講座 2] 学校長の権限と許諾、承認の必要な事項
- [講座 3] 留意すべき教育的配慮の事例①
- [講座 4] 大学野球の指導に関する留意点①
- [講座 5] 大学野球の指導に関する留意点②
- [講座 6] 対外試合に関する留意事項
- [講座 7] 安全対策、危機管理と健康上の留意事項

《2日目》

- [講座 8] 留意すべき教育的配慮の事例②
- [講座 9] 留意すべき教育的配慮の事例③
- [講座 10] 試合プレイ上での留意事項
- [講座 11] 試合プレイ上での留意事項（続き）
- [講座 11] 部活動周辺の各種団体との留意事項

このように、特に学生野球側の研修内容は、学生野球と学校教育との結びつきが強く意識されたものである。野球憲章では、学校長を加盟校における最高責任者として明記したうえで、学校長が「適任者として認めた教員」から部長を選任するのに対し、監督、コーチにおいては、同じく学校長が「適任者と認めた者」から選任できるとしており、学生野球資格を回復した者で教員以外の者が現場に関わる場合はここに当てはまる。そして、現場の指導においては、「学校教育活動の一環」であるとの認識のもと、野球憲章の理念に基づく「教育」を施す者として指導に当たる必要があり、そこでは、単なる野球の技術の指導ではないとの認識が求められる<sup>674</sup>。

なお、プロ野球側による若手選手に対するアンケート調査によれば、引退後に学生野球資格回復研修を受講したいと答えた選手が70%を超え、一番やってみたい仕事においても、「資格回復の上、高校野球指導者」が19.5%でトップとなっている<sup>675</sup>、プロ側による「学生野球への恩返し」という申し出にて制度化されたこの資格回復制度は、そこでの「謝金」においても、非常勤での指導の場合、「当該都道府県、市町村などが実施している外部指導者に対する謝金などの額を参考とし、概ねその範囲内とする」とされており、資格回復研

<sup>674</sup> なお、日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準においても、「学校の設置者等に委嘱された外部指導者の適切な指導の下に行われる課外の運動部活動に参加した場合」において、それが「学校教育計画に基づいて行われている課外活動を受けている場合」が要件となっており、外部指導者による「恣意的な計画等による活動」はその適用範囲であるとしている。

<sup>675</sup> 「現役若手プロ野球選手『セカンドキャリア』に関するアンケート」フェニックスリーグ（2013年10月7日-28日@宮崎県）に参加した239名（平均年齢23.4歳/18-30歳）が回答。日本野球機構オフィシャルサイト、「NPB ニュース（1月16日）」[<http://www.npb.or.jp/>]（2014年12月28日訪問）。

修の後に指導することが、そのまま生活の基盤とはなりくい状況でもある<sup>676</sup>。しかしながら、高等学校野球の特例処置として、1984（昭和59）年に、高等学校の教員として10年以上在籍した者に対して適性検査を行う制度が開始されるようになり、1994（平成6）年には5年、1997（平成9）年には2年にその期間が短縮され、ようやく研修を受けることで学生野球資格を回復できるに至った経緯を重んじ、学生野球が「経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場」であるとの認識のもと、しっかりと「学生野球への恩返し」の実績を積み重ねることで、学生野球側に対する信頼を高めていくことが必要である。そして、新しい野球憲章では、「アマチュア資格」という文言が「学生野球資格」へと換言され、「アマチュアリズム」という言葉も削除されたが<sup>677</sup>、商業主義に立ち向かうべくアマチュアリズムの精神は引き継がれており、当然これは選手側のみならず学校や指導者側にも求められるものである<sup>678</sup>。憲章の全面改正後、プロ野球と学生野球の大きな歩み寄りが実現したことから、学生野球に関わる全ての者が「教育の一環としての学生野球」における認識を深め、そして決して再び過去の断絶の状況へと戻らぬよう努力する必要があると考える。

#### 本章のまとめ

戦後学生野球側は、指導的立場を担う学生野球協会の設置とそこでのルールとなる基準要綱の制定により自治を回復させ、さらにその後、基準要綱を野球憲章へと改正した。戦後の混乱期にあり、当初はまだ野球をかつてのように行える環境にはなかったが、その後、戦後の復興と共に野球の環境も整えられ、特にプロ野球の人気の上昇は、戦前の状況からは予想できない程めざましいものであった。そうしたなかプロ野球は、選手獲得のため、

<sup>676</sup> 「元プロ野球関係者の学生野球資格回復容認の経緯」（平成26年1月20日：日本高等学校野球連盟）。財団法人 日本高等学校野球連盟ホームページ

[[http://www.jhbf.or.jp/topics/info/data/20140120\\_1.pdf](http://www.jhbf.or.jp/topics/info/data/20140120_1.pdf)]（2014年12月28日訪問）。なお、常勤の場合は、憲章の第24条にて「指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。」と定められている。ただ、プロ側による2013年にプロ野球の現役を終えた選手への進路調査によれば、「高校野球」と答えた者はいない。日本野球機構オフィシャルサイト「2013年戦力外選手／現役引退選手の進路調査結果」[NPB ニュース（5月8日）] [<http://www.npb.or.jp/>]（2014年12月28日訪問）

<sup>677</sup> 「学生野球憲章の改正2次案公表 言葉わかりやすく」『朝日新聞デジタル』高校野球・総合ニュース、2008年11月26日付。

[<http://www.asahi.com/koshien/news/TKY200911260162.html>]（2015年1月3日訪問）。ここでは、野球憲章改正の2次案として、アマチュアリズムを削除するにあたり、これを前文で「学生野球は経済的な対価を求めない心身修練の場である」と定義したとしている。（完成した憲章では、「経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場」となっている）。

<sup>678</sup> 日本学生野球協会編『学生野球要覧』、2013年、19頁。ここでは、「第一に重要なのは、この『権利（「教育を受ける権利」）』実現のための活動は、経済的利益を求めるものであってはならない」として、これがいわゆるアマチュアリズムの精神であり、このアマチュアリズムの精神は、学生だけに求められるものではないとしている。

アマチュアの選手を獲得するにおいても激しいスカウト合戦を繰り広げ、その行き過ぎがもととなり、プロ野球と学生野球との間に断絶が生まれた。

そしてその後、時間をかけて両者の関係を回復させていくなか、野球憲章が全面改正され、そして新たに学生野球資格を回復させる研修の導入にまで至った。かつて制定された基準要綱および野球憲章は、制定当時の社会状況に合わせて作られたものであり、その後、我が国を取り巻く社会環境の変化、また学生野球を取り巻く環境や表出する問題においても変化を見せるなか、野球憲章は部分改正を行いながら時代に沿わせてきたが、それでは対応しきれない状況にも直面してきた。そのための全面改正で生まれたのが新しい野球憲章であるが、ここでは、基準要綱からの学生野球に対する理念は守り引き継がれつつ、そして、学生の教育を受ける権利明確に捉えなおすことで、様々な次元の問題に対応していくとした。またここでは、学生野球が学校教育の一環であると明記されており、学生野球資格回復研修においても、その内容で強調されていたのは、学校教育との結びつきに関する件であり、全体を通し、一貫して学生としての本分を全うすることが求められたものである。この厳然たる態度を維持し、実践することで学生が行う野球の健全性が保たれるのだと考えられる。

## 結論

これまで本論文では、我が国に野球が伝来してからの学生野球とプロ野球について歴史的視点から、現在の野球憲章が成立するまでの過程を追い、そこで取り扱われた教育や、示された学生野球の方向性について検討してきた。

我が国における野球は、明治初期に持ち込まれ、主に東京にある高等教育機関を中心として発展してきた。その中でも特に、国家の将来を担うべくトップエリートの育成を目的とする機関であった一高においては、野球でも絶対的に勝利を追求し、そこでの厳しい練習やそれに耐える精神力などが特徴となり、またそれが背景ともなり覇権を握ることになる。そして、一高の野球に触れた選手が地方へと野球を広める過程においても、野球という競技そのものだけではなく、そうした精神的特徴をも広めていく。ただ、この一高においては、本業の学業で非常に高いレベルが求められ、留年や中退者が少なくない厳しい環境にあり、野球部が試合で勝利を追求する場合でも、それは、学業との両立が前提であった。そして、学業での成果を資本に将来の人生設計を目指すなかで、ここでの両立とは、学業と野球の並立ではなく、学業を主とし野球が従となるものであった。それゆえ、その後、一高での学業を取り巻く環境がより厳しくなるなか、学風批判や運動部批判の盛り上がりもあり、早稲田や慶應といった私立大学が台頭することで、必要とされた両立の範囲内で覇権を維持できなくなったことから、その終焉を迎えた。

一高に代わり覇権を争う早稲田や慶應も、当時の我が国では、ほんの一握りの人間が通う高等教育機関の学歴エリートたちであったが、早慶が一高に代わって覇権を争う頃の野球では、一高が覇権を握っていた際にはなかったとされる弊害が見られるようになる。それは、いわゆる野球害毒論争として、新聞社数社を巻き込む紙上での論争にまで発展した。なおこの論争では、学生野球を否定する側、肯定する側ともに弊害の存在を認めており、またそうした学生野球を評価する判断基準として、一高の野球を用いた点も共通していた。つまりこの時点ですでに、学生野球における弊害の存在と一高の野球の特徴に関し、共に紙上で取り扱われても読者がイメージできる環境ができ上がっていた。

大正に入ると、朝日新聞主催の選手権大会が始まる。そして、当時、人気実力ともにわが国の中心であった大学野球に対し、それに及ばない中等野球の大会を開催することにより、中等野球を、弊害を抱えた大学野球の対極に置き、この大会がより正しい学生野球を体現するものとした。そうした中等野球は年々人気を高め、その後、朝日新聞のライバル会社である毎日新聞が選抜大会を作る。また大学野球でも東京六大学リーグが誕生し、中断されていた早慶戦も復活した。またその他、軟式ボールが発明され、昭和に入ると、ラジオによる野球の放送も始まり、一般大衆の間で野球熱が急速に高まっていく。なお、野球害毒論争では学生野球の問題点が論じられたものの、そこでは、指導する立場となる組織やそこでのルール作りなど具体的な対応策は施されていない。そのような状況の中、野球熱は高まりを見せると同時に、さらにそこでの弊害が、学生野球の当事者たちの力で



は浄化できない状況にまで深刻化したことから、1932（昭和 7）年には野球統制令が出され、学生野球に対して国が統制を行なうことになる。この統制令は、学生野球を指導監督するものとして、その内容が成文化された。ここでは、学生野球を善導する方針や目的のほか、大会の運営方法や入場料の取扱いの他、特に中等野球に関しては、学業に支障のない時に試合を行うこと、また、野球が優秀であることを理由に、入学の際の便宜や、学費、生活費等の援助を行ってはならないことなどが明文化された。

なお大正後期には、日本初のプロ野球が誕生した。当時、学生野球の人気の高まるなかで、プロ野球の立場からそれを浄化することを目的とした。選手は厳しい規律のある合宿生活を送り、さらに簿記や一般教養などの勉学の時間、そして自習の時間が設けられていた。本来これらは、プロ野球ではなく学生野球が持つべき生活規範であるが、こうしたチームも、結果的に昭和に入り解散した。その後、統制令における、学生野球とプロ野球との関係の制限をきっかけとして、新たなプロ野球が誕生した。そしてこれらのチームは、人気は学生野球に遠く及ばなかったが、設立においては、ともに大学野球を浄化する目的を内包していた。

太平洋戦争に突入すると、その後の戦況の悪化に伴い、学生野球、プロ野球とも中断に追い込まれた。そして戦後、それぞれの野球が復活を目指し、大学野球やプロ野球は、まずその組織内で選手を確保して混合チームによる試合を行い、終戦の翌年よりリーグ戦を再開した。一方、中等野球においては、大会の再開をめざし、そのための中等学校野球連盟を設立して、同じく終戦翌年に大会を再開させた。また、学生野球としては、統制令による国からの統制を解くため、指導監督を行う学生野球協会を設立し、さらに、そこでのルールとなる基準要綱を制定したことで自治を回復した。

こうして学生野球およびプロ野球は、それぞれの形で再開させていくが、特にプロ野球においては、戦前の状況とは一転して人気は急上昇し、また学生野球においては、大学野球が、かつての人気を失った一方で、高校野球はさらに熱を高めていった。そして、プロ野球と学生野球の間に、戦前とは異なった形での問題が新たに発生し、特にプロ野球によるスカウトの過熱は、学生野球側の反感を買い、ついにプロ野球との事実上の断絶状態となる。このように、かつて大学野球を浄化することを目的のひとつとしたプロ野球は、戦後その様相を一転させるが、学生野球における問題は、こうしたプロ野球からのものだけではなく、特待生問題、また指導者による暴力など内部にも存在していた。

2010（平成 22）年、野球憲章が全面改正された直接的な要因は、時代の変化とともに複雑化した様々な問題に直面したことである。なお示された理念は、戦後基準要綱が制定された時のものが引き継がれている。そして、この新しい憲章では「教育」が強調され、「教育をうける権利」により、これら様々な問題に対処するとした。また「学生野球は教育の一環」として位置づけられ、これらが明文化された。基準要綱が制定された際にも、学業を重視すべきこと、そして学生野球により人間形成をめざすことについては、そこで起草に関わった人達の間で唱えられていた。そしてそれらは、まずは学生という立場で学業を

重視することで、それが前提となり学生野球を行うことができ、そこから人間形成を学ぶことが可能となるとすることで一致していた。しかしながら、時には、人間形成こそが最も重要であるとし、学業がその背景に追いやられることがあった。また、その人間形成という名目で行き過ぎた指導も見られた。本論文では、この学業と、人間形成とのどちらが人間生活を送るにあたって重要であるかについては検討していない。ただ、学生野球では学業が前提であり、それにより野球を行うことが可能となることは確認された。そしてこれは、戦後学生野球により制定された基準要綱からのものではなく、かつての一高が守り抜いた姿勢である。害毒論争は、そうした姿勢が見えなくなったことから生まれ、また統制令でも国からの求められる姿勢として示され、さらにそれが基準要綱へと引き継がれてきた。つまり、学業をまず重視する姿勢は、学生の学力の向上だけではなく、そうした学生野球の抱える危うさに対処し得る有効な手立ての一つなのである。しかもそれは、特別なものではなく、学生として本来あるべき姿なのである。さらに本論文では、アマチュアとプロフェッショナルの判断は、示されたルールではなく、経済的な対価を求めないことを前提とした「良識」によるとした。学業を本業として学生野球が行われ、ここで良識による判断がなされれば、学生野球における問題の多くは解決でき得るはずである。またこうした見地に立てば、野球の技術が高いことだけで特別待遇を要求する資格があるように思うことは、学生選手として恥ずべき態度であることの判断に至るであろう。

戦後、プロ野球は人気を高め、野球の技術を資本とした人生設計の可能性が示された。そしてこのプロ野球へ到達するには、基本的に学生野球、特に高校野球を通過する必要がある。プロ野球を目指す者にとっては、こうした高校野球が、ある種の養成機関として機能するかもしれない。しかしながら、それほどに野球の技術が優れた選手はほんの一握りであり、それ以外のほとんどの学生は、そうしたレベルに到達できず、また当初からそうした目標を持っていない者も数多くいるはずである。もちろん学生野球はプロの養成機関ではないし、プロ野球とは野球を行う者すべてが目指しているものでもない。

学生資格回復研修の導入にあたり、プロ野球側は学生野球側に「恩返し」がしたいと申し出た。学生野球の現状においては、残念ながら野球憲章の掲げる理念が完全に体現された状況には至っていない。それゆえプロ野球は、かつて掲げていたときと同様、こうした学生野球を発展させるものでなければならない。今回、新たに学生資格回復研修が導入されたのも、こうした姿勢を学生野球側が感じ取ったからである。学業を本業として、その学業に支障が及ばない程度に一生懸命野球をやり、そこで、心と身体を鍛える。学生野球における教育の一環の指すところはここにある。そして野球を行う際には、経済的な対価を求めない。問題に直面した場合には、学生が教育を受ける立場から考え、また良識で判断する。これで問題が解決できるような学生野球をめざし、プロ野球が学生野球と協力して環境整備に尽力する。これこそが、かつて在籍した学生野球への最高の恩返しである。

2014年11月29日、12月13日および14日に、筆者も学生資格回復研修を受講した。これから学生野球に対して指導を行うことを希望する、かつてプロ野球に関わった者大勢

に囲まれつつ、個人的にまだそこには、野球の技術を伝えたいとする側と、教育の一環としての学生野球への理解を求める側の間には温度差を感じた。もちろん同じ学生野球のなかでも、そこでの野球への取り組み方について、同様の温度差がみられる可能性も否定できない。本論文では、伝えるべき「教育の一環」の内容を明らかにした。ただ、それを活かすために重要となるのは、それを周知徹底するための方法であり、また現状抱えている問題点についての対処方法である。これを今後の研究の課題として記しつつ、本論文を終えることとする。

## 参考文献一覧

### 【学術論文・書籍等一般刊行物】

- 秋田県教育委員会編『秋田県教育史 第二巻 資料編二』、秋田県教育史頒布会、1982年。
- 朝日新聞社編『全校高等学校野球選手権大会史』朝日新聞社、1958年。
- 『全国中等学校優勝野球大会史』、朝日新聞社、1943年。
- 『全国高等学校野球選手権大会70年史』、朝日新聞社・日本高等学校野球連盟、1989年。
- 『全国中等学校野球大会史』、朝日新聞社、1929年
- 朝日新聞名古屋本社編集制作センター『愛知の高校野球全記録 愛知県高等学校野球連盟史』、愛知県高等学校野球連盟、2008年。
- 安部磯雄「スポーツから何をすべきか」、『青年と理想』岡倉書房、1937年。
- 天城勲、慶伊富長『大学設置基準の研究』、東京大学出版会、1977年。
- 天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』、平凡社、2005年。
- 『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版部、1989年。
- 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント—』、吉川弘文館、1997年。
- 石川準吉『国家総動員史 資料編 第4』、国家総動員史刊行会、1976年。
- 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史 年表』、一高同窓会、1994年。
- 上田正一「昭和21年度登録選手名簿」『スポニチビック紙面にみるプロ野球史』、上田印刷、1989年。
- 上村貞子「官公私立諸学校改定就学案内」『日用百貨全書 第37編』、博文館、1904年。
- 魚住影雄「個人主義の見地に立ちて方今の校風問題を解釋し進んで皆寄宿制度の廢止に論及す」、『第一高等学校 校友会雑誌』第150号、第一高等学校校友会、1905年。
- 江刺正吾・小椋博編『高校野球の社会学—甲子園を読む—』世界思想社、1994年
- エリ・エヌ・クタコフ、訳者ソビエト外交研究会『日ソ外交関係史』第二巻、刀江書院、1967年。
- 大久保利謙『近代日本教育資料叢書 人物篇 1 森有禮全集 第一巻』、宣文堂書店、1972年。
- 大阪本社販売百年史編集委員会『朝日新聞販売百年史（大阪編）』、朝日新聞大阪本社、1979年。
- 押川春浪「最近野球術に序す」、『最近野球術』、博文館、1905年。
- 小野瀬剛志「野球害毒論争（1911年）に見る野球イデオロギー形成の一側面—「日本のスポーツ観」再考論—」、『スポーツ史研究』第15号、2002年。
- 加賀秀雄「わが国における1932年の学制野球の統制について」、『北海道大學教育學部紀要』

(51)、1988年。

加藤橘夫「アマチュアリズムをめぐる問題」、『体育の科学』11(6)、杏林書院、1961年。

——「学生スポーツとアマチュアリズム」『体育の科学』8(6)、杏林書院、1958年。

——「スポーツの教育的意義」『教育と医学』2(10)(16)、慶應義塾大学出版会、1954年。

神門兼之『球聖飛田穂洲伝』、柘植書房、2004年。

神立春樹「明治三十六年度全国高等学校入学試験状況—旧々山口高等学校の進退窮まれるをみる—」『岡山大学経済学雑誌』27(1)、1995年。

川喜田尚「メディアとスポーツの共栄についての研究—放送黎明期のメディア戦略と甲子園モデル形成の背景—」『社会学研究科年報』立教大学大学院、2012年。

川島虎雄『日本体育史研究』、黎明書房、1982年、147-148頁。および竹之下休蔵『近日本学校体育史』、東洋館出版、1959年。

菊幸一、古園井昌喜「大正期の野球におけるプロフェッショナル・イデオロギーの萌芽に関する研究」『体育学研究』37、1992年。

菊谷匡祐『早慶戦の百年—学生野球賛歌』、集英社、2003年。

木下秀明監修『戦後体育基本資料集 第5巻』、大空社、1995年。

北村正光『官報(明治編)18巻～(12) 明治44年7月(下)第8420～第8432号』、龍溪書舎、1991年。

君島一郎『日本野球創世記』、ベースボールマガジン社、1972年。

木村吉次『体育・スポーツ史概論 改訂2版』市村出版、2010年。

——「いわゆる『野球害毒論』の一考察」『中京体育学論叢3』、1962年。

木村毅『都の西北—早慶野球戦史を中心に—』、ベースボールマガジン社、1978年

慶應義塾体育会野球部史編纂委員会『慶應義塾野球部史』、慶應義塾体育会野球部、1960年。

久保田高行『高校野球五十年』、時事通信社、1956年。

——『高校野球百年』、時事通信社、1966年。

隈美生「ベースボール部員に望む」、『第一高等学校 校友会雑誌』第33号、第一高等学校校友会、1894年。

国民新聞社運動部『日本野球史』、ミュージアム図書、2000年。

後藤健生『国立競技場の100年—明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ—』ミネルヴァ書房、2013年。

好球生「混合ベースボール仕合に就て」、『第一高等学校 校友会雑誌』第37号、1894年。

佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボールマガジン社、1980年。

——『日本高校野球連盟三十年史』、日本高等学校野球連盟、1976年。

佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯』、朝日新聞社、1986年。

佐山和夫『日本野球はなぜベースボールを超えたのか—「フェアネス」と「武士道」—』、彩流社、2007年。

下村泰大『西洋戶外遊戯法』、泰盛館、1885年。

- 清水論『新装版 甲子園野球のアルケオロジー—スポーツの「物語」・メディア・身体文化—』、新評論、2012年。
- 庄野義信『六大學野球全集 上巻』、改造社、1931年。
- 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年。
- 鈴木裕輔「野球害毒論争の社会思想的分析」、『ベースボールロジー』10、野球文化學會論叢、2007年。
- 菅野真二『ニッポン野球の青春—武士道野球から興奮の早慶戦へ』、大修館書店、2003年。
- 駿台倶楽部編『明治大学野球部100年史』、2010年。
- 外岡茂十郎「學生野球再建の経緯」『學生野球要覧』、日本学生野球協會、1954年。
- 全国教育調査研究協會編『戦後30年学校教育統計総覧』、ぎょうせい、1980年。
- 全国軟式野球連盟『軟式野球史』、ベースボールマガジン社、1976年。
- セントポールズ・ベースボール倶楽部編『立教大学野球部史』、2009年、43-44頁、一誠會編『東京大学野球部史』、1975年。
- 竹之下休蔵『近日本学校体育史』、東洋館出版、1959年。
- 玉置通夫『甲子園球場物語』、文春新書、2004年。
- 「野球害毒論争研究—新聞社間による部数獲得競争の視点から—」『甲南女子大学研究紀要 第47号 文学・文化編』、2011年
- 「野球渡来の諸説に関する検証—資料の踏査を怠ったことが混乱の要因—」、『甲南女子大学研究紀要第49号 文学・文化編』、2013年。
- 玉置正之、ロバート・ホワイティング『ベースボールと野球道—日米間の誤解を示す400の事実—』、講談社、1991年。
- 第一高等学校校友會「校友會雜誌號外 野球部史」、『校友會雜誌』、1903年、明治文化資料叢書刊行會『明治文化資料叢書 第10巻スポーツ編』、風間書房、1962年。
- 『校友會雜誌號外 野球部史附規則』、1895年。
- 「我部の抱壊」、『第一高等学校 校友会雜誌』号外 野球部史第2号、1903年
- 大日本體育協會編『大日本體育協會史 上巻』、1936年。
- 高橋孝蔵『倫敦から来た近代スポーツの伝道師—お雇い外国人 F. W. ストレンジの活躍』、小学館、2012年。
- 竹内一郎・高橋義雄「高校生球児の野球留学とキャリア形成の諸課題」『生涯学習・キャリア教育研究』第2号、2006年。
- 武田千代三郎「アマチュアリズム (一)」『アスレチックス』第一巻第八号、大日本體育協會、1922年
- 『競技運動 卷之上』、自由英学出版部、1903年。
- 『学生運動取締論』、大阪市立高等商業学校校友會、1925年。
- 田代正之「中等学校野球の動向から見た『野球統制令』の歴史的意義」『スポーツ史研究』第9号、1996年

- 玉置通夫「高校野球の全国大会の発生起源についての考察—新聞社間の競争が促進剤になった—」『甲南女子大学研究紀要第48号 文学・文化編』2012年。
- 飛田穂洲『球道半世紀』、博友社、1951年。
- 『野球清談』、東海出版、1940年。
- 『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年。
- 飛田忠順『早稲田大学野球部史』、明善社、1925年。
- 中馬庚「校友会雑誌號外 野球部史附規則」、『校友会雑誌』、第一高等学校校友会、1895年。
- 東洋経済新報社編『完結昭和国政総覧』第二巻、東洋経済新報社、1991年。
- 内閣印刷局『昭和年間法令全書』（第15巻-2）、原書房、2001年。
- 中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史—』、青弓社、2010年。
- 「日本学生野球協会の成立と『学生野球基準要綱』の制定：学生スポーツの理念における商業主義と教育」、『一橋スポーツ研究』、2007年。
- 「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況に着目して」、『一橋大学スポーツ研究』28、2009年。
- 『「野球統制令」と学生野球の自治：1930年代における東京六大学野球を中心に』『スポーツ史研究』第20号、2007年
- 西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の『青年らしさ』『純真』の言説に注目して—」『スポーツ社会学研究』21-1、2013年。
- 「東京・大阪両都市の新聞社による野球（スポーツ）イベントの展開過程—1910～1925年を中心に—」、『立命館産業社会論集』、2004年。
- 「1910年前後におけるメディア・イベントとしての日米野球試合—東京・大阪の新聞社による主催試合を中心に—」『スポーツ史研究』、2006年。
- 日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、日本学生野球協会、1984年。
- 日本近代教育史辞典編集委員会編『日本近代教育史辞典』、平凡社、1971年。
- 日本放送協会編『20世紀放送史 年表』、日本放送出版協会、2001年。
- 秦真人「日本的スポーツ観の形成に関わる一考察（Ⅰ）—安部磯雄のスポーツ観について—」『愛知学泉大学研究論集』（36）、2001年。
- 秦真人「日本的スポーツ観の形成に関わる一考察（Ⅱ）—安部磯雄のスポーツ観について・その2—」、『愛知学泉大学研究論集』（37）、2002年。
- 波多野勝『日米野球の架け橋—鈴木惣太郎の人生と正力松太郎—』、芙蓉書房、2013年。
- 八田英二『学生野球要覧』、2013年。
- 浜田昭八「過熱する高校野球」『季刊教育法』（75）、エイデル研究所、1989年。
- 早坂隆『昭和十七年の夏 幻の甲子園 戦時下の球児たち』、文藝春秋、2010年。
- 林卓史「高等学校の共学化に伴う運動部強化の現状と課題—硬式野球部の事例から」『朝日大学経営論集』第24巻。
- 久富善之『競争の教育—なぜ受験競争はかくも激化するのか』、労働旬報社、1993年。

深草直臣『『野球統制令』の廃止と『対外競技基準』の制定過程の研究』『立命館教育科学研究 第2号』、1992年。

福井利吉郎「所謂個人主義の見地に立ちたる校風觀を評す」、『第一高等学校 校友会雑誌』第151号、第一高等学校校友会、1905年。

ベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史③高校野球（上）』、ベースボールマガジン社、1989年。

——『激動の昭和スポーツ史①プロ野球（上）』、1989年。

文藝春秋編『『文藝春秋』にみるスポーツ昭和史』、文藝春秋、1988年。

——『プロ野球70年史／歴史編』、ベースボールマガジン社、2004年。

ホイジンガ『ホモ・ルーデンス』（訳／高橋英夫）、中央公論社、1973年。

毎日新聞社編『選抜高等学校野球大会50年史』、毎日新聞社・日本高等学校野球連盟、1978年。

——『選抜高等学校野球大会60年史』、毎日新聞社・日本高等学校野球連盟、1989年。

毎日新聞社130年史刊行委員会『『毎日』の3世紀—新聞が見つめた激流130年（上巻）』、毎日新聞社、2002年。

宮坂広作『旧制高校史の研究 一高自治の成立と展開』、信山社、2001年。

文部科学省『平成25年度学校基本調査報告書（初等中等教育機関、専門学校、各種学校編）』、2014年。

文部省編『文部省第五年報』、1877年。

——『学制百年史（記述編）』、帝国地方行政学会、1972年。

——『学制百年史』（資料編）、帝国地方行政学会1972年。

——『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』、帝国地方行政学会、1962年。

野球体育博物館編『野球殿堂2012 The Baseball Hall of Fame』、ベースボールマガジン社、2012年。

山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932年。

山室寛之『野球と戦争』、中央公論新社、2010年。

——『プロ野球復興史』中公新書、2012年。

八龍子「野球部新來の諸君へ」、『第一高等学校 校友会雑誌』第150号、第一高等学校校友会、1905年。

吉村昭『関東大震災』、文藝春秋、2004年。

読売巨人軍50年史編纂委員室『読売巨人軍50年史』、株式会社読売巨人軍、1985年。

読売巨人軍75年史編纂委員会『読売巨人軍75年史 1934～2009』株式会社読売巨人軍、2010年。

早稲田大学編『早稲田大学八十年誌』、早稲田大学出版部、1962年。

早稲田大学大学史編集所『早稲田大学百年史 第一巻』、早稲田大学、1978年。



綿貫慶徳「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察—新聞社主催による野球イベントの分析を中心として—」『スポーツ史研究』14号、2001年

綿谷秋堂『大学と人物 各大学卒業生月旦』、国光印刷出版部、1914年。

脇村春夫「高校野球と教育 過去・現在・未来」『一橋ビジネスレビューSPR』56巻4号、2009年。

#### 【新聞・雑誌等逐次刊行物】

『日本』、日本新聞社。

『毎日新聞（大阪毎日新聞、東京日日新聞）』、毎日新聞社（大阪毎日新聞社、東京日日新聞社）

『運動年鑑』、朝日新聞社編。

『運動界』、運動界社。

『中日スポーツ』、中日新聞社。

『野球界』、野球界社。

『読売新聞』、読売新聞社。

『萬朝報』、朝報社。

#### 【ホームページ】

朝日新聞デジタル [<http://www.asahi.com>]

一般財団法人東京六大学野球連盟ホームページ [<http://www.big6.gr.jp/>]

公益財団法人 日本高等学校野球連盟ホームページ [<http://www.jhbf.or.jp/>]

文部科学省ホームページ [<http://www.mext.go.jp/>]

日本野球機構オフィシャルサイト [<http://www.npb.or.jp/>]

《資料①》

野球ノ統制並施行ニ關スル訓令  
文部省訓令第四號（昭和七年三月二十八日）

野球ノ統制並施行ニ關スル件

我が國ニ於ケル運動競技ガ近時著シク普及發達シタルハ啻ニ體育ノ爲ニ之ヲ賀スベキノミナラズ國民ノ資質向上ノ見地ヨリ大ニ之ヲ慶バザルベカラズ  
運動競技ガ國民ノ健康ヲ増進シ體位ヲ向上セシムルノ效果ハ固ヨリ言フ俟タズ更ニ人人ノ元氣ヲ振作シ氣宇ヲ明朗快潤ニシ其ノ態度ヲ公明眞摯ナラシムル等所謂運動精神ヲ體得セシメテ不知不識ノ間ニ人格ノ教養ニ資スルノ大ナルハ深く考慮スベキ所ニシテ體育運動ガ近世ノ教育ニ最モ重ンゼラルルノ理由亦此ニ存ス顧ルニ我が國ニ於ける運動競技中野球ハ比較的舊クヨリ行ハレ普及ノ範圍最モ廣ク其ノ一般民衆ニ及ボス影響亦甚大ナルヲ以テ體育運動ノ振興ヲ期セントスルニハ先ズ野球ノ健全ナル發達ヲ圖ルノ要アリ而シテ學生ニ依リテ行ハルル野球ガ一般野球界ノ中心ヲナセルノ實情ニ鑑ミルトキハ之ガ第一著手トシテ其ノ適正健全ナル發達ヲ圖ルヲ喫緊ノ急務トナサザルベカラズ是レ今回特ニ學生野球ノ施行ニ關シ其ノ據ルベキ基準ヲ示サントスル所以ナリ  
凡ソ學生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精神ヲ發揮セシムルニ在リ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク學生ノ本分ヲ體シ純正ナル心情ヲ持スルヲ以テ念トナサザルベカラズ然レドモ往々ニシテ之ニ伴フ弊ナキ能ハズカノ野球ヲ行フ者又ハ野球ヲ觀ル者ノ熱狂ノ餘常規ヲ逸シ正道ヲ離ルルコト是ナリ此ノ如キハ互ニ相警メ又自ラ抑制シテ正シキ就カシムベキハ論ヲ俟タズ尚且本邦ニ於ケル野球ハ其ノ發達ノ過程複雑ニシテ之ガ施行ノ體様亦區々ニ流レ爲ニ適正ナル發達ヲ損ヒルコト少カラズ是ヲ以テ其ノ施行ニ關スル組織益々整備シ其ノ統制愈々確立スルニ至ラバ更ニ一層之ガ成果ヲ善美ナラシムルコトヲ得ベシ蓋シ本邦野球界ノ現状ハ此ノ種ノ企劃ヲ實施スルニ當リ特種ノ困難ノ之ニ伴フコト鮮カラザルシト雖モ官民協力シテ堅忍事ニ當ラバ成功ノ日ハ必ズ到來スベシト信ズ  
茲ニ學生野球ノ施行ニ關シ幾多ノ規矩ヲ掲ゲ其ノ實施ヲ勸奨シ以テ之ガ適正健全ヲ期セントス局ニ當ル者克ク本令ノ趣旨ヲ體シ其ノ達成ニ努ムル所アルベシ

一、小學校ノ野球ニ關スル事項

- 一 小學校ニ於ケル野球ハ之ヲ校内兒童ノ間ニ行ハシムルヲ旨トシ對外試合ニ熱中スルガ如キ弊ニ陥ラシメザルコト
- 二 兒童ヲ對外試合ニ參加セシムル必要アル場合ハ左記ニ準據スベキコト
  - (一) 對外試合ノ開催ハ左記ニ依ルコト

- イ 同一府縣内ニ存スル二校間ノ試合ハ關係學校長ノ協定ノ下ニ開催セラルルモノタルコト
  - ロ 同一府縣内ニ存スル三校以上ノ學校ガ參加スル試合ハ參加學校長ノ承認アル場合ニ限り左記ニヨリ開催セラルルモノタルコト
    - 1 參加學校ガ同一郡、市、區、町、村内ニ存スル場合ハ夫々當該郡、市、區、町、村ノ體育團體ニ於テ主催スルコト
    - 2 參加學校ガ前記ノ範圍ヲ超エ且同一府縣内ニ存スル場合ハ府縣體育團體ニ於テ主催スルカ又ハ關係郡市ノ體育團體ノ共同主催ノ下ニ當該府縣體育團體ノ公認ヲ受ケテ開催スルコト
  - ハ 參加學校ガ府縣ヲ異ニスル試合ハ參加學校ノ承認アル場合ニ限り關係府縣體育團體ノ協定ニヨリ開催地ノ府縣體育團體主催ノ下ニ開催セラルルモノタルコト
- (二) 試合參加ノ爲兒童ヲシテ宿泊セシメザルコト
  - (三) 試合ハ總テ之ヲ學業ニ支障ナキトキニ行フベク特ニ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行ハルルコト
  - (四) 對外試合ニ出場スル兒童ハ尋常小學校第五年以上ノ兒童ニシテ父兄ノ承認並學校醫ノ健康證明アル者ニ就キ學校長之ヲ選定スルコト
  - (五) 兒童ヲシテ「クラブチーム」ノ試合ニ參加セシメザルコト
  - (六) 對外試合ニ於テ同一兒童ガ一日ニ行フ試合回数ハ一回ヲ原則トシヤムヲ得ザル場合ハ二回行フモ妨ゲザルコト
  - (七) 試合ニ要スル經費ハ當該試合ノ主催者ニ於テ負擔スルコト
  - (八) 試合ノ主催者ハ入場料又ハ參加料ヲ徴収シ若ハ營利宣傳等ニ利用セラルル虞アル寄贈品、寄附金等ヲ收受セザルコト
  - (九) 對外試合ニ於テハ應援團ヲ組織セザルコト
  - (十) 試合ノ主催者ハ一切使用球ヲ指定セザルコト
- 三 野球ノ指導ハ當該學校職員主トシテ之ニ當リ特ニ指導者ヲ招聘セザルコト
  - 四 野球ニ關シ特ニ後援會等ヲ組織シ又ハ其ノ支援ヲ受ケザルコト

## 二、中等學校ノ野球ニ關スル事項

- 一 中等學校ノ野球ニ關シテハ府縣ノ體育團體ニ於テ適當ニ統制スルコト但シ當該團體ノ設置ナキモ府縣學事當局者並中等學校長ト密接ナル聯絡ヲ有スル中等學校體育聯盟若ハ中等學校野球聯盟ノ設置アリテ府縣内中等學校ノ野球ヲ統制セル場合ハ右團體ヲシテ統制ニ當ラシムルモ妨ゲザルコト
- 二 中等學校生徒ノ參加シ得ル野球試合ハ左記ニ依リ開催セラルルモノタルコト
  - イ 全國的優勝大會及全國的選抜大會ハ文部省公認ノ下ニ夫々年一回ヲ限り開催

- セラルルモノタルコト但シ明治神宮體育大會ニ關スル野球ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- ロ 地方的大會（參加學校ガ近接セルニ府縣若ハ數府縣ニ互ル試合ヲ謂フ）ハ關係府縣體育團體（第一項記載ノ事項參照）ノ共同紗油彩若ハ文部省公認ノ下ニ開催セラルルモノタルコト但シ同一府縣ノ參加回数ハ年一回（全國的優勝大會ノ地方豫選ヲ別ニ行フ場合ハ此ノ回数ハ含マズ）ニ限ルコト
- ハ 府縣大會ハ府縣ノ體育團體（第一項記載ノ事項參照）ノ主催者若ハ其ノ公認ノ下ニ年一回（全國的優勝大會竝地方的大會ノ府縣豫選ハ之ヲ含マズ）開催セラルモノタルコト
- ニ 同一府縣内ニ存シ近接三校以上ノ學校間ニテ行フ試合ハ府縣體育團體ノ主催者若ハ關係學校共同主催ノ下ニ府縣體育團體（第一項記載ノ事項參照）ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノタルコト
- ホ 同一府縣内ニ存スルニ校間ノ試合ハ兩校共同主催ノ下ニ開催セラルルモノタルコト
- ヘ 府縣ヲ異ニスルニ校間ノ試合ハ夫々當該學校主催ノ下ニ其ノ属スル府縣體育團體（第一項記載ノ事項參照）ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノタルコト
- 三 試合ハ總テ學業ニ支障ナキ時ニ行フベク特ニ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限リ行フコト但シ荒天等ノ爲之ニ據リ難キ場合ハ特ニ府縣體育團體（第一項記載ノ事項參照）ノ承認ヲ得ルコト又運動場配置等ノ關係ニヨリ之ニ據リ難キ特別ノ事情アル府縣ニ於テハ當該府縣體育團體ニ於テ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ルコト
- 四 入場料ヲ徴収シ得ル試合ハ府縣體育團體（第一項記載ノ事項參照）ニ於テ主催スルカ若ハ文部省ニ於テ公認シタルモノニ限ルコト
- 五 前項ニ依リ入場料ヲ徴収セントスルトキハ之ニ關シ主催者ハ豫メ文部省ノ承認ヲ得其ノ収支ハ本令中入場料ニ關スル事項ニ基キ右團體ニ於テ處理シ試合終了後収支決算ヲ遲滞ナク報告スルコト但シ其ノ用途ニ關シ入場料ニ關スル事項中ニ（三）、（四）ニ充當セントスル場合ハ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ベキコト
- 六 試合參加ニ關シ旅費滞在費等ヲ受クル場合ハ必ズ當該學校ノ屬スル府縣體育團體（第一項記載ノ事項參照）ヲ經テ收受シ當該學校ハ直接之ニ與ラザルコト
- 七 試合ニ出場スル選手ハ當該學年ニ於テ原級ニ止リタルモノニアラザルコト轉入學若ハ中途入學者ハ入學後一ヶ年以上ヲ通過セルモノニ限ルコト
- 八 選手ハ父兄ノ承認竝學校醫ノ健康證明アルモノニ就キ學校長之ヲ選定スルコト
- 九 生徒ハ個人ノ資格ニ於テ入場料ヲ徴収スル試合ニ出場スルコトヲ得ザルコト
- 十 選手ハ「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルヲ得ザルコト但シ學校長ノ許可アル場合收入ヲ伴ハザル試合ニシテ府縣體育團體（第一項記載ノ事項參照）ノ承認ヲ得テ學校ヲ背景トスル「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルハ此ノ限ニ在ラザルコト

### 三、大學及高等專門學校ノ野球ニ關スル事項

一 全國的大會、地方的大會若ハ聯盟試合ヲ開催スル常置ノ團體ハ其ノ役員中ニ關係學校又ハ其ノ體育會（又ハ運動會）ノ責任者若クハ野球部長ヲ加ヘ豫メ團體ノ代表者ニ於テ左記事項ヲ具シ文部省ニ報告シ其ノ公認ヲ受クベキコト但シ關係學校多數ノ爲全部ノ學校ヨリ役員ヲ加エ難キ場合ハ適當ノ員數ニ制限スルモ妨ゲナキコト

- (一) 團體ノ名稱
- (二) 事務所ノ所在地
- (三) 團體代表者ノ氏名
- (四) 團體組織ニ關スル規定
- (五) 事業施行ニ關スル規定
- (六) 經理ニ關スル詳細ナル規定

前記各號ノ事項ニ變更ヲ生シタル場合ハ其ノ都度文部省ニ報告シ其ノ承認ヲ得ベキコト

二 前項ノ常置團體ハ毎年度ノ始メニ於テ其ノ年度ノ事業豫定並収支豫算及前年度ノ事業概要並収支決算ヲ文部省ニ報告スベキコト

三 第一項ノ常置團體ニ於テ全國的大會、地方的大會、聯盟試合若ハ是等ニ準ズル試合ヲ開催セントスルトキハ參加學校長承認ノ下ニ試合ノ施行並經理方法ヲ具シ試合開催前豫メ文部省ノ公認ヲ受クルベキコト

四 兩校對校試合ハ當該學校長承認ノ下ニ行ハレ得ルコト但シ入場料ヲ徴収スル場合及當該學校ガ何レモ其ノ所在スル府縣ヲ離レ試合ヲ行フ場合ハ其ノ件ニ關シ豫メ當該學校ニ於テ文部所ノ承認ヲ受クベキコト

入場料ヲ徴収シタル場合ハ終了後其ノ収支ヲ遲滞ナク文部省ニ報告スベキコト

五 入場料ヲ徴スル試合ヲ行ヒ其ノ用途ニ於テ入場料ニ關スル事項中二ノ（四）ニ充當スル場合ハ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ベキコト

六 選手ハ學校醫ノ健康證明ヲ受ケ學校長ニ於テ適當ト認メタルモノニ限ルコト

七 學生生徒ハ文部省ノ認メタル場合ノ外入場料ヲ徴収スル試合ニ參加スルヲ得ザルコト

八 選手ハ在籍又ハ出身校ヲ背景トスル「クラブチーム」以外ノ「チーム」ニ加ハリ優勝大會若ハ之ニ準ズベキ試合ニ出場スルヲ得ザルコト但シ文部省ノ公認セル常置團體ニ於テ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得テ構成スル全國的又ハ地方的ノ選抜「チーム」ニ參加スル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

### 四、入場料ニ關スル事項

一 入場料ハ入場者ノ整理ヲナシ「二」ニ揚グル經費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徴収シ得ルコト

二 入場料其ノ他ノ収入ハ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得タル團體ニ於テ收受シ左ノ順序ニヨリ支出シ體育運動以外ノ經費ニ充當セザルコト但シ體育運動團體（大學及高等專門學校ニ關シテハ學校ヲ含ム）以外ノ主催者ガ收受スル場合ハ豫メ文部省ト協議ヲ遂ゲ其ノ使途ヲ定ムルコト

（一） 當該試合ヲ開催スルニ必要ナル經費

イ 會場費

ロ 試合施行ニ要スル經費

ハ 試合參加並準備ニ要スル經費

ニ 其ノ他ノ雜費

（二） 主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル經費

（三） 參加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル經費

（四） 各種體育運動ノ普及發達ニ必要ナル經費

#### 五、 試合褒賞ニ關スル特殊事項

- 一 學校「チーム」ハ當該學校及び文部省ノ承認アル場合ノ外國外ニ遠征シ若ハ來朝「チーム」ト試合ヲ行ウヲ得ザルコト
- 二 試合參加ニ關シ選手又ハ學校ハ優勝旗、優勝牌、其ノ他之ニ準ズルモノノ外褒章トシテ之ヲ受クルヲ得ザルコト
- 三 選手ハ廣告、商品若ハ營利宣傳ニ利セラルル虞アル記事等ニ自己ノ名義、肖像等ヲ利用セシメザルコト
- 四 學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- 五 選手ハ「コーチ」審判等ヲ行フニ當リ旅費、宿泊費、其ノ他當然必要ナル經費以外ノ金品ヲ受ケザルコト
- 六 選手ハ選手タルノ故ヲ以テ學校又ハ學校ヲ背景トスル團體等ヨリ學費其ノ他ノ生活費ヲ受ケザルコト
- 七 野球ニ優秀ナルノ故ヲ以テ入學ノ便ヲ與ヘ又ハ學費其ノ他生活費ヲ授クルガ如キコトヲ條件トシテ入學ヲ勧誘セザルコト

#### 六、 應援ニ關スル事項

- 一 應援ハ當該試合主催者及學校當局者ノ承認セル場合ニ限り之ヲ行ヒ得ルコト
- 二 學生生徒ガ應援團ヲ組織スル場合ハ左ノ條項ヲ遵守スルコト
  - （一） 應援團ハ當該學校ノ職員、學生、生徒ノミヲ以テ組織スルコト
  - （二） 應援團ハ豫メ其ノ責任者ヲ定メ當該試合ノ主催者ニ届出ヅルコト

- (三) 應援團ハ當該學校ノ當局者若運動部ト十分ナル聯絡ヲ保ツベキコト
- 三 應援ノ方法トシテハ學校當局者、試合ノ主催者、關係學校應援團ノ間ニ十分ナル協議ヲ遂ケ特ニ左記事項ニ關シテハ之ヲ嚴守スベキコト
- (一) 應援ハ學生生徒ノ本分ヲ體シ運動競技ノ精神ニ從ヒテ之ヲ行ヒ苟モ試合ノ妨害トナルガ如キ事ハ一切之ヲ行ハザルコト
- (二) 應援團ノ服装ハ當該學校ノ制服制帽ニ限ルコト
- (三) 廣告、專傳等ニ利用セラルル虞アル物品ヲ一切使用セザルコト
- (四) 應援ノ爲濫リニ多額ノ經費ヲ費サザルコト

#### 附 則

本令ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令中府縣ノ體育團體トアルハ府縣學事當局者並學校長ト密接ナル關係ヲ有シ他ノ運動種目ト共ニ小學校並中等學校ノ野球ヲ統制シ得ル團體タルベク郡、市、區、町、村ノ體育團體トアルハ夫々其ノ地域ノ學校管理者及學校長ト密接ナル關係ヲ有シ府縣ノ體育ノ公認ヲ得タルモノナルベキコト但シ、區、町、村ノ體育團體ニ關シテハ學校管理者及小學校長ト密接ナル關係ヲ有スル教育會等ヲシテ之ニ代ラシムルハ妨ゲザルコト

府縣體育團體、府縣中學校體育聯盟若ハ府縣中等學校野球聯盟ノ設置ナキ場合ハ府縣ニ於テ適當ナル方法ニヨリ小學校並中等學校ノ野球ノ統制ノ事務ヲ取扱フベキコト

昭和七年三月二十八日

文部大臣 鳩山一郎

出典：山川建『野球統制の話』、1932年より抜粋。

#### 《資料②》

「学生野球基準要綱」

(昭和21年12月21日制定)

#### 一、中等学校野球ニ関スル事項

一、中学校ノ野球ニ關シテハ各都、道、府、県ノ野球聯盟又ハ之ニ準ズルモノ（以下野球連盟ト称ス）ニ於テ全国中等学校野球聯盟ヲ通ジテ日本学生野球協会ノ指導ノ下ニ之ヲ

監督スルモノトス

二、各都、道、府、県ノ中等学校野球聯盟ニ加入シ得ル学校ハ中等学校令ニ依ルモノトス

三、選手ハ学校長ニ於テ学業、身体、人物等適当ト認メタルモノニ限ルコト、但シ大会等ニ際シテノ出場選手資格ニ関シテハ更ニ主催団体ニ於テ定メタル大会規定ニヨルモノトス

四、中等学校野球チームノ参加シ得ル試合ハ左記ニ依リ開催セラルルモノトス

イ、全国大会ハ全国中等学校野球聯盟ノ主催シタルモノ

ロ、地方大会（近接セルニ都道府県又ハ数都道府県ニ亘ルモノ）ハ関係都道府県ノ野球聯盟ノ主催シタルモノ

ハ、都道府県大会ハ都道府県ノ野球聯盟ノ主催シタルモノ

ニ、都道府県ヲ異ニスルニ校間ノ試合ハ各其ノ関係都道府県野球聯盟ノ承認ヲ得テ開催スルコト

ホ、同一都道府県内ニ存スルニ校間ノ試合ハ双方学校長ノ責任ノ下ニ開催スルコト

五、中等学校ノ野球試合ニ於テハ入場料ヲ徴収セザルヲ原則トス、但シ入場料ヲ徴収スル場合ニ於テハ次ノ事項ヲ厳守スルコト

イ、全国大会地方大会ニアリテハ全国中等学校野球聯盟、一都道府県内ノ大会並ニ試合ニアリテハ其ノ当該都道府県野球聯盟ノ承認ヲ得ルコト

ロ、大会又ハ試合終了後入場料徴収ノ承認ヲ得タル聯盟ニ速カニ収支決算ヲ提出スルコト

ハ、入場料ノ使途ハ大会又ハ試合ヲ開催スルニ必要ナ経費、参加学校ニ於ケル体育ノ普及発達ニ必要ナ経費ノ充当ニ限定セラルベキコト

六、選手ハ自校又ハ出身校ヲ背景トスルクラブチーム以外ノ試合ニ出場スルコトヲ得ズ、但シ学校長並ニ所属聯盟ノ承認アル場合ハ此ノ限りデナイ

七、選手ノ参加セルクラブチームノ試合ニ関シテハ総テ本規程ガ準用セラルベキコト

八、コーチヲナシ得ル者ハ中等学校教員有資格者又ハ之ニ準ジ得ベキ者（例ヘバ大学令ニヨル学部ノ学生又ハ高等学校、専門学校ノ最終学年在学中ノ者）ナルコト

九、選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フコト及ビコーチヲ受クルコトヲ得ズ、但シ職業選手タリシ者ニシテ本協会審査室ニ於テ適性ヲ認定サレタ者ハ此ノ限りデナイ

十、選手ハ選手タルノ故ヲ以テ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ他ヨリ学費、生活費等ヲ受クルコトヲ得ズ

十一、生徒ノ組織スル応援団ハ常ニ教育ノ本義ニ則リテ行動シ、団員ノ行動ニ関シテハ当該学校ガ一切ノ責ニ任ジ、当該学校野球部ハ第十二項ノ制裁ヲ受クルコト

十二、学生野球ノ本義ニ違背シ又ハ違背スル虞アルトキハ日本学生野球協会ハ審査ノ上当該野球選手又ハ当該選手所属学校野球部ニ対シテ警告、謹慎、出場禁止ヲ爲シ又ハ当該野球部除名ノ処置ヲ爲シ得ベキコト



## 二、大學、高等学校及ビ専門学校ノ野球ニ関スル事項

- 一、試合ハ総テ学業ニ支障ナキトキニ之ヲ行フベク、春秋各シーズンハ三ヶ月ヲ超ユルヲ得ザルコト 但シ休暇ニ於ケル試合ハ此ノ限リデナイ
- 二、大学、高等学校及ビ専門学校ノ野球ノ大会又ハリーグ戦ヲ主催スル団体ハ其ノ役員中ニ関係学校ノ責任者ヲ加ヘルコト  
常置ノ主催団体ハ豫メ毎年ノ事業概要並ニ経理方法ヲ二月末日マデニ日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト  
常置ノ団体以外ノ団体ガ主催スル場合ハ試合ノ施行並ニ経理方法ヲ具シ試合開始一週間前豫メ日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト  
前記ノ事項ニ変更ヲ生ジタル場合ハソノ都度日本学生野球協会ニ届出ヅベキコト
- 三、両校対校試合ハ該当学校ノ主催ノ下ニノミ行ハルベキコト
- 四、両校ガ所在都道府県ヲ離レテ試合ヲ行フ場合ハソノ件ニ関シ豫メ日本学生野球協会ノ承認ヲ得ベキコト
- 五、入場料ハ入場者ノ整理ヲ爲シ試合及ビ練習ニ要スル経費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徴収シ得ルコト、但シ学校長及ビ日本学生野球協会ノ承認アル場合ハ此ノ限リデナイ
- 六、入場料ヲ徴収シタ場合ニハ主催団体ノ代表者又ハ当該学校ノ責任者ハ大会、リーグ戦又ハ対校試合終了後遅滞ナク詳細ナル収支決算報告書ヲ日本学生野球協会ニ提出スベキコト
- 七、選手ハ学校長ニ於テ身体、学業、人物等適当ト認メタルモノニ限ルコト、但シ大会、リーグ戦又ハ対校試合ニ出場スル選手ノ資格ニ関シテハ総テ本規約ノ規程ガ準用セラルベキコト
- 八、選手ハ自校又ハ出身校ヲ背景トスルクラブチーム以外ノ試合ニ出場スルヲ得ザルコト
- 九、選手ノ参加セルクラブチームノ試合ニ関シテハ総テ本規約ノ規程ガ準用セラルベキコト
- 十、選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フヲ得ザルコト、但シ職業選手タリシ者ニシテ本協会審査室ニ於テ適性ヲ認定サレタ者ハ此ノ限リデナイ
- 十一、選手ハ選手タルノ故ヲ以テ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ他ヨリ学費、生活費等ヲ受クルヲ得ザルコト
- 十二、選手ハコーチ、審判等ヲ行フニ当リ旅費、宿泊費其ノ他当然必要ナル経費以外ノ金品等ヲ受クルヲ得ザルコト
- 十三、学生又ハ生徒ノ組織スル応援団ハ常ニ教育ノ本義ニ則リテ行動シ団員ノ行動ニ付テハ当該学校ガ一切ノ責ニ任ジ当該学校野球部ハ第十四項ノ制裁ヲ受クルコト
- 十四、学生野球ノ本義ニ違背シ又ハ違背スル虞アルトキハ日本学生野球協会ハ審査ノ上当該野球選手又ハ当該選手所属学校野球部ニ対シ警告、謹慎、出場禁止ヲ爲シ又ハ当該野球部除名ノ処置ヲ爲シ得ベキコト

出典：日本学生野球協会『日本学生野球協会史』、1984年より抜粋。

《資料③》

日本学生野球憲章  
(昭和 25 年 1 月 22 日)

われらの野球は日本学生野球として日本人たることと学生たることの自覚を基礎とする。日本人たることを忘れて、学生の特長を逸脱したりしてはわれらの野球は成り立ち得ない、勉強と規律はつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとして其れ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強健な身体を鍛錬する事、これにこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない。この理念を想望してわれらここに憲章を定める。

第一章 総 則

第一條 この憲章は、学生野球の健全な発達を図ることを目的とする。

第二條 この憲章を誠実に執行する為、日本学生野球協会を設ける。日本学生野球協会の組織及び権限は、別に規約でこれを定める。

第二章 大学野球

第三條 試合はすべて学業に支障ないときに行わなければならない。春秋シーズンは、三ヶ月を超えてはならない。但し、休暇における試合は、この限りではない。

第四條 大学の野球大会又はリーグ戦を主催する団体の役員は、関係学校の責任者及び野球に知識経験ある適任者がこれに当る。

常置の主催団体は、予め毎年の事業概要並に経理方法を二月末日までに、日本学生野球協会に届出でなければならない。

常置団体以外の団体が野球大会を主催する場合は、予め試合の施行並に経理方法を具し試合開始一週間前までに日本学生野球協会に届出でなければならない。

前二項の事業に変更を生じた場合には、その都度日本学生野球協会に届出なければならない。

ない。

第五條 対抗試合は、当該学校の主催によつてのみ行われる。

第六條 二校以上の学校が所在都道府県を離れて試合を行う場合は、予め日本学生野球協会の承認を得なければならない。

第七條 入場料は、入場者の整理をなし、試合及び練習に要する経費に充てる場合に限り、これを徴収し得る。但し、日本学生野球協会の承認ある場合はこの限りでない。

第八條 入場料を徴収した場合には、主催団体の代表者又は当該学校の責任者は、大会、リーグ戦又は対校試合終了後、遅滞なく詳細な収支決算報告書を日本学生野球協会に提出しなければならない。

第九條 選手は、学校長が身体、学業、人物等適当と認めたものに限る。但し、大会、リーグ戦又は対校試合に出場する選手の資格に関しては、主催団体においてさらに厳格な制限を設けることができる。

第十條 選手は、職業選手又は職業選手たりし者と試合を行い或はコーチを受けることを得ない。但し、職業選手たりし者で日本学生野球協会審査室において適性を認定された者は、この限りでない。

第十一條 選手は、自校又は出身校を背景とするクラブチーム以外の試合に出場することを得ない。

選手の参加したクラブチームの試合に関しては、すべてこの憲章の規定を準用する。

第十二條 前二條に関しては、日本学生野球協会が審査室の議を経て、特別の処置をなしうる。

第十三條 選手は、選手たるの故をもつて、いかなる名義をもつてするを問わず、他より学費、生活費等を受けることを得ない。

第十四條 選手は、コーチ、審判等を行うに当り、旅費、宿泊費その他当然必要な経費以外の金品等を受くることを得ない。

### 第三章 高等学校野球

第十五條 高等学校の野球は、全国高等学校野球連盟が、日本学生野球協会の指導の下に、各都道府県の高等学校野球連盟を通じて、これを監督する。

第十六條 各都道府県の高等学校野球連盟に加盟し得る学校は、学校教育法第四章に定めるものに限る。

第十七條 高等学校野球チームの参加し得る試合は左記により開催されるものに限る。

イ、全国大会は全国高等学校野球連盟の主催したもの。

ロ、地方大会（近隣せる二都道府県又は数都道府県に亘るもの）は関係都道府県高等学校野球連盟の主催したもの。

ハ、都道府県大会は都道府県の高等学校野球連盟の主催したもの。  
ニ、都道府県を異にする二項の試合はその関係都道府県高等学校野球連盟の承認を得たもの。

ホ、同一都道府県内に存する二校間の試合は双方学校長の責任の下に行われるもの。

第十八條 高等学校の野球試合に入場料を徴収する場合には、左の事項を厳守しなければならない。

イ、全国大会にあつては、日本学生野球協会の承認を得ること。

ロ、地方大会、一都道府県内の大会にあつては、全国高等学校野球連盟の承認を得ること。

ハ、一都道府県内の試合にあつては、都道府県高等学校野球連盟の承認を得ること。

ニ、大会又は試合を終了後、入場料徴収の承認を得た協会又は連盟に速かに収支決算を提出すること。

ホ、入場料の用途は、大会又は試合を開催するに必要な経費及び参加学校における体育の普及発達に必要な経費の充当に限定せられるべきこと。

第十九條 第四條第一項、第九條乃至第十四条の規定は、高等学校野球にこれを準用する。

#### 第四章 附 則

第二十條 学生野球の本義に違背し又は虞れあるときは、日本学生野球協会は、審議室の議を経て当該野球部選手又は当該選手所属の学校野球部に対して、警告、謹慎、出場禁止又は当該野球部除名の処置をなし得る。

本憲章に違背した場合亦同じ。

第二十一條 学生又は生徒の組織する応援団は、常にその本分に基いて行動し、団員の行動に付ては、その学校が一切責に任ずる。

応援団が学生又は生徒の本分に反する行為をなした場合には、日本学生野球協会は第二十條に準じて当該学校野球部に制裁を加えることができる。

第二十二條 旧制高等学校、専門学校及び旧制大学の野球に関しては、第二章の規定を準用する。

第二十三條 この憲章の適用に関し疑義を生じた場合は、日本学生野球協会審査室の議を経て、これを会長が決定する。

第二十四條 この憲章の改正には、日本学生野球協会評議会の決議を要する。

第二十五條 この憲章は昭和二十四年一月二十二日より施行する。

出典：『學生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年より抜粋。

《資料④》

学生野球憲章

(平成4年2月14日改正)

われらの野球は日本の学生野球として学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強健な身体を鍛錬する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない。この理念を相望してわれらここに憲章を定める。

第一章 総則

第一条 この憲章は、学生野球の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 この憲章を誠実に執行するために、日本学生野球協会を設ける。日本学生野球協会の組織及び権限は別に規約でこれを定める。

第二章 大学野球

第三条 試合はすべて学業に支障がないときに行わなければならない。春秋シーズンは三ヶ月を超えてはならない。但し、休暇における試合は、この限りではない。

第四条 大学の野球大会又はリーグ戦を主催する団体の役員は、関係学校の責任者及び野球に知識経験ある適任者がこれに当る。

- ② 常置の主催団体は、あらかじめ毎年の事業概要並びに経理方法を二月末日までに、日本学生野球協会に届出なければならない。
- ③ 常置団体以外の団体が野球大会を主催する場合は、あらかじめ試合の施行並びに経理方法を具し、試合開始一週間前までに日本学生野球協会に届出なければならない。
- ④ 全二項の事業に変更を生じた場合には、その都度、日本学生野球協会に届出なければならない。

第五条 対校試合は、当該学校の主催によってのみ行われる。

第六条 二校以上の学校が所在都道府県を離れて試合を行う場合は、あらかじめ日本学生野球協会の承認を得なければならない。

第七条 入場料は、入場者の整理、試合及び練習に要する経費に充てる場合に限りこれを徴収することができる。但し、日本学生野球協会の承認ある場合はこの限りではない。

第八条 入場料を徴収した場合には、主催団体の代表者又はその学校の責任者は、大会、リーグ戦又は対校試合終了後、遅滞なく詳細な収支決算報告書を日本学生野球協会に提出しなければならない。

第九条 選手は、学校長が身体、学業及び人物について適当と認めた者に限る。但し、大会、リーグ戦又は対校試合に出場する選手の資格に関しては、主催団体においてさらに厳格な制限を設けることができる。

第十条 選手及び部員は、職業野球に所属する選手、監督、コーチ、審判員その他直接に職業野球の練習若しくは練習に関与している者又は関与したことがある者と試合若しくは練習を行ない、又はこれらの者からコーチ若しくは審判を受けることができない。但し、直接に職業野球の試合又は練習に関与したことがある者であっても、日本学生野球協会審査室においてその適性を認定された者については、子限りではない。

② 前項の規定は、職業野球のスカウトその他これに準ずる者についても、これを準用する。

第十一条 選手及び部員は、自校または出身校を背景とするクラブチーム以外の試合に出場することができない。

② 選手又は部員が参加するクラブチームの試合に関しては、すべて、この憲章の規定を準用する。

③ 前二項のクラブチームとは、選手及び部員とこれらの者の自校、又は出身校の先輩との混合チームをいう。

第十二条 前二条に関しては第十条第一項但し書の場合を除くほか、日本学生野球協会が、審査室の議を経て特別の処置をすることができる。

第十三条 選手又は部員は、いかなる名義によるものであっても、他から選手又は部員であることを理由として支給され又は貸与されるものと認められる学費、生活費そ

の他の金品を受けることができない。但し、日本学生野球協会審査室は、本憲章の趣旨に背馳しない限り、日本オリンピック委員会から支給され又は貸与されるものにつき、これを承認することができる。

- ② 選手又は部員は、いかなる名義によるものであっても、職業野球団その他のものから、これらとの入団、雇傭その他の契約により、又はその締結を条件として契約金、若しくはこれに準ずるもの前渡し、その他の金品の支給、若しくは貸与を受け、又はその他の利益を受けることができない。

第十四条 選手又は部員は、コーチ、審判その他これに準ずる行為をするに際し、これらに当然に必要な旅費、宿泊費、その他の経費以外の金品の支給、若しくは貸与を受け、又はその他の利益を受けることができない。

### 第三章 高等学校野球

第十五条 高等学校の野球は財団法人日本高等学校野球連盟が、日本学生野球協会の指導の下に、それぞれの都道府県の高等学校野球連盟を通じて、これを監督する。

第十六条 それぞれの都道府県の高等学校野球連盟に加入することができる学校は、学校教育法第四章に定めるものに限る。

第十七条 高等学校チームの参加することができる試合は、次に掲げるところにより開催せられるものに限る。

- 一 全国大会は財団法人日本高等学校野球連盟の主催したもの。
- 二 地方大会（近隣せる二以上の都道府県）は関係都道府県高等学校野球連盟の主催したもの。
- 三 都道府県大会は都道府県の高等学校野球連盟の主催したもの。
- 四 都道府県を異にする二校の試合はそれぞれの関係都道府県高等学校野球連盟の承認を得たもの。
- 五 同一都道府県内の二校間の試合はそれぞれの学校長の責任の下に行われるもの。

第十八条 高等学校の野球試合に入場料を徴収する場合には、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 全国大会にあつては、日本学生野球協会の承認を得ること。
- 二 地方大会にあつては、財団法人日本高等学校野球連盟の承認を得ること。
- 三 一都道府県内の試合にあつては、都道府県高等学校野球連盟の承認を得ること。

四 大会又は試合の終了後入場料徴収の承認をした協会又は連盟にすみやかに収支決算を提出すること。

五 入場料の使用は、大会又は試合するに必要な経費及び参加学校における体育の普及と発達に必要な経費の充当に限定されるべきこと。

第十九条 第四条第一項・第七条但し書及び第九条から第十四条までの規定は、高等学校野球にこれを準用する。

#### 第四章 附則

第二十条 日本学生野球協会は、部長、監督、コーチ、選手又は部員に学生野球の本義に違背し、又は違背するおそれのある行為があると認めるときは、審査室の議を経て、その部長、監督、コーチ、選手又は部員に対しては、警告、謹慎又は出場禁止の処置をし、その者の所属する野球部に対しては、警告、謹慎、出場禁止又は除名の処置をすることができる。部長、監督、コーチ、選手又は部員にこの憲章の条規に反する行為があると認められるときも、同様である。

- ② 部長、監督、コーチ、選手又は部員に野球に関する個人としての非行があったときはその部長、監督、コーチ、選手又は部員について前項前段の規定を準用する。但し、この非行が、学生野球の健全な発達を阻害し、又は阻害するおそれがあると認められるときは、その者の所属する野球部についても前項前段の規定を準用する。
- ③ 部長、監督、コーチ、選手又は部員の野球に関しない個人としての非行であっても、その非行が、学生野球の健全な発達を阻害し、又は阻害するおそれがあると認められるときは、その者の所属する野球部について第一項前段の規定を準用する。
- ④ 学校法人の役員、若しくは、教職員、其他学校関係者の行為が、学生野球の健全な発達を阻害し、又は阻害するおそれがあると認められるときは、その者の関係し、又は関係せんとする野球部について、第一項前段の規定を準用する。

第二十一条 学生又は生徒で組織される応援団及びその団員は、常にその本分に基いて行動しなければならない。この応援団及びその団員の行動については、すべて、この応援団の所属する学校及び野球部がその責任を負うものとする。但し、この応援団、又はその団員が、その本分に反する行員をしたときに、これに関係がある野球部又は部長、監督、コーチ、選手若しくは部員について前条第一項前段の規定を準用する。



- ② 前項の規定は、学生若しくは生徒以外の者で組織される応援団、又はその団員が、学生野球の健全な発達を阻害し、又は阻害するおそれがあると認められる行動をした場合についてもこれを準用するものとする。

第二十二條 選手若しくは部員又はその代理人は、その選手又は部員と職業野球団その他のものと入団、雇傭その他の契約の締結に関する交渉その他の行為をするについては、財団法人全日本大学野球連盟又は財団法人日本高等学校野球連盟の定めるところに従わなければならない。

第二十三條 この憲章の適用に関して、疑義を生じたときは、日本学生野球協会審査室の議を経て、会長がこれを決定する。

第二十四條 この憲章は、日本学生野球協会評議会の議決によらなければ、これを改正することができない。

- ② この決議には、総評議員の三分の二以上の賛成を必要とする。

第二十五條 この憲章は昭和二十五年一月二十二日より施行する。

出典：「日本学生野球協会ホームページ」より抜粋。

#### 《資料⑤》

##### 「日本学生野球憲章」

(平成 22 年 2 月 24 日全面改正後、平成 24 年 4 月 1 日改正)

国民が等しく教育を受ける権利を持つことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国的規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。

本憲章は、昭和 21 (1946) 年の制定以来、その時々新しい諸問題に対応すべく 6 回の改正を経て来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛錬する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。

もちろん、ここに盛られたルールのすべてが永久不変のものとは限らない。しかし学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的離解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本学生野球協会（以下「日本学生野球協会」という。）は、大学野球および高等学校野球（以下「学生野球」という。）の組織、活動および運用の基準として日本学生野球憲章（以下「本憲章」という。）を定める。

(学生野球の基本原則)

第2条 学生野球における基本原則は次のとおりとする。

- ① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。
- ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする。
- ③ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商業的に利用しない。
- ④ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。
- ⑤ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組みを推進する。
- ⑥ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。

- ⑦ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組織による管理・運営を理念とする。

(定義)

第 3 条 本憲章において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- ① 学生野球団体 日本学生野球協会、公益財団法人全日本大学野球連盟（以下「全日本大学野球連盟」という。）、公益財団法人日本高等学校野球連盟（以下「日本高等学校野球連盟」という。）、日本大学野球連盟の加盟団体である各地区大学野球連盟（以下全日本大学野球連盟と各地区大学野球連盟を「大学野球連盟」という。）、日本高等学校野球連盟の加盟団体である各都道府県高等学校野球連盟（以下日本高等学校野球連盟と各都道府県高等学校野球連盟を「高等学校野球連盟」という。）をいう。
- ② 加盟校 学生野球団体に加盟する学校をいう。
- ア 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
- イ 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、日本高等学校野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
- ③ 野球部 加盟校において、教育活動として位置づけられた野球（大学にあつては硬式野球、高等学校にあつては硬式野球および軟式野球）を活動内容とする部をいう。
- ④ クラブチーム 加盟校の部員および同校元部員の混合チームであり、加盟校の責任の下に活動するものをいう。
- ⑤ 学生 加盟校の学生および生徒をいう。
- ⑥ 部員 加盟校の野球部に所属し学生野球団体に登録された学生をいう。
- ⑦ 選手 試合・大会において出場登録された部員をいう。
- ⑧ 指導者 加盟校の学校長（大学の学長および高等学校の校長）ならびに野球部の部長、監督、コーチなど野球部の指導にあたる者をいう。
- ⑨ 審判員 学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者をいう。
- ⑩ 学生野球団体の役員 学生野球団体の理事、評議員、監事などの役職者をいう。
- ⑪ 試合 野球部または野球部員が参加して行う野球競技をいう。
- ⑫ 大会 3チーム以上の野球部が複数の試合を行い、順位を競う野球競技をいう。
- ⑬ 学生野球構成員資格（以下「学生野球資格」という。）部員、クラブチーム参加者、指導者、審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。
- ⑭ プロ野球選手 国を問わず、野球をすることで報酬を得ている者をいう。
- ⑮ プロ野球団体 国を問わず、プロ野球団体またはその団体の連合体

- ⑯ プロ野球関係者 国を問わず、プロ野球団体またはその団体の連合体の役員、審判員、職員、監督、コーチ、トレーナー、スカウトなどすべての構成員をいう。
- ⑰ 元プロ野球選手 国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑱ 元プロ野球関係者 国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑲ 審査室 日本学生野球協会が定める手続きに基づき選任された審査員によって構成され、理事会および評議員会から独立した審査機関をいう。

(学生野球を行う機会の保障)

第 4 条 学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。

(部員の権利と義務)

第 5 条 部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。

2 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有し、かつ本憲章を遵守する義務を負う。

(学生野球団体の責務)

第 6 条 学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展させることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。

2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟に対し指導・助言を行う。

3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟は各都道府県高等学校野球連盟を通じて、それぞれの加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。

4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協力する。

5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、部員、選手、指導者および審判員の登録に関する規則を定める。

(学生野球団体の役員の責務)

第 7 条 学生野球団体の役員は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

(審判員の責務)

第 8 条 学生野球団体の審判員は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

(加盟校および指導者の責務)

- 第 9 条 加盟校および指導者は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。
- 2 加盟校の学校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。
  - 3 加盟校の校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ教員の範囲を定める。
  - 4 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチなど指導者を選任する。
  - 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の学校長が、前 2 項により選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

## 第 2 章 学校教育の一環としての野球部活動

(学校教育と野球部の活動との調和)

- 第 10 条 野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ部員の健康を害するものであってはならない。
- 2 加盟校は、前項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。この場合、原則として 1 週間につき最低 1 日は野球部としての活動を行わない日を設ける。
  - 3 学生野球団体は、前 2 項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて基準を定めるものとする。
  - 4 学生野球団体は、大会を開催するに際して、第 1 項の目的を達するために、大会の開催時期などに配慮をしなければならない。

(加盟校の部員への指導)

- 第 11 条 加盟校および指導者は、部員に対して、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない。
- 2 加盟校および指導者は、部員に対して、自ら人格を磨き、他の学生から信頼を受けるよう指導しなければならない。

## 第 3 章 試合・大会の運営

(試合・大会実施の基本原則)

第12条 部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加することができる。

- ① 全国大会にあつては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が主催するもの。
  - ② 地域大会にあつては、関係する学生野球団体が主催するもの。
  - ③ 国際試合・大会にあつては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、その定めに従って承認したもの。
  - ④ 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の定めに従って、当該加盟校の主催するもの。
  - ⑤ クラブチームの試合にあつては、当該加盟校の主催するもの。
  - ⑥ 複数の加盟校から選抜された選手で構成するチーム（ピックアップチーム）の試合にあつては、日本学生野球の定めるところにより承認を得たもの。
  - ⑦ 前6号以外の試合・大会にあつては、日本学生野球協会が本憲章の理念に合致するとして承認したもの。
- 2 選手、指導者、審判員または学生野球団体の役員などの大会運営にかかわる者は、大会運営に関して報酬を受けてはならない。
  - 3 学生野球団体は、主催する試合・大会において、学生野球団体の運営経費、試合・大会に必要な経費および参加学校における体育の普及と発展に必要な経費に充当するため入場料を徴収することができる。
  - 4 日本学生野球協会は、試合・大会の運営に関する規則を定める。

（試合・大会出場選手資格）

第13条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第2条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。

#### 第4章 学生野球資格と他の野球団体などとの関係

（学生野球資格）

- 第14条 プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手及び元プロ野球関係者は、学生資格を持たない。
- 2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、学生野球資格を失う。
  - 3 学生野球資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、指導者、審判員および学生野球団体の役員となることできない。

（学生野球資格を持たない者との関係の基本原則）

第 15 条 学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかげる活動を通じ、学生野球資格を持たない者（本憲章により除名処分を受けて学生野球資格を失った者を除く。）と交流することができる。

- ① 練習、試合など
- ② 講習会、シンポジウムなど
- ③ その他学生野球の発展に資する活動

2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。

- ① 学生野球が商業的に利用されてはならないこと
- ② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇用などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、全日本大学野球連盟または日本高等学校や有連盟が定める規則に従うこと
- ③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと
- ④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと

（学生野球資格の回復）

第 16 条 元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、学生野球資格を回復することができる。

（他の野球団体との関係）

第 17 条 部員、指導者および学生野球団体の役員は、学生野球団体または学生野球団体を構成団体とする野球団体以外の野球団体の構成員となることはできない。ただし、日本学生野球協会の承認を得た場合はこの限りではない。

## 第 5 章 学生野球に関わる寄附または援助

（学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則）

第 18 条 学生野球に関する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならない。

2 学生野球に対する寄附または援助は、本憲章の趣旨に合致し、かつ本憲章に定めるもののみ認められる。

(学生野球団体が受ける寄附または援助)

第 19 条 学生野球団体は、学生野球の発展のために寄付または援助を受けることができる。

(加盟校が受ける寄附または援助)

第 20 条 加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、加盟校は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 加盟校は、寄附または援助を受ける場合には、寄附者・援助者の氏名、住所、寄附または援助の内容・金額を記録しなければならない。
  - ② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費のために支出しなければならない。余剰金は、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出することができる。
- 2 加盟校は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などの締結を条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 加盟校は、前項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(野球部が受ける寄附または援助)

第 21 条 野球部は、学校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければならない。

(加盟校または野球部の報告義務)

第 22 条 学生野球団体は、本憲章の施行に必要と認める場合は、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および使途に関し報告を求めることができる。

(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

第 23 条 部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、部員であることまたは学生野球を行うことに対する援助、対価または試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。ただし、日本学生野球協会が認めたものはこの限りではない。

- 2 部員は、次に定めるものを除き、加盟校から経済的な特典を受けてはならない。
- ① 奨学金制度に基づく金品の貸与または支給
  - ② 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める基準に基づく、入学および在籍に必要な費用の一部または全部の免除
- 3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と選手契約または雇用契約などを将来締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 4 部員、親権者またはその代理人は、前 3 項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。



(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

第 24 条 指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

- 2 指導者は、部員及び部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 指導者は、前 2 項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

## 第 6 章 学生野球と野球以外の活動

(野球以外の活動に関与する基本原則)

第 25 条 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、公益的活動に協力することができる。ただし、営利団体が主催するものについては全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を受けなければならない。

- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して報酬を得てはならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する基本原則)

第 26 条 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。

- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、報酬を得てはならない。
- 3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材に対し、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

第 27 条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物（以下「記事、放送、出版物」という。）について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像および予め提供された個人情報等を学

生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

- 2 学生野球団体が、前項の記事、放送、出版物の再利用を許諾する場合については前項を準用する。

## 第7章 注意・嚴重注意および処分

(注意・嚴重注意)

第28条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員に対して注意または嚴重注意をすることができる。

- 2 注意及び嚴重注意は書面をもって行う。
- 3 嚴重注意の場合には、それを受ける者から改善計画書を提出させる。
- 4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または嚴重注意に付随して必要な指導をすることができる。
- 5 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または嚴重注意を行ったときには、すみやかに日本学生野球協会に対して報告をする。
- 6 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意および嚴重注意に関する規則を定めるものとする。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

第29条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反し、または前条の注意または嚴重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。

- 2 日本学生野球協会は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対しての処分をすることができる。
- 3 日本学生野球協会は、加盟校を設置する法人の役員又は前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または野球部に対して処分をすることができる。
- 4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付随して指導をすることができる。
- 5 日本学生野球協会は、処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。

(処分の種類)

第30条 処分は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 謹慎 処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
- ② 対外試合禁止 処分対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
- ③ 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録している者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
- ④ 除名 処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失

(処分の手続)

第 31 条 日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関して審査決定を行わせる。

- 2 処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な手続きを保障される
- 3 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続きが保障される
- 4 本憲章の定めた手続きより処分がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益な扱いを受けない。
- 5 処分に関する手続きは日本学生野球協会規則で定める。

## 第 8 章 学生野球団体の決定および日本学生野球協会の処分等に対する不服申立

(学生野球団体の決定、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の注意・嚴重注意に対する不服申立)

第 32 条 学生野球団体が行った決定（日本学生野球協会の決定を除く。）および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または嚴重注意に対して、対象者は日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定に不服がある場合には、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して日本学生野球協会が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

(審査室の処分決定および日本学生野球協会の決定に対する不服申立)

第 33 条 審査室が行った処分決定に対して、被処分者は日本学生野球協会規則が定めるところに従い日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定になお不服がある場合には、対象者は

日本スポーツ仲裁機構に対して前項の日本学生野球協会の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

## 第9章 憲章の解釈と改正手続

(日本学生野球憲章の解釈)

第34条 本憲章の解釈に関して疑義を生じたときは、会長がこれを決定する。

(日本学生野球憲章の改正)

第35条 本憲章は、日本学生野球協会理事会の提案に基づき、評議員会の議決によらなければ、これを改正することができない。

2 この決議には、総評議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 附 則

(施行日)

第1条 本憲章は平成22(2010)年4月1日より施行する。

(経過処置)

第2条 本憲章7章および第8章の規定の内、注意、嚴重注意、処分および不服申立の手続きに関するものは、本憲章の施行前に生じた事案にも適用する。

出典：『学生野球要覧』、日本学生野球協会、2013年より抜粋。